ＤＣターゲット・イヤー ファンド

ＤＣターゲット・イヤー ファンド２０２５
ＤＣターゲット・イヤー ファンド２０３５
ＤＣターゲット・イヤー ファンド２０４５
ＤＣターゲット・イヤー ファンド２０５５

追加型投信／内外／資産複合

投資信託説明書
（請求目論見書）

2024年11月29日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

※本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

ＤＣターゲット・イヤー ファンド２０２５、ＤＣターゲット・イヤー ファンド２０３５、ＤＣターゲット・イヤー ファンド２０４５及びＤＣターゲット・イヤー ファンド２０５５の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年11月28日に関東財務局長に提出しており、2024年11月29日にその届出の効力が生じております。

発行者名	：	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職・氏名	：	代表取締役社長　菱田　賀夫
本店の所在の場所	：	東京都港区芝公園一丁目１番１号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	：	該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】 1
（１）【ファンドの名称】 1
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 1
（３）【発行（売出）価額の総額】 1
（４）【発行（売出）価格】 1
（５）【申込手数料】 1
（６）【申込単位】 2
（７）【申込期間】 2
（８）【申込取扱場所】 2
（９）【払込期日】 2
（１０）【払込取扱場所】 2
（１１）【振替機関に関する事項】 2
（１２）【その他】 2
第二部【ファンド情報】 4
第１【ファンドの状況】 4
１【ファンドの性格】 4
２【投資方針】 15
３【投資リスク】 28
４【手数料等及び税金】 32
５【運用状況】 36
第２【管理及び運営】 65
１【申込（販売）手続等】 65
２【換金（解約）手続等】 66
３【資産管理等の概要】 67
４【受益者の権利等】 73
第３【ファンドの経理状況】 74
１【財務諸表】 74
２【ファンドの現況】 283
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 286
第三部【委託会社等の情報】 287
第１【委託会社等の概況】 287
１【委託会社等の概況】 287
２【事業の内容及び営業の概況】 288
３【委託会社等の経理状況】 289
４【利害関係人との取引制限】 311
５【その他】 311
約款

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０２５
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０３５
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０４５
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０５５
（以上を総称して「ＤＣターゲット・イヤー　ファンド」という場合、あるいは総称してまたは個別に「ファンド」、「当ファンド」という場合があります。また、「ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０２５」を「２０２５」、「ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０３５」を「２０３５」、「ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０４５」を「２０４５」、「ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０５５」を「２０５５」という場合があります。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。
②三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
③当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて、10兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（※）とします。
※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

１円以上１円単位とします。

（７）【申込期間】

2024年11月29日から2025年 5月28日までとします。
継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。
（照会先）
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
ホームページ：https://www.smtam.jp/
フリーダイヤル：0120-668001
（受付時間は営業日の午前９時から午後５時までとします。）

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。
継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

＜振替受益権について＞
当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。
当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。
＜受益権の取得申込みの方法＞
販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、原則として、営業日の午後３時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜申込みコース＞

当ファンドは「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）専用ファンドです。

＜受益権の取得申込みの受付の中止等＞

収益分配金の再投資をする場合を除き、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

＜ファンドの目的＞

当ファンドは、国内及び外国の公社債、株式ならびに国内の短期金融資産等に分散投資することでリスクの低減をはかりながら、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

＜信託金限度額＞

各ファンドにつき上限　4,000 億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

＜基本的性格＞

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	ＭＭＦ	インデックス型
追加型	海外	債券	ＭＲＦ	特殊型
	内外	不動産投信	ＥＴＦ	
		その他資産 （　　）		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、短期金融資産）資産配分変更型）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（　）	グローバル（日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり（　） なし	日経225 ＴＯＰＩＸ その他（　　）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型/絶対収益追求型 その他（　　）

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でもご覧いただけます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表定義＞

［単位型投信・追加型投信の区分］

(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

［投資対象地域による区分］

(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資対象資産(収益の源泉)による区分］

(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MMF をいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MRF をいう。

(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］

(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］

(1)株式

①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

［決算頻度による属性区分］

(1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年 12 回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

［投資対象地域による属性区分(重複使用可能)］

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記

載があるものをいう。
(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]
(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]
(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]
(1)日経225
(2)TOPIX
(3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]
(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない

特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

◆ESG 分類：当ファンドは ESG 投信ではありません。

＜ファンドの特色＞

1. 国内及び外国の主要金融資産に分散投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。

●原則として、為替ヘッジは行いません。

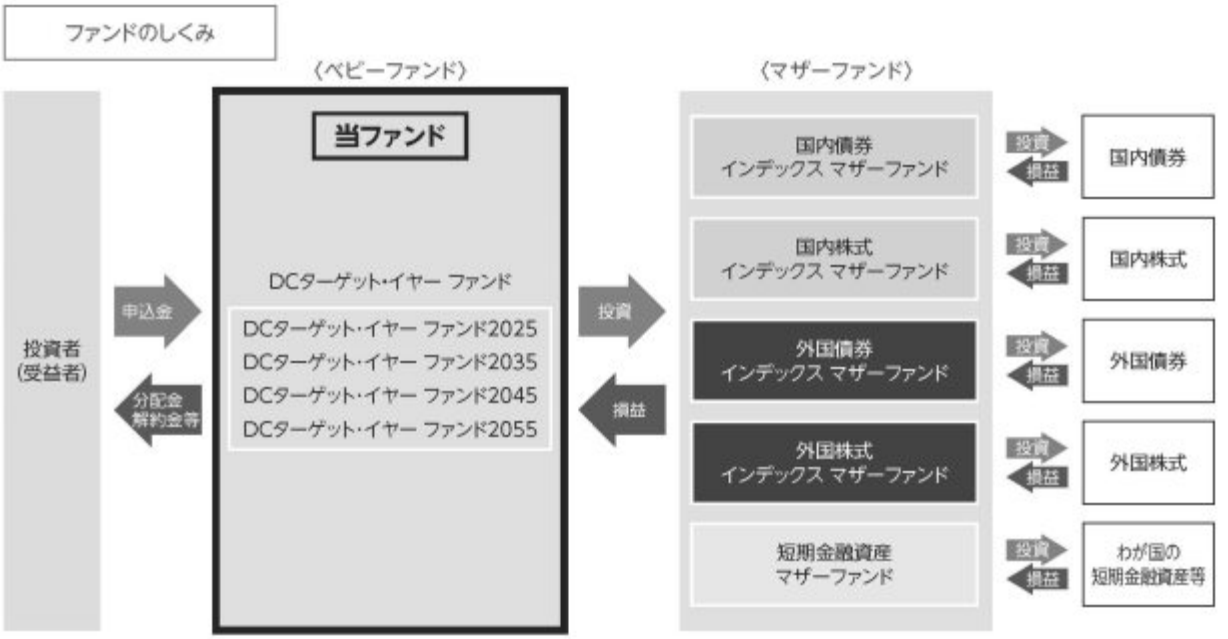

？ ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

2. 資産ごとの運用では、各インデックスに連動する投資成果を目指します。

資　産	インデックス
国　内　債　券	NOMURA-BPI総合 ※1
国　内　株　式	TOPIX(東証株価指数)(配当込み) ※2
外　国　債　券	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) ※3
外　国　株　式	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース) ※4

＊わが国の短期金融資産等への投資は、わが国の無担保コール翌日物金利の累積投資収益率を上回る運用成果を目指します。
「無担保コール翌日物金利」とは、金融機関の間で担保なしにお金を借りて翌営業日に返す翌日物の金利です。

※各インデックスに関する商標、著作権等の知的財産権、数値の算出、利用などその他一切の権利はそれぞれのインデックスの開発元もしくは公表元に帰属します。詳しくは下記をご覧ください。

※1「NOMURA-BPI総合」とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。
同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※2「TOPIX(東証株価指数)」とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。TOPIX(東証株価指数)(配当込み)(以下、「配当込みTOPIX」という。)の指数値及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など配当込みTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、配当込みTOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

※3「FTSE世界国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※4「MSCIコクサイ・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、当社が独自に円換算した指数です。MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.はMSCIコクサイ・インデックスの内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

ポートフォリオ構築プロセス

ファンドマネジャーは基本組入比率に基づき、各マザーファンドへ資金を配分し、値動き等によって一定以上乖離した場合は、リバランスを行います。

ポートフォリオ構築	ファンドマネジャー	●基本組入比率に従って、各マザーファンドへ資金を配分
リバランス実施	ファンドマネジャー	●各マザーファンドの組入比率が基本組入比率から一定以上乖離した場合、リバランスを実施

※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

3. 安定運用開始時期(ターゲット・イヤー)に近づくにしたがい、原則として1年に2回、各マザーファンドの基本組入比率を変更します。

●株式の実質組入れを徐々に減らし、公社債及び短期金融資産等の実質組入れを徐々に増やすことにより、株価等の変動リスクの低減をはかることを基本とします。

●原則として1年に2回、各マザーファンドの基本組入比率を変更します。なお、予定された基本組入比率については、1年に1回、市場構造及び市場環境の変化等を考慮した上で見直すことがあります。

●基本組入比率には一定の変動幅を設けます。

●安定運用開始時期(ターゲット・イヤー)以降は、「短期金融資産 マザーファンド」に原則として100%投資を行い、より安定的な運用を行うことを基本とします。ただし、低金利状態が続き、基準価額騰落率が継続的にマイナスになることが見込まれる場合には、繰上償還手続きを行うことがあります。

●将来の市場構造及び市況環境の変化等に応じ、主要投資対象の追加が行われる場合があります。

各ファンドの安定運用開始時期(ターゲット・イヤー)

DCターゲット・イヤー ファンド2025	2025年8月の決算日の翌日(第19計算期間開始日)
DCターゲット・イヤー ファンド2035	2035年8月の決算日の翌日(第29計算期間開始日)
DCターゲット・イヤー ファンド2045	2045年8月の決算日の翌日(第39計算期間開始日)
DCターゲット・イヤー ファンド2055	2055年8月の決算日の翌日(第39計算期間開始日)

基本組入比率イメージ
(例:DCターゲット・イヤー ファンド2035)

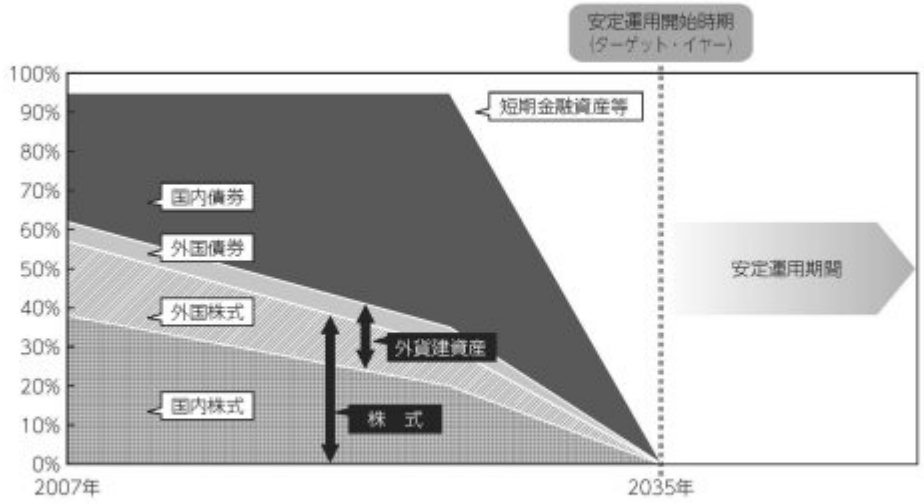

※上記は当初設定時における「DCターゲット・イヤー ファンド2035」の基本組入比率のイメージ図であり、実際のファンドの組入比率と異なる場合があります。

基本組入比率の推移

■ 当初設定時	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期金融資産等
DCターゲット・イヤー ファンド2025(2007年9月)	48%	28%	5%	14%	5%
DCターゲット・イヤー ファンド2035(2007年9月)	33%	38%	5%	19%	5%
DCターゲット・イヤー ファンド2045(2007年9月)	18%	48%	5%	24%	5%
DCターゲット・イヤー ファンド2055(2018年2月)	18.75%	47.50%	5.00%	23.75%	5.00%

■ 2024年9月末現在	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期金融資産等
DCターゲット・イヤー ファンド2025	6.00%	2.00%	0.50%	1.00%	90.50%
DCターゲット・イヤー ファンド2035	58.50%	21.00%	5.00%	10.50%	5.00%
DCターゲット・イヤー ファンド2045	43.50%	31.00%	5.00%	15.50%	5.00%
DCターゲット・イヤー ファンド2055	28.50%	41.00%	5.00%	20.50%	5.00%

■ 安定運用開始時期(ターゲット・イヤー)以降	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期金融資産等
DCターゲット・イヤー ファンド2025 DCターゲット・イヤー ファンド2035 DCターゲット・イヤー ファンド2045 DCターゲット・イヤー ファンド2055	0%	0%	0%	0%	100%

分配方針

●原則として、毎年8月28日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。

●分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益等の全額とします。

●分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

●株式への実質投資割合は、以下の通りとします。

DCターゲット・イヤー ファンド2025	投資信託財産の純資産総額の55%以下
DCターゲット・イヤー ファンド2035	投資信託財産の純資産総額の70%以下
DCターゲット・イヤー ファンド2045	投資信託財産の純資産総額の85%以下
DCターゲット・イヤー ファンド2055	投資信託財産の純資産総額の85%以下

●外貨建資産への実質投資割合は、以下の通りとします。

DCターゲット・イヤー ファンド2025	投資信託財産の純資産総額の30%以下
DCターゲット・イヤー ファンド2035	投資信託財産の純資産総額の35%以下
DCターゲット・イヤー ファンド2045	投資信託財産の純資産総額の40%以下
DCターゲット・イヤー ファンド2055	投資信託財産の純資産総額の40%以下

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

2007年9月26日	「すみしん DCターゲット・イヤー ファンド2015」、「すみしん DCターゲット・イヤー ファンド2025」、「すみしん DCターゲット・イヤー ファンド2035」及び「すみしん DCターゲット・イヤー ファンド2045」の投資信託契約締結、設定、運用開始
2012年4月 1日	ファンドの名称を「すみしん DCターゲット・イヤー ファンド2015」から「DCターゲット・イヤー ファンド2015」に、「すみしん DCターゲット・イヤー ファンド2025」から「DCターゲット・イヤー ファンド2025」に、「すみしん DCターゲット・イヤー ファンド2035」から「DCターゲット・イヤー ファンド2035」に、「すみしん DCターゲット・イヤー ファンド2045」から「DCターゲット・イヤー ファンド2045」にそれぞれ変更 ファンドの主要投資対象である「住信 国内債券インデックス マザーファンド」の名称を「国内債券インデックス マザーファンド」に、「住信 国内株式インデックス マザーファンド」の名称を「国内株式インデックス マザーファンド」に、「住信 外国債券インデックス マザーファンド」の名称を「外国債券インデックス マザーファンド」に、「住信 外国株式インデックス マザーファンド」の名称を「外国株式インデックス マザーファンド」に、「住信 短期金融資産 マザーファンド」の名称を「短期金融資産 マザーファンド」にそれぞれ変更
2017年3月29日	「DCターゲット・イヤー ファンド2015」の信託終了
2018年2月27日	「DC ターゲット・イヤー ファンド 2055」の投資信託契約締結、設定、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み及び関係法人

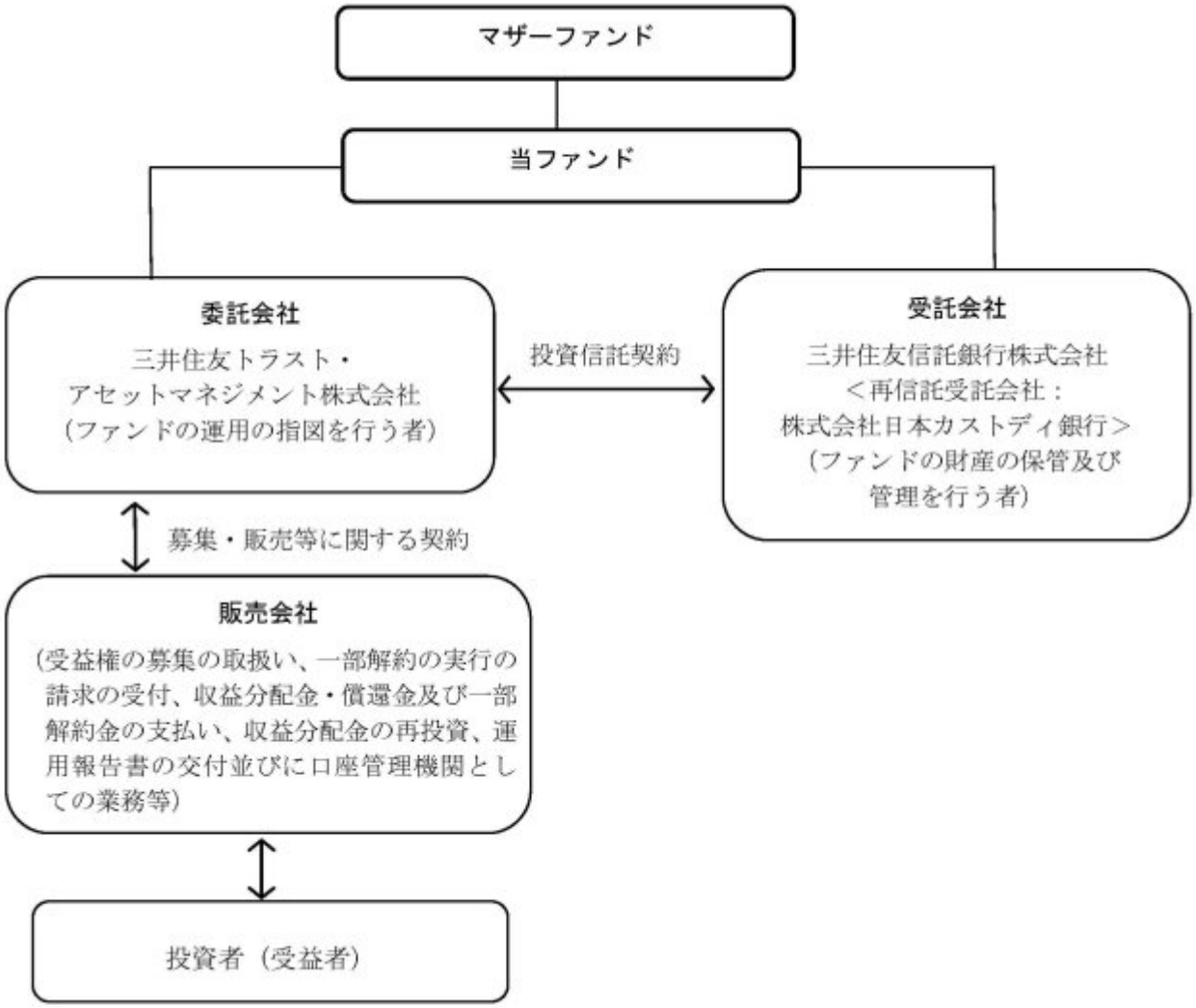

②委託会社の概況（2024 年 10 月 1 日現在）

イ．資本金の額：20 億円

ロ．委託会社の沿革

1986 年 11 月 1 日：　住信キャピタルマネジメント株式会社設立

1987 年 2 月 20 日：　投資顧問業の登録

1987 年 9 月 9 日：　投資一任契約に係る業務の認可

1990 年 10 月 1 日：　住信投資顧問株式会社に商号変更

1999 年 2 月 15 日：　住信アセットマネジメント株式会社に商号変更

1999 年 3 月 25 日：　証券投資信託委託業の認可

2007 年 9 月 30 日：　金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第 347 号）

2012 年 4 月 1 日：　中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更

2018 年 10 月 1 日：　三井住友信託銀行株式会社の運用事業に係る権利義務を承継

ハ．大株主の状況

株　主　名	住　　所	持株数	持株比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	3,000 株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

（イ）基本方針

当ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を目的に運用を行うことを基本とします。

（ロ）運用方法

①投資対象

「国内債券インデックス マザーファンド」、「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国債券インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」および「短期金融資産 マザーファンド」（以下、総称してまたは個々に「マザーファンド」ということがあります。）の各受益証券（以下、総称してまたは個々に「マザーファンド受益証券」ということがあります。）を主要投資対象とします。なお、株式および公社債等に直接投資することもあります。また、将来の市場構造および市況環境の変化等に応じ、主要投資対象の追加が行われる場合があります。

②投資態度

1)主として、各マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内の公社債および株式ならびに外国の公社債および株式ならびに国内の短期金融資産等（短期公社債および短期金融商品を含みます。以下同じ。）に実質的に分散投資することでリスクの低減をはかりながら、投資信託財産の長期的な成長を目的に運用を行うことを基本とします。

2)当初設定時の各マザーファンド受益証券の基本組入比率は以下のとおりとします。

	「国内債券インデックス マザーファンド」受益証券	「国内株式インデックス マザーファンド」受益証券	「外国債券インデックス マザーファンド」受益証券	「外国株式インデックス マザーファンド」受益証券	「短期金融資産 マザーファンド」受益証券
DC ターゲット・イヤー ファンド 2025	48%	28%	5%	14%	5%
DC ターゲット・イヤー ファンド 2035	33%	38%	5%	19%	5%
DC ターゲット・イヤー ファンド 2045	18%	48%	5%	24%	5%
DC ターゲット・イヤー ファンド 2055	18.75%	47.50%	5.00%	23.75%	5.00%

3)（※1）年 8 月の決算日の翌日（第（※2）計算期間開始日）を安定運用開始時期（以下「ターゲット・イヤー」といいます。）とし、当初設定以降、ターゲット・イヤーに近づくにしたがい、定期的に各マザーファンド受益証券の基本組入比率を変更することで、株式の実質組入れを漸減し、公社債および短期金融資産等の実質組入れを漸増することにより、株価等の変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券の基本組入比率の最終決定は、1 年に 1 回、市場構造および市場環境の変化等を考慮した上で行います。

上記、（※1）および（※2）となっている箇所には下の表より各々の数字をあてはめてお読みください。

	(※1)	(※2)
DC ターゲット・イヤー ファンド 2025	2025	19
DC ターゲット・イヤー ファンド 2035	2035	29
DC ターゲット・イヤー ファンド 2045	2045	39
DC ターゲット・イヤー ファンド 2055	2055	39

4)ターゲット・イヤー以降は、「短期金融資産 マザーファンド」受益証券に原則として 100%投資を行い、より安定的な運用を行うことを基本とします。

5)各マザーファンド受益証券の各年の基本組入比率には一定の変動幅を設けます。

6)実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、急激な為替変動等により為替差損の可能性が高いと判断される場合には、一時的に為替ヘッジを行う場合があります。

7)投資信託財産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引を行うことができます。また、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

8)投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

9)投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

10)ただし、資金動向および市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

（イ）ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 23 条、第 24 条および第 25 条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（ロ）委託会社は、信託金を主として次に掲げる第 1 号から第 5 号までの三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに第 6 号から第 27 号までの有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

≪２０２５／２０３５／２０４５≫

1．国内債券インデックス マザーファンド
2．国内株式インデックス マザーファンド
3．外国債券インデックス マザーファンド
4．外国株式インデックス マザーファンド
5．短期金融資産 マザーファンド
6．株券または新株引受権証書
7．国債証券
8．地方債証券
9．特別の法律により法人の発行する債券
10．社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
11．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるも

のをいいます。）

12. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
13. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
14. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
15. コマーシャル・ペーパー
16. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 6 号から第 16 号までの証券または証書の性質を有するもの
18. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
19. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
20. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
21. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
22. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
23. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
24. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
25. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
26. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
27. 外国の者に対する権利で第 26 号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 6 号の証券または証書、第 17 号ならびに第 22 号の証券または証書のうち第 6 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 7 号から第 11 号までの証券および第 17 号ならびに第 22 号の証券または証書のうち第 7 号から第 11 号までの証券の性質を有するもの、および第 19 号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第 18 号の証券および第 19 号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

≪２０５５≫

1. ～17. ≪２０２５／２０３５／２０４５≫と同じ。
18. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
19. ～27. ≪２０２５／２０３５／２０４５≫と同じ。

なお、第 6 号の証券または証書、第 17 号ならびに第 22 号の証券または証書のうち第 6 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 7 号から第 11 号までの証券および第 17 号ならびに第 22 号の証券または証書のうち第 7 号から第 11 号までの証券の性質を有するもの、および第 19 号に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第 18 号の証券および第 19 号の証券（「投資法人債券」および「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

（ハ）委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2

条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で第 5 号の権利の性質を有するもの

(ニ) 前記（ロ）の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記（ハ）第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)マザーファンド概要

「国内債券インデックス マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の公社債を中心に投資を行い、NOMURA-BPI 総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①NOMURA-BPI 総合をベンチマークとし、その動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

②投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

③ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

④投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

⑤投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。

3. 運用制限

①同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

②投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

③外貨建資産への投資は、行いません。

④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑤デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

「国内株式インデックス マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式を中心に投資を行い、ＴＯＰＩＸ(東証株価指数)(配当込み)と連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

わが国の取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場している株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①原則としてわが国の金融商品取引所等に上場している株式に分散投資を行い、ＴＯＰＩＸ(東証株価指数)(配当込み)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

②株式への組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。

③投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

④ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

⑤投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内外において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引を行うことができます。

3. 運用制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資は、行いません。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑤同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑦投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑧前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

「外国債券インデックス マザーファンド」の概要

1.基本方針

この投資信託は、日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

2.運用方法

(1)投資対象

日本を除く世界の主要国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、その動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

②投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

③ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

④有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、国内において行われる通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引を行うことができます。

⑤投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

⑥投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

3.運用制限

①同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

③外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポー

ジャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑤デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

「外国株式インデックス マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることをめざして、ＭＳＣＩコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

原則として、ＭＳＣＩコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)を構成している国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①原則としてＭＳＣＩコクサイ・インデックスを構成している国の株式に分散投資を行い、ＭＳＣＩコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

②株式の組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。

③外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

④投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

⑤有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、および通貨に係る選択権取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、および通貨に係る先物オプション取引と類似の取引を行うことができます。

⑥ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

⑦投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、異なった通貨を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

⑧投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、為替先渡取引を行うことができます。

3. 運用制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の

10%以下とします。

⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑦投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

「短期金融資産 マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の短期金融資産等（短期公社債および短期金融商品を含みます。以下同じ。）を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

わが国の短期金融資産等を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①わが国の短期金融資産等を中心に投資を行い、わが国の無担保コール翌日物金利の累積投資収益率を上回る運用成果をめざします。

②投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

③投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。

④ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

3. 運用制限

①株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限ることとし、投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

②同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

④外貨建資産への投資は行いません。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委

託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑥デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。

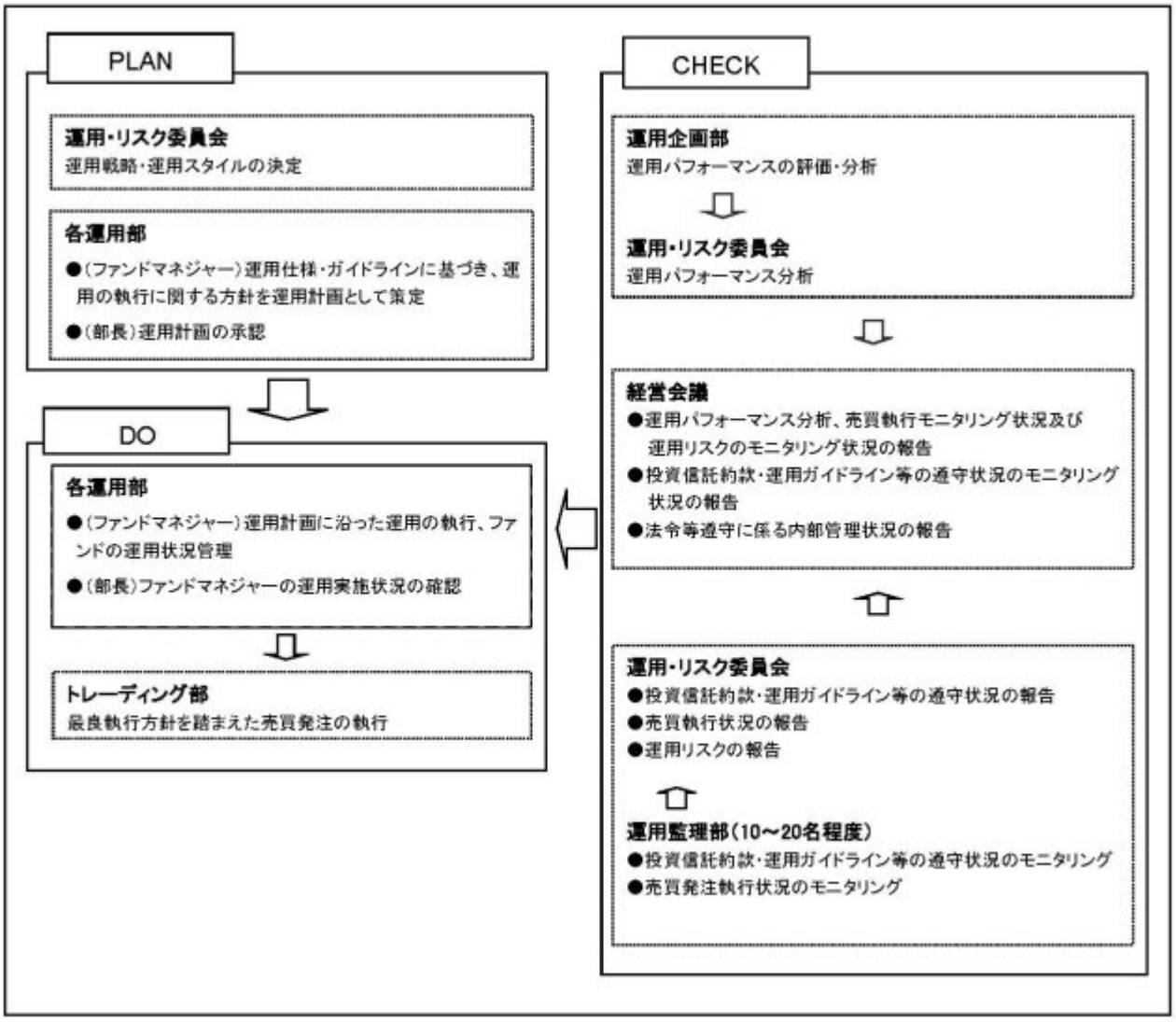

委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っ

ています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として、以下の方針にもとづき収益分配を行います。

・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
・分配対象額については、委託会社が、基準価額水準等を勘案して分配金額を決定します。
・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（5）【投資制限】

＜約款に定める投資制限＞

（イ）株式への投資割合（投資信託約款の「運用の基本方針」）

株式への実質投資割合は、以下の通りとします。

○ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０２５…投資信託財産の純資産総額の 55%以下
○ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０３５…投資信託財産の純資産総額の 70%以下
○ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０４５…投資信託財産の純資産総額の 85%以下
○ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０５５…投資信託財産の純資産総額の 85%以下

（ロ）外貨建資産の投資割合（投資信託約款の「運用の基本方針」）

外貨建資産への実質投資割合は、以下の通りとします。

○ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０２５…投資信託財産の純資産総額の 30%以下
○ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０３５…投資信託財産の純資産総額の 35%以下
○ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０４５…投資信託財産の純資産総額の 40%以下
○ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０５５…投資信託財産の純資産総額の 40%以下

（ハ）新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

（ニ）同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

（ホ）同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

（ヘ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

（ト）投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

（チ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。（投資信託約款第 19 条）

（リ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図を

することができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。(投資信託約款第 22 条)

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第 5 号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（ヌ）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）また、委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託会社が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことを指図することができます。また、委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。(投資信託約款第 23 条)

（ル）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、この信託の信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。（投資信託約款第 24 条）

（ヲ）委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことを指図することができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則としてこの信託の信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。

また、為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の時価総額を超えないものとします。（投資信託約款第 25 条）

（ワ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。（投資信託約款第 26 条）

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

（カ）公社債の空売りの指図範囲

≪２０２５／２０３５／２０４５≫

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算において投資信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（投資信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。（投資信託約款第 27 条）

≪２０５５≫

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算において投資信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（次項の規定にもとづき投資信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。（投資信託約款第 27 条）

（ヨ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができ、この指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。（投資信託約款第 28 条）

（タ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。この予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と、投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。（投資信託約款第 31 条）

（レ）資金の借入れ

≪２０２５／２０３５／２０４５≫

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。また、収益分配金

の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。(投資信託約款第 38 条)

≪２０５５≫

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。(投資信託約款第 37 条)

(ソ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。(投資信託約款の「運用の基本方針」)

(ツ) デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。(投資信託約款の「運用の基本方針」)

※前記（イ）から（ト）における「実質投資割合」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、ファンドの投資信託財産に属する前記（イ）から（ト）に掲げる当該各資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該各資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。また、「ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。前記（ル）、（ヲ）および（タ）における「投資信託財産に属するとみなした額」も同様です。

＜関連法令に基づく投資制限＞

イ．同一の法人の発行する株式への投資制限

(投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

３【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

●信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。

●投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

②為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

③金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

④信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑤有価証券の貸付等に係るリスク

有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産などにより決済が不履行となるリスクがあります。貸付契約が不履行となった場合、担保金による有価証券の買戻しの際、時価変動の影響から損失を被り、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑥流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑦カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

①同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

②分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて

支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

③ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

④ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

⑤確定拠出年金制度の加入者等はファンドの受益者ではありませんが、当該加入者等がファンドのリスクを実質的に負うこととなります。

(2)リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

・運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

〔参考情報〕

DCターゲット・イヤー ファンド2025

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

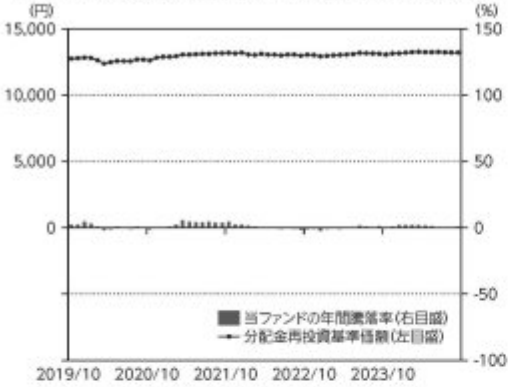

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

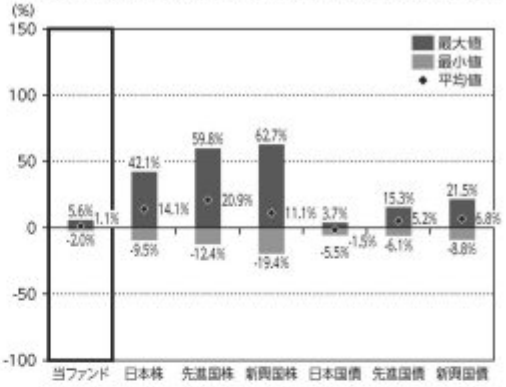

DCターゲット・イヤー ファンド2035

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

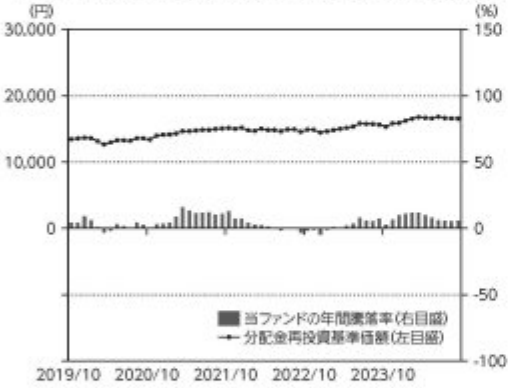

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

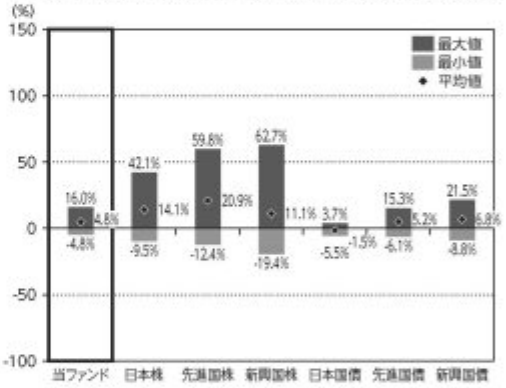

DCターゲット・イヤー ファンド2045

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

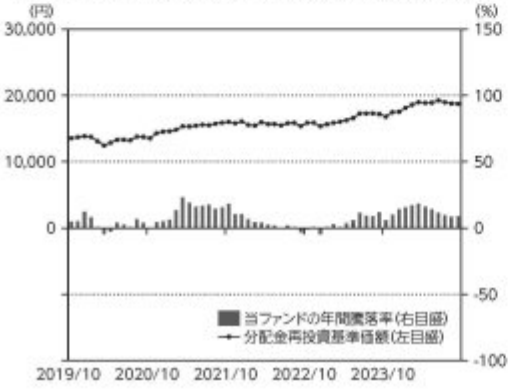

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

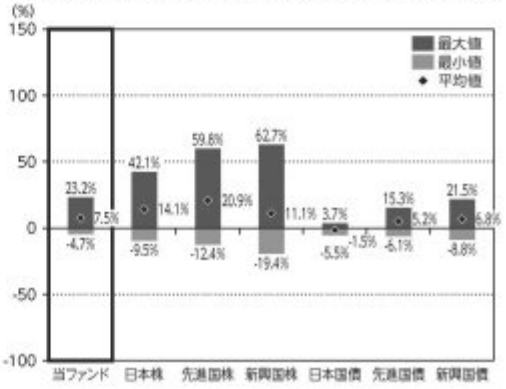

〔参考情報〕

DCターゲット・イヤー ファンド2055

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

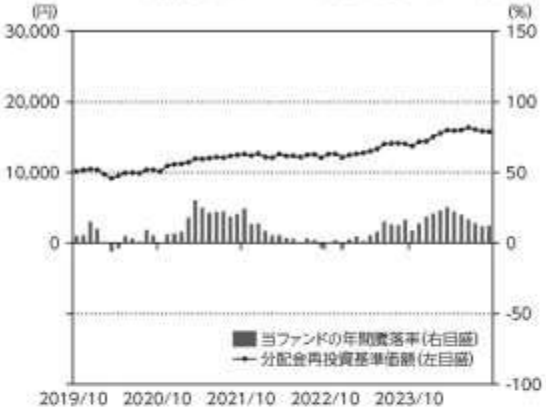

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

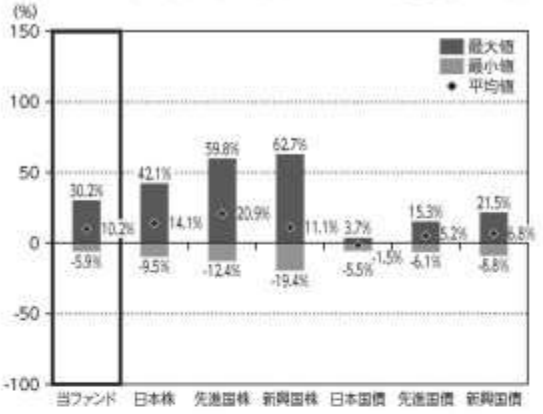

*2019年10月～2024年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数について

日本株 TOPIX(東証株価指数)(配当込み)	TOPIX(東証株価指数)とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の独自の財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・ インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)	本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承諾なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

（2）【換金（解約）手数料】

＜解約手数料＞

ありません。

＜信託財産留保額＞

ご解約時に、信託財産留保額（※）の控除はありません。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

（3）【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

①信託報酬の総額は、以下のイ．及びロ．を合計した額とします。

イ．当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額（信託報酬 ＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率）

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

合計		ターゲット・イヤー到来前（第1計算期間から第（＊1）計算期間まで）	ターゲット・イヤー到来後（第（＊2）計算期間以降）	主な役務
		年率0.473%（税抜　0.43%）（※）	年率0.231%（税抜　0.21%）	
配分	委託会社	年率0.264%（税抜0.24%）	年率0.11%（税抜0.1%）	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
	販売会社	年率0.165%（税抜0.15%）	年率0.077%（税抜0.07%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.044%（税抜0.04%）	年率0.044%（税抜0.04%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

前記（＊1）および（＊2）となっている箇所には、下の表より各々の数字をあてはめてお読みください。

	（＊1）	（＊2）
DC ターゲット・イヤー ファンド 2025	18	19
DC ターゲット・イヤー ファンド 2035	28	29
DC ターゲット・イヤー ファンド 2045	38	39
DC ターゲット・イヤー ファンド 2055	38	39

※「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

ロ．有価証券の貸付の指図を行った場合は、ファンドの品貸料及びマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額に 50%未満の率（※）を乗じて得た額

※2024 年 11 月 28 日現在、合計で 49.5%（税抜 45%）以内とし、その配分は委託会社 29.7%（税抜 27%）、受託会社 19.8%（税抜 18%）です。（品貸料はファンドの収益として計上され、その一部を委託会社と受託会社が信託報酬として受け取るものです。）

②信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（4）【その他の手数料等】

①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。

③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、先物取引・オプション取引に要する費用（※）、組入資産の保管に要する費用（※）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

④≪２０２５／２０３５／２０４５≫

投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

≪２０５５≫

投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料
先物取引・オプション取引に要する費用は、売買仲介人に支払う手数料
組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料
財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用
上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税　率（内　訳）
2037年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

ロ．一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ．の表の通りです。

ハ．損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募株式投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税　率　（所得税のみ）
2037年12月31日まで	15.315%
2038年1月1日以降	15%

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

③個別元本について

イ．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

ロ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ．ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

ニ．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。）

④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分

の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

⑤確定拠出年金の場合

確定拠出年金の課税上の取扱いは、下記の通りとなります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関及び国民年金基金連合会である場合は、当ファンドの毎決算時の収益分配金、一部解約金及び償還金について、所得税及び地方税が課されることはありません。

なお、確定拠出年金制度の加入者等については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISA の対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2024 年 9 月 30 日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
DCターゲット・イヤーファンド2025	0.47%	0.46%	0.01%
DCターゲット・イヤーファンド2035	0.47%	0.46%	0.01%
DCターゲット・イヤーファンド2045	0.47%	0.46%	0.01%
DCターゲット・イヤーファンド2055	0.47%	0.46%	0.01%

※対象期間は2023年8月29日～2024年8月28日です。
※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

５【運用状況】

以下は、2024年9月30日現在の状況について記載してあります。

【ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０２５】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	4,991,034,663	97.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	151,763,296	2.95
合計(純資産総額)		5,142,797,959	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(％)
日本	親投資信託受益証券	短期金融資産　マザーファンド	4,451,191,468	1.0110	4,500,163,105	1.0114	4,501,935,050	87.54
日本	親投資信託受益証券	国内債券インデックス　マザーファンド	234,426,546	1.3173	308,815,574	1.3200	309,443,040	6.02
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	36,841,757	2.7985	103,103,960	2.7769	102,305,875	1.99
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス　マザーファンド	7,926,249	6.4716	51,295,826	6.5421	51,854,313	1.01
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックス　マザーファンド	7,221,340	3.5216	25,430,897	3.5307	25,496,385	0.50

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.05
合計	97.05

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第8期計算期間末 (2015年 8月 28日)	2,797,335,955	2,797,335,955	11,800	11,800
第9期計算期間末 (2016年 8月 29日)	3,085,230,787	3,085,230,787	11,648	11,648
第10期計算期間末 (2017年 8月 28日)	3,576,745,772	3,576,745,772	12,292	12,292
第11期計算期間末 (2018年 8月 28日)	3,910,205,200	3,910,205,200	12,594	12,594
第12期計算期間末 (2019年 8月 28日)	4,383,506,424	4,383,506,424	12,540	12,540
第13期計算期間末 (2020年 8月 28日)	4,746,921,402	4,746,921,402	12,679	12,679
第14期計算期間末 (2021年 8月 30日)	5,212,318,199	5,212,318,199	13,142	13,142
第15期計算期間末 (2022年 8月 29日)	5,239,349,972	5,239,349,972	13,058	13,058
第16期計算期間末 (2023年 8月 28日)	5,325,365,219	5,325,365,219	13,127	13,127
第17期計算期間末 (2024年 8月 28日)	5,159,678,984	5,159,678,984	13,214	13,214
2023年 9月末日	5,350,555,031	—	13,120	—
10月末日	5,319,315,702	—	13,064	—
11月末日	5,345,647,678	—	13,144	—
12月末日	5,317,488,792	—	13,150	—
2024年 1月末日	5,309,794,359	—	13,195	—
2月末日	5,305,037,899	—	13,241	—
3月末日	5,298,218,610	—	13,262	—
4月末日	5,228,440,558	—	13,242	—
5月末日	5,241,057,494	—	13,229	—
6月末日	5,217,350,888	—	13,253	—
7月末日	5,196,903,953	—	13,222	—
8月末日	5,185,276,383	—	13,215	—
9月末日	5,142,797,959	—	13,213	—

②【分配の推移】

	期　間	1万口当たりの分配金（円）
第8期計算期間	2014年 8月 29日～2015年 8月 28日	0
第9期計算期間	2015年 8月 29日～2016年 8月 29日	0
第10期計算期間	2016年 8月 30日～2017年 8月 28日	0
第11期計算期間	2017年 8月 29日～2018年 8月 28日	0
第12期計算期間	2018年 8月 29日～2019年 8月 28日	0
第13期計算期間	2019年 8月 29日～2020年 8月 28日	0
第14期計算期間	2020年 8月 29日～2021年 8月 30日	0
第15期計算期間	2021年 8月 31日～2022年 8月 29日	0
第16期計算期間	2022年 8月 30日～2023年 8月 28日	0

第17期計算期間	2023年 8月29日～2024年 8月28日	0

③【収益率の推移】

	期　間	収益率（%）
第8期計算期間	2014年 8月29日～2015年 8月28日	7.2
第9期計算期間	2015年 8月29日～2016年 8月29日	△1.3
第10期計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月28日	5.5
第11期計算期間	2017年 8月29日～2018年 8月28日	2.5
第12期計算期間	2018年 8月29日～2019年 8月28日	△0.4
第13期計算期間	2019年 8月29日～2020年 8月28日	1.1
第14期計算期間	2020年 8月29日～2021年 8月30日	3.7
第15期計算期間	2021年 8月31日～2022年 8月29日	△0.6
第16期計算期間	2022年 8月30日～2023年 8月28日	0.5
第17期計算期間	2023年 8月29日～2024年 8月28日	0.7

(注 1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注 2)小数第2位を四捨五入しております。

（4）【設定及び解約の実績】

	期　間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第8期計算期間	2014年 8月29日～2015年 8月28日	385,997,089	83,215,635	2,370,583,014
第9期計算期間	2015年 8月29日～2016年 8月29日	351,565,066	73,529,672	2,648,618,408
第10期計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月28日	345,039,082	83,920,170	2,909,737,320
第11期計算期間	2017年 8月29日～2018年 8月28日	350,641,543	155,550,641	3,104,828,222
第12期計算期間	2018年 8月29日～2019年 8月28日	511,821,385	120,990,227	3,495,659,380
第13期計算期間	2019年 8月29日～2020年 8月28日	419,462,284	171,242,620	3,743,879,044
第14期計算期間	2020年 8月29日～2021年 8月30日	475,701,731	253,364,979	3,966,215,796
第15期計算期間	2021年 8月31日～2022年 8月29日	351,520,007	305,408,490	4,012,327,313
第16期計算期間	2022年 8月30日～2023年 8月28日	408,854,663	364,509,007	4,056,672,969
第17期計算期間	2023年 8月29日～2024年 8月28日	361,041,984	513,074,106	3,904,640,847

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０３５】

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	6,988,686,396	97.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	211,716,203	2.94
合計(純資産総額)		7,200,402,599	100.00

(注 1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注 2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券インデックス　マザーファンド	3,191,354,132	1.3171	4,203,415,805	1.3200	4,212,587,454	58.50
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	544,670,111	2.7980	1,524,036,138	2.7769	1,512,494,431	21.01
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス　マザーファンド	116,555,618	6.4716	754,311,730	6.5421	762,518,508	10.59
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックス　マザーファンド	101,194,414	3.5216	356,372,608	3.5307	357,287,117	4.96
日本	親投資信託受益証券	短期金融資産　マザーファンド	142,178,057	1.0111	143,756,453	1.0114	143,798,886	2.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	97.06
合計	97.06

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第8期計算期間末　(2015年8月28日)	2,071,477,526	2,071,477,526	11,932	11,932
第9期計算期間末　(2016年8月29日)	2,267,735,876	2,267,735,876	11,461	11,461
第10期計算期間末　(2017年8月28日)	2,771,734,999	2,771,734,999	12,573	12,573
第11期計算期間末　(2018年8月28日)	3,240,277,607	3,240,277,607	13,175	13,175
第12期計算期間末　(2019年8月28日)	3,642,033,135	3,642,033,135	12,949	12,949
第13期計算期間末　(2020年8月28日)	4,220,411,377	4,220,411,377	13,567	13,567
第14期計算期間末　(2021年8月30日)	5,349,656,108	5,349,656,108	14,955	14,955
第15期計算期間末　(2022年8月29日)	5,735,939,018	5,735,939,018	14,909	14,909
第16期計算期間末　(2023年8月28日)	6,441,191,651	6,441,191,651	15,639	15,639

第17期計算期間末	(2024年 8月28日)	7,096,976,387	7,096,976,387	16,557	16,557
	2023年 9月末日	6,535,661,430	—	15,635	—
	10月末日	6,424,083,560	—	15,323	—
	11月末日	6,667,284,053	—	15,843	—
	12月末日	6,716,199,285	—	15,898	—
	2024年 1月末日	6,867,140,783	—	16,234	—
	2月末日	7,031,615,330	—	16,549	—
	3月末日	7,169,970,272	—	16,774	—
	4月末日	7,105,846,980	—	16,666	—
	5月末日	7,124,402,355	—	16,600	—
	6月末日	7,217,182,499	—	16,820	—
	7月末日	7,149,521,287	—	16,638	—
	8月末日	7,142,969,409	—	16,575	—
	9月末日	7,200,402,599	—	16,563	—

②【分配の推移】

	期　間	1万口当たりの分配金（円）
第8期計算期間	2014年 8月29日～2015年 8月28日	0
第9期計算期間	2015年 8月29日～2016年 8月29日	0
第10期計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月28日	0
第11期計算期間	2017年 8月29日～2018年 8月28日	0
第12期計算期間	2018年 8月29日～2019年 8月28日	0
第13期計算期間	2019年 8月29日～2020年 8月28日	0
第14期計算期間	2020年 8月29日～2021年 8月30日	0
第15期計算期間	2021年 8月31日～2022年 8月29日	0
第16期計算期間	2022年 8月30日～2023年 8月28日	0
第17期計算期間	2023年 8月29日～2024年 8月28日	0

③【収益率の推移】

	期　間	収益率（%）
第8期計算期間	2014年 8月29日～2015年 8月28日	9.8
第9期計算期間	2015年 8月29日～2016年 8月29日	△3.9
第10期計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月28日	9.7
第11期計算期間	2017年 8月29日～2018年 8月28日	4.8
第12期計算期間	2018年 8月29日～2019年 8月28日	△1.7
第13期計算期間	2019年 8月29日～2020年 8月28日	4.8
第14期計算期間	2020年 8月29日～2021年 8月30日	10.2
第15期計算期間	2021年 8月31日～2022年 8月29日	△0.3

第16期計算期間	2022年 8月30日～2023年 8月28日	4.9
第17期計算期間	2023年 8月29日～2024年 8月28日	5.9

(注 1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注 2)小数第2位を四捨五入しております。

（4）【設定及び解約の実績】

	期　間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第8期計算期間	2014年 8月29日～2015年 8月28日	295,447,605	62,141,449	1,736,093,475
第9期計算期間	2015年 8月29日～2016年 8月29日	280,298,222	37,748,019	1,978,643,678
第10期計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月28日	284,666,336	58,716,974	2,204,593,040
第11期計算期間	2017年 8月29日～2018年 8月28日	333,480,026	78,692,832	2,459,380,234
第12期計算期間	2018年 8月29日～2019年 8月28日	417,662,600	64,376,146	2,812,666,688
第13期計算期間	2019年 8月29日～2020年 8月28日	398,934,497	100,702,007	3,110,899,178
第14期計算期間	2020年 8月29日～2021年 8月30日	568,152,385	101,939,288	3,577,112,275
第15期計算期間	2021年 8月31日～2022年 8月29日	395,490,801	125,411,706	3,847,191,370
第16期計算期間	2022年 8月30日～2023年 8月28日	480,122,344	208,769,999	4,118,543,715
第17期計算期間	2023年 8月29日～2024年 8月28日	420,716,508	252,796,705	4,286,463,518

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０４５】

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	3,935,490,885	97.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	119,231,777	2.94
合計(純資産総額)		4,054,722,662	100.00

(注 1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注 2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券インデックス　マザーファンド	1,335,713,422	1.3173	1,759,580,132	1.3200	1,763,141,717	43.48
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	452,585,830	2.7984	1,266,525,998	2.7769	1,256,785,591	31.00
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス　マザーファンド	96,839,605	6.4718	626,729,195	6.5421	633,534,379	15.62
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックス　マザーファンド	56,961,913	3.5218	200,613,378	3.5307	201,115,426	4.96

日本	親投資信託受益証券	短期金融資産　マザーファンド	80,001,753	1.0110	80,881,994	1.0114	80,913,772	2.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	97.06
合計	97.06

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第8期計算期間末　(2015年 8月 28日)	818,329,438	818,329,438	11,753	11,753
第9期計算期間末　(2016年 8月 29日)	897,737,674	897,737,674	10,969	10,969
第10期計算期間末　(2017年 8月 28日)	1,184,545,763	1,184,545,763	12,460	12,460
第11期計算期間末　(2018年 8月 28日)	1,515,638,255	1,515,638,255	13,298	13,298
第12期計算期間末　(2019年 8月 28日)	1,721,901,931	1,721,901,931	12,782	12,782
第13期計算期間末　(2020年 8月 28日)	2,070,589,304	2,070,589,304	13,738	13,738
第14期計算期間末　(2021年 8月 30日)	2,699,465,334	2,699,465,334	15,702	15,702
第15期計算期間末　(2022年 8月 29日)	2,970,332,492	2,970,332,492	15,836	15,836
第16期計算期間末　(2023年 8月 28日)	3,475,380,298	3,475,380,298	17,142	17,142
第17期計算期間末　(2024年 8月 28日)	4,015,076,263	4,015,076,263	18,742	18,742
2023年 9月末日	3,534,650,629	—	17,187	—
10月末日	3,467,430,078	—	16,805	—
11月末日	3,625,965,010	—	17,479	—
12月末日	3,642,345,475	—	17,541	—
2024年 1月末日	3,783,544,991	—	18,122	—
2月末日	3,900,295,874	—	18,601	—
3月末日	3,997,908,470	—	18,978	—
4月末日	3,971,197,231	—	18,884	—

	5月末日	4,022,160,056	—	18,899	—
	6月末日	4,123,712,760	—	19,228	—
	7月末日	4,069,026,224	—	18,955	—
	8月末日	4,046,851,375	—	18,779	—
	9月末日	4,054,722,662	—	18,740	—

②【分配の推移】

	期　間	1万口当たりの分配金（円）
第8期計算期間	2014年 8月29日～2015年 8月28日	0
第9期計算期間	2015年 8月29日～2016年 8月29日	0
第10期計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月28日	0
第11期計算期間	2017年 8月29日～2018年 8月28日	0
第12期計算期間	2018年 8月29日～2019年 8月28日	0
第13期計算期間	2019年 8月29日～2020年 8月28日	0
第14期計算期間	2020年 8月29日～2021年 8月30日	0
第15期計算期間	2021年 8月31日～2022年 8月29日	0
第16期計算期間	2022年 8月30日～2023年 8月28日	0
第17期計算期間	2023年 8月29日～2024年 8月28日	0

③【収益率の推移】

	期　間	収益率（%）
第8期計算期間	2014年 8月29日～2015年 8月28日	12.4
第9期計算期間	2015年 8月29日～2016年 8月29日	△6.7
第10期計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月28日	13.6
第11期計算期間	2017年 8月29日～2018年 8月28日	6.7
第12期計算期間	2018年 8月29日～2019年 8月28日	△3.9
第13期計算期間	2019年 8月29日～2020年 8月28日	7.5
第14期計算期間	2020年 8月29日～2021年 8月30日	14.3
第15期計算期間	2021年 8月31日～2022年 8月29日	0.9
第16期計算期間	2022年 8月30日～2023年 8月28日	8.2
第17期計算期間	2023年 8月29日～2024年 8月28日	9.3

(注 1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期　間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第８期計算期間	2014年 ８月 29日～2015年 ８月 28日	174,356,779	52,914,082	696,255,051
第９期計算期間	2015年 ８月 29日～2016年 ８月 29日	161,155,035	39,011,124	818,398,962
第10期計算期間	2016年 ８月 30日～2017年 ８月 28日	187,698,313	55,419,992	950,677,283
第11期計算期間	2017年 ８月 29日～2018年 ８月 28日	239,625,450	50,566,222	1,139,736,511
第12期計算期間	2018年 ８月 29日～2019年 ８月 28日	277,919,743	70,487,031	1,347,169,223
第13期計算期間	2019年 ８月 29日～2020年 ８月 28日	260,422,137	100,415,451	1,507,175,909
第14期計算期間	2020年 ８月 29日～2021年 ８月 30日	333,011,049	120,997,969	1,719,188,989
第15期計算期間	2021年 ８月 31日～2022年 ８月 29日	250,322,311	93,878,012	1,875,633,288
第16期計算期間	2022年 ８月 30日～2023年 ８月 28日	268,609,781	116,880,430	2,027,362,639
第17期計算期間	2023年 ８月 29日～2024年 ８月 28日	271,045,529	156,135,523	2,142,272,645

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

【ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０５５】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	209,164,875	97.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	6,334,562	2.94
合計(純資産総額)		215,499,437	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	31,797,516	2.7989	88,998,472	2.7769	88,298,522	40.97
日本	親投資信託受益証券	国内債券インデックス　マザーファンド	46,495,408	1.3174	61,255,453	1.3200	61,373,938	28.48
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス　マザーファンド	6,803,312	6.4727	44,036,331	6.5421	44,507,947	20.65
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックス　マザーファンド	3,026,255	3.5220	10,658,662	3.5307	10,684,798	4.96
日本	親投資信託受益証券	短期金融資産　マザーファンド	4,251,207	1.0110	4,297,988	1.0114	4,299,670	2.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	97.06
合計	97.06

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2018年 8月 28日）	1,457,998	1,457,998	10,043	10,043
第2期計算期間末（2019年 8月 28日）	4,150,978	4,150,978	9,426	9,426
第3期計算期間末（2020年 8月 28日）	17,950,694	17,950,694	10,382	10,382
第4期計算期間末（2021年 8月 30日）	81,504,845	81,504,845	12,285	12,285
第5期計算期間末（2022年 8月 29日）	108,764,217	108,764,217	12,534	12,534
第6期計算期間末（2023年 8月 28日）	149,554,557	149,554,557	13,995	13,995
第7期計算期間末（2024年 8月 28日）	211,445,818	211,445,818	15,796	15,796
2023年 9月末日	152,527,526	—	14,072	—
10月末日	155,377,470	—	13,727	—
11月末日	177,627,436	—	14,362	—
12月末日	174,489,776	—	14,414	—
2024年 1月末日	184,718,868	—	15,061	—
2月末日	192,545,508	—	15,561	—
3月末日	201,766,216	—	15,981	—
4月末日	204,996,857	—	15,924	—
5月末日	209,801,761	—	16,011	—
6月末日	218,482,688	—	16,355	—
7月末日	216,840,228	—	16,071	—
8月末日	214,269,685	—	15,841	—
9月末日	215,499,437	—	15,786	—

②【分配の推移】

	期　間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2018年 2月 27日～2018年 8月 28日	0
第2期計算期間	2018年 8月 29日～2019年 8月 28日	0
第3期計算期間	2019年 8月 29日～2020年 8月 28日	0
第4期計算期間	2020年 8月 29日～2021年 8月 30日	0
第5期計算期間	2021年 8月 31日～2022年 8月 29日	0
第6期計算期間	2022年 8月 30日～2023年 8月 28日	0
第7期計算期間	2023年 8月 29日～2024年 8月 28日	0

③【収益率の推移】

	期　間	収益率（%）
第1期計算期間	2018年 2月 27日～2018年 8月 28日	0.4
第2期計算期間	2018年 8月 29日～2019年 8月 28日	△6.1
第3期計算期間	2019年 8月 29日～2020年 8月 28日	10.1
第4期計算期間	2020年 8月 29日～2021年 8月 30日	18.3
第5期計算期間	2021年 8月 31日～2022年 8月 29日	2.0
第6期計算期間	2022年 8月 30日～2023年 8月 28日	11.7
第7期計算期間	2023年 8月 29日～2024年 8月 28日	12.9

(注 1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注 2)小数第2位を四捨五入しております。

（4）【設定及び解約の実績】

	期　間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2018年 2月 27日～2018年 8月 28日	1,451,770	—	1,451,770
第2期計算期間	2018年 8月 29日～2019年 8月 28日	6,156,092	3,204,277	4,403,585
第3期計算期間	2019年 8月 29日～2020年 8月 28日	17,683,699	4,797,666	17,289,618
第4期計算期間	2020年 8月 29日～2021年 8月 30日	51,620,729	2,564,231	66,346,116
第5期計算期間	2021年 8月 31日～2022年 8月 29日	29,069,429	8,642,594	86,772,951
第6期計算期間	2022年 8月 30日～2023年 8月 28日	22,231,123	2,139,980	106,864,094
第7期計算期間	2023年 8月 29日～2024年 8月 28日	40,840,774	13,843,779	133,861,089

(注 1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。
(注 2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

（参考）

国内債券インデックス　マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	570,702,119,170	84.80
地方債証券	日本	34,234,679,100	5.09
特殊債券	日本	35,961,440,148	5.34
	国際機関	298,305,000	0.04
	小計	36,259,745,148	5.39
社債券	日本	29,568,031,000	4.39
	フランス	1,393,940,000	0.21
	オーストラリア	99,805,000	0.01
	韓国	99,418,000	0.01
	小計	31,161,194,000	4.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	632,801,622	0.09
合計(純資産総額)		672,990,539,040	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	利率(％)	償還期限	投資比率(％)
日本	国債証券	第３５０回利付国債（１０年）	6,570,000,000	98.46	6,469,413,300	98.95	6,501,474,900	0.100	2028/3/20	0.97
日本	国債証券	第３７３回利付国債（１０年）	6,180,000,000	96.25	5,948,424,400	98.28	6,073,827,600	0.600	2033/12/20	0.90
日本	国債証券	第３６８回利付国債（１０年）	6,120,000,000	94.75	5,798,873,400	96.44	5,902,372,800	0.200	2032/9/20	0.88
日本	国債証券	第１４７回利付国債（５年）	5,900,000,000	99.42	5,865,783,200	99.53	5,872,447,000	0.005	2026/3/20	0.87
日本	国債証券	第３４４回利付国債（１０年）	5,900,000,000	99.31	5,859,467,000	99.46	5,868,258,000	0.100	2026/9/20	0.87
日本	国債証券	第３７５回利付国債（１０年）	5,700,000,000	101.76	5,800,738,700	102.24	5,827,908,000	1.100	2034/6/20	0.87
日本	国債証券	第１５３回利付国債（５年）	5,850,000,000	98.75	5,776,891,400	98.99	5,790,973,500	0.005	2027/6/20	0.86
日本	国債証券	第３７０回利付国債（１０年）	5,880,000,000	96.22	5,658,174,000	98.28	5,779,040,400	0.500	2033/3/20	0.86
日本	国債証券	第３４６回利付国債（１０年）	5,750,000,000	99.08	5,697,387,500	99.32	5,711,360,000	0.100	2027/3/20	0.85
日本	国債証券	第３６１回利付国債（１０年）	5,580,000,000	96.07	5,360,970,000	97.38	5,433,859,800	0.100	2030/12/20	0.81
日本	国債証券	第３７１回利付国債（１０年）	5,540,000,000	95.18	5,273,166,500	97.17	5,383,495,000	0.400	2033/6/20	0.80

日本	国債証券	第３７２回利付国債（１０年）	5,360,000,000	98.21	5,264,388,100	100.33	5,377,956,000	0.800	2033/9/20	0.80
日本	国債証券	第３７４回利付国債（１０年）	5,320,000,000	97.65	5,195,287,100	99.78	5,308,296,000	0.800	2034/3/20	0.79
日本	国債証券	第３５１回利付国債（１０年）	5,325,000,000	98.29	5,234,346,200	98.82	5,262,591,000	0.100	2028/6/20	0.78
日本	国債証券	第３６０回利付国債（１０年）	5,370,000,000	96.34	5,173,458,000	97.56	5,239,401,600	0.100	2030/9/20	0.78
日本	国債証券	第３６６回利付国債（１０年）	5,400,000,000	95.20	5,140,800,000	97.00	5,238,162,000	0.200	2032/3/20	0.78
日本	国債証券	第１４６回利付国債（５年）	5,160,000,000	99.68	5,143,853,000	99.78	5,148,699,600	0.100	2025/12/20	0.77
日本	国債証券	第３４９回利付国債（１０年）	5,160,000,000	98.65	5,090,494,800	99.06	5,111,599,200	0.100	2027/12/20	0.76
日本	国債証券	第３６３回利付国債（１０年）	5,260,000,000	95.63	5,030,397,400	96.99	5,101,674,000	0.100	2031/6/20	0.76
日本	国債証券	第３６９回利付国債（１０年）	5,170,000,000	96.55	4,991,806,000	98.56	5,095,552,000	0.500	2032/12/20	0.76
日本	国債証券	第１５４回利付国債（５年）	5,100,000,000	98.91	5,044,894,900	99.16	5,057,313,000	0.100	2027/9/20	0.75
日本	国債証券	第３４１回利付国債（１０年）	5,030,000,000	100.00	5,030,000,000	100.02	5,031,207,200	0.300	2025/12/20	0.75
日本	国債証券	第３６４回利付国債（１０年）	5,120,000,000	95.06	4,867,072,000	96.75	4,953,702,400	0.100	2031/9/20	0.74
日本	国債証券	第１４８回利付国債（５年）	4,960,000,000	99.21	4,920,816,000	99.40	4,930,339,200	0.005	2026/6/20	0.73
日本	国債証券	第３４５回利付国債（１０年）	4,880,000,000	99.20	4,841,057,600	99.39	4,850,427,200	0.100	2026/12/20	0.72
日本	国債証券	第３４２回利付国債（１０年）	4,760,000,000	99.56	4,739,056,000	99.67	4,744,339,600	0.100	2026/3/20	0.70
日本	国債証券	第３５６回利付国債（１０年）	4,800,000,000	97.32	4,671,385,800	98.06	4,706,880,000	0.100	2029/9/20	0.70
日本	国債証券	第３６７回利付国債（１０年）	4,790,000,000	94.93	4,547,587,400	96.72	4,633,271,200	0.200	2032/6/20	0.69
日本	国債証券	第３６５回利付国債（１０年）	4,767,000,000	94.73	4,515,849,100	96.50	4,600,441,020	0.100	2031/12/20	0.68
日本	国債証券	第１４９回利付国債（５年）	4,580,000,000	99.09	4,538,322,000	99.27	4,546,840,800	0.005	2026/9/20	0.68

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	84.80
地方債証券	5.09
特殊債券	5.39
社債券	4.63
合計	99.91

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

国内株式インデックス　マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	661,440,523,950	98.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	11,507,805,123	1.71
合計(純資産総額)		672,948,329,073	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	11,172,450,000	1.66

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(％)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	9,445,100	3,347.13	31,614,023,088	2,542.50	24,014,166,750	3.57
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,221,000	2,502.31	15,566,877,374	2,777.50	17,278,827,500	2.57
日本	株式	日立製作所	電気機器	4,312,300	3,179.64	13,711,567,449	3,781.00	16,304,806,300	2.42
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	10,656,700	1,626.40	17,332,066,680	1,453.50	15,489,513,450	2.30
日本	株式	キーエンス	電気機器	177,800	69,643.48	12,382,612,319	68,360.00	12,154,408,000	1.81
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,315,400	7,778.57	10,231,936,825	8,705.00	11,450,557,000	1.70
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3,648,600	3,329.13	12,146,663,718	3,045.00	11,109,987,000	1.65
日本	株式	三菱商事	卸売業	3,609,600	3,326.78	12,008,351,632	2,952.50	10,657,344,000	1.58
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,263,600	7,265.08	9,180,155,361	7,678.00	9,701,920,800	1.44
日本	株式	信越化学工業	化学	1,596,000	5,895.22	9,408,782,840	5,977.00	9,539,292,000	1.42
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	376,000	34,923.45	13,131,218,689	25,290.00	9,509,040,000	1.41
日本	株式	三井物産	卸売業	2,816,000	3,970.25	11,180,234,940	3,178.00	8,949,248,000	1.33
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,708,500	5,348.30	9,137,584,960	5,231.00	8,937,163,500	1.33
日本	株式	任天堂	その他製品	1,121,700	8,241.53	9,244,534,650	7,636.00	8,565,301,200	1.27

日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	53,005,500	151.83	8,048,084,028	146.80	7,781,207,400	1.16
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	879,000	8,912.16	7,833,793,698	8,427.00	7,407,333,000	1.10
日本	株式	第一三共	医薬品	1,552,400	5,452.19	8,463,993,600	4,709.00	7,310,251,600	1.09
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,362,000	3,116.27	7,360,645,282	2,936.00	6,934,832,000	1.03
日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	349,800	18,642.05	6,520,991,356	19,785.00	6,920,793,000	1.03
日本	株式	三菱重工業	機械	3,138,200	1,329.27	4,171,516,308	2,117.50	6,645,138,500	0.99
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,577,100	4,110.00	6,481,895,644	4,103.00	6,470,841,300	0.96
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,209,800	1,725.66	7,264,715,972	1,507.50	6,346,273,500	0.94
日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	1,310,700	4,285.47	5,616,978,414	4,594.00	6,021,355,800	0.89
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	28,482,000	187.48	5,339,924,580	187.20	5,331,830,400	0.79
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	105,700	40,382.22	4,268,400,930	47,420.00	5,012,294,000	0.74
日本	株式	富士通	電気機器	1,651,300	2,263.84	3,738,285,364	2,935.50	4,847,391,150	0.72
日本	株式	三菱電機	電気機器	1,965,700	2,669.35	5,247,153,430	2,303.50	4,527,989,950	0.67
日本	株式	村田製作所	電気機器	1,587,200	2,942.93	4,671,033,137	2,806.50	4,454,476,800	0.66
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	1,063,100	4,385.25	4,661,964,538	4,179.00	4,442,694,900	0.66
日本	株式	ダイキン工業	機械	214,200	22,719.61	4,866,541,104	20,075.00	4,300,065,000	0.64

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.27
		建設業	2.19
		食料品	3.22
		繊維製品	0.39
		パルプ・紙	0.15
		化学	5.71
		医薬品	4.57
		石油・石炭製品	0.55
		ゴム製品	0.59
		ガラス・土石製品	0.67
		鉄鋼	0.85
		非鉄金属	0.79
		金属製品	0.50
		機械	5.44
		電気機器	17.38
		輸送用機器	7.09
		精密機器	2.39

		その他製品	2.47
		電気・ガス業	1.35
		陸運業	2.35
		海運業	0.79
		空運業	0.38
		倉庫・運輸関連業	0.15
		情報・通信業	7.43
		卸売業	7.25
		小売業	4.44
		銀行業	7.29
		証券、商品先物取引業	0.80
		保険業	2.99
		その他金融業	1.19
		不動産業	1.92
		サービス業	4.67
		小計	98.29
合計			98.29

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	422	円	11,109,762,500	11,172,450,000	1.66

(注 1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注 2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

外国債券インデックス　マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	162,451,816,837	45.33
	中国	38,468,325,877	10.73
	フランス	26,864,518,346	7.50
	イタリア	24,514,619,105	6.84
	ドイツ	21,304,906,293	5.94
	イギリス	19,185,384,690	5.35

	スペイン	15,997,924,905	4.46
	カナダ	6,789,129,903	1.89
	ベルギー	5,656,139,981	1.58
	オランダ	4,765,828,235	1.33
	オーストラリア	4,710,421,934	1.31
	オーストリア	4,074,470,882	1.14
	メキシコ	2,590,006,415	0.72
	マレーシア	1,893,221,177	0.53
	ポーランド	1,876,405,503	0.52
	フィンランド	1,818,973,910	0.51
	アイルランド	1,706,971,005	0.48
	シンガポール	1,450,719,763	0.40
	イスラエル	1,079,389,570	0.30
	ニュージーランド	966,432,601	0.27
	デンマーク	933,877,651	0.26
	スウェーデン	564,684,219	0.16
	ノルウェー	548,561,435	0.15
	小計	350,212,730,237	97.71
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	8,201,226,115	2.29
合計(純資産総額)		358,413,956,352	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
債券先物取引	買建	アメリカ	1,703,437,966	0.48
	買建	ドイツ	1,496,088,728	0.42

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	―	3,889,176,502	1.09

(注1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
アメリカ	国債証券	T 1.5% 08/15/26	15,500,000	13,263.29	2,055,810,992	13,738.87	2,129,526,014	1.500	2026/8/15	0.59
アメリカ	国債証券	T 0.375% 07/31/27	16,100,000	12,689.95	2,043,083,214	13,082.93	2,106,352,182	0.375	2027/7/31	0.59
アメリカ	国債証券	T 2.625% 07/31/29	15,200,000	13,432.23	2,041,699,126	13,707.37	2,083,521,237	2.625	2029/7/31	0.58
アメリカ	国債証券	T 4.375% 08/31/28	14,150,000	14,131.10	1,999,551,534	14,723.77	2,083,413,499	4.375	2028/8/31	0.58
アメリカ	国債証券	T 3.375% 05/15/33	13,630,000	13,047.25	1,778,340,217	13,925.65	1,898,066,520	3.375	2033/5/15	0.53
アメリカ	国債証券	T 2.875% 08/15/28	13,220,000	13,336.70	1,763,112,135	13,945.72	1,843,624,782	2.875	2028/8/15	0.51
アメリカ	国債証券	T 2.75% 08/15/32	12,900,000	12,518.14	1,614,840,806	13,382.88	1,726,392,668	2.750	2032/8/15	0.48
アメリカ	国債証券	T 4% 02/15/34	11,600,000	14,080.63	1,633,354,087	14,566.26	1,689,686,811	4.000	2034/2/15	0.47
アメリカ	国債証券	T 1% 07/31/28	13,000,000	12,392.43	1,611,016,314	12,996.51	1,689,546,868	1.000	2028/7/31	0.47
アメリカ	国債証券	T 1.625% 10/31/26	12,300,000	13,522.35	1,663,249,661	13,724.93	1,688,167,504	1.625	2026/10/31	0.47
アメリカ	国債証券	T 2.375% 05/15/27	11,690,000	13,345.81	1,560,125,482	13,869.06	1,621,293,461	2.375	2027/5/15	0.45
アメリカ	国債証券	T 3.875% 08/15/33	11,070,000	13,609.86	1,506,612,357	14,439.14	1,598,413,525	3.875	2033/8/15	0.45
アメリカ	国債証券	T 3.5% 02/15/33	11,200,000	13,198.62	1,478,245,685	14,072.00	1,576,064,804	3.500	2033/2/15	0.44
アメリカ	国債証券	T 1.125% 08/31/28	12,030,000	12,357.57	1,486,616,215	13,034.98	1,568,108,639	1.125	2028/8/31	0.44
アメリカ	国債証券	T 1.375% 11/15/31	12,580,000	11,427.32	1,437,556,935	12,268.92	1,543,430,863	1.375	2031/11/15	0.43
アメリカ	国債証券	T 4.25% 02/15/54	10,550,000	13,534.77	1,427,918,470	14,607.52	1,541,093,722	4.250	2054/2/15	0.43
アメリカ	国債証券	T 1.625% 05/15/26	10,770,000	13,391.53	1,442,267,864	13,822.50	1,488,684,158	1.625	2026/5/15	0.42
アメリカ	国債証券	T 1.875% 02/15/32	11,720,000	11,805.05	1,383,552,244	12,647.77	1,482,319,065	1.875	2032/2/15	0.41
アメリカ	国債証券	T 3.125% 11/15/28	10,410,000	13,418.85	1,396,902,301	14,061.97	1,463,851,222	3.125	2028/11/15	0.41
アメリカ	国債証券	T 0.625% 07/31/26	10,800,000	13,026.90	1,406,905,216	13,528.12	1,461,037,804	0.625	2026/7/31	0.41
アメリカ	国債証券	T 4.5% 07/15/26	10,000,000	14,151.73	1,415,173,531	14,493.50	1,449,350,672	4.500	2026/7/15	0.40
アメリカ	国債証券	T 0.625% 08/15/30	11,950,000	11,256.15	1,345,110,652	12,068.76	1,442,217,938	0.625	2030/8/15	0.40
アメリカ	国債証券	T 2.875% 05/15/28	10,060,000	13,363.09	1,344,327,483	13,965.79	1,404,959,071	2.875	2028/5/15	0.39
アメリカ	国債証券	T 4.5% 11/15/33	9,270,000	14,220.59	1,318,248,809	15,122.68	1,401,873,318	4.500	2033/11/15	0.39
アメリカ	国債証券	T 4.625% 10/15/26	9,520,000	14,197.45	1,351,597,567	14,568.49	1,386,920,784	4.625	2026/10/15	0.39
アメリカ	国債証券	T 1.625% 05/15/31	10,980,000	11,887.61	1,305,259,951	12,624.91	1,386,215,615	1.625	2031/5/15	0.39
アメリカ	国債証券	T 2.875% 05/15/32	10,100,000	12,682.61	1,280,944,604	13,537.60	1,367,298,199	2.875	2032/5/15	0.38
アメリカ	国債証券	T 0.875% 11/15/30	11,150,000	11,365.15	1,267,214,782	12,184.45	1,358,567,150	0.875	2030/11/15	0.38
アメリカ	国債証券	T 1.75% 01/31/29	10,200,000	12,861.92	1,311,916,479	13,269.70	1,353,510,260	1.750	2029/1/31	0.38
アメリカ	国債証券	T 4.125% 08/31/30	9,200,000	13,922.86	1,280,903,623	14,691.15	1,351,586,201	4.125	2030/8/31	0.38

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	97.71
合計	97.71

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	簿価金額（現地通貨）	帳簿価額（円）	評価金額（現地通貨）	評価金額（円）	投資比率（%）
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 5YR NOTE	買建	44	アメリカドル	4,847,920.11	691,943,637	4,851,000	692,383,230	0.19
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 10YR NOTE	買建	28	アメリカドル	3,212,359.75	458,500,106	3,212,562.64	458,529,065	0.13
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US LONG BOND	買建	31	アメリカドル	3,884,274.3	554,402,471	3,871,125	552,525,671	0.15
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-SCHATZ	買建	15	ユーロ	1,604,116.5	255,744,294	1,607,025	256,207,996	0.07
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-BOBL FU	買建	21	ユーロ	2,511,534.1	400,413,882	2,519,370	401,663,159	0.11
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-BUND	買建	39	ユーロ	5,239,701.9	835,365,673	5,257,590	838,217,573	0.23

(注 1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注 2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
為替予約取引	アメリカドル	買建	13,030,000.00	1,859,249,985	1,855,797,750	0.52
	カナダドル	買建	1,420,000.00	149,437,921	149,646,700	0.04
	ユーロ	買建	7,520,000.00	1,192,962,684	1,197,033,600	0.33
	イギリスポンド	買建	1,190,000.00	224,355,016	226,837,800	0.06
	オフショア人民元	買建	22,520,000.00	455,105,917	459,860,652	0.13

(注 1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注 2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

外国株式インデックス　マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	534,552,020,291	69.74
	イギリス	28,508,147,884	3.72
	カナダ	24,723,718,957	3.23
	スイス	22,512,476,746	2.94
	フランス	21,118,878,997	2.76
	ドイツ	17,949,847,322	2.34
	アイルランド	13,789,799,456	1.80
	オーストラリア	13,752,851,513	1.79
	オランダ	13,482,063,072	1.76

	デンマーク	6,739,023,228	0.88
	スウェーデン	6,731,170,491	0.88
	スペイン	5,412,077,796	0.71
	イタリア	4,281,776,138	0.56
	香港	3,046,582,363	0.40
	シンガポール	2,205,378,641	0.29
	フィンランド	2,044,026,893	0.27
	ベルギー	1,604,908,703	0.21
	イスラエル	1,494,727,941	0.20
	ジャージー	1,235,753,150	0.16
	ノルウェー	1,124,906,897	0.15
	ケイマン	1,061,834,662	0.14
	バミューダ	919,995,930	0.12
	キュラソー	665,698,034	0.09
	ニュージーランド	533,651,835	0.07
	リベリア	518,969,020	0.07
	ルクセンブルク	389,317,107	0.05
	オーストリア	376,325,140	0.05
	ポルトガル	322,470,301	0.04
	パナマ	190,024,642	0.02
	マン島	74,765,738	0.01
	小計	731,363,188,888	95.41
新株予約権証券	カナダ	－	－
投資信託受益証券	オーストラリア	63,812,200	0.01
	香港	58,212,693	0.01
	小計	122,024,893	0.02
投資証券	アメリカ	12,686,333,199	1.66
	オーストラリア	1,006,977,186	0.13
	フランス	309,609,998	0.04
	イギリス	244,276,399	0.03
	シンガポール	221,072,854	0.03
	香港	174,226,591	0.02
	ベルギー	50,154,293	0.01
	カナダ	27,900,985	0.00
	小計	14,720,551,505	1.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	20,312,720,382	2.65
合計(純資産総額)		766,518,485,668	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	15,498,470,859	2.02
	買建	カナダ	517,839,852	0.07
	買建	ドイツ	2,660,497,148	0.35
	買建	イギリス	1,120,047,096	0.15
	買建	オーストラリア	570,511,305	0.07

(注 1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注 2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	—	1,628,534,884	0.21

(注 1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注 2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率(%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,155,407	27,216.34	31,445,961,048	32,512.46	37,565,131,612	4.90
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	560,017	61,369.07	34,367,726,341	61,091.29	34,212,163,528	4.46
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	1,951,142	16,255.37	31,716,538,166	17,327.42	33,808,260,816	4.41
アメリカ	株式	AMAZON.COM	一般消費財・サービス流通・小売り	742,859	25,977.08	19,297,309,216	26,828.95	19,930,132,985	2.60
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	173,814	68,641.42	11,930,840,144	80,979.29	14,075,334,799	1.84
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	465,895	25,135.04	11,710,293,290	23,400.58	10,902,214,850	1.42
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	400,960	25,380.47	10,176,555,622	23,591.84	9,459,384,848	1.23
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	350,741	20,252.81	7,103,492,267	24,648.04	8,645,079,495	1.13
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	227,655	25,378.50	5,777,542,903	37,175.45	8,463,178,390	1.10

アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	64,074	115,822.27	7,421,196,144	125,286.96	8,027,637,104	1.05
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	105,044	58,015.68	6,094,199,621	65,294.69	6,858,815,742	0.89
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	227,765	28,557.93	6,504,497,773	30,044.66	6,843,123,124	0.89
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	73,000	72,161.01	5,267,754,243	83,047.45	6,062,463,887	0.79
アメリカ	株式	EXXON MOBIL	エネルギー	355,800	16,404.92	5,836,870,708	16,530.98	5,881,725,744	0.77
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	124,853	38,693.52	4,831,002,402	39,275.01	4,903,603,335	0.64
アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	金融サービス	65,849	63,659.87	4,191,938,933	70,457.23	4,639,538,612	0.61
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	187,206	23,317.69	4,365,212,438	24,770.79	4,637,240,794	0.60
アメリカ	株式	HOME DEPOT	一般消費財・サービス流通・小売り	78,650	47,029.84	3,698,897,320	57,024.91	4,485,009,714	0.59
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	35,163	116,361.98	4,091,636,502	126,404.54	4,444,762,931	0.58
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	190,885	20,669.26	3,945,452,082	23,036.62	4,397,345,590	0.57
デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	255,486	19,582.30	5,003,003,655	17,029.17	4,350,714,527	0.57
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	350,884	9,323.23	3,271,374,904	11,386.99	3,995,515,897	0.52
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	140,059	22,328.98	3,127,375,296	27,802.37	3,893,973,078	0.51
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	31,693	142,469.52	4,515,286,800	120,736.33	3,826,496,792	0.50
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	34,177	92,756.63	3,170,143,555	100,960.06	3,450,512,159	0.45
アメリカ	株式	COCA-COLA CO	食品・飲料・タバコ	324,600	8,859.76	2,875,880,364	10,246.58	3,326,042,043	0.43
アメリカ	株式	MERCK & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	200,889	17,968.28	3,609,629,885	16,226.97	3,259,820,520	0.43
アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	131,290	17,854.88	2,344,167,413	24,084.26	3,162,022,522	0.41

アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	558,243	5,615.24	3,134,673,570	5,623.56	3,139,314,122	0.41
アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア・サービス	76,856	38,444.00	2,954,652,772	39,484.82	3,034,645,879	0.40

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	3.96
		素材	3.66
		資本財	7.00
		商業・専門サービス	1.56
		運輸	1.55
		自動車・自動車部品	1.69
		耐久消費財・アパレル	1.30
		消費者サービス	1.89
		メディア・娯楽	6.17
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.73
		生活必需品流通・小売り	1.74
		食品・飲料・タバコ	3.07
		家庭用品・パーソナル用品	1.58
		ヘルスケア機器・サービス	4.00
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.58
		銀行	5.40
		金融サービス	6.62
		保険	3.08
		エクイティ不動産投資信託（REIT）	0.04
		ソフトウェア・サービス	9.50
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.38
		電気通信サービス	1.17
		公益事業	2.71
		半導体・半導体製造装置	8.75
		不動産管理・開発	0.28
		小計	95.41
新株予約権証券	—	—	—
投資信託受益証券	—	—	0.02
投資証券	—	—	1.92
合計			97.35

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	簿価金額(現地通貨)	帳簿価額(円)	評価金額(現地通貨)	評価金額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P 500 EMIN	買建	375	アメリカドル	107,098,630	15,286,187,460	108,585,937.5	15,498,470,859	2.02
	カナダ	モントリオール取引所	S&P/TSE 60	買建	17	カナダドル	4,866,244.5	513,729,431	4,905,180	517,839,852	0.07
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	SWISS MKT IX	買建	38	スイスフラン	4,589,066	778,810,390	4,663,740	791,483,315	0.10
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	DJ EURO STOX	買建	230	ユーロ	11,284,346	1,799,063,283	11,723,100	1,869,013,833	0.24
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200 FUTU	買建	28	オーストラリアドル	5,740,871	566,796,194	5,778,500	570,511,305	0.07
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FTSE 100	買建	70	イギリスポンド	5,862,457.5	1,119,905,256	5,863,200	1,120,047,096	0.15

(注 1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注 2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引	アメリカドル	買建	9,380,000.00	1,359,000,800	1,338,578,634	0.17
	ユーロ	買建	1,100,000.00	178,718,100	175,354,630	0.02
	イギリスポンド	買建	600,000.00	116,995,200	114,601,620	0.01

(注 1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注 2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

短期金融資産　マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	5,296,772,300	54.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	4,486,194,997	45.86
合計(純資産総額)		9,782,967,297	100.00

(注 1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注 2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
日本	国債証券	第１２２０回国庫短期証券	5,300,000,000	99.93	5,296,676,900	99.93	5,296,772,300	—	2025/3/21	54.14

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	54.14
合計	54.14

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

交付目論見書に記載するファンドの運用実績

運用実績

当初設定日：2007年9月26日
作成基準日：2024年9月30日

DCターゲット・イヤー ファンド2025

基準価額・純資産の推移

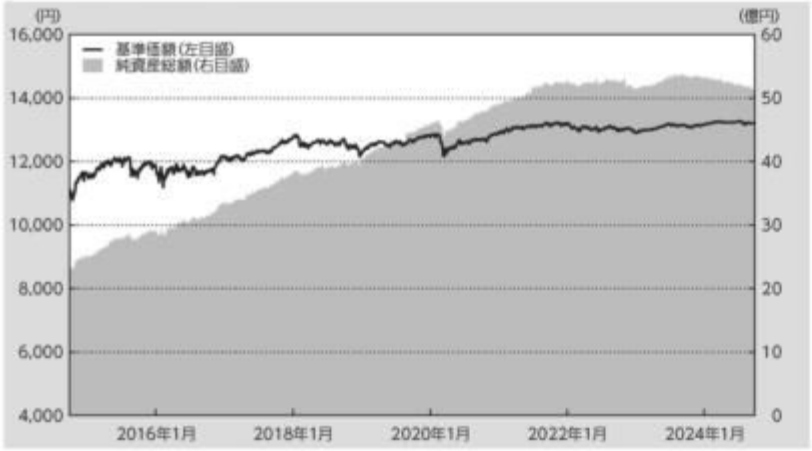

※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

基準価額	13,213円
純資産総額	51.43億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2020年8月	0円
2021年8月	0円
2022年8月	0円
2023年8月	0円
2024年8月	0円
設定来分配金合計額	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

マザーファンド	投資比率	上位組入銘柄	国/地域	種類	業種	利率	償還期限	実質投資比率
短期金融資産マザーファンド	87.5%	第1220回国庫短期証券	日本	国債	-	0.0%	2025/03/21	47.4%
		-	-	-	-	-	-	-
国内債券インデックスマザーファンド	6.0%	第350回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.100%	2028/03/20	0.1%
		第373回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.600%	2033/12/20	0.1%
国内株式インデックスマザーファンド	2.0%	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	-	-	0.1%
		ソニーグループ	日本	株式	電気機器	-	-	0.1%
外国株式インデックスマザーファンド	1.0%	APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジーハードウェアおよび機器	-	-	0.0%
		MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	-	-	0.0%
外国債券インデックスマザーファンド	0.5%	T 1.5% 08/15/26	アメリカ	国債	-	1.500%	2026/08/15	0.0%
		T 0.375% 07/31/27	アメリカ	国債	-	0.375%	2027/07/31	0.0%

※投資比率及び実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

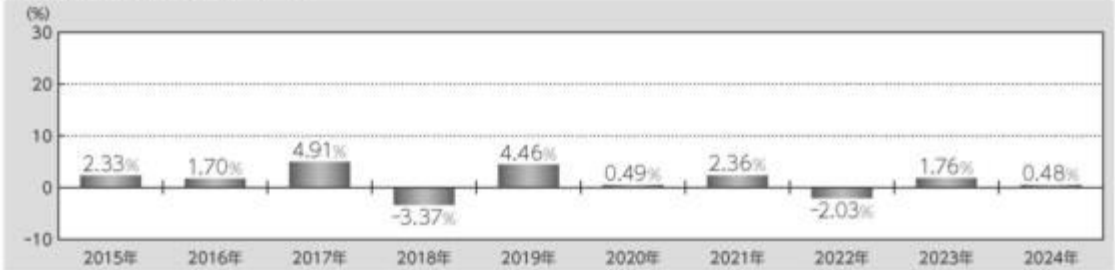

※2024年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

運用実績

当初設定日：2007年9月26日
作成基準日：2024年9月30日

DCターゲット・イヤー ファンド2035

基準価額・純資産の推移

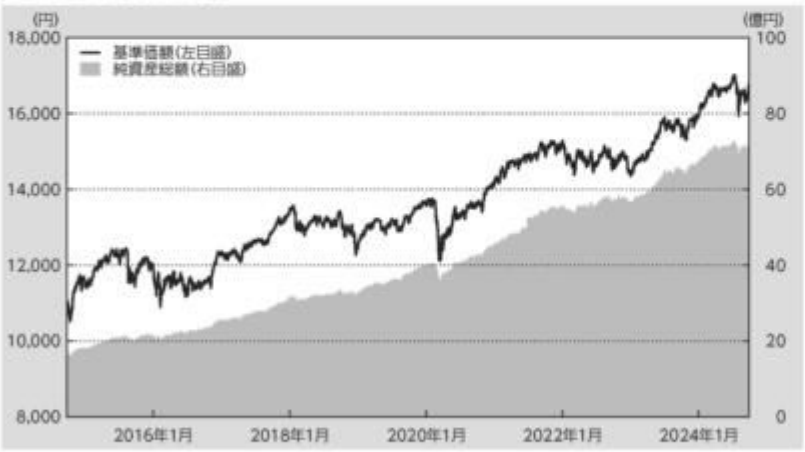

※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

基準価額	16,563円
純資産総額	72.00億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2020年 8 月	0円
2021年 8 月	0円
2022年 8 月	0円
2023年 8 月	0円
2024年 8 月	0円
設定来分配金合計額	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

マザーファンド	投資比率	上位組入銘柄	国/地域	種類	業種	利率	償還期限	実質投資比率
国内債券インデックスマザーファンド	58.5%	第350回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.100%	2028/03/20	0.6%
		第373回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.600%	2033/12/20	0.5%
国内株式インデックスマザーファンド	21.0%	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	-	-	0.7%
		ソニーグループ	日本	株式	電気機器	-	-	0.5%
外国株式インデックスマザーファンド	10.6%	APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジーハードウェアおよび機器	-	-	0.5%
		MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	-	-	0.5%
外国債券インデックスマザーファンド	5.0%	T 1.5% 08/15/26	アメリカ	国債	-	1.500%	2026/08/15	0.0%
		T 0.375% 07/31/27	アメリカ	国債	-	0.375%	2027/07/31	0.0%
短期金融資産マザーファンド	2.0%	第1220回国庫短期証券	日本	国債	-	0.0%	2025/03/21	1.1%
		-	-	-	-	-	-	-

※投資比率及び実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

※2024年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

当初設定日：2007年9月26日
作成基準日：2024年9月30日

DCターゲット・イヤー ファンド2045

基準価額・純資産の推移

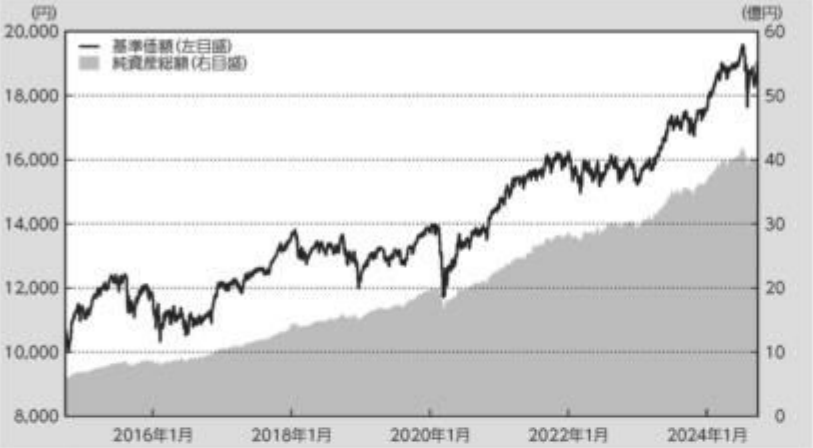

※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

基準価額	18,740円
純資産総額	40.55億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2020年8月	0円
2021年8月	0円
2022年8月	0円
2023年8月	0円
2024年8月	0円
設定来分配金合計額	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

マザーファンド	投資比率	上位組入銘柄	国/地域	種類	業種	利率	償還期限	実質投資比率
国内債券インデックスマザーファンド	43.5%	第350回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.100%	2028/03/20	0.4%
		第373回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.600%	2033/12/20	0.4%
国内株式インデックスマザーファンド	31.0%	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	-	-	1.1%
		ソニーグループ	日本	株式	電気機器	-	-	0.8%
外国株式インデックスマザーファンド	15.6%	APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジーハードウェアおよび機器	-	-	0.8%
		MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	-	-	0.7%
外国債券インデックスマザーファンド	5.0%	T 1.5% 08/15/26	アメリカ	国債	-	1.500%	2026/08/15	0.0%
		T 0.375% 07/31/27	アメリカ	国債	-	0.375%	2027/07/31	0.0%
短期金融資産マザーファンド	2.0%	第1220回国庫短期証券	日本	国債	-	0.0%	2025/03/21	1.1%
		-	-	-	-	-	-	-

※投資比率及び実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

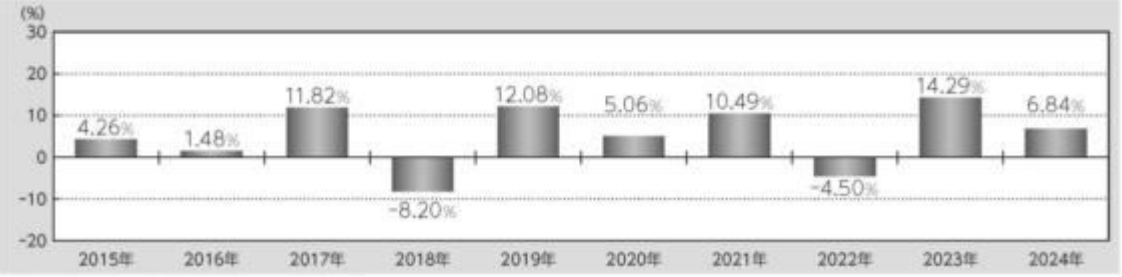

※2024年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

運用実績

当初設定日：2018年2月27日
作成基準日：2024年9月30日

DCターゲット・イヤー ファンド2055

基準価額・純資産の推移

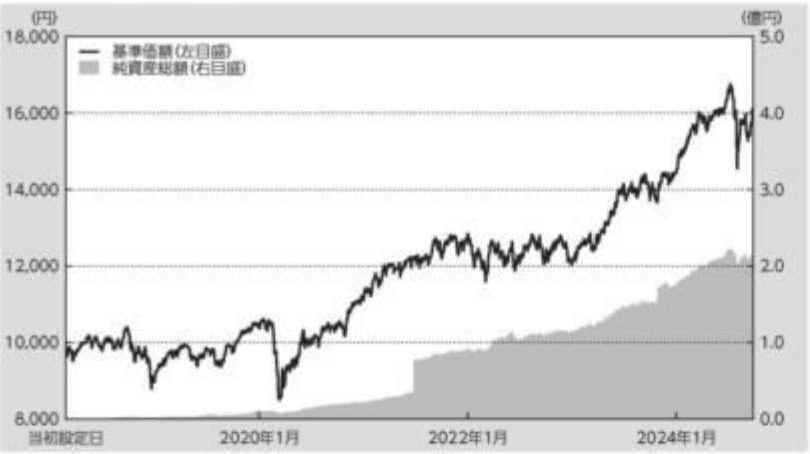

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	15,786円
純資産総額	2.15億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2020年8月	0円
2021年8月	0円
2022年8月	0円
2023年8月	0円
2024年8月	0円
設定来分配金合計額	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

マザーファンド	投資比率	上位組入銘柄	国/地域	種類	業種	利率	償還期限	実質投資比率
国内株式インデックスマザーファンド	41.0%	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	-	-	1.5%
		ソニーグループ	日本	株式	電気機器	-	-	1.1%
国内債券インデックスマザーファンド	28.5%	第350回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.100%	2028/03/20	0.3%
		第373回利付国債(10年)	日本	国債	-	0.600%	2033/12/20	0.3%
外国株式インデックスマザーファンド	20.7%	APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジーハードウェアおよび機器	-	-	1.0%
		MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	-	-	0.9%
外国債券インデックスマザーファンド	5.0%	T 1.5% 08/15/26	アメリカ	国債	-	1.500%	2026/08/15	0.0%
		T 0.375% 07/31/27	アメリカ	国債	-	0.375%	2027/07/31	0.0%
短期金融資産マザーファンド	2.0%	第1220回国庫短期証券	日本	国債	-	0.0%	2025/03/21	1.1%
		-	-	-	-	-	-	-

※投資比率及び実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

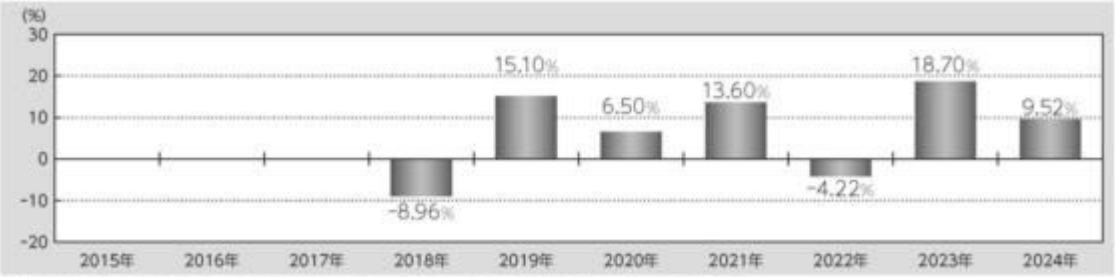

※2018年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2024年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

＜申込手続＞

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

＜申込コース＞

当ファンドは、「分配金再投資コース」（※）専用ファンドです。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

＜申込みの受付＞

お申込みの受付は、原則として、営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜申込単位＞

1円以上1円単位とします。

＜申込価額＞

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

＜申込手数料＞

ありません。

＜申込代金の支払い＞

販売会社が定める期日までにお支払いください。

＜受付不可日＞

ありません。

＜申込受付の中止等＞

収益分配金を再投資する場合を除き、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

＜その他＞

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割さ

れた受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

＜問い合わせ先＞

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：https://www.smtam.jp/

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

2【換金（解約）手続等】

＜一部解約手続＞

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

＜一部解約の受付＞

一部解約の実行の請求の受付は、原則として、営業日の午後３時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜一部解約単位＞

1口単位とします。

＜解約価額＞

一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（https://www.smtam.jp/）でご覧いただけます。

＜一部解約代金の支払い＞

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

なお、確定拠出年金制度の加入者等が一部解約金の支払を受ける日は確定拠出年金制度の定めに拠ることとなります。

＜受付不可日＞

ありません。

＜一部解約受付の中止等＞

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記＜解約価額＞の規定に準じて計算された価額とします。

＜一部解約の制限＞

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

＜その他＞

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

＜問い合わせ先＞

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：https://www.smtam.jp/

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の算出方法＞

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額の算出頻度＞

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

＜主要な投資対象資産の評価方法＞

①ファンドの主要な投資対象であるマザーファンド受益証券の評価方法

原則として、ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主要な投資対象の評価方法

・株式

原則として、ファンドの基準価額計算日（外国で取引されているものについては、原則として、ファンドの基準価額計算日の前日）の当該取引所における最終相場で評価します。

・公社債

原則として、計算時において知り得る直近の日（外国で取引されているものについては、原則として、ファンドの基準価額計算日の前日）の次のいずれかから入手した価額で評価します。

a.日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）

b.価格情報会社の提供する価額

c.金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）

③外貨建資産等の円換算

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国におけるファンドの基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則として、わが国におけるファンドの基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜基準価額の照会方法＞

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（https://www.smtam.jp/）でご覧いただけます。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：https://www.smtam.jp/

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします。（2025、2035、2045は2007年 9月26日設定、2055は2018年 2月27日設定）

ただし、下記「(5)その他　＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

原則として、毎年8月29日から翌年8月28日（第1計算期間は、2025、2035、2045は2007年9月26日から2008年8月28日、2055は2018年2月27日から2018年8月28日）までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

≪2025、2035、2045≫

＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞

(1)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合

・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合

・やむを得ない事情が発生した場合

②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

(2)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）における公告等の手続き

委託会社は上記（1）①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの繰上償還について、あらかじめ、ファンドを繰上償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

②上記①の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

③上記②の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、ファンドの繰上償還を行いません。

④委託会社は、このファンドの繰上償還を行わないこととしたときは、ファンドの繰上償還を行わない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑤ファンドの繰上償還において、上記②から④までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

＜投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き＞

(1)投資信託約款の変更

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができます。

・受益者の利益のため必要と認めるとき

・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基いて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従います。

(2)重大な投資信託約款の変更における公告等の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）を行

おうとする場合、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの重大な約款変更について、あらかじめ、変更をしようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

②上記①の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

③上記②の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、当該約款変更を行いません。

④委託会社は、当該約款変更を行わないこととしたときは、約款変更を行わない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

＜受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い＞

①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記＜投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き＞に従い、新受託会社を選任します。

②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

＜反対者の買取請求権＞

ファンドの償還又は重大な約款変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

＜運用報告書＞

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

＜関係法人との契約の更改手続き＞

・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の３ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に１年間延長され、その後も同様とします。

＜公告＞

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜混蔵寄託＞

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することがで

きるものとします。

＜投資信託財産の登記等及び記載等の留保等＞

①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。

②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

≪2055≫

＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞

(1)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合
・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
・やむを得ない事情が発生した場合

②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

(2)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）に係る書面決議の手続き

委託会社は上記（1）①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

④上記①から③までの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記①から③までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

＜投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き＞

(1)投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

・受益者の利益のため必要と認めるとき

・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基いて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従います。

(2)重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）又はファンドの併合について、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

④書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

⑤上記①から④までの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑥当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い＞

①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記＜投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き＞に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜運用報告書＞、＜関係法人との契約の更改手続き＞、＜公告＞、＜混蔵寄託＞、＜投資信託財産の登記等及び記載等の留保等＞については 2025、2035、2045 と同一です。

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金に対する請求権

①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

②収益分配金は、原則として毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に、販売会社に交付されます。

販売会社は、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

(2)償還金に対する請求権

①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

②償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④受益者が償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１【財務諸表】

【ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０２５】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年総理府令第 133 号)」に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 17 期計算期間(2023 年 8 月 29 日から 2024 年 8 月 28 日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年11月11日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取　　締　　役　　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　百瀬和政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCターゲット・イヤー ファンド2025の2023年8月29日から2024年8月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCターゲット・イヤー ファンド2025の2024年8月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を

開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第16期 （2023年 8月28日現在）	第17期 （2024年 8月28日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	169,501,645	166,179,662
親投資信託受益証券	5,165,923,066	5,005,203,758
未収入金	14,000,000	1,170,000
未収利息	－	991
流動資産合計	5,349,424,711	5,172,554,411
資産合計	5,349,424,711	5,172,554,411
負債の部		
流動負債		
未払解約金	11,413,721	291,556
未払受託者報酬	1,149,622	1,143,619
未払委託者報酬	11,208,666	11,150,227
未払利息	392	－
その他未払費用	287,091	290,025
流動負債合計	24,059,492	12,875,427
負債合計	24,059,492	12,875,427
純資産の部		
元本等		
元本	4,056,672,969	3,904,640,847
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,268,692,250	1,255,038,137
（分配準備積立金）	657,627,156	609,309,415
元本等合計	5,325,365,219	5,159,678,984
純資産合計	5,325,365,219	5,159,678,984
負債純資産合計	5,349,424,711	5,172,554,411

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期 自　2022年8月30日 至　2023年8月28日	第17期 自　2023年8月29日 至　2024年8月28日
営業収益		
受取利息	376	66,131
有価証券売買等損益	52,818,123	60,460,692
営業収益合計	52,818,499	60,526,823
営業費用		
支払利息	88,948	24,857
受託者報酬	2,297,718	2,321,111
委託者報酬	22,402,481	22,630,742
その他費用	287,091	290,030
営業費用合計	25,076,238	25,266,740
営業利益又は営業損失（△）	27,742,261	35,260,083
経常利益又は経常損失（△）	27,742,261	35,260,083
当期純利益又は当期純損失（△）	27,742,261	35,260,083
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△413,216	3,531,459
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,227,022,659	1,268,692,250
剰余金増加額又は欠損金減少額	124,929,197	115,164,380
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	124,929,197	115,164,380
剰余金減少額又は欠損金増加額	111,415,083	160,547,117
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	111,415,083	160,547,117
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,268,692,250	1,255,038,137

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第16期 （2023年 8月 28日現在）	第17期 （2024年 8月 28日現在）
1．計算期間の末日における受益権の総数	4,056,672,969口	3,904,640,847口
2．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.3127円 （1万口当たり純資産額） （13,127円）	1口当たり純資産額 1.3214円 （1万口当たり純資産額） （13,214円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第16期
自 2022年 8月 30日
至 2023年 8月 28日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,045,184,616円
分配準備積立金額	D	657,627,156円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,702,811,772円
当ファンドの期末残存口数	F	4,056,672,969口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,197円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

第17期
自 2023年 8月 29日
至 2024年 8月 28日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,589円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	30,923,861円
収益調整金額	C	1,060,630,836円
分配準備積立金額	D	578,362,965円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,669,940,251円
当ファンドの期末残存口数	F	3,904,640,847口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,276円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	第17期 自 2023年 8月 29日 至 2024年 8月 28日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2．金融商品の時価等に関する事項

	第17期 （2024年 8月 28日現在）

1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第16期 自 2022年 8月 30日 至 2023年 8月 28日	第17期 自 2023年 8月 29日 至 2024年 8月 28日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	4,012,327,313円	4,056,672,969円
期中追加設定元本額	408,854,663円	361,041,984円
期中一部解約元本額	364,509,007円	513,074,106円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第16期 (2023年 8月 28日現在)	第17期 (2024年 8月 28日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	40,704,163	24,947,176
合計	40,704,163	24,947,176

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考

親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	36,976,853	103,468,630	
	外国株式インデックス　マザーファンド	7,952,072	51,456,267	
	国内債券インデックス　マザーファンド	235,163,203	309,804,003	
	外国債券インデックス　マザーファンド	7,247,384	25,520,938	
	短期金融資産　マザーファンド	4,465,388,112	4,514,953,920	
合計		4,752,727,624	5,005,203,758	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０３５】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年総理府令第 133 号)」に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 17 期計算期間(2023 年 8 月 29 日から 2024 年 8 月 28 日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年11月11日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取　　締　　役　　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　百瀬和政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCターゲット・イヤー ファンド2035の2023年8月29日から2024年8月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCターゲット・イヤー ファンド2035の2024年8月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかど

うかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第16期 （2023年 8月28日現在）	第17期 （2024年 8月28日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	201,088,133	231,106,513
親投資信託受益証券	6,248,602,092	6,885,095,503
未収入金	10,790,000	30,000
未収利息	－	1,378
流動資産合計	6,460,480,225	7,116,233,394
資産合計	6,460,480,225	7,116,233,394
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,458,212	2,158,584
未払受託者報酬	1,349,126	1,555,375
未払委託者報酬	13,153,849	15,164,839
未払利息	465	－
その他未払費用	326,922	378,209
流動負債合計	19,288,574	19,257,007
負債合計	19,288,574	19,257,007
純資産の部		
元本等		
元本	4,118,543,715	4,286,463,518
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,322,647,936	2,810,512,869
（分配準備積立金）	1,382,184,594	1,670,750,488
元本等合計	6,441,191,651	7,096,976,387
純資産合計	6,441,191,651	7,096,976,387
負債純資産合計	6,460,480,225	7,116,233,394

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期 自　2022年8月30日 至　2023年8月28日	第17期 自　2023年8月29日 至　2024年8月28日
営業収益		
受取利息	422	87,426
有価証券売買等損益	320,885,968	418,793,411
営業収益合計	320,886,390	418,880,837
営業費用		
支払利息	99,286	30,464
受託者報酬	2,616,371	3,026,700
委託者報酬	25,509,343	29,510,156
その他費用	326,922	378,215
営業費用合計	28,551,922	32,945,535
営業利益又は営業損失（△）	292,334,468	385,935,302
経常利益又は経常損失（△）	292,334,468	385,935,302
当期純利益又は当期純損失（△）	292,334,468	385,935,302
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,646,375	17,322,947
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,888,747,648	2,322,647,936
剰余金増加額又は欠損金減少額	246,673,108	262,391,059
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	246,673,108	262,391,059
剰余金減少額又は欠損金増加額	102,460,913	143,138,481
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	102,460,913	143,138,481
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,322,647,936	2,810,512,869

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第16期 （2023年 8月 28日現在）	第17期 （2024年 8月 28日現在）
1．計算期間の末日における受益権の総数	4,118,543,715口	4,286,463,518口
2．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.5639円 （1万口当たり純資産額） （15,639円）	1口当たり純資産額 1.6557円 （1万口当たり純資産額） （16,557円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第16期
自 2022年 8月 30日
至 2023年 8月 28日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	275,677,232円
収益調整金額	C	1,690,593,071円
分配準備積立金額	D	1,106,507,362円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,072,777,665円
当ファンドの期末残存口数	F	4,118,543,715口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,460円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

第17期
自 2023年 8月 29日
至 2024年 8月 28日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	54,313円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	368,466,942円
収益調整金額	C	1,895,827,869円
分配準備積立金額	D	1,302,229,233円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,566,578,357円
当ファンドの期末残存口数	F	4,286,463,518口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,320円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	第17期 自 2023年 8月 29日 至 2024年 8月 28日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2．金融商品の時価等に関する事項

	第17期 （2024年 8月 28日現在）

1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第16期 自 2022年 8月 30日 至 2023年 8月 28日	第17期 自 2023年 8月 29日 至 2024年 8月 28日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	3,847,191,370円	4,118,543,715円
期中追加設定元本額	480,122,344円	420,716,508円
期中一部解約元本額	208,769,999円	252,796,705円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第16期 (2023年 8月 28日現在)	第17期 (2024年 8月 28日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	286,900,507	351,156,490
合計	286,900,507	351,156,490

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考

親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	537,203,082	1,503,201,664	
	外国株式インデックス　マザーファンド	114,940,898	743,759,562	
	国内債券インデックス　マザーファンド	3,146,407,067	4,145,076,670	
	外国債券インデックス　マザーファンド	99,775,976	351,351,121	
	短期金融資産　マザーファンド	140,150,812	141,706,486	
合計		4,038,477,835	6,885,095,503	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０４５】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年総理府令第 133 号)」に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 17 期計算期間(2023 年 8 月 29 日から 2024 年 8 月 28 日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年11月11日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取　　締　　役　　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　百瀬和政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCターゲット・イヤー ファンド2045の2023年8月29日から2024年8月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCターゲット・イヤー ファンド2045の2024年8月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかど

うかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第16期 （2023年 8月28日現在）	第17期 （2024年 8月28日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	106,950,444	129,560,361
親投資信託受益証券	3,371,555,024	3,895,325,473
未収入金	7,910,000	340,000
未収利息	－	772
流動資産合計	3,486,415,468	4,025,226,606
資産合計	3,486,415,468	4,025,226,606
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,122,840	533,994
未払受託者報酬	719,974	875,080
未払委託者報酬	7,019,640	8,531,931
未払利息	247	－
その他未払費用	172,469	209,338
流動負債合計	11,035,170	10,150,343
負債合計	11,035,170	10,150,343
純資産の部		
元本等		
元本	2,027,362,639	2,142,272,645
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,448,017,659	1,872,803,618
（分配準備積立金）	825,705,765	1,081,539,686
元本等合計	3,475,380,298	4,015,076,263
純資産合計	3,475,380,298	4,015,076,263
負債純資産合計	3,486,415,468	4,025,226,606

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期 自　2022年8月30日 至　2023年8月28日	第17期 自　2023年8月29日 至　2024年8月28日
営業収益		
受取利息	221	48,763
有価証券売買等損益	274,026,615	349,740,449
営業収益合計	274,026,836	349,789,212
営業費用		
支払利息	52,070	16,451
受託者報酬	1,380,724	1,675,652
委託者報酬	13,461,942	16,337,405
その他費用	172,469	209,341
営業費用合計	15,067,205	18,238,849
営業利益又は営業損失（△）	258,959,631	331,550,363
経常利益又は経常損失（△）	258,959,631	331,550,363
当期純利益又は当期純損失（△）	258,959,631	331,550,363
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4,634,402	16,328,305
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,094,699,204	1,448,017,659
剰余金増加額又は欠損金減少額	167,269,864	221,758,962
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	167,269,864	221,758,962
剰余金減少額又は欠損金増加額	68,276,638	112,195,061
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	68,276,638	112,195,061
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,448,017,659	1,872,803,618

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第16期 （2023年 8月 28日現在）	第17期 （2024年 8月 28日現在）
1．計算期間の末日における受益権の総数	2,027,362,639口	2,142,272,645口
2．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.7142円 （1万口当たり純資産額） （17,142円）	1口当たり純資産額 1.8742円 （1万口当たり純資産額） （18,742円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第16期
自 2022年 8月 30日
至 2023年 8月 28日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	254,347,646円
収益調整金額	C	975,527,889円
分配準備積立金額	D	571,358,119円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,801,233,654円
当ファンドの期末残存口数	F	2,027,362,639口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,884円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

第17期
自 2023年 8月 29日
至 2024年 8月 28日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	30,929円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	315,144,359円
収益調整金額	C	1,136,962,063円
分配準備積立金額	D	766,364,398円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,218,501,749円
当ファンドの期末残存口数	F	2,142,272,645口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,355円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	第17期 自 2023年 8月 29日 至 2024年 8月 28日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2．金融商品の時価等に関する事項

	第17期 （2024年 8月 28日現在）

1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第16期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月28日	第17期 自 2023年 8月29日 至 2024年 8月28日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,875,633,288円	2,027,362,639円
期中追加設定元本額	268,609,781円	271,045,529円
期中一部解約元本額	116,880,430円	156,135,523円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第16期 (2023年 8月28日現在)	第17期 (2024年 8月28日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	250,985,410	302,089,191
合計	250,985,410	302,089,191

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考

親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	448,185,756	1,254,113,382	
	外国株式インデックス　マザーファンド	95,891,528	620,494,899	
	国内債券インデックス　マザーファンド	1,322,335,504	1,742,044,792	
	外国債券インデックス　マザーファンド	56,393,057	198,582,510	
	短期金融資産　マザーファンド	79,210,652	80,089,890	
合計		2,002,016,497	3,895,325,473	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０５５】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年総理府令第 133 号)」に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 7 期計算期間(2023 年 8 月 29 日から 2024 年 8 月 28 日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年11月11日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取　　締　　役　　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　百瀬和政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCターゲット・イヤー ファンド2055の2023年8月29日から2024年8月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCターゲット・イヤー ファンド2055の2024年8月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかど

うかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第６期 （2023年 8月 28日現在）	第７期 （2024年 8月 28日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,448,221	6,793,106
親投資信託受益証券	145,090,598	205,144,592
未収入金	339,599	－
未収利息	－	40
流動資産合計	149,878,418	211,937,738
資産合計	149,878,418	211,937,738
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	29,790	45,250
未払委託者報酬	290,394	441,077
未払利息	10	－
その他未払費用	3,667	5,593
流動負債合計	323,861	491,920
負債合計	323,861	491,920
純資産の部		
元本等		
元本	106,864,094	133,861,089
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	42,690,463	77,584,729
（分配準備積立金）	20,867,541	39,204,086
元本等合計	149,554,557	211,445,818
純資産合計	149,554,557	211,445,818
負債純資産合計	149,878,418	211,937,738

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第６期 自　2022年８月30日 至　2023年８月28日	第７期 自　2023年８月29日 至　2024年８月28日
営業収益		
受取利息	7	2,453
有価証券売買等損益	15,477,252	22,803,515
営業収益合計	15,477,259	22,805,968
営業費用		
支払利息	1,902	663
受託者報酬	54,921	82,616
委託者報酬	535,311	805,331
その他費用	6,751	10,196
営業費用合計	598,885	898,806
営業利益又は営業損失（△）	14,878,374	21,907,162
経常利益又は経常損失（△）	14,878,374	21,907,162
当期純利益又は当期純損失（△）	14,878,374	21,907,162
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	94,664	1,329,882
期首剰余金又は期首欠損金（△）	21,991,266	42,690,463
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,459,613	19,942,219
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,459,613	19,942,219
剰余金減少額又は欠損金増加額	544,126	5,625,233
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	544,126	5,625,233
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	42,690,463	77,584,729

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第6期 （2023年 8月 28日現在）	第7期 （2024年 8月 28日現在）
1．計算期間の末日における受益権の総数	106,864,094口	133,861,089口
2．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.3995円 （1万口当たり純資産額） （13,995円）	1口当たり純資産額 1.5796円 （1万口当たり純資産額） （15,796円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第6期
自 2022年 8月 30日
至 2023年 8月 28日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,168,125円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	12,615,585円
収益調整金額	C	21,822,922円
分配準備積立金額	D	6,083,831円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	42,690,463円
当ファンドの期末残存口数	F	106,864,094口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,994円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

第7期
自 2023年 8月 29日
至 2024年 8月 28日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,955,544円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	17,621,736円
収益調整金額	C	38,380,643円
分配準備積立金額	D	18,626,806円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	77,584,729円
当ファンドの期末残存口数	F	133,861,089口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,795円
1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	第7期 自 2023年 8月 29日 至 2024年 8月 28日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2．金融商品の時価等に関する事項

	第7期 （2024年 8月 28日現在）

1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第6期 自 2022年 8月 30日 至 2023年 8月 28日	第7期 自 2023年 8月 29日 至 2024年 8月 28日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	86,772,951円	106,864,094円
期中追加設定元本額	22,231,123円	40,840,774円
期中一部解約元本額	2,139,980円	13,843,779円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 (2023年 8月 28日現在)	第7期 (2024年 8月 28日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	14,499,306	19,532,644
合計	14,499,306	19,532,644

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考

親投資信託受益証券	国内株式インデックス　マザーファンド	31,187,469	87,268,775	
	外国株式インデックス　マザーファンド	6,671,369	43,169,094	
	国内債券インデックス　マザーファンド	45,579,248	60,046,101	
	外国債券インデックス　マザーファンド	2,966,734	10,447,057	
	短期金融資産　マザーファンド	4,167,308	4,213,565	
合計		90,572,128	205,144,592	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。
なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

国内債券インデックス　マザーファンド

貸借対照表

	2024年 8月 28日現在
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,546,518,427
国債証券	565,029,947,890
地方債証券	34,694,028,478
特殊債券	37,340,877,804
社債券	31,133,776,000
未収入金	493,059,000
未収利息	1,671,185,588
前払費用	92,970,273
流動資産合計	672,002,363,460
資産合計	672,002,363,460
負債の部	
流動負債	
未払金	2,787,600,880
未払解約金	102,952,618
流動負債合計	2,890,553,498
負債合計	2,890,553,498
純資産の部	

元本等	
元本	507,907,616,786
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	161,204,193,176
元本等合計	669,111,809,962
純資産合計	669,111,809,962
負債純資産合計	672,002,363,460

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	2024年 8月 28日現在
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 移動平均法(買付約定後、最初の利払日までは個別法)に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 債券先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段によっております。
3.収益及び費用の計上基準	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

		2024年 8月 28日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	507,907,616,786口
2.	担保資産	先物取引に係る差入委託証拠金の代用として、担保に供している資産は次の通りであります。
		有価証券　98,913,000円
3.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額　1.3174円
		(1万口当たり純資産額)　(13,174円)

（注）担保資産の有価証券は、「国債証券」であります。上記金額には、約定未受渡債券を含んでおります。

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	2024年 8月 28日現在
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、債券先物取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、債券価格の変動による価格変動リスクであります。

3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

２．金融商品の時価等に関する事項

	2024年 8月 28日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	2024年 8月 28日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年 8月 29日
期首元本額	479,811,102,684円
期中追加設定元本額	82,830,768,800円
期中一部解約元本額	54,734,254,698円
期末元本額	507,907,616,786円
期末元本額の内訳	
エマージング株式オープン	2,227,240円
ＳＢＩ資産設計オープン（資産成長型）	5,127,062,671円
ＳＢＩ資産設計オープン（分配型）	19,858,300円
ＳＭＴ　国内債券インデックス・オープン	15,987,869,627円
世界経済インデックスファンド	8,988,899,197円
ＤＣマイセレクション２５	29,373,579,582円
ＤＣマイセレクション５０	36,893,909,096円
ＤＣマイセレクション７５	12,480,434,896円
ＤＣ日本債券インデックス・オープン	395,210,436円
ＤＣ日本債券インデックス・オープンＳ	86,615,656,946円
ＤＣ日本債券インデックス・オープンＰ	60,442,051,928円
ＤＣマイセレクションＳ２５	18,404,184,212円
ＤＣマイセレクションＳ５０	22,121,172,094円
ＤＣマイセレクションＳ７５	6,070,146,231円

ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０２５	235,163,203 円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０３５	3,146,407,067 円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０４５	1,322,335,504 円
ＤＣ世界経済インデックスファンド	6,722,228,721 円
国内バランス６０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	2,266,068 円
マイセレクション５０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	22,699,080 円
マイセレクション７５ＶＡ１（適格機関投資家専用）	8,589,478 円
国内バランス６０ＶＡ２（適格機関投資家専用）	1,267,636 円
バランス３０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	53,305,359 円
バランス５０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	89,759,737 円
バランス２５ＶＡ２（適格機関投資家専用）	28,733,225 円
バランス５０ＶＡ２（適格機関投資家専用）	24,607,138 円
バランスＡ（２５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	1,712,443,804 円
バランスＢ（３７．５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	746,317,829 円
バランスＣ（５０）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	3,262,249,043 円
世界バランスＶＡ１（適格機関投資家専用）	66,063,141 円
世界バランスＶＡ２（適格機関投資家専用）	43,531,869 円
バランスＤ（３５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	890,346,424 円
バランスＥ（２５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	987,860,909 円
バランスＦ（２５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	1,333,394,149 円
国内バランス２５ＶＡ１（適格機関投資家専用）	93,366,033 円
グローバル・バランスファンド・シリーズ１	6,009,377,995 円
日本債券ファンド・シリーズ１	17,525,433,318 円
分散投資コア戦略ファンドＡ	19,153,562,574 円
分散投資コア戦略ファンドＳ	27,595,445,922 円
ＤＣ世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	344,945,741 円
ＤＣ世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	2,240,630,556 円
世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	91,261,416 円
世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	50,358,245 円
ＳＭＴ　インデックスバランス・オープン	66,171,298 円
ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン	65,549,267 円
ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン（株式シフト型）	164,801,217 円
ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン（債券シフト型）	246,199,983 円
ＳＭＴ　８資産インデックスバランス・オープン	22,844,283 円
グローバル経済コア	429,650,628 円
ＳＢＩ資産設計オープン（つみたてＮＩＳＡ対応型）	57,099,656 円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０５５	45,579,248 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０３０	211,498,017 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０４０	124,812,247 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０５０	37,765,149 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０６０	30,122,561 円
Ｍｙ　ＳＭＴ　国内債券インデックス（ノーロード）	1,238,068,984 円
１０資産分散投資ファンド	470,257,712 円
グローバル１０資産バランスファンド	648,366,737 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０３５	185,414 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４０	154,544 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４５	142,071 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５０	142,071 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５５	216,483 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６０	210,850 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６５	234,291 円
ＤＣマイセレクションＳ５０（２０２４－２０２６リスク抑制型）	279,544 円
ＦＯＦｓ用　国内債券インデックス・ファンドＰ（適格機関投資家専用）	106,690,737,025 円
ＦＯＦｓ用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	58,787,970 円
私募世界経済パッシブファンド（適格機関投資家専用）	22,151,079 円
ファンドラップ運用戦略Ｆ（中庸型）（適格機関投資家専用）	549,374,817 円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年 8月 28日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	6,832,982,690
地方債証券	302,116,312
特殊債券	316,506,058
社債券	214,465,000
合計	7,666,070,060

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「国内債券インデックス　マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第４５２回利付国債（２年）	4,180,000,000	4,169,257,400	
	第４５３回利付国債（２年）	1,410,000,000	1,406,009,700	
	第４５４回利付国債（２年）	1,910,000,000	1,906,065,400	
	第４５５回利付国債（２年）	1,550,000,000	1,544,451,000	
	第４５６回利付国債（２年）	1,100,000,000	1,096,975,000	
	第４５７回利付国債（２年）	2,720,000,000	2,711,486,400	
	第４５８回利付国債（２年）	1,490,000,000	1,486,975,300	
	第４５９回利付国債（２年）	30,000,000	29,933,400	
	第４６０回利付国債（２年）	2,300,000,000	2,298,275,000	
	第４６１回利付国債（２年）	2,850,000,000	2,852,479,500	
	第４６２回利付国債（２年）	1,580,000,000	1,581,153,400	
	第４６３回利付国債（２年）	2,870,000,000	2,871,635,900	
	第１４５回利付国債（５年）	5,210,000,000	5,200,622,000	
	第１４６回利付国債（５年）	4,660,000,000	4,647,837,400	
	第１４７回利付国債（５年）	4,820,000,000	4,795,707,200	
	第１４８回利付国債（５年）	4,960,000,000	4,928,801,600	
	第１４９回利付国債（５年）	4,580,000,000	4,545,787,400	

	第１５０回利付国債（５年）	4,290,000,000	4,253,620,800	
	第１５１回利付国債（５年）	3,250,000,000	3,219,125,000	
	第１５２回利付国債（５年）	690,000,000	685,107,900	
	第１５３回利付国債（５年）	4,710,000,000	4,660,262,400	
	第１５４回利付国債（５年）	5,100,000,000	5,055,222,000	
	第１５５回利付国債（５年）	3,070,000,000	3,059,961,100	
	第１５６回利付国債（５年）	3,490,000,000	3,467,175,400	
	第１５７回利付国債（５年）	2,490,000,000	2,471,648,700	
	第１５８回利付国債（５年）	3,220,000,000	3,184,998,600	
	第１５９回利付国債（５年）	1,250,000,000	1,234,775,000	
	第１６０回利付国債（５年）	1,730,000,000	1,715,398,800	
	第１６１回利付国債（５年）	2,840,000,000	2,826,680,400	
	第１６２回利付国債（５年）	1,710,000,000	1,700,441,100	
	第１６３回利付国債（５年）	4,240,000,000	4,233,216,000	
	第１６４回利付国債（５年）	1,750,000,000	1,730,767,500	
	第１６５回利付国債（５年）	2,510,000,000	2,493,007,300	
	第１６６回利付国債（５年）	1,540,000,000	1,536,088,400	
	第１６７回利付国債（５年）	1,160,000,000	1,155,858,800	
	第１６８回利付国債（５年）	1,410,000,000	1,417,543,500	
	第１６９回利付国債（５年）	1,780,000,000	1,781,584,200	
	第１７０回利付国債（５年）	2,030,000,000	2,039,520,700	
	第１７１回利付国債（５年）	450,000,000	447,781,500	
	第１回利付国債（４０年）	740,000,000	814,791,800	
	第２回利付国債（４０年）	1,030,000,000	1,087,195,900	
	第３回利付国債（４０年）	730,000,000	765,697,000	
	第４回利付国債（４０年）	1,030,000,000	1,074,104,600	
	第５回利付国債（４０年）	1,050,000,000	1,045,348,500	
	第６回利付国債（４０年）	1,630,000,000	1,578,850,600	
	第７回利付国債（４０年）	1,460,000,000	1,342,470,000	
	第８回利付国債（４０年）	1,480,000,000	1,253,338,000	
	第９回利付国債（４０年）	2,260,000,000	1,380,182,000	
	第１０回利付国債（４０年）	2,140,000,000	1,533,695,200	
	第１１回利付国債（４０年）	1,915,000,000	1,307,810,950	
	第１２回利付国債（４０年）	1,430,000,000	857,628,200	
	第１３回利付国債（４０年）	2,230,000,000	1,311,463,000	
	第１４回利付国債（４０年）	2,130,000,000	1,333,976,400	

	第１５回利付国債（４０年）	2,950,000,000	2,035,706,500	
	第１６回利付国債（４０年）	2,680,000,000	2,026,723,200	
	第１７回利付国債（４０年）	1,070,000,000	1,047,829,600	
	第３４０回利付国債（１０年）	4,830,000,000	4,836,617,100	
	第３４１回利付国債（１０年）	5,030,000,000	5,030,000,000	
	第３４２回利付国債（１０年）	4,760,000,000	4,743,006,800	
	第３４３回利付国債（１０年）	3,670,000,000	3,652,824,400	
	第３４４回利付国債（１０年）	5,900,000,000	5,867,373,000	
	第３４５回利付国債（１０年）	4,880,000,000	4,849,256,000	
	第３４６回利付国債（１０年）	5,750,000,000	5,709,232,500	
	第３４７回利付国債（１０年）	3,840,000,000	3,809,587,200	
	第３４８回利付国債（１０年）	4,340,000,000	4,301,894,800	
	第３４９回利付国債（１０年）	5,160,000,000	5,109,432,000	
	第３５０回利付国債（１０年）	6,570,000,000	6,498,584,100	代用有価証券 100,000,000円
	第３５１回利付国債（１０年）	5,325,000,000	5,260,141,500	
	第３５２回利付国債（１０年）	4,230,000,000	4,172,598,900	
	第３５３回利付国債（１０年）	4,415,000,000	4,347,803,700	
	第３５４回利付国債（１０年）	4,420,000,000	4,345,081,000	
	第３５５回利付国債（１０年）	4,170,000,000	4,091,645,700	
	第３５６回利付国債（１０年）	4,800,000,000	4,704,048,000	
	第３５７回利付国債（１０年）	3,830,000,000	3,748,804,000	
	第３５８回利付国債（１０年）	3,370,000,000	3,293,534,700	
	第３５９回利付国債（１０年）	4,065,000,000	3,966,505,050	
	第３６０回利付国債（１０年）	5,430,000,000	5,288,222,700	
	第３６１回利付国債（１０年）	5,580,000,000	5,423,536,800	
	第３６２回利付国債（１０年）	4,550,000,000	4,412,044,000	
	第３６３回利付国債（１０年）	4,960,000,000	4,797,758,400	
	第３６４回利付国債（１０年）	5,120,000,000	4,938,240,000	
	第３６５回利付国債（１０年）	4,967,000,000	4,776,366,540	
	第３６６回利付国債（１０年）	5,600,000,000	5,410,664,000	
	第３６７回利付国債（１０年）	4,790,000,000	4,614,350,700	
	第３６８回利付国債（１０年）	5,650,000,000	5,426,147,000	
	第３６９回利付国債（１０年）	5,170,000,000	5,074,820,300	
	第３７０回利付国債（１０年）	5,880,000,000	5,757,166,800	
	第３７１回利付国債（１０年）	5,540,000,000	5,362,055,200	

	第３７２回利付国債（１０年）	5,360,000,000	5,357,695,200	
	第３７３回利付国債（１０年）	5,780,000,000	5,660,180,600	
	第３７４回利付国債（１０年）	5,320,000,000	5,289,463,200	
	第３７５回利付国債（１０年）	1,780,000,000	1,813,713,200	
	第１回利付国債（３０年）	110,000,000	122,607,100	
	第２回利付国債（３０年）	160,000,000	176,307,200	
	第３回利付国債（３０年）	120,000,000	132,018,000	
	第４回利付国債（３０年）	110,000,000	125,791,600	
	第５回利付国債（３０年）	50,000,000	55,313,000	
	第６回利付国債（３０年）	580,000,000	652,314,400	
	第７回利付国債（３０年）	380,000,000	426,265,000	
	第８回利付国債（３０年）	850,000,000	923,134,000	
	第９回利付国債（３０年）	240,000,000	252,993,600	
	第１０回利付国債（３０年）	160,000,000	164,568,000	
	第１１回利付国債（３０年）	260,000,000	280,290,400	
	第１２回利付国債（３０年）	190,000,000	211,490,900	
	第１３回利付国債（３０年）	400,000,000	441,780,000	
	第１４回利付国債（３０年）	750,000,000	855,390,000	
	第１５回利付国債（３０年）	340,000,000	390,966,000	
	第１６回利付国債（３０年）	400,000,000	460,100,000	
	第１７回利付国債（３０年）	1,130,000,000	1,289,906,300	
	第１８回利付国債（３０年）	505,000,000	571,776,150	
	第１９回利付国債（３０年）	630,000,000	713,361,600	
	第２０回利付国債（３０年）	660,000,000	761,244,000	
	第２１回利付国債（３０年）	960,000,000	1,087,353,600	
	第２２回利付国債（３０年）	300,000,000	346,257,000	
	第２３回利付国債（３０年）	430,000,000	496,284,500	
	第２４回利付国債（３０年）	780,000,000	900,104,400	
	第２５回利付国債（３０年）	650,000,000	735,358,000	
	第２６回利付国債（３０年）	1,610,000,000	1,839,891,900	
	第２７回利付国債（３０年）	1,370,000,000	1,580,897,800	
	第２８回利付国債（３０年）	1,830,000,000	2,109,825,300	
	第２９回利付国債（３０年）	1,770,000,000	2,017,021,200	
	第３０回利付国債（３０年）	1,970,000,000	2,215,186,200	
	第３１回利付国債（３０年）	1,360,000,000	1,507,505,600	
	第３２回利付国債（３０年）	1,950,000,000	2,182,537,500	

	第３３回利付国債（３０年）	2,410,000,000	2,589,400,400	
	第３４回利付国債（３０年）	2,085,000,000	2,293,771,050	
	第３５回利付国債（３０年）	2,480,000,000	2,646,631,200	
	第３６回利付国債（３０年）	2,310,000,000	2,458,533,000	
	第３７回利付国債（３０年）	2,605,000,000	2,722,120,800	
	第３８回利付国債（３０年）	1,390,000,000	1,425,695,200	
	第３９回利付国債（３０年）	1,800,000,000	1,871,298,000	
	第４０回利付国債（３０年）	1,290,000,000	1,317,090,000	
	第４１回利付国債（３０年）	1,310,000,000	1,313,812,100	
	第４２回利付国債（３０年）	1,560,000,000	1,561,138,800	
	第４３回利付国債（３０年）	1,390,000,000	1,387,942,800	
	第４４回利付国債（３０年）	1,310,000,000	1,306,083,100	
	第４５回利付国債（３０年）	1,600,000,000	1,536,608,000	
	第４６回利付国債（３０年）	1,860,000,000	1,781,619,600	
	第４７回利付国債（３０年）	1,710,000,000	1,663,248,600	
	第４８回利付国債（３０年）	1,720,000,000	1,608,784,800	
	第４９回利付国債（３０年）	1,820,000,000	1,697,404,800	
	第５０回利付国債（３０年）	1,860,000,000	1,530,705,600	
	第５１回利付国債（３０年）	1,920,000,000	1,402,003,200	
	第５２回利付国債（３０年）	1,810,000,000	1,379,636,300	
	第５３回利付国債（３０年）	1,550,000,000	1,204,086,500	
	第５４回利付国債（３０年）	1,880,000,000	1,523,401,600	
	第５５回利付国債（３０年）	1,600,000,000	1,291,168,000	
	第５６回利付国債（３０年）	1,780,000,000	1,430,479,200	
	第５７回利付国債（３０年）	1,630,000,000	1,304,505,300	
	第５８回利付国債（３０年）	2,050,000,000	1,633,850,000	
	第５９回利付国債（３０年）	1,450,000,000	1,122,430,500	
	第６０回利付国債（３０年）	1,610,000,000	1,302,216,300	
	第６１回利付国債（３０年）	1,530,000,000	1,172,989,800	
	第６２回利付国債（３０年）	1,135,000,000	821,478,950	
	第６３回利付国債（３０年）	1,460,000,000	1,021,824,800	
	第６４回利付国債（３０年）	1,620,000,000	1,127,082,600	
	第６５回利付国債（３０年）	1,255,000,000	868,673,350	
	第６６回利付国債（３０年）	1,515,000,000	1,042,456,350	
	第６７回利付国債（３０年）	1,475,000,000	1,068,032,750	
	第６８回利付国債（３０年）	1,670,000,000	1,203,485,500	

	第６９回利付国債（３０年）	1,710,000,000	1,261,535,400	
	第７０回利付国債（３０年）	1,920,000,000	1,410,048,000	
	第７１回利付国債（３０年）	1,470,000,000	1,074,614,100	
	第７２回利付国債（３０年）	1,810,000,000	1,317,064,600	
	第７３回利付国債（３０年）	1,830,000,000	1,325,523,900	
	第７４回利付国債（３０年）	2,110,000,000	1,655,717,000	
	第７５回利付国債（３０年）	1,700,000,000	1,437,265,000	
	第７６回利付国債（３０年）	1,810,000,000	1,565,559,500	
	第７７回利付国債（３０年）	2,010,000,000	1,820,235,900	
	第７８回利付国債（３０年）	1,460,000,000	1,256,242,400	
	第７９回利付国債（３０年）	1,350,000,000	1,102,234,500	
	第８０回利付国債（３０年）	2,270,000,000	2,143,220,500	
	第８１回利付国債（３０年）	1,300,000,000	1,168,284,000	
	第８２回利付国債（３０年）	1,520,000,000	1,430,304,800	
	第８３回利付国債（３０年）	460,000,000	473,202,000	
	第８１回利付国債（２０年）	390,000,000	397,133,100	
	第８２回利付国債（２０年）	600,000,000	611,604,000	
	第８３回利付国債（２０年）	290,000,000	296,809,200	
	第８４回利付国債（２０年）	470,000,000	480,419,900	
	第８５回利付国債（２０年）	290,000,000	297,969,200	
	第８６回利付国債（２０年）	510,000,000	525,590,700	
	第８７回利付国債（２０年）	1,790,000,000	1,841,963,700	
	第８８回利付国債（２０年）	420,000,000	434,712,600	
	第８９回利付国債（２０年）	350,000,000	361,634,000	
	第９０回利付国債（２０年）	630,000,000	653,637,600	
	第９１回利付国債（２０年）	450,000,000	467,802,000	
	第９２回利付国債（２０年）	880,000,000	914,856,800	
	第９３回利付国債（２０年）	120,000,000	124,936,800	
	第９４回利付国債（２０年）	610,000,000	636,638,700	
	第９５回利付国債（２０年）	830,000,000	874,396,700	
	第９６回利付国債（２０年）	1,590,000,000	1,666,208,700	
	第９７回利付国債（２０年）	900,000,000	949,545,000	
	第９８回利付国債（２０年）	440,000,000	462,893,200	
	第９９回利付国債（２０年）	1,410,000,000	1,488,776,700	
	第１００回利付国債（２０年）	480,000,000	510,379,200	
	第１０１回利付国債（２０年）	715,000,000	765,271,650	

	第１０２回利付国債（２０年）	1,180,000,000	1,268,039,800	
	第１０３回利付国債（２０年）	400,000,000	428,344,000	
	第１０４回利付国債（２０年）	160,000,000	170,137,600	
	第１０５回利付国債（２０年）	1,180,000,000	1,258,883,000	
	第１０６回利付国債（２０年）	680,000,000	728,171,200	
	第１０７回利付国債（２０年）	1,100,000,000	1,176,978,000	
	第１０８回利付国債（２０年）	840,000,000	891,676,800	
	第１０９回利付国債（２０年）	920,000,000	978,898,400	
	第１１０回利付国債（２０年）	1,100,000,000	1,180,234,000	
	第１１１回利付国債（２０年）	970,000,000	1,048,162,600	
	第１１２回利付国債（２０年）	990,000,000	1,065,121,200	
	第１１３回利付国債（２０年）	2,020,000,000	2,181,115,200	
	第１１４回利付国債（２０年）	2,200,000,000	2,383,282,000	
	第１１５回利付国債（２０年）	700,000,000	761,943,000	
	第１１６回利付国債（２０年）	1,660,000,000	1,813,035,400	
	第１１７回利付国債（２０年）	1,980,000,000	2,151,824,400	
	第１１８回利付国債（２０年）	660,000,000	715,671,000	
	第１１９回利付国債（２０年）	460,000,000	493,474,200	
	第１２０回利付国債（２０年）	1,070,000,000	1,135,783,600	
	第１２１回利付国債（２０年）	1,620,000,000	1,751,333,400	
	第１２２回利付国債（２０年）	750,000,000	806,400,000	
	第１２３回利付国債（２０年）	1,800,000,000	1,972,530,000	
	第１２４回利付国債（２０年）	760,000,000	828,202,400	
	第１２５回利付国債（２０年）	1,240,000,000	1,369,902,400	
	第１２６回利付国債（２０年）	1,090,000,000	1,190,007,500	
	第１２７回利付国債（２０年）	1,020,000,000	1,107,128,400	
	第１２８回利付国債（２０年）	1,620,000,000	1,761,199,200	
	第１２９回利付国債（２０年）	740,000,000	799,651,400	
	第１３０回利付国債（２０年）	2,055,000,000	2,222,770,200	
	第１３１回利付国債（２０年）	1,290,000,000	1,386,582,300	
	第１３２回利付国債（２０年）	1,230,000,000	1,322,889,600	
	第１３３回利付国債（２０年）	1,810,000,000	1,960,030,900	
	第１３４回利付国債（２０年）	1,140,000,000	1,235,748,600	
	第１３５回利付国債（２０年）	170,000,000	182,988,000	
	第１３６回利付国債（２０年）	1,240,000,000	1,325,795,600	
	第１３７回利付国債（２０年）	1,390,000,000	1,497,335,800	

	第１３８回利付国債（２０年）	1,330,000,000	1,412,433,400	
	第１３９回利付国債（２０年）	480,000,000	513,312,000	
	第１４０回利付国債（２０年）	2,490,000,000	2,683,049,700	
	第１４１回利付国債（２０年）	1,200,000,000	1,293,720,000	
	第１４２回利付国債（２０年）	1,215,000,000	1,319,951,700	
	第１４３回利付国債（２０年）	1,620,000,000	1,733,497,200	
	第１４４回利付国債（２０年）	1,160,000,000	1,231,432,800	
	第１４５回利付国債（２０年）	2,275,000,000	2,452,541,000	
	第１４６回利付国債（２０年）	2,670,000,000	2,879,061,000	
	第１４７回利付国債（２０年）	2,740,000,000	2,928,649,000	
	第１４８回利付国債（２０年）	2,360,000,000	2,497,776,800	
	第１４９回利付国債（２０年）	2,950,000,000	3,116,527,500	
	第１５０回利付国債（２０年）	2,390,000,000	2,497,932,400	
	第１５１回利付国債（２０年）	2,205,000,000	2,257,809,750	
	第１５２回利付国債（２０年）	2,420,000,000	2,473,288,400	
	第１５３回利付国債（２０年）	2,350,000,000	2,421,111,000	
	第１５４回利付国債（２０年）	2,835,000,000	2,885,718,150	
	第１５５回利付国債（２０年）	2,400,000,000	2,386,656,000	
	第１５６回利付国債（２０年）	2,690,000,000	2,493,092,000	
	第１５７回利付国債（２０年）	2,900,000,000	2,610,841,000	
	第１５８回利付国債（２０年）	2,790,000,000	2,592,412,200	
	第１５９回利付国債（２０年）	2,780,000,000	2,603,887,000	
	第１６０回利付国債（２０年）	2,410,000,000	2,277,257,200	
	第１６１回利付国債（２０年）	2,520,000,000	2,341,735,200	
	第１６２回利付国債（２０年）	1,650,000,000	1,527,009,000	
	第１６３回利付国債（２０年）	2,370,000,000	2,182,983,300	
	第１６４回利付国債（２０年）	2,370,000,000	2,144,067,900	
	第１６５回利付国債（２０年）	2,310,000,000	2,080,247,400	
	第１６６回利付国債（２０年）	2,150,000,000	1,981,332,500	
	第１６７回利付国債（２０年）	2,340,000,000	2,086,437,600	
	第１６８回利付国債（２０年）	1,740,000,000	1,521,316,800	
	第１６９回利付国債（２０年）	2,160,000,000	1,849,284,000	
	第１７０回利付国債（２０年）	2,530,000,000	2,153,055,300	
	第１７１回利付国債（２０年）	2,060,000,000	1,743,522,200	
	第１７２回利付国債（２０年）	1,750,000,000	1,496,810,000	
	第１７３回利付国債（２０年）	2,600,000,000	2,211,924,000	

	第１７４回利付国債（２０年）	2,360,000,000	1,996,866,800	
	第１７５回利付国債（２０年）	2,210,000,000	1,891,892,600	
	第１７６回利付国債（２０年）	2,180,000,000	1,857,599,800	
	第１７７回利付国債（２０年）	2,230,000,000	1,857,077,100	
	第１７８回利付国債（２０年）	2,460,000,000	2,073,706,200	
	第１７９回利付国債（２０年）	2,825,000,000	2,370,005,500	
	第１８０回利付国債（２０年）	2,300,000,000	2,025,587,000	
	第１８１回利付国債（２０年）	2,690,000,000	2,400,744,300	
	第１８２回利付国債（２０年）	2,260,000,000	2,079,810,200	
	第１８３回利付国債（２０年）	2,490,000,000	2,402,451,600	
	第１８４回利付国債（２０年）	2,480,000,000	2,266,893,600	
	第１８５回利付国債（２０年）	2,480,000,000	2,258,263,200	
	第１８６回利付国債（２０年）	2,200,000,000	2,138,180,000	
	第１８７回利付国債（２０年）	2,030,000,000	1,902,272,400	
	第１８８回利付国債（２０年）	1,410,000,000	1,387,256,700	
	第１８９回利付国債（２０年）	820,000,000	846,182,600	
国債証券合計		584,937,000,000	565,029,947,890	
地方債証券	第２回東京都公募公債（東京ソーシャルボンド（５年)）	100,000,000	99,155,000	
	第５回東京都公募公債（東京グリーンボンド（３０年)）	100,000,000	71,647,000	
	第６回東京都公募公債（東京ソーシャルボンド（５年)）	100,000,000	99,527,000	
	第９回東京都公募公債（３０年）	100,000,000	111,872,000	
	第１１回東京都公募公債（３０年）	100,000,000	108,601,000	
	第１３回東京都公募公債（３０年）	100,000,000	103,900,000	
	第１５回東京都公募公債（３０年）	100,000,000	100,237,000	
	第１６回東京都公募公債（２０年）	200,000,000	212,480,000	
	第１７回東京都公募公債（２０年）	100,000,000	106,577,000	
	第１９回東京都公募公債（２０年）	100,000,000	107,310,000	
	第１９回東京都公募公債（３０年）	100,000,000	72,676,000	
	第２６回東京都公募公債（２０年）	200,000,000	214,602,000	
	第２７回東京都公募公債（２０年）	200,000,000	213,734,000	
	第３３回東京都公募公債（５年）	200,000,000	199,008,000	
	第３８回東京都公募公債（２０年）	200,000,000	165,382,000	
	第７５１回東京都公募公債	100,000,000	99,973,000	
	第７６５回東京都公募公債	100,000,000	99,333,000	

	第７７０回東京都公募公債	100,000,000	99,169,000	
	第７８１回東京都公募公債	300,000,000	295,962,000	
	第８００回東京都公募公債	200,000,000	194,592,000	
	第８３０回東京都公募公債	300,000,000	288,624,000	
	平成２７年度第１５回北海道公募公債	100,000,000	99,716,000	
	平成２８年度第１回北海道公募公債	100,000,000	99,429,000	
	平成２８年度第１４回北海道公募公債	100,000,000	99,434,000	
	平成３０年度第１４回北海道公募公債	200,000,000	196,992,000	
	令和４年度第１０回北海道公募公債	200,000,000	195,704,000	
	令和５年度第６回北海道公募公債	100,000,000	99,226,000	
	第３９回１号宮城県公募公債（１０年）	100,000,000	97,643,000	
	第４回神奈川県公募公債（３０年）	200,000,000	230,850,000	
	第１１回神奈川県公募公債（２０年）	100,000,000	107,166,000	
	第１５回神奈川県公募公債（２０年）	200,000,000	215,792,000	
	第１７回神奈川県公募公債（２０年）	100,000,000	108,613,000	
	第２０回神奈川県公募公債（２０年）	100,000,000	107,050,000	
	第２７回神奈川県公募公債（２０年）	100,000,000	103,455,000	
	第２１８回神奈川県公募公債	100,000,000	99,745,000	
	第２２６回神奈川県公募公債	100,000,000	99,295,000	
	第２２７回神奈川県公募公債	100,000,000	99,169,000	
	第２４３回神奈川県公募公債	200,000,000	194,540,000	
	第２６０回神奈川県公募公債	208,000,000	206,762,400	
	第６回大阪府公募公債（２０年）	200,000,000	215,978,000	
	第７回大阪府公募公債（２０年）	300,000,000	323,418,000	
	第１０回大阪府公募公債（２０年）	100,000,000	107,189,000	
	第４０２回大阪府公募公債（１０年）	100,000,000	100,135,000	
	第４０７回大阪府公募公債（１０年）	156,000,000	155,123,280	
	第４１０回大阪府公募公債（１０年）	200,000,000	198,274,000	
	第４３９回大阪府公募公債（１０年）	200,000,000	196,976,000	
	第４４０回大阪府公募公債（１０年）	100,000,000	98,444,000	
	第４５８回大阪府公募公債（１０年）	100,000,000	96,988,000	
	第４６５回大阪府公募公債（１０年）	160,000,000	154,526,400	
	第４６８回大阪府公募公債（１０年）	182,000,000	175,420,700	
	第４６９回大阪府公募公債（１０年）	200,000,000	192,610,000	
	平成２１年度第３回京都府公募公債（２０年）	100,000,000	107,946,000	

	平成２３年度第５回京都府公募公債（２０年）	100,000,000	107,452,000	
	平成２８年度第５回京都府公募公債（２０年）	100,000,000	90,162,000	
	平成２９年度第５回京都府公募公債（２０年）	100,000,000	92,107,000	
	令和２年度第１２回京都府公募公債	140,500,000	135,954,825	
	第２回兵庫県公募公債（２０年）	100,000,000	105,706,000	
	第６回兵庫県公募公債（１５年）	100,000,000	103,193,000	
	第７回兵庫県公募公債（１５年）	100,000,000	102,451,000	
	第８回兵庫県公募公債（１５年）	100,000,000	102,348,000	
	第９回兵庫県公募公債（２０年）	400,000,000	434,004,000	
	第３５回兵庫県公募公債（２０年）	100,000,000	90,104,000	
	令和元年度第１７回兵庫県公募公債	300,000,000	292,755,000	
	第９回静岡県公募公債（３０年）	100,000,000	94,330,000	
	第１２回静岡県公募公債（３０年）	100,000,000	78,259,000	
	第１５回静岡県公募公債（２０年）	100,000,000	107,051,000	
	第１８回静岡県公募公債（２０年）	100,000,000	104,347,000	
	平成２９年度第５回静岡県公募公債	100,000,000	99,197,000	
	平成２９年度第８回静岡県公募公債	100,000,000	99,252,000	
	平成２９年度第１１回静岡県公募公債	100,000,000	99,186,000	
	令和２年度第１１回静岡県公募公債	310,000,000	301,533,900	
	令和５年度第７回静岡県公募公債	165,000,000	163,236,150	
	平成２１年度第５回愛知県公募公債（２０年）	100,000,000	108,013,000	
	平成２７年度第１７回愛知県公募公債（１０年）	100,000,000	99,971,000	
	平成２７年度第１８回愛知県公募公債（１０年）	100,000,000	99,729,000	
	平成２８年度第５回愛知県公募公債（１０年）	100,000,000	99,308,000	
	平成２９年度第６回愛知県公募公債（１０年）	200,000,000	198,504,000	
	平成２９年度第１２回愛知県公募公債（２０年）	300,000,000	274,170,000	
	平成３０年度第１回愛知県公募公債（１０年）	100,000,000	98,830,000	
	平成３０年度第６回愛知県公募公債（３０年）	100,000,000	77,049,000	
	令和元年度第１６回愛知県公募公債（１０年）	200,000,000	194,492,000	
	令和２年度第７回愛知県公募公債（１０年）	100,000,000	97,243,000	

	令和３年度第６回愛知県公募公債（３０年）	200,000,000	143,134,000	
	令和５年度第６回愛知県公募公債（１０年）	100,000,000	98,205,000	
	平成２０年度第１回広島県公募公債（２０年）	100,000,000	107,268,000	
	平成２１年度第１回広島県公募公債（２０年）	200,000,000	215,220,000	
	平成２７年度第４回広島県公募公債	125,230,000	125,380,276	
	平成２９年度第１回広島県公募公債	100,000,000	99,189,000	
	令和２年度第７回広島県公募公債	390,000,000	378,721,200	
	令和４年度第２回広島県公募公債	100,000,000	96,831,000	
	第２回埼玉県公募公債（１０年）	100,000,000	98,707,000	
	第３回埼玉県公募公債（２０年）	100,000,000	105,414,000	
	第６回埼玉県公募公債（２０年）	100,000,000	106,950,000	
	第６回埼玉県公募公債（３０年）	100,000,000	82,385,000	
	第７回埼玉県公募公債（１５年）	600,000,000	551,556,000	
	第７回埼玉県公募公債（２０年）	200,000,000	216,136,000	
	第８回埼玉県公募公債（１５年）	200,000,000	182,330,000	
	第１０回埼玉県公募公債（２０年）	200,000,000	215,792,000	
	第１８回埼玉県公募公債（２０年）	200,000,000	181,040,000	
	第２３回埼玉県公募公債（２０年）	100,000,000	89,808,000	
	平成２７年度第７回埼玉県公募公債	400,000,000	400,416,000	
	平成２８年度第６回埼玉県公募公債	100,000,000	99,214,000	
	平成２８年度第９回埼玉県公募公債	100,000,000	99,456,000	
	第２８回埼玉県公募公債（２０年）	200,000,000	167,068,000	
	平成２９年度第４回埼玉県公募公債	100,000,000	99,193,000	
	令和２年度第７回埼玉県公募公債	100,000,000	96,930,000	
	令和２年度第８回埼玉県公募公債	100,000,000	96,763,000	
	令和３年度第８回埼玉県公募公債	150,000,000	143,820,000	
	平成１９年度第１回福岡県公募公債（２０年）	100,000,000	105,610,000	
	平成２０年度第２回福岡県公募公債（２０年）	100,000,000	106,409,000	
	平成２２年度第１回福岡県公募公債（１５年）	100,000,000	101,578,000	
	平成２３年度第１回福岡県公募公債（２０年）	100,000,000	108,735,000	
	平成２３年度第１回福岡県公募公債（１５年）	100,000,000	102,284,000	
	平成２４年度第１回福岡県公募公債（３０年）	100,000,000	106,321,000	

	平成２６年度第４回福岡県公募公債（２０年）	100,000,000	101,737,000	
	平成２７年度第７回福岡県公募公債	100,000,000	100,097,000	
	平成３０年度第１回福岡県公募公債（３０年）	100,000,000	77,049,000	
	平成３０年度第１回福岡県公募公債（２０年）	100,000,000	90,518,000	
	令和２年度第１回福岡県公募公債	300,000,000	292,152,000	
	令和３年度第２回福岡県公募公債	100,000,000	96,550,000	
	令和３年度第１回福岡県公募公債（１５年）	100,000,000	89,982,000	
	令和５年度第１回福岡県公募公債（グリーンボンド・１０年）	100,000,000	98,459,000	
	令和５年度第３回福岡県公募公債	100,000,000	98,207,000	
	第５回千葉県公募公債（２０年）	200,000,000	213,900,000	
	第６回千葉県公募公債（２０年）	100,000,000	107,697,000	
	第１３回千葉県公募公債（２０年）	100,000,000	107,051,000	
	第２０回千葉県公募公債（２０年）	100,000,000	91,756,000	
	平成２８年度第４回千葉県公募公債	100,000,000	99,218,000	
	平成２８年度第６回千葉県公募公債	120,000,000	119,170,800	
	令和元年度第７回千葉県公募公債	300,000,000	291,462,000	
	令和２年度第７回千葉県公募公債	100,000,000	97,131,000	
	令和４年度第６回千葉県公募公債	130,000,000	127,210,200	
	令和６年度第１回千葉県公募公債	100,000,000	98,988,000	
	平成２７年度第１回新潟県公募公債	100,000,000	100,114,000	
	令和３年度第１回長野県公募公債（１０年）	300,000,000	290,679,000	
	令和４年度第１回長野県公募公債（１０年）	300,000,000	289,788,000	
	令和６年度第１回長野県公募公債（１０年）	300,000,000	301,422,000	
	令和５年度第１回茨城県公募公債	100,000,000	98,363,000	
	令和６年度第１回茨城県公募公債	100,000,000	100,388,000	
	第１回群馬県公募公債（２０年）	200,000,000	214,512,000	
	第２８回群馬県公募公債（１０年）	100,000,000	98,163,000	
	第３０回群馬県公募公債（１０年）	100,000,000	100,772,000	
	平成２９年度第１回岐阜県公募公債（１０年）	100,000,000	99,125,000	
	第１５２回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,139,000	
	第１５３回共同発行市場公募地方債	500,000,000	500,520,000	
	第１５４回共同発行市場公募地方債	500,000,000	500,030,000	
	第１５６回共同発行市場公募地方債	200,000,000	198,998,000	

	第１５７回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,424,000	
	第１５９回共同発行市場公募地方債	200,000,000	198,624,000	
	第１６０回共同発行市場公募地方債	200,000,000	198,470,000	
	第１６１回共同発行市場公募地方債	400,000,000	396,840,000	
	第１６４回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,078,000	
	第１６６回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,309,000	
	第１６７回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,446,000	
	第１７１回共同発行市場公募地方債	200,000,000	198,354,000	
	第１７４回共同発行市場公募地方債	594,300,000	588,172,767	
	第１７５回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,159,000	
	第１８１回共同発行市場公募地方債	300,000,000	296,442,000	
	第２１９回共同発行市場公募地方債	100,000,000	96,419,000	
	第２２８回共同発行市場公募地方債	200,000,000	191,900,000	
	第２３３回共同発行市場公募地方債	200,000,000	192,640,000	
	第２４３回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,366,000	
	第２４４回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,521,000	
	第２４５回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,027,000	
	第２５５回共同発行市場公募地方債	300,000,000	302,184,000	
	令和４年度第３回長崎県公募公債（１０年）	100,000,000	96,899,000	
	令和４年度第１回熊本市公募公債	101,000,000	98,028,580	
	平成２７年度第１回静岡市公募公債	100,000,000	100,120,000	
	平成２９年度第１回静岡市公募公債	100,000,000	99,138,000	
	平成３０年度第１回浜松市公募公債	100,000,000	98,212,000	
	令和２年度第１回静岡市公募公債	200,000,000	193,898,000	
	第１３回大阪市公募公債（２０年）	200,000,000	216,698,000	
	第１５回大阪市公募公債（３０年）	100,000,000	71,284,000	
	第１９回大阪市公募公債（２０年）	100,000,000	100,461,000	
	第１９回大阪市公募公債（３０年）	100,000,000	102,534,000	
	第２２回大阪市公募公債（２０年）	600,000,000	544,488,000	
	第２４回大阪市公募公債（２０年）	100,000,000	92,886,000	
	令和３年度第２回大阪市公募公債	200,000,000	193,188,000	
	第１回名古屋市公募公債（３０年）	100,000,000	114,407,000	
	第５回名古屋市公募公債（３０年）	100,000,000	113,463,000	
	第９回名古屋市公募公債（２０年）	100,000,000	106,493,000	
	第１１回名古屋市公募公債（３０年）	100,000,000	99,250,000	
	第４９９回名古屋市公募公債（１０年）	100,000,000	99,366,000	

	第５１２回名古屋市公募公債（１０年）	300,000,000	292,086,000	
	第５２８回名古屋市公募公債（１０年）	100,000,000	100,772,000	
	平成２８年度第６回京都市公募公債	200,000,000	198,614,000	
	令和２年度第１回京都市公募公債	200,000,000	194,232,000	
	令和５年度第７回京都市公募公債	100,000,000	99,608,000	
	平成１８年度第３回神戸市公募公債（２０年）	120,000,000	124,520,400	
	平成２０年度第１回神戸市公募公債（２０年）	200,000,000	213,814,000	
	平成２１年度第１１回神戸市公募公債（２０年）	100,000,000	108,690,000	
	平成２４年度第１２回神戸市公募公債（２０年）	100,000,000	107,144,000	
	令和２年度第９回神戸市公募公債（３０年）	100,000,000	72,031,000	
	令和３年度第６回神戸市公募公債（３０年）	100,000,000	71,429,000	
	第２０回横浜市公募公債（２０年）	300,000,000	322,854,000	
	平成２８年度第４回横浜市公募公債	100,000,000	99,299,000	
	平成２９年度第２回横浜市公募公債	100,000,000	99,317,000	
	平成３０年度第１回横浜市公募公債	100,000,000	98,875,000	
	平成３０年度第４回横浜市公募公債	100,000,000	99,003,000	
	第３０回横浜市公募公債（２０年）	200,000,000	206,360,000	
	令和２年度第１回横浜市公募公債	300,000,000	292,113,000	
	令和３年度第２回横浜市公募公債	100,000,000	96,592,000	
	平成２３年度第９回札幌市公募公債（１５年）	100,000,000	102,489,000	
	平成２６年度第１０回札幌市公募公債（２０年）	100,000,000	101,824,000	
	平成２７年度第９回札幌市公募公債（１０年）	100,000,000	99,739,000	
	令和５年度第３回札幌市公募公債（１０年）	200,000,000	195,490,000	
	第１１回川崎市公募公債（２０年）	100,000,000	107,250,000	
	第１３回川崎市公募公債（３０年）	200,000,000	180,128,000	
	第１７回川崎市公募公債（２０年）	100,000,000	105,570,000	
	第８９回川崎市公募公債	100,000,000	99,292,000	
	第９３回川崎市公募公債	100,000,000	96,874,000	
	平成２７年度第２回北九州市公募公債	100,000,000	100,128,000	
	平成２８年度第１回北九州市公募公債	100,000,000	99,441,000	
	平成２１年度第３回福岡市公募公債（２０年）	100,000,000	107,692,000	
	平成２５年度第６回福岡市公募公債（２０年）	100,000,000	105,111,000	

	２０２３年度第８回福岡市公募公債（１０年）	100,000,000	98,875,000	
	平成２８年度第４回広島市公募公債	105,000,000	104,262,900	
	平成２９年度第６回広島市公募公債	170,000,000	168,420,700	
	令和元年度第６回広島市公募公債	550,000,000	535,513,000	
	令和２年度第３回広島市公募公債（５年）	300,000,000	298,782,000	
	令和元年度第５回千葉市公募公債	200,000,000	194,308,000	
	令和３年度第８回千葉市公募公債	300,000,000	288,066,000	
	令和４年度第１回千葉市公募公債	100,000,000	96,416,000	
	令和５年度第２回福井県公募公債	100,000,000	97,692,000	
	平成２７年度第１回山梨県公募公債（１０年）	100,000,000	100,143,000	
	平成３０年度第３回岡山県公募公債（１０年）	100,000,000	98,101,000	
	第１１３回福岡北九州高速道路債券	100,000,000	105,758,000	
地方債証券合計		35,077,030,000	34,694,028,478	
特殊債券	第３７回新関西国際空港株式会社社債	100,000,000	93,526,000	
	第１回国立大学法人東京大学債券	100,000,000	61,715,000	
	第３７回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	100,000,000	99,215,000	
	第７８回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	99,224,000	
	第１０９回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	62,384,000	
	第１２９回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	53,820,000	
	第５回日本高速道路保有・債務返済機構債券	130,000,000	132,978,300	
	第２０回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	209,238,000	
	第２１回道路債券	100,000,000	115,201,000	
	第２８回道路債券	200,000,000	231,998,000	
	第３３回道路債券	200,000,000	233,428,000	
	第３４回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,464,000	
	第３６回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	114,633,000	
	第３７回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,980,000	
	第４７回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	108,106,000	
	第８４回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,609,000	
	第９０回政府保証日本高速道路保有・債務返	200,000,000	215,388,000	

	済機構債券			
	第９４回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	216,864,000	
	第９５回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,087,000	
	第１０９回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	109,221,000	
	第１２５回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	109,191,000	
	第１３１回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,472,000	
	第１５３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,820,000	
	第１５３回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	93,230,000	
	第１５８回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	201,696,000	
	第１７１回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,165,000	
	第１７４回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,804,000	
	第１８１回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,978,000	
	第１８８回日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	544,614,000	
	第１９６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,928,000	
	第２０８回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	73,111,000	
	第２１４回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	209,980,000	
	第２２３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,285,000	
	第２２８回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	207,648,000	
	第２３９回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,234,000	
	第２４２回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	203,364,000	
	第２４７回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	165,670,000	
	第２５８回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,045,000	
	第２６１回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	140,000,000	140,046,200	
	第２６６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	199,858,000	
	第２６９回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,649,000	

	第２７７回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	73,540,000	
	第２９４回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	247,000,000	244,678,200	
	第２９６回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,458,000	
	第２９７回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	112,000,000	111,106,240	
	第３００回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	205,000,000	203,452,250	
	第３０１回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	198,248,000	
	第３０２回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	93,496,000	
	第３０６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,259,000	
	第３０９回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	198,444,000	
	第３１２回日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	285,186,000	
	第３１４回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	91,177,000	
	第３１６回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	96,554,000	
	第３２１回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,153,000	
	第３３１回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,400,000	
	第３３９回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	120,000,000	118,902,000	
	第３４８回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	197,562,000	
	第３６１回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	271,191,000	
	第３６３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	214,000,000	211,539,000	
	第３８５回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	97,413,000	
	第３９３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	97,113,000	
	第４００回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	400,000,000	274,164,000	
	第４０３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	120,000,000	116,208,000	
	第２回公営企業債券（３０年）	300,000,000	338,007,000	
	第３回地方公共団体金融機構債券（１５年）	100,000,000	102,520,000	
	第５回公営企業債券（３０年）	300,000,000	346,608,000	
	第７回公営企業債券（３０年）	200,000,000	230,364,000	

	第８回公営企業債券（３０年）	100,000,000	113,599,000	
	第８回地方公共団体金融機構債券（２０年）	200,000,000	215,896,000	
	第１０回地方公共団体金融機構債券（２０年）	200,000,000	212,744,000	
	第１１回地方公共団体金融機構債券（３０年）	200,000,000	141,612,000	
	第１８回公営企業債券（２０年）	100,000,000	103,764,000	
	第１９回地方公共団体金融機構債券（２０年）	500,000,000	538,055,000	
	第２３回地方公共団体金融機構債券（２０年）	100,000,000	106,514,000	
	第２４回地方公共団体金融機構債券（２０年）	100,000,000	106,736,000	
	第３４回地方公共団体金融機構債券（２０年）	500,000,000	529,165,000	
	第４３回地方公共団体金融機構債券（２０年）	100,000,000	100,249,000	
	第４５回地方公共団体金融機構債券（２０年）	100,000,000	100,806,000	
	Ｆ７７回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	204,324,000	
	第７８回政府保証地方公共団体金融機構債券	500,000,000	500,195,000	
	第７９回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,031,000	
	第８１回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,663,000	
	第８２回政府保証地方公共団体金融機構債券	201,000,000	199,876,410	
	第８３回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	198,742,000	
	第８６回地方公共団体金融機構債券（２０年）	300,000,000	250,533,000	
	第８８回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,112,000	
	第９１回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,215,000	
	第９５回政府保証地方公共団体金融機構債券	251,000,000	249,074,830	
	第９７回政府保証地方公共団体金融機構債券	359,000,000	355,926,960	
	第９８回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,202,000	
	第９９回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,167,000	
	第１０５回政府保証地方公共団体金融機構債券	110,000,000	109,003,400	
	第１１１回政府保証地方公共団体金融機構債券	156,000,000	154,323,000	
	第１１３回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,881,000	
	第１１６回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,085,000	
	第１１９回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	97,735,000	
	第１２０回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	97,373,000	

	Ｆ１４３回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,463,000	
	Ｆ１４６回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	201,676,000	
	第１６９回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	196,084,000	
	第１７０回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	97,799,000	
	Ｆ２０２回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	201,590,000	
	Ｆ２０６回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,796,000	
	Ｆ２０８回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,595,000	
	Ｆ２１４回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,132,000	
	Ｆ２２６回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,197,000	
	Ｆ２４６回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,986,000	
	Ｆ４４１回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,073,000	
	第２９回首都高速道路株式会社社債	100,000,000	99,054,000	
	第３３回首都高速道路株式会社社債	200,000,000	199,058,000	
	第２７回阪神高速道路株式会社社債	100,000,000	99,308,000	
	第２８回阪神高速道路株式会社社債	100,000,000	99,623,000	
	第３０回阪神高速道路株式会社社債	300,000,000	298,320,000	
	第４回株式会社日本政策金融公庫社債	100,000,000	107,677,000	
	第１８回株式会社日本政策金融公庫社債	100,000,000	109,293,000	
	第４０回政府保証日本政策金融公庫債券	126,000,000	125,295,660	
	第４４回政府保証日本政策金融公庫債券	117,000,000	116,127,180	
	第４６回政府保証日本政策金融公庫債券	100,000,000	99,199,000	
	第４７回政府保証日本政策金融公庫債券	210,000,000	207,738,300	
	第５３回政府保証日本政策金融公庫債券	187,000,000	184,911,210	
	第１１７回都市再生債券	200,000,000	201,246,000	
	第１５９回都市再生債券	200,000,000	107,110,000	
	第１６１回都市再生債券	100,000,000	59,512,000	
	第１７１回都市再生債券	200,000,000	124,266,000	
	第１９１回都市再生債券	100,000,000	84,867,000	
	第１７回政府保証民間都市開発債券	300,000,000	298,947,000	
	第６２回独立行政法人福祉医療機構債券	100,000,000	97,203,000	
	第２３回政府保証中部国際空港債券	104,000,000	103,418,640	
	第２回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券	81,537,000	80,558,556	
	第３回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	104,418,000	
	第３回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券	56,832,000	56,240,947	
	第４回一般担保住宅金融公庫債券	100,000,000	104,332,000	

	第４回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券	98,532,000	97,171,273	
	第６回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券	112,197,000	110,186,429	
	第７回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券	39,922,000	39,297,619	
	第８回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券	141,534,000	139,061,401	
	第９回貸付債権担保Ｔ種住宅金融支援機構債券	96,858,000	95,230,785	
	第１２回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	105,729,000	
	第２３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	12,787,000	13,119,589	
	第２４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	12,308,000	12,629,115	
	第２５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	13,954,000	14,432,203	
	第２８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	16,226,000	16,789,204	
	第２９回政府保証住宅金融支援機構債券	600,000,000	598,620,000	
	第３０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	17,086,000	17,729,971	
	第３１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	17,373,000	18,001,728	
	第３４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	36,274,000	37,551,570	
	第３６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	16,317,000	16,818,421	
	第４５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	16,792,000	17,297,607	
	第４６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	16,368,000	16,871,807	
	第４８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	15,542,000	16,010,435	
	第５０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	32,746,000	33,611,476	
	第５１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	17,385,000	17,853,351	
	第５５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	23,280,000	23,838,952	
	第５６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	22,063,000	22,594,497	
	第５７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	22,201,000	22,753,138	
	第６０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	47,626,000	48,615,668	
	第６６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	59,922,000	60,473,881	
	第６７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	31,023,000	31,235,197	
	第６８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	96,426,000	97,825,141	
	第６９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	32,535,000	33,036,364	
	第７０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	28,194,000	28,653,844	
	第７２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	27,022,000	27,263,576	
	第７３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	31,927,000	32,464,331	
	第７５回一般担保住宅金融支援機構債券	150,000,000	163,138,500	
	第７８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	82,947,000	83,691,034	

	第７９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	113,352,000	114,219,142	
	第８４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	32,871,000	32,940,686	
	第８５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	34,291,000	34,343,808	
	第８７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	35,244,000	35,147,431	
	第８８回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	107,557,000	
	第８９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	110,763,000	110,283,396	
	第９０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	38,095,000	37,778,811	
	第９２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	80,662,000	79,206,050	
	第９４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	45,678,000	44,890,054	
	第９６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	48,700,000	47,579,900	
	第９６回一般担保住宅金融支援機構債券	300,000,000	308,091,000	
	第９７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	48,024,000	47,166,771	
	第９８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	150,615,000	148,241,307	
	第９９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	101,276,000	99,451,006	
	第１００回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	49,605,000	48,600,498	
	第１０４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	53,401,000	52,200,545	
	第１０８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	59,539,000	56,139,918	
	第１１３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	64,988,000	61,394,163	
	第１１４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	64,119,000	60,366,114	
	第１１５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	64,888,000	61,286,716	
	第１１６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	65,273,000	61,981,935	
	第１１７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	65,605,000	62,125,310	
	第１１９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	131,214,000	124,301,646	
	第１２２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	67,656,000	63,811,109	
	第１２３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	271,676,000	256,372,490	
	第１２４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	67,328,000	63,337,469	
	第１２５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	67,192,000	63,198,107	
	第１２６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	68,030,000	63,966,568	
	第１２７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	138,880,000	130,173,612	

	第１２８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	136,000,000	127,823,680	
	第１２９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	139,766,000	131,486,262	
	第１３０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	69,883,000	65,585,894	
	第１３１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	138,972,000	130,049,997	
	第１３３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	70,133,000	65,713,919	
	第１３４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	141,758,000	132,360,862	
	第１３５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	141,816,000	132,406,508	
	第１３５回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	104,908,000	
	第１３７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	72,023,000	67,589,264	
	第１３８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	71,342,000	67,126,401	
	第１４０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	71,526,000	66,588,560	
	第１４２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	148,030,000	136,994,363	
	第１４３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	74,383,000	68,707,577	
	第１４４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	73,370,000	67,898,065	
	第１４５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	150,380,000	138,773,671	
	第１４６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	75,957,000	69,517,365	
	第１４８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	230,301,000	209,412,699	
	第１４９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	155,758,000	141,641,652	
	第１５３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	79,368,000	73,171,740	
	第１５４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	80,156,000	73,648,134	
	第１５８回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	100,059,000	
	第１６０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	163,924,000	151,214,972	
	第１６２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	83,153,000	76,578,923	
	第１６３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	167,438,000	154,036,262	
	第１６４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	169,654,000	155,681,296	
	第１６５回貸付債権担保住宅金融支援機構債	83,890,000	77,230,811	

	券			
	第１６６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	169,056,000	156,293,962	
	第１６８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	168,272,000	155,286,449	
	第１６９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	85,654,000	78,903,608	
	第１７１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	86,743,000	79,413,216	
	第１７２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	259,011,000	237,041,686	
	第１７３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	86,932,000	79,612,325	
	第１７５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	88,523,000	81,312,801	
	第１７８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	88,096,000	81,761,897	
	第１８１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	89,569,000	83,202,435	
	第１８３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	90,334,000	83,988,939	
	第１８４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	182,846,000	169,511,041	
	第１８７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	92,397,000	87,820,576	
	第１８８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	184,526,000	179,353,736	
	第１９１回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	93,300,000	90,730,518	
	第１９２回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	88,061,000	
	第１９３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	93,552,000	90,973,706	
	第１９４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	94,417,000	91,644,916	
	第１９６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	191,944,000	187,596,468	
	第１９７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	96,354,000	94,593,612	
	第１９９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	96,357,000	94,884,665	
	第２０６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	99,885,000	100,389,419	
	第２０８回一般担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	198,334,000	
	第２９９回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	60,355,000	
	第３２０回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	72,288,000	
	第３５４回一般担保住宅金融支援機構債券	300,000,000	281,346,000	
	第３５６回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	96,080,000	

	い第８４７号商工債	100,000,000	99,458,000	
	い第８５０号商工債	200,000,000	198,622,000	
	い第８７６号商工債	400,000,000	395,556,000	
	い第８７８号商工債	100,000,000	98,726,000	
	い第８８８号商工債	200,000,000	200,142,000	
	第３７６回信金中金債（５年）	100,000,000	99,310,000	
	第３７９回信金中金債（５年）	100,000,000	99,130,000	
	第３８４回信金中金債（５年）	200,000,000	197,644,000	
	第３８５回信金中金債（５年）	400,000,000	395,220,000	
	第３９４回信金中金債（５年）	100,000,000	98,712,000	
	第４１１回信金中金債（５年）	200,000,000	198,380,000	
	第１６号商工債（１０年）	100,000,000	99,921,000	
	第２回信金中金債（１０年）	100,000,000	100,090,000	
	第２０回アンデス開発公社円貨債券（２０２３）	300,000,000	298,611,000	
	第２１回国際協力機構債券	100,000,000	106,728,000	
	第６４回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	97,184,000	
	第６７回東日本高速道路株式会社社債	200,000,000	194,976,000	
	第７３回東日本高速道路株式会社社債	500,000,000	485,685,000	
	第８６回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	98,860,000	
	第１０６回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,137,000	
	第１１１回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,716,000	
	第１１４回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	100,372,000	
	第９８回中日本高速道路株式会社社債	200,000,000	199,548,000	
	第１００回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,253,000	
	第１０１回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,355,000	
	第１０３回中日本高速道路株式会社社債	400,000,000	399,468,000	
	第１０４回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,474,000	
	第１０５回中日本高速道路株式会社社債	200,000,000	199,438,000	
	第１０７回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	100,329,000	
	第７１回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,248,000	
	第７４回西日本高速道路株式会社社債	200,000,000	199,536,000	
	第７７回西日本高速道路株式会社社債	200,000,000	198,498,000	
	第７８回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,097,000	
	第８０回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,506,000	
	第８２回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,729,000	

	第８５回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,360,000	
	第９１回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	100,678,000	
	第９３回西日本高速道路株式会社社債	300,000,000	299,928,000	
	第９２回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	99,100,000	
	第１２７回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	200,000,000	186,090,000	
特殊債券合計		38,198,450,000	37,340,877,804	
社債券	第２７回フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）円貨社債	100,000,000	99,825,000	
	第４１回フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）円貨社債	200,000,000	200,470,000	
	第１４回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	100,000,000	99,218,000	
	第３２回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	200,000,000	199,328,000	
	第３３回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	100,000,000	99,260,000	
	第１９回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債	400,000,000	398,844,000	
	第３回韓国輸出入銀行保証株式會社大韓航空円貨社債（２０２３）	100,000,000	99,486,000	
	第８回ビー・エヌ・ピー・パリバ円貨社債（２０２３）	400,000,000	399,168,000	
	第３９回大成建設株式会社無担保社債	100,000,000	96,674,000	
	第２４回清水建設株式会社無担保社債	100,000,000	98,799,000	
	第３２回清水建設株式会社無担保社債	100,000,000	99,294,000	
	第９回五洋建設株式会社無担保社債	100,000,000	99,430,000	
	第２４回大和ハウス工業株式会社無担保社債	300,000,000	297,273,000	
	第２５回大和ハウス工業株式会社無担保社債	100,000,000	95,634,000	
	第２回ＤＭ三井製糖ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,648,000	
	第１９回アサヒグループホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,608,000	
	第１９回キリンホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	198,286,000	
	第１２回サントリーホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	97,227,000	
	第２７回株式会社ニチレイ無担保社債	200,000,000	198,976,000	
	第７回日鉄興和不動産株式会社無担保社債	100,000,000	100,527,000	
	第８回中央日本土地建物グループ株式会社無担保社債	100,000,000	99,233,000	
	第９回中央日本土地建物グループ株式会社無担保社債	100,000,000	99,702,000	
	第６回ヒューリック株式会社無担保社債	100,000,000	98,385,000	

	第１１回ヒューリック株式会社無担保社債	100,000,000	99,421,000	
	第１０回Ｊ．フロント　リテイリング株式会社無担保社債	100,000,000	98,540,000	
	第２５回東急不動産ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	97,855,000	
	第２７回東急不動産ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,532,000	
	第２８回東急不動産ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,749,000	
	第１４回株式会社セブン＆アイ・ホールディングス無担保社債	200,000,000	199,104,000	
	第１６回株式会社セブン＆アイ・ホールディングス無担保社債	100,000,000	99,545,000	
	第１７回株式会社セブン＆アイ・ホールディングス無担保社債	100,000,000	99,752,000	
	第３５回王子ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,546,000	
	第９回株式会社クレハ無担保社債	100,000,000	100,001,000	
	第４回エア・ウォーター株式会社無担保社債	100,000,000	98,417,000	
	第５６回三井化学株式会社無担保社債	100,000,000	99,605,000	
	第２４回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	100,000,000	98,562,000	
	第３２回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	200,000,000	197,586,000	
	第４２回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	100,000,000	79,170,000	
	第４回株式会社野村総合研究所無担保社債	100,000,000	98,601,000	
	第１４回株式会社野村総合研究所無担保社債	100,000,000	99,695,000	
	第６回株式会社電通無担保社債	200,000,000	195,474,000	
	第２回株式会社ＡＤＥＫＡ無担保社債	100,000,000	99,470,000	
	第１６回武田薬品工業株式会社無担保社債	300,000,000	285,027,000	
	第１回アステラス製薬株式会社無担保社債	100,000,000	99,673,000	
	第３回アステラス製薬株式会社無担保社債	200,000,000	198,864,000	
	第１０回テルモ株式会社無担保社債	300,000,000	299,349,000	
	第２回大塚ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,488,000	
	第１０回関西ペイント株式会社無担保社債	200,000,000	200,320,000	
	第２３回株式会社オリエンタルランド無担保社債	100,000,000	99,852,000	
	第１３回ヤフー株式会社無担保社債	100,000,000	95,494,000	
	第２回サワイグループホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,604,000	
	第２０回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	199,948,000	

	第４回ＥＮＥＯＳホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	96,993,000	
	第１１回株式会社ブリヂストン無担保社債	100,000,000	98,994,000	
	第１３回株式会社ブリヂストン無担保社債	100,000,000	99,376,000	
	第１４回株式会社ブリヂストン無担保社債	100,000,000	97,992,000	
	第１１回住友理工株式会社無担保社債	100,000,000	96,560,000	
	第２０回住友大阪セメント株式会社無担保社債	100,000,000	100,437,000	
	第２回日本製鉄株式会社無担保社債	100,000,000	99,257,000	
	第１５回大同特殊鋼株式会社無担保社債	100,000,000	98,905,000	
	第３４回住友金属鉱山株式会社無担保社債	100,000,000	98,678,000	
	第１４回株式会社ＬＩＸＩＬ無担保社債	100,000,000	98,955,000	
	第１７回株式会社ＬＩＸＩＬ無担保社債	100,000,000	100,365,000	
	第１５回株式会社小松製作所無担保社債	100,000,000	99,305,000	
	第１７回株式会社クボタ無担保社債	100,000,000	98,089,000	
	第１７回株式会社日立製作所無担保社債	100,000,000	102,604,000	
	第２０回株式会社日立製作所無担保社債	100,000,000	96,882,000	
	第２３回株式会社日立製作所無担保社債	100,000,000	99,328,000	
	第１回株式会社安川電機無担保社債	100,000,000	99,086,000	
	第２２回セイコーエプソン株式会社無担保社債	100,000,000	96,614,000	
	第２１回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	99,430,000	
	第２３回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	96,188,000	
	第２６回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	100,587,000	
	第３７回ソニーグループ株式会社無担保社債	200,000,000	199,352,000	
	第３９回ソニーグループ株式会社無担保社債	500,000,000	496,905,000	
	第１８回株式会社デンソー無担保社債	100,000,000	98,716,000	
	第３５回三菱重工業株式会社無担保社債	100,000,000	98,927,000	
	第２２回ＪＡ三井リース株式会社無担保社債	100,000,000	99,052,000	
	第２７回ＪＡ三井リース株式会社無担保社債	100,000,000	99,273,000	
	第２８回ＪＡ三井リース株式会社無担保社債	100,000,000	98,919,000	
	第２９回ＪＡ三井リース株式会社無担保社債	200,000,000	199,762,000	
	第３１回ＪＡ三井リース株式会社無担保社債	100,000,000	100,001,000	
	第３０回いすゞ自動車株式会社無担保社債	100,000,000	99,316,000	
	第３２回いすゞ自動車株式会社無担保社債	200,000,000	197,648,000	
	第２７回トヨタ自動車株式会社無担保社債	200,000,000	192,050,000	
	第３２回マツダ株式会社無担保社債	100,000,000	100,620,000	

	第８回株式会社ＳＵＢＡＲＵ無担保社債	100,000,000	99,749,000	
	第１回オリックス銀行株式会社無担保社債	100,000,000	99,210,000	
	第４回オリックス銀行株式会社無担保社債	200,000,000	199,882,000	
	第９回凸版印刷株式会社無担保社債	100,000,000	91,554,000	
	第６回大日本印刷株式会社無担保社債	100,000,000	83,198,000	
	第１０８回丸紅株式会社無担保社債	100,000,000	99,024,000	
	第１１９回丸紅株式会社無担保社債	100,000,000	100,020,000	
	第７０回三井物産株式会社無担保社債	100,000,000	107,136,000	
	第７３回三井物産株式会社無担保社債	200,000,000	195,040,000	
	第５３回住友商事株式会社無担保社債	100,000,000	98,868,000	
	第５６回住友商事株式会社無担保社債	100,000,000	98,481,000	
	第６０回住友商事株式会社無担保社債	200,000,000	192,328,000	
	第３回岩谷産業株式会社無担保社債	100,000,000	98,301,000	
	第４３回株式会社丸井グループ無担保社債	200,000,000	198,316,000	
	第４４回株式会社丸井グループ無担保社債	100,000,000	98,857,000	
	第９９回株式会社クレディセゾン無担保社債	100,000,000	98,894,000	
	第２２回三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ無担保社債（劣後特	100,000,000	96,605,000	
	第２４回株式会社りそなホールディングス無担保社債	100,000,000	98,933,000	
	第２３回株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	108,192,000	
	第８８回株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行無担保社債	100,000,000	104,232,000	
	第４１回芙蓉総合リース株式会社無担保社債	100,000,000	99,829,000	
	第９回みずほリース株式会社無担保社債	100,000,000	97,736,000	
	第１６回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	200,000,000	198,948,000	
	第１８回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	400,000,000	389,008,000	
	第２５回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	98,956,000	
	第２６回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	200,000,000	194,472,000	
	第３０回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	300,000,000	300,450,000	
	第３４回ＮＴＴファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	102,019,000	
	第３４回東京センチュリー株式会社無担保社債	100,000,000	97,743,000	
	第５７回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	99,221,000	

	第７８回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	99,656,000	
	第８６回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	300,000,000	300,297,000	
	第４１回リコーリース株式会社無担保社債	100,000,000	99,166,000	
	第４４回リコーリース株式会社無担保社債	100,000,000	100,203,000	
	第１７回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	100,000,000	98,976,000	
	第３２回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	99,104,000	
	第３５回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	98,819,000	
	第３８回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	99,886,000	
	第３９回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	99,206,000	
	第８０回日立キャピタル株式会社無担保社債	100,000,000	96,666,000	
	第２１２回オリックス株式会社無担保社債	100,000,000	99,644,000	
	第３６回三井住友ファイナンス＆リース株式会社無担保社債	200,000,000	198,612,000	
	第４２回三井住友ファイナンス＆リース株式会社無担保社債	200,000,000	199,336,000	
	第５２回三菱ＵＦＪリース株式会社無担保社債	200,000,000	197,794,000	
	第５６回三菱ＵＦＪリース株式会社無担保社債	100,000,000	98,901,000	
	第６４回三菱ＵＦＪリース株式会社無担保社債	100,000,000	98,504,000	
	第３１回株式会社大和証券グループ本社無担保社債	100,000,000	98,506,000	
	第３９回株式会社大和証券グループ本社無担保社債	100,000,000	99,413,000	
	第３回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,689,000	
	第５回野村ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	198,174,000	
	第７回野村ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	198,964,000	
	第７回三井住友海上火災保険株式会社無担保社債	200,000,000	197,664,000	
	第６６回三井不動産株式会社無担保社債	200,000,000	199,084,000	
	第８４回三井不動産株式会社無担保社債	200,000,000	197,350,000	
	第８６回三井不動産株式会社無担保社債	200,000,000	189,892,000	
	第１２０回三菱地所株式会社無担保社債	200,000,000	197,648,000	
	第１３１回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	83,521,000	
	第１３５回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	95,448,000	
	第１０９回住友不動産株式会社無担保社債	100,000,000	95,714,000	

	第１７回日本ビルファンド投資法人無担保投資法人債	100,000,000	86,929,000	
	第１３２回東武鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	96,338,000	
	第１３５回東武鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	99,968,000	
	第８６回東京急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	77,555,000	
	第８９回東京急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	87,859,000	
	第４５回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	83,879,000	
	第６３回小田急電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	100,494,000	
	第８４回小田急電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	84,460,000	
	第８６回小田急電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	71,002,000	
	第４２回京王電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	84,720,000	
	第５１回京成電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	98,601,000	
	第４７回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	103,801,000	
	第５７回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	214,008,000	
	第１０９回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	99,600,000	
	第１１５回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	99,005,000	
	第１２５回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	81,566,000	
	第１３３回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	70,515,000	
	第１４７回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	97,053,000	
	第１５９回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	70,787,000	
	第１６５回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	82,624,000	
	第１７２回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	62,205,000	
	第１７回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	106,186,000	
	第４６回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	67,272,000	
	第５０回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	79,813,000	
	第７５回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	82,383,000	
	第４７回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	108,731,000	
	第７１回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	98,172,000	
	第７２回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	100,967,000	
	第３１回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	70,227,000	

	第３７回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	59,005,000	
	第４０回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	49,319,000	
	第５４回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	63,138,000	
	第５６回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	73,802,000	
	第５３回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	142,226,000	
	第５６回名古屋鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	87,769,000	
	第１３回日本航空株式会社無担保社債	100,000,000	100,499,000	
	第２５回ＫＤＤＩ株式会社無担保社債	100,000,000	98,206,000	
	第３２回ＫＤＤＩ株式会社無担保社債	100,000,000	100,002,000	
	第２１回ソフトバンク株式会社無担保社債	100,000,000	98,913,000	
	第３１回株式会社光通信無担保社債	200,000,000	169,364,000	
	第３３回株式会社光通信無担保社債	100,000,000	92,406,000	
	第３６回株式会社光通信無担保社債	100,000,000	91,264,000	
	第５１９回中部電力株式会社社債	100,000,000	91,243,000	
	第５４０回中部電力株式会社社債	100,000,000	81,834,000	
	第５４５回中部電力株式会社社債	100,000,000	95,324,000	
	第５０８回関西電力株式会社社債	100,000,000	99,402,000	
	第５１０回関西電力株式会社社債	200,000,000	198,860,000	
	第５１１回関西電力株式会社社債	100,000,000	99,147,000	
	第５２４回関西電力株式会社社債	100,000,000	98,967,000	
	第５３６回関西電力株式会社社債	100,000,000	96,447,000	
	第５３８回関西電力株式会社社債	100,000,000	96,038,000	
	第５５０回関西電力株式会社社債	100,000,000	99,207,000	
	第３９８回中国電力株式会社社債	100,000,000	99,245,000	
	第４００回中国電力株式会社社債	100,000,000	98,931,000	
	第４１６回中国電力株式会社社債	200,000,000	195,670,000	
	第４２５回中国電力株式会社社債	100,000,000	96,714,000	
	第４４８回中国電力株式会社社債	300,000,000	290,808,000	
	第４５７回中国電力株式会社社債	100,000,000	99,924,000	
	第３２２回北陸電力株式会社社債	100,000,000	99,140,000	
	第３２３回北陸電力株式会社社債	100,000,000	90,087,000	
	第３３０回北陸電力株式会社社債	200,000,000	195,534,000	
	第３３９回北陸電力株式会社社債	200,000,000	178,920,000	
	第４９６回東北電力株式会社社債	100,000,000	98,976,000	
	第５０８回東北電力株式会社社債	100,000,000	98,408,000	

	第５２１回東北電力株式会社社債	200,000,000	194,448,000	
	第５２７回東北電力株式会社社債	100,000,000	95,504,000	
	第５３５回東北電力株式会社社債	100,000,000	97,911,000	
	第３０９回四国電力株式会社社債	100,000,000	97,111,000	
	第３１４回四国電力株式会社社債	100,000,000	94,952,000	
	第４４９回九州電力株式会社社債	200,000,000	198,674,000	
	第４６５回九州電力株式会社社債	100,000,000	98,613,000	
	第４６８回九州電力株式会社社債	100,000,000	98,778,000	
	第４７６回九州電力株式会社社債	100,000,000	98,177,000	
	第４８４回九州電力株式会社社債	200,000,000	194,696,000	
	第４８９回九州電力株式会社社債	100,000,000	97,143,000	
	第４９４回九州電力株式会社社債	100,000,000	95,107,000	
	第５１６回九州電力株式会社社債	200,000,000	193,872,000	
	第３３２回北海道電力株式会社社債	100,000,000	92,326,000	
	第３４０回北海道電力株式会社社債	100,000,000	99,415,000	
	第３５０回北海道電力株式会社社債	100,000,000	87,345,000	
	第３８５回北海道電力株式会社社債	100,000,000	97,646,000	
	第４４回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	89,266,000	
	第５０回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	99,228,000	
	第５７回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	98,533,000	
	第７７回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	99,245,000	
	第８４回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	100,158,000	
	第８６回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	97,030,000	
	第３１回東京電力パワーグリッド株式会社社債	200,000,000	198,788,000	
	第３９回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	99,332,000	
	第４２回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	97,410,000	
	第４５回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	96,895,000	
	第４８回東京電力パワーグリッド株式会社社債	300,000,000	265,014,000	
	第６４回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	100,161,000	
	第６７回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	93,362,000	
	第６９回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	101,030,000	
	第７５回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	101,647,000	

	第９回株式会社ＪＥＲＡ無担保社債	100,000,000	95,510,000	
	第２２回株式会社ＪＥＲＡ無担保社債	200,000,000	198,888,000	
	第４回東京電力リニューアブルパワー株式会社無担保社債	100,000,000	99,906,000	
	第５回東京電力リニューアブルパワー株式会社無担保社債	100,000,000	97,999,000	
	第６４回東京瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	70,544,000	
	第６５回東京瓦斯株式会社無担保社債	200,000,000	192,988,000	
	第４１回大阪瓦斯株式会社無担保社債	200,000,000	191,332,000	
	第４２回大阪瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	82,067,000	
	第７回株式会社ファーストリテイリング無担保社債	200,000,000	197,522,000	
社債券合計		32,300,000,000	31,133,776,000	
合計			668,198,630,172	

(注)備考欄の代用有価証券の数値は額面を表示しております。代用有価証券の担保差入額面には、約定未受渡券面額を含んでおります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

国内株式インデックス　マザーファンド

貸借対照表

	2024年 8月 28日現在
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,359,642,603
株式	671,252,357,970
派生商品評価勘定	119,321,050
未収配当金	728,655,973
未収利息	26,003
差入委託証拠金	522,717,093
流動資産合計	676,982,720,692
資産合計	676,982,720,692
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	86,068,800
前受金	33,365,000
未払解約金	189,346,581

流動負債合計	308,780,381
負債合計	308,780,381
純資産の部	
元本等	
元本	241,827,606,194
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	434,846,334,117
元本等合計	676,673,940,311
純資産合計	676,673,940,311
負債純資産合計	676,982,720,692

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	2024年 8月 28日現在
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段によっております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。
3.収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 株式は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

		2024年 8月 28日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	241,827,606,194口
2.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 2.7982円 (1万口当たり純資産額) (27,982円)

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	2024年 8月 28日現在
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

	これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

２．金融商品の時価等に関する事項

	2024年 8月 28日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	2024年 8月 28日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年 8月 29日
期首元本額	242,575,517,919円
期中追加設定元本額	35,408,826,603円
期中一部解約元本額	36,156,738,328円
期末元本額	241,827,606,194円
期末元本額の内訳	
グローバル・インカム&プラス（毎月決算型）	271,202,239円
ＳＢＩ資産設計オープン（資産成長型）	3,244,778,764円
ＳＢＩ資産設計オープン（分配型）	12,155,836円

ＳＭＴ　ＴＯＰＩＸインデックス・オープン	10,525,412,679円
世界経済インデックスファンド	6,548,401,316円
日本株式インデックス・オープン	2,766,207,866円
ＤＣマイセレクション２５	4,875,657,507円
ＤＣマイセレクション５０	16,597,772,443円
ＤＣマイセレクション７５	18,595,958,394円
ＤＣ日本株式インデックス・オープン	6,034,231,819円
ＤＣマイセレクションＳ２５	3,055,003,392円
ＤＣマイセレクションＳ５０	9,801,727,259円
ＤＣマイセレクションＳ７５	9,073,730,559円
ＤＣ日本株式インデックス・オープンＳ	9,663,380,506円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０２５	36,976,853円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０３５	537,203,082円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０４５	448,185,756円
ＤＣ世界経済インデックスファンド	3,604,378,835円
日本株式インデックス・オープン（ＳＭＡ専用）	384,023,347円
国内バランス６０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	3,324,370円
マイセレクション５０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	10,080,617円
マイセレクション７５ＶＡ１（適格機関投資家専用）	12,804,284円
日本株式インデックス・オープンＶＡ１（適格機関投資家専用）	94,818,801円
国内バランス６０ＶＡ２（適格機関投資家専用）	1,891,172円
バランス３０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	12,186,808円
バランス５０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	54,250,942円
バランス２５ＶＡ２（適格機関投資家専用）	13,667,663円
バランス５０ＶＡ２（適格機関投資家専用）	40,165,717円
バランスＡ（２５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	356,944,535円
バランスＢ（３７．５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	281,605,314円
バランスＣ（５０）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	1,934,146,603円
世界バランスＶＡ１（適格機関投資家専用）	25,135,416円
世界バランスＶＡ２（適格機関投資家専用）	9,034,381円
バランスＤ（３５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	288,796,680円
バランスＥ（２５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	163,109,252円
バランスＦ（２５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	214,040,043円
国内バランス２５ＶＡ１（適格機関投資家専用）	16,032,951円
ＦＯＦｓ用日本株式インデックス・オープン（適格機関投資家専用）	361,150,538円
グローバル・バランスファンド・シリーズ１	2,443,556,351円
日本株式ファンド・シリーズ２	1,861,389,468円
コア投資戦略ファンド（安定型）	526,088,837円
コア投資戦略ファンド（成長型）	1,284,647,733円
分散投資コア戦略ファンドＡ	1,695,277,593円
分散投資コア戦略ファンドＳ	5,988,441,971円
ＤＣ世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	681,460,069円
ＤＣ世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	418,823,590円
コア投資戦略ファンド（切替型）	434,167,482円
世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	188,436,476円
世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	9,677,556円
ＳＭＴ　インデックスバランス・オープン	46,596,576円
国内株式ＳＭＴＢセレクション（ＳＭＡ専用）	16,499,180,351円
サテライト投資戦略ファンド（株式型）	189,957,492円
ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン	55,421,930円
ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン（株式シフト型）	259,761,414円
ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン（債券シフト型）	42,042,335円
ＳＭＴ　８資産インデックスバランス・オープン	12,644,545円
グローバル経済コア	288,292,725円
ＳＢＩ資産設計オープン（つみたてＮＩＳＡ対応型）	34,698,700円
Ｍｙ　ＳＭＴ　ＴＯＰＩＸインデックス（ノーロード）	3,017,936,911円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０５５	31,187,469円

コア投資戦略ファンド（切替型ワイド）	442,995,610円
コア投資戦略ファンド（積極成長型）	129,749,321円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０３０	64,469,010円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０４０	66,245,529円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０５０	30,189,983円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０６０	38,087,585円
１０資産分散投資ファンド	112,417,423円
グローバル１０資産バランスファンド	47,006,337円
ＤＣ世界経済インデックスファンド（株式特化型）	1,034,364円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０３５	35,080円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４０	34,978円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４５	37,585円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５０	37,585円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５５	50,628円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６０	22,495円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６５	17,859円
ＤＣマイセレクションＳ５０（２０２４－２０２６リスク抑制型）	14,076円
ＦＯＦｓ用　国内株式インデックス・ファンドＰ（適格機関投資家専用）	44,022,564,046円
ＦＯＦｓ用　国内株式インデックス・ファンドＳ（適格機関投資家専用）	234,925,616円
世界株式ファンド（適格機関投資家専用）	301,584,135円
ＦＯＦｓ用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	23,026,564円
ＳＭＴＡＭ日本株式インデックスファンドＶＬ－Ｐ（適格機関投資家専用）	50,091,197,421円
私募世界経済パッシブファンド（適格機関投資家専用）	15,956,041円
ファンドラップ運用戦略Ｆ（中庸型）（適格機関投資家専用）	226,644,810円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年 8月 28日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	△9,596,070,460
合計	△9,596,070,460

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「国内株式インデックス　マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

株式関連

(2024年 8月 28日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	株価指数先物取引 買建	5,486,260,000	－	5,519,625,000	33,365,000
合計		5,486,260,000	－	5,519,625,000	33,365,000

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段で評価しております。

2.株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式

銘　柄	株式数(株)	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
極洋	10,300	4,065.00	41,869,500	
ニッスイ	248,300	920.00	228,436,000	
マルハニチロ	36,900	3,015.00	111,253,500	
雪国まいたけ	21,100	1,017.00	21,458,700	
カネコ種苗	7,000	1,371.00	9,597,000	
サカタのタネ	28,300	3,485.00	98,625,500	
ホクト	19,900	1,888.00	37,571,200	
ホクリヨウ	900	980.00	882,000	
住石ホールディングス	35,100	964.00	33,836,400	
日鉄鉱業	10,000	4,415.00	44,150,000	
三井松島ホールディングス	14,700	4,760.00	69,972,000	
ＩＮＰＥＸ	750,600	2,163.00	1,623,547,800	
石油資源開発	28,800	5,880.00	169,344,000	
Ｋ＆Ｏエナジーグループ	11,300	3,350.00	37,855,000	
ショーボンドホールディングス	33,800	5,595.00	189,111,000	
ミライト・ワン	75,000	2,125.50	159,412,500	
タマホーム	15,600	4,110.00	64,116,000	
サンヨーホームズ	600	721.00	432,600	
日本アクア	2,700	852.00	2,300,400	
ファーストコーポレーション	1,500	778.00	1,167,000	
ベステラ	1,300	905.00	1,176,500	
キャンディル	1,000	633.00	633,000	
ダイセキ環境ソリューション	1,100	1,096.00	1,205,600	
第一カッター興業	7,200	1,502.00	10,814,400	
安藤・間	143,900	1,160.00	166,924,000	
東急建設	77,800	747.00	58,116,600	
コムシスホールディングス	79,300	3,192.00	253,125,600	
ビーアールホールディングス	36,400	356.00	12,958,400	
高松コンストラクショングループ	18,400	2,962.00	54,500,800	
東建コーポレーション	6,200	11,600.00	71,920,000	
ソネック	600	943.00	565,800	

ヤマウラ	12,600	1,186.00	14,943,600	
オリエンタル白石	91,900	378.00	34,738,200	
大成建設	159,100	6,565.00	1,044,491,500	
大林組	621,300	1,884.50	1,170,839,850	
清水建設	492,600	993.70	489,496,620	
飛島建設	17,900	1,372.00	24,558,800	
長谷工コーポレーション	159,400	1,820.50	290,187,700	
松井建設	16,200	791.00	12,814,200	
錢高組	600	3,640.00	2,184,000	
鹿島建設	385,200	2,658.50	1,024,054,200	
不動テトラ	12,000	2,495.00	29,940,000	
大末建設	1,500	1,679.00	2,518,500	
鉄建建設	12,500	2,437.00	30,462,500	
西松建設	33,100	5,158.00	170,729,800	
三井住友建設	129,300	384.00	49,651,200	
大豊建設	6,000	3,525.00	21,150,000	
佐田建設	2,400	877.00	2,104,800	
ナカノフドー建設	2,700	503.00	1,358,100	
奥村組	28,200	4,660.00	131,412,000	
東鉄工業	21,500	3,425.00	73,637,500	
イチケン	900	2,557.00	2,301,300	
富士ピー・エス	1,700	450.00	765,000	
淺沼組	64,200	694.00	44,554,800	
戸田建設	235,100	1,011.00	237,686,100	
熊谷組	28,700	3,580.00	102,746,000	
北野建設	700	3,800.00	2,660,000	
植木組	1,100	1,613.00	1,774,300	
矢作建設工業	23,600	1,667.00	39,341,200	
ピーエス・コンストラクション	22,000	999.00	21,978,000	
日本ハウスホールディングス	37,100	347.00	12,873,700	
新日本建設	24,400	1,624.00	39,625,600	
東亜道路工業	33,400	1,361.00	45,457,400	
日本道路	20,400	1,650.00	33,660,000	
東亜建設工業	52,400	936.00	49,046,400	
日本国土開発	49,400	492.00	24,304,800	
若築建設	6,000	3,820.00	22,920,000	

東洋建設	43,800	1,415.00	61,977,000	
五洋建設	246,300	650.00	160,095,000	
世紀東急工業	22,300	1,649.00	36,772,700	
福田組	6,500	5,580.00	36,270,000	
住友林業	150,100	6,098.00	915,309,800	
日本基礎技術	2,300	742.00	1,706,600	
巴コーポレーション	4,700	964.00	4,530,800	
大和ハウス工業	480,400	4,512.00	2,167,564,800	
ライト工業	32,000	2,203.00	70,496,000	
積水ハウス	526,900	3,717.00	1,958,487,300	
日特建設	16,600	1,099.00	18,243,400	
北陸電気工事	11,900	1,207.00	14,363,300	
ユアテック	38,300	1,463.00	56,032,900	
日本リーテック	13,600	1,112.00	15,123,200	
四電工	7,300	3,805.00	27,776,500	
中電工	27,000	3,180.00	85,860,000	
関電工	108,800	2,128.00	231,526,400	
きんでん	120,800	3,128.00	377,862,400	
東京エネシス	16,200	1,165.00	18,873,000	
トーエネック	5,800	4,875.00	28,275,000	
住友電設	16,500	3,480.00	57,420,000	
日本電設工業	32,600	1,839.00	59,951,400	
エクシオグループ	169,800	1,559.50	264,803,100	
新日本空調	11,300	3,445.00	38,928,500	
九電工	37,500	6,570.00	246,375,000	
三機工業	37,500	2,306.00	86,475,000	
日揮ホールディングス	171,900	1,325.00	227,767,500	
中外炉工業	5,700	2,781.00	15,851,700	
ヤマト	3,100	972.00	3,013,200	
太平電業	11,000	5,430.00	59,730,000	
高砂熱学工業	46,500	5,070.00	235,755,000	
三晃金属工業	500	4,255.00	2,127,500	
朝日工業社	16,200	1,344.00	21,772,800	
明星工業	33,600	1,271.00	42,705,600	
大氣社	20,000	4,860.00	97,200,000	
ダイダン	22,800	2,959.00	67,465,200	

日比谷総合設備	12,600	3,480.00	43,848,000	
フィル・カンパニー	3,400	656.00	2,230,400	
テスホールディングス	37,400	302.00	11,294,800	
インフロニア・ホールディングス	200,200	1,219.00	244,043,800	
東洋エンジニアリング	25,500	726.00	18,513,000	
レイズネクスト	25,100	1,732.00	43,473,200	
ニップン	52,200	2,295.00	119,799,000	
日清製粉グループ本社	161,300	1,905.50	307,357,150	
日東富士製粉	3,100	7,120.00	22,072,000	
昭和産業	16,400	3,045.00	49,938,000	
鳥越製粉	3,300	700.00	2,310,000	
中部飼料	24,100	1,545.00	37,234,500	
フィード・ワン	25,500	871.00	22,210,500	
東洋精糖	700	1,483.00	1,038,100	
日本甜菜製糖	10,200	2,538.00	25,887,600	
DM三井製糖ホールディングス	17,300	3,250.00	56,225,000	
塩水港精糖	4,900	269.00	1,318,100	
ウェルネオシュガー	8,700	2,228.00	19,383,600	
森永製菓	72,900	2,752.00	200,620,800	
中村屋	4,400	3,210.00	14,124,000	
江崎グリコ	49,900	4,191.00	209,130,900	
名糖産業	6,900	1,961.00	13,530,900	
井村屋グループ	10,400	2,506.00	26,062,400	
不二家	12,000	2,669.00	32,028,000	
山崎製パン	116,700	2,752.50	321,216,750	
第一屋製パン	800	617.00	493,600	
モロゾフ	5,600	4,590.00	25,704,000	
亀田製菓	10,000	4,400.00	44,000,000	
寿スピリッツ	82,500	1,729.00	142,642,500	
カルビー	79,800	3,227.00	257,514,600	
森永乳業	60,900	3,384.00	206,085,600	
六甲バター	12,800	1,434.00	18,355,200	
ヤクルト本社	249,200	3,034.00	756,072,800	
明治ホールディングス	213,800	3,604.00	770,535,200	
雪印メグミルク	42,200	2,688.00	113,433,600	
プリマハム	23,400	2,311.00	54,077,400	

日本ハム	75,000	5,479.00	410,925,000	
林兼産業	1,300	479.00	622,700	
丸大食品	17,600	1,800.00	31,680,000	
Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	19,200	2,707.00	51,974,400	
柿安本店	6,800	2,672.00	18,169,600	
伊藤ハム米久ホールディングス	26,600	3,935.00	104,671,000	
サッポロホールディングス	57,400	7,360.00	422,464,000	
アサヒグループホールディングス	436,600	5,414.00	2,363,752,400	
キリンホールディングス	726,500	2,235.50	1,624,090,750	
宝ホールディングス	117,600	1,148.50	135,063,600	
オエノンホールディングス	56,500	406.00	22,939,000	
養命酒製造	5,700	2,339.00	13,332,300	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	123,000	2,086.00	256,578,000	
ライフドリンク　カンパニー	3,500	7,360.00	25,760,000	
サントリー食品インターナショナル	122,800	5,238.00	643,226,400	
ダイドーグループホールディングス	19,800	2,763.00	54,707,400	
伊藤園	59,100	3,557.00	210,218,700	
キーコーヒー	19,500	2,118.00	41,301,000	
ユニカフェ	1,200	938.00	1,125,600	
日清オイリオグループ	24,600	5,060.00	124,476,000	
不二製油グループ本社	40,600	3,111.00	126,306,600	
かどや製油	500	3,645.00	1,822,500	
Ｊ－オイルミルズ	20,000	1,967.00	39,340,000	
キッコーマン	577,900	1,675.50	968,271,450	
味の素	409,900	5,614.00	2,301,178,600	
ブルドックソース	9,200	1,887.00	17,360,400	
キユーピー	93,700	3,729.00	349,407,300	
ハウス食品グループ本社	60,100	2,940.50	176,724,050	
カゴメ	75,000	3,184.00	238,800,000	
アリアケジャパン	17,400	4,785.00	83,259,000	
ピエトロ	500	1,787.00	893,500	
エバラ食品工業	4,200	2,845.00	11,949,000	
やまみ	500	4,125.00	2,062,500	
ニチレイ	79,900	4,437.00	354,516,300	
東洋水産	88,100	9,579.00	843,909,900	

イートアンドホールディングス	8,300	1,984.00	16,467,200	
大冷	500	1,948.00	974,000	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	8,000	1,700.00	13,600,000	
日清食品ホールディングス	184,000	3,847.00	707,848,000	
一正蒲鉾	1,600	747.00	1,195,200	
フジッコ	17,900	1,694.00	30,322,600	
ロック・フィールド	21,300	1,529.00	32,567,700	
日本たばこ産業	1,059,800	4,199.00	4,450,100,200	
ケンコーマヨネーズ	12,000	2,424.00	29,088,000	
わらべや日洋ホールディングス	11,700	2,369.00	27,717,300	
なとり	11,000	2,104.00	23,144,000	
イフジ産業	700	1,443.00	1,010,100	
ファーマフーズ	23,100	986.00	22,776,600	
ユーグレナ	108,300	485.00	52,525,500	
紀文食品	15,100	1,168.00	17,636,800	
ピックルスホールディングス	10,200	1,040.00	10,608,000	
ミヨシ油脂	1,500	1,545.00	2,317,500	
理研ビタミン	15,100	2,612.00	39,441,200	
片倉工業	16,500	2,105.00	34,732,500	
グンゼ	12,700	5,530.00	70,231,000	
東洋紡	77,100	1,007.00	77,639,700	
ユニチカ	58,600	313.00	18,341,800	
富士紡ホールディングス	7,800	4,450.00	34,710,000	
倉敷紡績	12,700	4,820.00	61,214,000	
シキボウ	12,700	1,076.00	13,665,200	
日本毛織	45,800	1,348.00	61,738,400	
トーア紡コーポレーション	1,600	412.00	659,200	
帝国繊維	20,200	2,648.00	53,489,600	
帝人	170,700	1,355.50	231,383,850	
東レ	1,189,200	734.80	873,824,160	
住江織物	800	2,108.00	1,686,400	
日本フエルト	2,900	494.00	1,432,600	
イチカワ	700	1,699.00	1,189,300	
日東製網	400	1,493.00	597,200	
アツギ	2,700	760.00	2,052,000	
ダイニック	1,200	788.00	945,600	

セーレン	34,400	2,363.00	81,287,200	
ソトー	1,300	693.00	900,900	
東海染工	400	780.00	312,000	
小松マテーレ	25,800	712.00	18,369,600	
ワコールホールディングス	33,100	4,337.00	143,554,700	
ホギメディカル	23,400	4,400.00	102,960,000	
ＴＳＩホールディングス	53,300	874.00	46,584,200	
マツオカコーポレーション	1,200	1,643.00	1,971,600	
ワールド	25,100	2,015.00	50,576,500	
三陽商会	8,400	2,400.00	20,160,000	
ナイガイ	1,500	239.00	358,500	
オンワードホールディングス	104,700	529.00	55,386,300	
ルックホールディングス	5,700	2,694.00	15,355,800	
ゴールドウイン	31,400	9,088.00	285,363,200	
デサント	30,600	4,345.00	132,957,000	
キング	1,500	744.00	1,116,000	
ヤマトインターナショナル	3,100	368.00	1,140,800	
特種東海製紙	9,500	3,685.00	35,007,500	
王子ホールディングス	739,100	581.10	429,491,010	
日本製紙	100,100	954.00	95,495,400	
三菱製紙	5,200	571.00	2,969,200	
北越コーポレーション	87,200	1,626.00	141,787,200	
中越パルプ工業	1,500	1,364.00	2,046,000	
大王製紙	78,400	881.20	69,086,080	
阿波製紙	1,000	478.00	478,000	
レンゴー	161,600	986.30	159,386,080	
トーモク	10,200	2,512.00	25,622,400	
ザ・パック	13,200	3,785.00	49,962,000	
北の達人コーポレーション	74,800	183.00	13,688,400	
クラレ	258,500	1,873.00	484,170,500	
旭化成	1,200,200	1,033.50	1,240,406,700	
共和レザー	2,200	718.00	1,579,600	
巴川コーポレーション	1,100	796.00	875,600	
レゾナック・ホールディングス	159,200	3,517.00	559,906,400	
住友化学	1,316,500	414.30	545,425,950	
住友精化	8,300	5,230.00	43,409,000	

日産化学	82,700	5,015.00	414,740,500	
ラサ工業	6,800	2,705.00	18,394,000	
クレハ	36,700	2,788.00	102,319,600	
多木化学	6,900	4,045.00	27,910,500	
テイカ	14,600	1,653.00	24,133,800	
石原産業	29,400	1,473.00	43,306,200	
片倉コープアグリ	900	1,057.00	951,300	
日本曹達	20,700	5,060.00	104,742,000	
東ソー	236,800	1,866.00	441,868,800	
トクヤマ	57,300	2,776.50	159,093,450	
セントラル硝子	18,900	3,510.00	66,339,000	
東亞合成	85,300	1,572.50	134,134,250	
大阪ソーダ	12,400	9,050.00	112,220,000	
関東電化工業	34,300	937.00	32,139,100	
デンカ	64,500	2,274.50	146,705,250	
信越化学工業	1,591,000	6,447.00	10,257,177,000	
日本カーバイド工業	9,400	1,760.00	16,544,000	
堺化学工業	13,500	2,626.00	35,451,000	
第一稀元素化学工業	19,400	835.00	16,199,000	
エア・ウォーター	167,400	2,011.50	336,725,100	
日本酸素ホールディングス	172,100	4,880.00	839,848,000	
日本化学工業	6,500	2,831.00	18,401,500	
東邦アセチレン	4,000	356.00	1,424,000	
日本パーカライジング	79,000	1,210.00	95,590,000	
高圧ガス工業	25,800	897.00	23,142,600	
チタン工業	500	888.00	444,000	
四国化成ホールディングス	20,100	2,049.00	41,184,900	
戸田工業	4,000	1,789.00	7,156,000	
ステラ　ケミファ	9,600	3,945.00	37,872,000	
保土谷化学工業	5,600	4,910.00	27,496,000	
日本触媒	103,300	1,700.50	175,661,650	
大日精化工業	12,300	3,085.00	37,945,500	
カネカ	43,700	3,757.00	164,180,900	
三菱瓦斯化学	129,500	2,687.00	347,966,500	
三井化学	146,300	3,786.00	553,891,800	
東京応化工業	84,600	3,648.00	308,620,800	

大阪有機化学工業	14,800	3,270.00	48,396,000	
三菱ケミカルグループ	1,297,000	834.80	1,082,735,600	
ＫＨネオケム	32,000	2,073.00	66,336,000	
ダイセル	220,100	1,296.00	285,249,600	
住友ベークライト	49,700	3,777.00	187,716,900	
積水化学工業	353,300	2,215.00	782,559,500	
日本ゼオン	121,600	1,177.50	143,184,000	
アイカ工業	44,800	3,340.00	149,632,000	
ＵＢＥ	84,400	2,653.00	223,913,200	
積水樹脂	26,500	2,431.00	64,421,500	
タキロンシーアイ	45,300	870.00	39,411,000	
旭有機材	11,800	4,130.00	48,734,000	
ニチバン	9,600	2,029.00	19,478,400	
リケンテクノス	33,200	1,005.00	33,366,000	
大倉工業	8,200	2,623.00	21,508,600	
積水化成品工業	24,900	427.00	10,632,300	
群栄化学工業	4,200	2,774.00	11,650,800	
タイガースポリマー	1,700	802.00	1,363,400	
ミライアル	1,300	1,301.00	1,691,300	
ダイキアクシス	1,600	706.00	1,129,600	
ダイキョーニシカワ	39,200	692.00	27,126,400	
竹本容器	1,400	845.00	1,183,000	
森六ホールディングス	9,200	2,377.00	21,868,400	
恵和	11,500	1,182.00	13,593,000	
日本化薬	135,500	1,297.50	175,811,250	
カーリット	19,100	1,102.00	21,048,200	
日本精化	11,800	2,365.00	27,907,000	
扶桑化学工業	18,800	3,930.00	73,884,000	
トリケミカル研究所	21,500	3,685.00	79,227,500	
ＡＤＥＫＡ	61,900	2,960.50	183,254,950	
日油	160,600	2,263.00	363,437,800	
新日本理化	5,300	189.00	1,001,700	
ハリマ化成グループ	13,800	902.00	12,447,600	
花王	432,000	6,501.00	2,808,432,000	
第一工業製薬	7,100	3,140.00	22,294,000	
石原ケミカル	7,900	2,408.00	19,023,200	

日華化学	1,500	1,244.00	1,866,000	
ニイタカ	800	1,882.00	1,505,600	
三洋化成工業	10,900	4,060.00	44,254,000	
有機合成薬品工業	3,100	281.00	871,100	
大日本塗料	19,700	1,139.00	22,438,300	
日本ペイントホールディングス	785,100	910.30	714,676,530	
関西ペイント	153,300	2,587.50	396,663,750	
神東塗料	3,200	136.00	435,200	
中国塗料	36,400	1,885.00	68,614,000	
日本特殊塗料	2,700	1,220.00	3,294,000	
藤倉化成	20,400	510.00	10,404,000	
太陽ホールディングス	30,900	3,560.00	110,004,000	
ＤＩＣ	63,000	3,121.00	196,623,000	
サカタインクス	39,500	1,625.00	64,187,500	
ａｒｔｉｅｎｃｅ	31,600	3,535.00	111,706,000	
富士フイルムホールディングス	988,700	3,846.00	3,802,540,200	
資生堂	370,900	3,343.00	1,239,918,700	
ライオン	226,100	1,488.00	336,436,800	
高砂香料工業	13,300	4,700.00	62,510,000	
マンダム	38,400	1,238.00	47,539,200	
ミルボン	28,500	3,027.00	86,269,500	
ファンケル	75,000	2,793.50	209,512,500	
コーセー	36,100	8,948.00	323,022,800	
コタ	18,000	1,680.00	30,240,000	
シーボン	500	1,316.00	658,000	
ポーラ・オルビスホールディングス	91,100	1,471.00	134,008,100	
ノエビアホールディングス	15,800	5,680.00	89,744,000	
アジュバンホールディングス	900	845.00	760,500	
新日本製薬	10,100	1,811.00	18,291,100	
Ｉ－ｎｅ	5,900	1,827.00	10,779,300	
アクシージア	11,700	880.00	10,296,000	
エステー	13,700	1,565.00	21,440,500	
アグロ　カネショウ	6,200	1,336.00	8,283,200	
コニシ	51,300	1,210.00	62,073,000	
長谷川香料	33,900	3,090.00	104,751,000	
小林製薬	46,500	5,367.00	249,565,500	

荒川化学工業	15,000	1,251.00	18,765,000	
メック	14,600	3,940.00	57,524,000	
日本高純度化学	4,000	3,230.00	12,920,000	
タカラバイオ	47,900	1,047.00	50,151,300	
ＪＣＵ	19,600	3,570.00	69,972,000	
新田ゼラチン	2,600	879.00	2,285,400	
ＯＡＴアグリオ	7,300	1,940.00	14,162,000	
デクセリアルズ	43,900	6,224.00	273,233,600	
アース製薬	16,200	5,090.00	82,458,000	
北興化学工業	15,900	1,421.00	22,593,900	
大成ラミック	5,100	2,694.00	13,739,400	
クミアイ化学工業	70,600	779.00	54,997,400	
日本農薬	32,600	635.00	20,701,000	
アキレス	11,200	1,510.00	16,912,000	
有沢製作所	31,100	1,516.00	47,147,600	
日東電工	114,100	11,650.00	1,329,265,000	
レック	22,800	1,311.00	29,890,800	
三光合成	22,400	591.00	13,238,400	
きもと	6,300	253.00	1,593,900	
藤森工業	14,000	4,475.00	62,650,000	
前澤化成工業	11,500	1,832.00	21,068,000	
未来工業	6,400	3,390.00	21,696,000	
ウェーブロックホールディングス	1,400	632.00	884,800	
ＪＳＰ	12,500	2,016.00	25,200,000	
エフピコ	33,600	2,768.50	93,021,600	
天馬	11,800	2,710.00	31,978,000	
信越ポリマー	38,300	1,536.00	58,828,800	
東リ	8,500	374.00	3,179,000	
ニフコ	53,100	3,710.00	197,001,000	
バルカー	14,900	3,435.00	51,181,500	
ユニ・チャーム	370,100	5,137.00	1,901,203,700	
ショーエイコーポレーション	1,200	573.00	687,600	
協和キリン	214,600	3,310.00	710,326,000	
武田薬品工業	1,572,200	4,339.00	6,821,775,800	
アステラス製薬	1,558,200	1,814.50	2,827,353,900	
住友ファーマ	131,800	684.00	90,151,200	

塩野義製薬	216,100	6,690.00	1,445,709,000	
わかもと製薬	4,000	250.00	1,000,000	
日本新薬	46,500	3,572.00	166,098,000	
中外製薬	556,100	7,335.00	4,078,993,500	
科研製薬	30,400	4,113.00	125,035,200	
エーザイ	216,100	6,118.00	1,322,099,800	
ロート製薬	172,100	3,471.00	597,359,100	
小野薬品工業	363,300	2,181.50	792,538,950	
久光製薬	39,500	4,126.00	162,977,000	
持田製薬	19,900	3,340.00	66,466,000	
参天製薬	313,400	1,856.00	581,670,400	
扶桑薬品工業	6,300	2,256.00	14,212,800	
日本ケミファ	400	1,640.00	656,000	
ツムラ	55,900	4,049.00	226,339,100	
キッセイ薬品工業	29,400	3,510.00	103,194,000	
生化学工業	30,100	854.00	25,705,400	
栄研化学	30,600	2,274.00	69,584,400	
鳥居薬品	9,500	3,615.00	34,342,500	
ＪＣＲファーマ	60,100	620.00	37,262,000	
東和薬品	27,300	2,891.00	78,924,300	
富士製薬工業	13,100	1,345.00	17,619,500	
ゼリア新薬工業	24,600	2,278.00	56,038,800	
ネクセラファーマ	83,400	1,717.00	143,197,800	
第一三共	1,547,500	5,980.00	9,254,050,000	
杏林製薬	38,500	1,634.00	62,909,000	
大幸薬品	40,200	429.00	17,245,800	
ダイト	13,500	2,418.00	32,643,000	
大塚ホールディングス	443,400	8,639.00	3,830,532,600	
ペプチドリーム	86,100	2,625.00	226,012,500	
セルソース	11,800	1,533.00	18,089,400	
あすか製薬ホールディングス	18,200	2,319.00	42,205,800	
サワイグループホールディングス	40,600	6,211.00	252,166,600	
日本コークス工業	180,200	102.00	18,380,400	
ニチレキ	23,100	2,470.00	57,057,000	
ユシロ化学工業	9,200	1,687.00	15,520,400	
ビーピー・カストロール	1,800	900.00	1,620,000	

富士石油	51,800	400.00	20,720,000	
ＭＯＲＥＳＣＯ	1,400	1,261.00	1,765,400	
出光興産	922,400	1,056.00	974,054,400	
ＥＮＥＯＳホールディングス	2,812,300	777.50	2,186,563,250	
コスモエネルギーホールディングス	52,700	8,061.00	424,814,700	
横浜ゴム	89,800	3,322.00	298,315,600	
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	102,100	2,137.50	218,238,750	
ブリヂストン	520,000	5,702.00	2,965,040,000	
住友ゴム工業	174,200	1,471.00	256,248,200	
藤倉コンポジット	17,100	1,205.00	20,605,500	
オカモト	8,300	4,990.00	41,417,000	
フコク	9,300	1,860.00	17,298,000	
ニッタ	18,000	3,760.00	67,680,000	
住友理工	27,600	1,459.00	40,268,400	
三ツ星ベルト	20,600	4,185.00	86,211,000	
バンドー化学	26,400	1,805.00	47,652,000	
日東紡績	22,500	5,580.00	125,550,000	
ＡＧＣ	172,800	4,638.00	801,446,400	
日本板硝子	84,800	360.00	30,528,000	
石塚硝子	700	2,530.00	1,771,000	
日本山村硝子	1,400	1,521.00	2,129,400	
日本電気硝子	65,900	3,419.00	225,312,100	
オハラ	8,400	1,386.00	11,642,400	
住友大阪セメント	29,600	3,880.00	114,848,000	
太平洋セメント	101,800	3,316.00	337,568,800	
日本ヒューム	15,600	1,211.00	18,891,600	
日本コンクリート工業	34,500	366.00	12,627,000	
三谷セキサン	7,500	5,590.00	41,925,000	
アジアパイルホールディングス	25,300	859.00	21,732,700	
東海カーボン	163,900	890.90	146,018,510	
日本カーボン	10,200	4,440.00	45,288,000	
東洋炭素	12,500	5,710.00	71,375,000	
ノリタケ	19,700	3,910.00	77,027,000	
ＴＯＴＯ	117,200	4,966.00	582,015,200	
日本碍子	206,600	1,926.00	397,911,600	
日本特殊陶業	148,800	4,215.00	627,192,000	

ＭＡＲＵＷＡ	6,600	37,900.00	250,140,000	
品川リフラクトリーズ	21,900	1,735.00	37,996,500	
黒崎播磨	14,500	2,202.00	31,929,000	
ヨータイ	10,400	1,749.00	18,189,600	
東京窯業	4,100	432.00	1,771,200	
ニッカトー	1,700	549.00	933,300	
フジミインコーポレーテッド	47,800	2,487.00	118,878,600	
クニミネ工業	1,100	1,031.00	1,134,100	
エーアンドエーマテリアル	800	1,244.00	995,200	
ニチアス	44,900	5,460.00	245,154,000	
ニチハ	22,300	3,495.00	77,938,500	
日本製鉄	840,400	3,302.00	2,775,000,800	
神戸製鋼所	367,500	1,766.00	649,005,000	
中山製鋼所	41,800	848.00	35,446,400	
合同製鐵	10,200	4,420.00	45,084,000	
ＪＦＥホールディングス	508,200	1,980.50	1,006,490,100	
東京製鐵	51,400	1,984.00	101,977,600	
共英製鋼	20,800	1,763.00	36,670,400	
大和工業	34,400	7,213.00	248,127,200	
東京鐵鋼	8,100	5,180.00	41,958,000	
大阪製鐵	8,400	3,065.00	25,746,000	
淀川製鋼所	19,000	5,630.00	106,970,000	
中部鋼鈑	12,000	2,447.00	29,364,000	
丸一鋼管	55,600	3,463.00	192,542,800	
モリ工業	4,600	5,380.00	24,748,000	
大同特殊鋼	115,100	1,426.00	164,132,600	
日本高周波鋼業	1,600	410.00	656,000	
日本冶金工業	13,300	4,395.00	58,453,500	
山陽特殊製鋼	18,100	1,933.00	34,987,300	
愛知製鋼	10,500	3,200.00	33,600,000	
日本金属	1,000	716.00	716,000	
大平洋金属	15,600	1,398.00	21,808,800	
新日本電工	109,200	294.00	32,104,800	
栗本鐵工所	8,500	4,355.00	37,017,500	
虹技	500	1,079.00	539,500	
三菱製鋼	13,500	1,459.00	19,696,500	

日亜鋼業	4,100	306.00	1,254,600	
日本精線	14,500	1,108.00	16,066,000	
エンビプロ・ホールディングス	18,000	504.00	9,072,000	
シンニッタン	5,000	217.00	1,085,000	
新家工業	900	5,080.00	4,572,000	
大紀アルミニウム工業所	23,600	1,125.00	26,550,000	
日本軽金属ホールディングス	53,700	1,642.00	88,175,400	
三井金属鉱業	53,300	4,619.00	246,192,700	
三菱マテリアル	130,900	2,567.50	336,085,750	
住友金属鉱山	212,000	4,108.00	870,896,000	
ＤＯＷＡホールディングス	45,300	5,065.00	229,444,500	
古河機械金属	24,500	1,585.00	38,832,500	
大阪チタニウムテクノロジーズ	31,900	2,527.00	80,611,300	
東邦チタニウム	38,200	1,225.00	46,795,000	
ＵＡＣＪ	25,700	4,870.00	125,159,000	
ＣＫサンエツ	4,600	3,320.00	15,272,000	
古河電気工業	61,000	3,402.00	207,522,000	
住友電気工業	683,900	2,328.00	1,592,119,200	
フジクラ	215,700	3,989.00	860,427,300	
ＳＷＣＣ	20,500	4,875.00	99,937,500	
カナレ電気	1,000	1,438.00	1,438,000	
平河ヒューテック	12,000	1,440.00	17,280,000	
リョービ	19,800	1,993.00	39,461,400	
アーレスティ	4,900	644.00	3,155,600	
ＡＲＥホールディングス	69,000	1,844.00	127,236,000	
稲葉製作所	10,100	1,710.00	17,271,000	
宮地エンジニアリンググループ	9,200	4,360.00	40,112,000	
トーカロ	52,700	1,837.00	96,809,900	
アルファＣｏ	1,400	1,209.00	1,692,600	
ＳＵＭＣＯ	347,900	1,694.50	589,516,550	
川田テクノロジーズ	13,000	2,765.00	35,945,000	
ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	14,000	3,420.00	47,880,000	
ジェイテックコーポレーション	700	1,523.00	1,066,100	
信和	2,500	773.00	1,932,500	
東洋製罐グループホールディングス	104,800	2,298.00	240,830,400	
ホッカンホールディングス	8,900	1,708.00	15,201,200	

コロナ	10,200	943.00	9,618,600	
横河ブリッジホールディングス	28,600	2,720.00	77,792,000	
駒井ハルテック	700	1,693.00	1,185,100	
高田機工	300	3,360.00	1,008,000	
三和ホールディングス	182,000	3,257.00	592,774,000	
文化シヤッター	47,800	1,772.00	84,701,600	
三協立山	23,000	750.00	17,250,000	
アルインコ	13,900	1,005.00	13,969,500	
東洋シヤッター	900	857.00	771,300	
ＬＩＸＩＬ	285,400	1,735.00	495,169,000	
日本フイルコン	2,600	517.00	1,344,200	
ノーリツ	25,700	1,886.00	48,470,200	
長府製作所	20,400	2,014.00	41,085,600	
リンナイ	87,400	3,288.00	287,371,200	
ダイニチ工業	2,000	643.00	1,286,000	
日東精工	26,500	581.00	15,396,500	
三洋工業	500	2,749.00	1,374,500	
岡部	32,600	751.00	24,482,600	
ジーテクト	23,300	1,667.00	38,841,100	
東プレ	32,200	1,877.00	60,439,400	
高周波熱錬	27,100	1,058.00	28,671,800	
東京製綱	11,900	1,111.00	13,220,900	
サンコール	20,300	386.00	7,835,800	
モリテック　スチール	3,500	199.00	696,500	
パイオラックス	22,100	2,367.00	52,310,700	
エイチワン	18,800	911.00	17,126,800	
日本発條	161,700	1,623.00	262,439,100	
中央発條	13,500	1,160.00	15,660,000	
アドバネクス	500	910.00	455,000	
立川ブラインド工業	8,300	1,276.00	10,590,800	
日本ドライケミカル	900	2,701.00	2,430,900	
日本製鋼所	49,300	4,359.00	214,898,700	
三浦工業	74,700	3,318.00	247,854,600	
タクマ	60,500	1,618.00	97,889,000	
ツガミ	38,200	1,417.00	54,129,400	
オークマ	15,700	6,084.00	95,518,800	

芝浦機械	16,800	3,675.00	61,740,000	
アマダ	271,200	1,492.00	404,630,400	
アイダエンジニアリング	41,500	789.00	32,743,500	
ＦＵＪＩ	84,200	2,437.00	205,195,400	
牧野フライス製作所	19,800	5,710.00	113,058,000	
オーエスジー	78,900	2,027.00	159,930,300	
ダイジェット工業	400	749.00	299,600	
旭ダイヤモンド工業	41,300	878.00	36,261,400	
ＤＭＧ森精機	112,800	3,338.00	376,526,400	
ソディック	47,200	751.00	35,447,200	
ディスコ	86,100	42,250.00	3,637,725,000	
日東工器	8,300	2,470.00	20,501,000	
日進工具	16,600	784.00	13,014,400	
パンチ工業	3,900	448.00	1,747,200	
冨士ダイス	13,300	769.00	10,227,700	
豊和工業	2,100	812.00	1,705,200	
リケンＮＰＲ	19,400	2,426.00	47,064,400	
東洋機械金属	3,200	675.00	2,160,000	
エンシュウ	1,000	639.00	639,000	
島精機製作所	28,500	1,419.00	40,441,500	
オプトラン	29,400	1,774.00	52,155,600	
イワキポンプ	11,900	2,900.00	34,510,000	
フリュー	16,900	1,016.00	17,170,400	
ヤマシンフィルタ	42,600	428.00	18,232,800	
日阪製作所	19,500	1,057.00	20,611,500	
やまびこ	29,200	2,283.00	66,663,600	
野村マイクロ・サイエンス	24,200	2,753.00	66,622,600	
平田機工	8,600	5,270.00	45,322,000	
ＰＥＧＡＳＵＳ	19,800	506.00	10,018,800	
マルマエ	7,800	1,518.00	11,840,400	
タツモ	12,800	3,440.00	44,032,000	
ナブテスコ	112,300	2,477.50	278,223,250	
三井海洋開発	22,600	3,000.00	67,800,000	
レオン自動機	20,700	1,408.00	29,145,600	
ＳＭＣ	53,500	66,390.00	3,551,865,000	
ホソカワミクロン	12,500	4,295.00	53,687,500	

ユニオンツール	7,900	5,520.00	43,608,000	
瑞光	12,900	1,202.00	15,505,800	
オイレス工業	24,300	2,162.00	52,536,600	
日精エー・エス・ビー機械	6,100	4,980.00	30,378,000	
サトーホールディングス	24,500	2,044.00	50,078,000	
技研製作所	16,800	1,808.00	30,374,400	
日本エアーテック	8,400	1,170.00	9,828,000	
カワタ	1,200	877.00	1,052,400	
日精樹脂工業	13,300	947.00	12,595,100	
オカダアイヨン	1,300	2,103.00	2,733,900	
ワイエイシイホールディングス	8,400	2,102.00	17,656,800	
小松製作所	838,500	4,017.00	3,368,254,500	
住友重機械工業	105,800	3,402.00	359,931,600	
日立建機	71,300	3,481.00	248,195,300	
日工	26,600	721.00	19,178,600	
巴工業	7,000	4,070.00	28,490,000	
井関農機	16,800	1,005.00	16,884,000	
ＴＯＷＡ	19,900	7,250.00	144,275,000	
丸山製作所	700	2,454.00	1,717,800	
北川鉄工所	7,100	1,313.00	9,322,300	
ローツェ	9,300	21,650.00	201,345,000	
タカキタ	1,300	442.00	574,600	
クボタ	935,300	2,058.50	1,925,315,050	
荏原実業	8,600	3,780.00	32,508,000	
三菱化工機	6,300	3,515.00	22,144,500	
月島ホールディングス	24,200	1,360.00	32,912,000	
帝国電機製作所	12,300	2,587.00	31,820,100	
新東工業	36,200	1,031.00	37,322,200	
澁谷工業	16,800	3,545.00	59,556,000	
アイチ　コーポレーション	24,700	1,115.00	27,540,500	
小森コーポレーション	44,100	1,148.00	50,626,800	
鶴見製作所	13,700	3,735.00	51,169,500	
日本ギア工業	1,500	451.00	676,500	
酒井重工業	3,500	4,875.00	17,062,500	
荏原製作所	367,200	1,955.00	717,876,000	
石井鐵工所	500	8,340.00	4,170,000	

酉島製作所	15,400	2,744.00	42,257,600	
北越工業	18,000	1,920.00	34,560,000	
ダイキン工業	213,600	18,550.00	3,962,280,000	
オルガノ	21,500	6,540.00	140,610,000	
トーヨーカネツ	6,100	4,075.00	24,857,500	
栗田工業	100,100	5,856.00	586,185,600	
椿本チエイン	24,600	5,880.00	144,648,000	
大同工業	1,700	798.00	1,356,600	
木村化工機	13,600	726.00	9,873,600	
アネスト岩田	27,700	1,261.00	34,929,700	
ダイフク	301,900	2,772.00	836,866,800	
サムコ	4,300	3,935.00	16,920,500	
加藤製作所	2,000	1,276.00	2,552,000	
油研工業	700	2,243.00	1,570,100	
タダノ	103,000	964.60	99,353,800	
フジテック	41,800	4,665.00	194,997,000	
ＣＫＤ	49,500	2,836.00	140,382,000	
平和	52,900	2,084.00	110,243,600	
理想科学工業	14,300	3,435.00	49,120,500	
ＳＡＮＫＹＯ	172,200	2,046.00	352,321,200	
日本金銭機械	21,600	1,008.00	21,772,800	
マースグループホールディングス	9,000	3,575.00	32,175,000	
フクシマガリレイ	11,700	5,520.00	64,584,000	
オーイズミ	1,500	374.00	561,000	
ダイコク電機	8,800	3,390.00	29,832,000	
竹内製作所	32,500	4,195.00	136,337,500	
アマノ	50,800	4,413.00	224,180,400	
ＪＵＫＩ	27,800	410.00	11,398,000	
ジャノメ	18,100	837.00	15,149,700	
マックス	25,200	3,535.00	89,082,000	
グローリー	43,000	2,571.00	110,553,000	
新晃工業	18,000	4,270.00	76,860,000	
大和冷機工業	27,400	1,461.00	40,031,400	
セガサミーホールディングス	159,800	2,517.50	402,296,500	
ＴＰＲ	22,700	2,280.00	51,756,000	
ツバキ・ナカシマ	44,100	705.00	31,090,500	

ホシザキ	115,200	4,730.00	544,896,000	
大豊工業	15,500	641.00	9,935,500	
日本精工	331,200	751.70	248,963,040	
ＮＴＮ	388,000	267.60	103,828,800	
ジェイテクト	159,200	1,112.50	177,110,000	
不二越	13,200	3,090.00	40,788,000	
日本トムソン	48,700	510.00	24,837,000	
ＴＨＫ	103,200	2,658.50	274,357,200	
ユーシン精機	14,200	655.00	9,301,000	
前澤給装工業	12,800	1,329.00	17,011,200	
イーグル工業	19,800	2,000.00	39,600,000	
前澤工業	2,400	1,333.00	3,199,200	
ＰＩＬＬＡＲ	16,600	4,360.00	72,376,000	
キッツ	59,900	1,016.00	60,858,400	
マキタ	204,000	4,755.00	970,020,000	
三井Ｅ＆Ｓ	88,800	1,278.00	113,486,400	
日立造船	157,900	954.00	150,636,600	
三菱重工業	3,128,400	1,897.50	5,936,139,000	
ＩＨＩ	133,200	5,997.00	798,800,400	
スター精密	30,200	1,948.00	58,829,600	
日清紡ホールディングス	134,500	976.00	131,272,000	
イビデン	93,300	5,188.00	484,040,400	
コニカミノルタ	400,200	437.70	175,167,540	
ブラザー工業	239,100	2,706.00	647,004,600	
ミネベアミツミ	311,200	3,103.00	965,653,600	
日立製作所	4,296,900	3,455.00	14,845,789,500	
三菱電機	1,959,500	2,317.50	4,541,141,250	
富士電機	108,800	8,479.00	922,515,200	
東洋電機製造	1,400	1,145.00	1,603,000	
安川電機	194,300	4,893.00	950,709,900	
シンフォニアテクノロジー	19,700	4,015.00	79,095,500	
明電舎	33,200	3,290.00	109,228,000	
オリジン	900	1,206.00	1,085,400	
山洋電気	7,800	8,740.00	68,172,000	
デンヨー	13,600	2,613.00	35,536,800	
ＰＨＣホールディングス	33,700	1,169.00	39,395,300	

ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ	93,400	3,985.00	372,199,000	
ソシオネクスト	130,500	3,178.00	414,729,000	
東芝テック	22,900	3,450.00	79,005,000	
芝浦メカトロニクス	10,200	8,300.00	84,660,000	
マブチモーター	78,600	2,174.00	170,876,400	
ニデック	395,000	6,085.00	2,403,575,000	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	11,800	399.00	4,708,200	
トレックス・セミコンダクター	9,300	1,628.00	15,140,400	
東光高岳	10,900	1,790.00	19,511,000	
ダブル・スコープ	51,200	451.00	23,091,200	
ダイヘン	17,000	6,300.00	107,100,000	
ヤーマン	35,100	863.00	30,291,300	
ＪＶＣケンウッド	141,400	1,235.00	174,629,000	
ミマキエンジニアリング	17,100	1,625.00	27,787,500	
Ｉ－ＰＥＸ	10,100	1,736.00	17,533,600	
大崎電気工業	38,400	678.00	26,035,200	
オムロン	136,600	5,957.00	813,726,200	
日東工業	24,100	3,140.00	75,674,000	
ＩＤＥＣ	26,400	2,698.00	71,227,200	
正興電機製作所	1,400	1,333.00	1,866,200	
不二電機工業	900	1,068.00	961,200	
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	69,900	2,758.50	192,819,150	
サクサ	900	2,436.00	2,192,400	
メルコホールディングス	5,700	3,385.00	19,294,500	
テクノメディカ	4,500	1,885.00	8,482,500	
日本電気	234,900	12,220.00	2,870,478,000	
富士通	1,646,200	2,590.00	4,263,658,000	
沖電気工業	80,900	1,033.00	83,569,700	
岩崎通信機	1,800	1,534.00	2,761,200	
電気興業	7,200	2,169.00	15,616,800	
サンケン電気	16,600	6,949.00	115,353,400	
ナカヨ	600	1,177.00	706,200	
アイホン	9,700	2,894.00	28,071,800	
ルネサスエレクトロニクス	1,363,000	2,450.00	3,339,350,000	
セイコーエプソン	229,500	2,696.00	618,732,000	
ワコム	126,100	705.00	88,900,500	

アルバック	39,200	7,999.00	313,560,800	
アクセル	9,100	1,277.00	11,620,700	
ＥＩＺＯ	13,100	4,565.00	59,801,500	
日本信号	40,700	987.00	40,170,900	
京三製作所	37,500	520.00	19,500,000	
能美防災	24,300	2,392.00	58,125,600	
ホーチキ	13,500	2,292.00	30,942,000	
星和電機	2,000	529.00	1,058,000	
エレコム	42,900	1,459.00	62,591,100	
パナソニック　ホールディングス	2,113,400	1,186.00	2,506,492,400	
シャープ	301,600	992.60	299,368,160	
アンリツ	126,000	1,184.50	149,247,000	
富士通ゼネラル	50,700	1,879.00	95,265,300	
ソニーグループ	1,239,800	14,095.00	17,474,981,000	
ＴＤＫ	283,300	9,487.00	2,687,667,100	
帝国通信工業	7,900	2,442.00	19,291,800	
タムラ製作所	71,300	643.00	45,845,900	
アルプスアルパイン	159,900	1,529.50	244,567,050	
池上通信機	1,200	703.00	843,600	
日本電波工業	21,700	1,125.00	24,412,500	
鈴木	9,700	1,710.00	16,587,000	
メイコー	17,800	5,640.00	100,392,000	
日本トリム	4,100	3,650.00	14,965,000	
フォスター電機	13,200	1,538.00	20,301,600	
ＳＭＫ	4,800	2,316.00	11,116,800	
ヨコオ	16,000	1,648.00	26,368,000	
ホシデン	40,800	2,089.00	85,231,200	
ヒロセ電機	26,000	19,125.00	497,250,000	
日本航空電子工業	42,800	2,564.00	109,739,200	
ＴＯＡ	20,300	947.00	19,224,100	
マクセル	39,700	1,722.00	68,363,400	
古野電気	23,400	1,755.00	41,067,000	
スミダコーポレーション	24,400	941.00	22,960,400	
アイコム	6,900	2,738.00	18,892,200	
リオン	7,500	2,139.00	16,042,500	
横河電機	195,700	4,063.00	795,129,100	

新電元工業	6,800	2,513.00	17,088,400	
アズビル	121,800	4,696.00	571,972,800	
東亜ディーケーケー	2,000	845.00	1,690,000	
日本光電工業	152,100	1,971.50	299,865,150	
チノー	7,400	2,327.00	17,219,800	
共和電業	3,900	411.00	1,602,900	
日本電子材料	10,900	2,814.00	30,672,600	
堀場製作所	33,600	9,539.00	320,510,400	
アドバンテスト	507,500	6,381.00	3,238,357,500	
小野測器	2,100	604.00	1,268,400	
エスペック	14,300	2,508.00	35,864,400	
キーエンス	177,100	70,060.00	12,407,626,000	
日置電機	9,300	8,100.00	75,330,000	
シスメックス	458,600	2,794.00	1,281,328,400	
日本マイクロニクス	29,200	4,600.00	134,320,000	
メガチップス	13,700	4,770.00	65,349,000	
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	11,100	4,125.00	45,787,500	
澤藤電機	600	1,129.00	677,400	
原田工業	2,000	546.00	1,092,000	
コーセル	19,100	1,224.00	23,378,400	
イリソ電子工業	16,400	2,696.00	44,214,400	
オプテックスグループ	32,700	1,736.00	56,767,200	
千代田インテグレ	6,200	3,510.00	21,762,000	
レーザーテック	81,200	28,735.00	2,333,282,000	
スタンレー電気	113,500	2,790.50	316,721,750	
ウシオ電機	78,400	2,087.00	163,620,800	
岡谷電機産業	3,700	237.00	876,900	
ヘリオス　テクノ　ホールディング	4,100	899.00	3,685,900	
エノモト	1,200	1,495.00	1,794,000	
日本セラミック	16,300	2,529.00	41,222,700	
遠藤照明	1,800	1,278.00	2,300,400	
古河電池	13,200	1,385.00	18,282,000	
山一電機	16,000	2,775.00	44,400,000	
図研	14,800	3,510.00	51,948,000	
日本電子	44,400	6,483.00	287,845,200	
カシオ計算機	128,000	1,165.00	149,120,000	

ファナック	857,100	4,208.00	3,606,676,800	
日本シイエムケイ	42,100	453.00	19,071,300	
エンプラス	5,200	7,710.00	40,092,000	
大真空	26,800	626.00	16,776,800	
ローム	321,100	1,802.00	578,622,200	
浜松ホトニクス	142,200	3,898.00	554,295,600	
三井ハイテック	78,700	1,052.00	82,792,400	
新光電気工業	62,700	5,624.00	352,624,800	
京セラ	1,100,700	1,755.50	1,932,278,850	
太陽誘電	86,300	3,429.00	295,922,700	
村田製作所	1,582,300	2,875.00	4,549,112,500	
双葉電子工業	34,200	529.00	18,091,800	
北陸電気工業	1,600	1,394.00	2,230,400	
ニチコン	46,800	967.00	45,255,600	
日本ケミコン	19,000	1,211.00	23,009,000	
ＫＯＡ	27,000	1,241.00	33,507,000	
市光工業	32,500	441.00	14,332,500	
小糸製作所	183,600	2,105.50	386,569,800	
ミツバ	33,200	1,014.00	33,664,800	
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	60,600	11,085.00	671,751,000	
キヤノン電子	16,900	2,274.00	38,430,600	
キヤノン	883,400	5,014.00	4,429,367,600	
リコー	444,100	1,490.50	661,931,050	
象印マホービン	53,100	1,543.00	81,933,300	
ＭＵＴＯＨホールディングス	600	2,490.00	1,494,000	
東京エレクトロン	374,900	26,190.00	9,818,631,000	
イノテック	12,000	1,539.00	18,468,000	
トヨタ紡織	74,600	1,922.50	143,418,500	
芦森工業	800	2,334.00	1,867,200	
ユニプレス	31,800	1,197.00	38,064,600	
豊田自動織機	151,100	11,545.00	1,744,449,500	
モリタホールディングス	31,100	1,830.00	56,913,000	
三櫻工業	27,100	818.00	22,167,800	
デンソー	1,461,300	2,248.50	3,285,733,050	
東海理化電機製作所	49,900	1,961.00	97,853,900	
川崎重工業	144,600	4,909.00	709,841,400	

名村造船所	55,100	1,587.00	87,443,700	
日本車輌製造	5,800	2,136.00	12,388,800	
三菱ロジスネクスト	28,300	1,311.00	37,101,300	
近畿車輌	500	1,587.00	793,500	
日産自動車	2,330,500	427.70	996,754,850	
いすゞ自動車	497,300	2,178.50	1,083,368,050	
トヨタ自動車	9,411,400	2,746.50	25,848,410,100	
日野自動車	266,400	444.20	118,334,880	
三菱自動車工業	691,000	411.30	284,208,300	
エフテック	2,700	544.00	1,468,800	
レシップホールディングス	1,800	590.00	1,062,000	
ＧＭＢ	800	1,178.00	942,400	
ファルテック	800	474.00	379,200	
武蔵精密工業	43,300	2,084.00	90,237,200	
日産車体	17,900	982.00	17,577,800	
新明和工業	51,000	1,318.00	67,218,000	
極東開発工業	29,300	2,664.00	78,055,200	
トピー工業	14,400	2,022.00	29,116,800	
ティラド	3,900	3,690.00	14,391,000	
曙ブレーキ工業	108,100	140.00	15,134,000	
タチエス	32,700	1,944.00	63,568,800	
ＮＯＫ	68,800	2,276.00	156,588,800	
フタバ産業	47,500	717.00	34,057,500	
カヤバ	16,700	4,710.00	78,657,000	
大同メタル工業	34,700	514.00	17,835,800	
プレス工業	70,800	603.00	42,692,400	
ミクニ	4,900	374.00	1,832,600	
太平洋工業	40,600	1,419.00	57,611,400	
アイシン	136,600	4,994.00	682,180,400	
マツダ	585,900	1,211.50	709,817,850	
今仙電機製作所	2,500	575.00	1,437,500	
本田技研工業	4,196,600	1,572.00	6,597,055,200	
スズキ	1,301,200	1,679.50	2,185,365,400	
ＳＵＢＡＲＵ	549,300	2,729.00	1,499,039,700	
安永	1,700	676.00	1,149,200	
ヤマハ発動機	765,500	1,258.50	963,381,750	

ＴＢＫ	4,300	304.00	1,307,200	
エクセディ	29,000	3,015.00	87,435,000	
豊田合成	50,700	2,560.00	129,792,000	
愛三工業	29,400	1,454.00	42,747,600	
盟和産業	600	1,118.00	670,800	
日本プラスト	3,300	392.00	1,293,600	
ヨロズ	16,600	1,125.00	18,675,000	
エフ・シー・シー	31,400	2,317.00	72,753,800	
シマノ	77,300	27,500.00	2,125,750,000	
テイ・エス　テック	63,100	1,864.00	117,618,400	
ジャムコ	10,700	1,313.00	14,049,100	
テルモ	987,400	2,763.00	2,728,186,200	
クリエートメディック	1,200	976.00	1,171,200	
日機装	45,800	1,014.00	46,441,200	
日本エム・ディ・エム	14,000	780.00	10,920,000	
島津製作所	235,300	4,882.00	1,148,734,600	
ＪＭＳ	16,400	507.00	8,314,800	
長野計器	12,900	2,739.00	35,333,100	
ブイ・テクノロジー	9,300	2,811.00	26,142,300	
東京計器	13,600	2,843.00	38,664,800	
愛知時計電機	7,700	2,016.00	15,523,200	
インターアクション	10,700	1,270.00	13,589,000	
オーバル	3,400	400.00	1,360,000	
東京精密	36,300	8,220.00	298,386,000	
マニー	70,900	2,020.00	143,218,000	
ニコン	256,100	1,574.50	403,229,450	
トプコン	86,100	1,550.00	133,455,000	
オリンパス	1,014,100	2,678.50	2,716,266,850	
理研計器	25,100	4,170.00	104,667,000	
タムロン	24,400	4,485.00	109,434,000	
ＨＯＹＡ	348,700	20,750.00	7,235,525,000	
シード	2,300	520.00	1,196,000	
ノーリツ鋼機	16,800	4,090.00	68,712,000	
Ａ＆Ｄホロンホールディングス	25,800	2,487.00	64,164,600	
朝日インテック	215,900	2,691.00	580,986,900	
シチズン時計	162,900	926.00	150,845,400	

リズム	900	3,985.00	3,586,500	
大研医器	3,300	535.00	1,765,500	
メニコン	60,900	1,328.00	80,875,200	
シンシア	400	406.00	162,400	
松風	8,000	5,140.00	41,120,000	
セイコーグループ	24,700	3,965.00	97,935,500	
ニプロ	147,600	1,292.00	190,699,200	
ＫＹＯＲＩＴＳＵ	5,700	159.00	906,300	
中本パックス	1,300	1,630.00	2,119,000	
パラマウントベッドホールディングス	36,800	2,598.00	95,606,400	
トランザクション	11,700	1,903.00	22,265,100	
粧美堂	1,000	547.00	547,000	
ニホンフラッシュ	16,600	921.00	15,288,600	
前田工繊	31,600	1,646.00	52,013,600	
永大産業	4,500	220.00	990,000	
アートネイチャー	15,900	810.00	12,879,000	
フルヤ金属	16,800	4,140.00	69,552,000	
バンダイナムコホールディングス	480,900	3,145.00	1,512,430,500	
アイフィスジャパン	1,100	572.00	629,200	
ＳＨＯＥＩ	49,800	2,353.00	117,179,400	
フランスベッドホールディングス	22,900	1,201.00	27,502,900	
パイロットコーポレーション	27,700	4,334.00	120,051,800	
萩原工業	11,800	1,620.00	19,116,000	
フジシールインターナショナル	35,900	2,220.00	79,698,000	
タカラトミー	80,600	3,307.00	266,544,200	
広済堂ホールディングス	57,300	459.00	26,300,700	
エステールホールディングス	900	630.00	567,000	
タカノ	1,400	844.00	1,181,600	
プロネクサス	18,400	1,250.00	23,000,000	
ホクシン	2,900	110.00	319,000	
ウッドワン	1,400	815.00	1,141,000	
ＴＯＰＰＡＮホールディングス	211,100	4,231.00	893,164,100	
大日本印刷	183,600	5,033.00	924,058,800	
共同印刷	5,000	3,560.00	17,800,000	
ＮＩＳＳＨＡ	30,300	2,034.00	61,630,200	
光村印刷	300	1,567.00	470,100	

ＴＡＫＡＲＡ　＆　ＣＯＭＰＡＮＹ	10,500	2,920.00	30,660,000	
アシックス	654,000	2,722.00	1,780,188,000	
ツツミ	4,100	2,247.00	9,212,700	
ローランド	13,100	3,800.00	49,780,000	
小松ウオール工業	7,200	3,065.00	22,068,000	
ヤマハ	107,900	3,428.00	369,881,200	
河合楽器製作所	5,400	2,751.00	14,855,400	
クリナップ	17,400	730.00	12,702,000	
ピジョン	112,800	1,584.00	178,675,200	
キングジム	15,600	869.00	13,556,400	
リンテック	35,600	3,150.00	112,140,000	
イトーキ	35,400	1,383.00	48,958,200	
任天堂	1,118,200	7,967.00	8,908,699,400	
三菱鉛筆	24,500	2,307.00	56,521,500	
タカラスタンダード	36,200	1,595.00	57,739,000	
コクヨ	88,600	2,434.00	215,652,400	
ナカバヤシ	19,100	530.00	10,123,000	
グローブライド	15,900	1,917.00	30,480,300	
オカムラ	53,300	1,993.00	106,226,900	
美津濃	17,600	9,810.00	172,656,000	
東京電力ホールディングス	1,596,600	676.60	1,080,259,560	
中部電力	652,700	1,794.50	1,171,270,150	
関西電力	683,900	2,529.00	1,729,583,100	
中国電力	307,700	1,006.00	309,546,200	
北陸電力	181,100	966.00	174,942,600	
東北電力	466,300	1,272.50	593,366,750	
四国電力	164,900	1,279.00	210,907,100	
九州電力	408,300	1,506.50	615,103,950	
北海道電力	171,100	985.00	168,533,500	
沖縄電力	45,200	1,085.00	49,042,000	
電源開発	145,500	2,470.50	359,457,750	
エフオン	12,900	388.00	5,005,200	
イーレックス	31,500	801.00	25,231,500	
レノバ	47,300	1,010.00	47,773,000	
東京瓦斯	344,800	3,583.00	1,235,418,400	
大阪瓦斯	353,000	3,516.00	1,241,148,000	

東邦瓦斯	76,700	4,345.00	333,261,500	
北海道瓦斯	10,600	3,090.00	32,754,000	
広島ガス	37,400	385.00	14,399,000	
西部ガスホールディングス	18,500	1,933.00	35,760,500	
静岡ガス	40,400	1,100.00	44,440,000	
メタウォーター	21,200	1,781.00	37,757,200	
ＳＢＳホールディングス	15,800	2,644.00	41,775,200	
東武鉄道	194,600	2,482.00	482,997,200	
相鉄ホールディングス	63,400	2,453.50	155,551,900	
東急	496,700	1,773.00	880,649,100	
京浜急行電鉄	219,200	1,158.50	253,943,200	
小田急電鉄	292,900	1,677.50	491,339,750	
京王電鉄	85,100	3,607.00	306,955,700	
京成電鉄	114,200	4,519.00	516,069,800	
富士急行	21,800	2,770.00	60,386,000	
東日本旅客鉄道	976,200	2,835.00	2,767,527,000	
西日本旅客鉄道	420,200	2,788.50	1,171,727,700	
東海旅客鉄道	682,200	3,382.00	2,307,200,400	
西武ホールディングス	214,200	2,951.00	632,104,200	
鴻池運輸	30,200	2,378.00	71,815,600	
西日本鉄道	47,300	2,420.50	114,489,650	
ハマキョウレックス	15,100	4,915.00	74,216,500	
サカイ引越センター	19,600	2,637.00	51,685,200	
近鉄グループホールディングス	176,800	3,381.00	597,760,800	
阪急阪神ホールディングス	235,800	4,432.00	1,045,065,600	
南海電気鉄道	78,900	2,368.00	186,835,200	
京阪ホールディングス	97,500	2,846.00	277,485,000	
神戸電鉄	4,800	2,678.00	12,854,400	
名古屋鉄道	182,400	1,764.00	321,753,600	
山陽電気鉄道	13,300	2,033.00	27,038,900	
アルプス物流	14,100	5,770.00	81,357,000	
ヤマトホールディングス	214,900	1,697.50	364,792,750	
山九	42,700	4,682.00	199,921,400	
丸運	2,200	562.00	1,236,400	
丸全昭和運輸	10,900	4,920.00	53,628,000	
センコーグループホールディングス	93,600	1,192.00	111,571,200	

トナミホールディングス	3,900	6,320.00	24,648,000	
ニッコンホールディングス	54,500	3,773.00	205,628,500	
日本石油輸送	400	2,888.00	1,155,200	
福山通運	16,200	3,700.00	59,940,000	
セイノーホールディングス	99,400	2,328.50	231,452,900	
神奈川中央交通	5,000	3,365.00	16,825,000	
ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	45,200	1,123.00	50,759,600	
九州旅客鉄道	125,000	3,942.00	492,750,000	
ＳＧホールディングス	296,900	1,600.00	475,040,000	
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディングス	66,000	7,465.00	492,690,000	
日本郵船	458,100	5,086.00	2,329,896,600	
商船三井	384,200	5,070.00	1,947,894,000	
川崎汽船	426,300	2,064.00	879,883,200	
ＮＳユナイテッド海運	9,600	4,745.00	45,552,000	
飯野海運	65,300	1,262.00	82,408,600	
共栄タンカー	1,000	1,068.00	1,068,000	
乾汽船	21,100	1,142.00	24,096,200	
日本航空	434,300	2,466.50	1,071,200,950	
ＡＮＡホールディングス	481,200	2,922.00	1,406,066,400	
パスコ	700	1,676.00	1,173,200	
トランコム	5,100	7,060.00	36,006,000	
日新	13,400	4,125.00	55,275,000	
三菱倉庫	42,200	5,116.00	215,895,200	
三井倉庫ホールディングス	16,500	5,700.00	94,050,000	
住友倉庫	47,200	2,670.00	126,024,000	
澁澤倉庫	8,100	2,929.00	23,724,900	
東陽倉庫	1,000	1,381.00	1,381,000	
日本トランスシティ	35,600	869.00	30,936,400	
ケイヒン	700	2,012.00	1,408,400	
中央倉庫	9,500	1,345.00	12,777,500	
川西倉庫	700	1,135.00	794,500	
安田倉庫	12,100	1,602.00	19,384,200	
ファイズホールディングス	600	893.00	535,800	
東洋埠頭	1,100	1,292.00	1,421,200	
上組	81,700	3,318.00	271,080,600	

サンリツ	900	791.00	711,900	
キムラユニティー	1,800	1,582.00	2,847,600	
キユーソー流通システム	11,800	2,021.00	23,847,800	
東海運	2,200	319.00	701,800	
エーアイテイー	11,100	1,753.00	19,458,300	
内外トランスライン	7,100	2,714.00	19,269,400	
日本コンセプト	6,400	1,749.00	11,193,600	
ＮＥＣネッツエスアイ	69,200	2,677.00	185,248,400	
クロスキャット	11,300	1,194.00	13,492,200	
システナ	268,800	395.00	106,176,000	
デジタルアーツ	11,200	4,370.00	48,944,000	
日鉄ソリューションズ	60,600	3,775.00	228,765,000	
キューブシステム	9,400	1,068.00	10,039,200	
コア	7,900	1,841.00	14,543,900	
手間いらず	3,000	3,670.00	11,010,000	
ラクーンホールディングス	13,300	579.00	7,700,700	
ソリトンシステムズ	9,200	1,085.00	9,982,000	
ソフトクリエイトホールディングス	14,600	1,680.00	24,528,000	
ＴＩＳ	187,800	3,625.00	680,775,000	
テクミラホールディングス	1,800	345.00	621,000	
グリー	59,600	458.00	27,296,800	
ＧＭＯペパボ	2,200	1,385.00	3,047,000	
コーエーテクモホールディングス	111,300	1,649.50	183,589,350	
三菱総合研究所	8,700	4,230.00	36,801,000	
電算	500	1,405.00	702,500	
ＡＧＳ	1,600	902.00	1,443,200	
ファインデックス	14,100	956.00	13,479,600	
ブレインパッド	14,800	908.00	13,438,400	
ＫＬａｂ	42,500	209.00	8,882,500	
ポールトゥウィンホールディングス	30,400	423.00	12,859,200	
ネクソン	390,000	2,913.00	1,136,070,000	
アイスタイル	59,400	517.00	30,709,800	
エムアップホールディングス	21,800	1,236.00	26,944,800	
エイチーム	11,800	702.00	8,283,600	
エニグモ	22,600	344.00	7,774,400	
テクノスジャパン	3,400	690.00	2,346,000	

コロプラ	60,400	587.00	35,454,800	
ブロードリーフ	71,300	736.00	52,476,800	
クロス・マーケティンググループ	1,800	710.00	1,278,000	
デジタルハーツホールディングス	11,100	846.00	9,390,600	
メディアドゥ	8,000	1,509.00	12,072,000	
じげん	51,800	558.00	28,904,400	
ブイキューブ	24,500	247.00	6,051,500	
エンカレッジ・テクノロジ	900	601.00	540,900	
サイバーリンクス	1,500	756.00	1,134,000	
フィックスターズ	17,800	1,592.00	28,337,600	
ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	10,100	1,397.00	14,109,700	
オプティム	18,300	630.00	11,529,000	
セレス	8,000	1,352.00	10,816,000	
ＳＨＩＦＴ	11,800	13,350.00	157,530,000	
ティーガイア	18,600	3,700.00	68,820,000	
セック	2,700	4,065.00	10,975,500	
テクマトリックス	32,400	2,396.00	77,630,400	
プロシップ	8,600	1,382.00	11,885,200	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	44,100	3,035.00	133,843,500	
ＧＭＯペイメントゲートウェイ	40,600	9,400.00	381,640,000	
ザッパラス	900	359.00	323,100	
システムリサーチ	12,200	1,393.00	16,994,600	
インターネットイニシアティブ	84,900	2,956.00	250,964,400	
さくらインターネット	22,200	3,580.00	79,476,000	
ＧＭＯグローバルサイン・ホールディングス	5,400	2,817.00	15,211,800	
ＳＲＡホールディングス	9,100	4,380.00	39,858,000	
システムインテグレータ	1,200	356.00	427,200	
朝日ネット	19,100	677.00	12,930,700	
ｅＢＡＳＥ	25,000	599.00	14,975,000	
アバントグループ	22,400	1,850.00	41,440,000	
アドソル日進	7,500	1,815.00	13,612,500	
ＯＤＫソリューションズ	800	598.00	478,400	
フリービット	7,800	1,233.00	9,617,400	
コムチュア	25,600	1,633.00	41,804,800	
アステリア	13,900	538.00	7,478,200	
アイル	10,000	2,933.00	29,330,000	

マークラインズ	10,500	2,945.00	30,922,500	
メディカル・データ・ビジョン	21,200	541.00	11,469,200	
ｇｕｍｉ	28,900	320.00	9,248,000	
ショーケース	900	263.00	236,700	
モバイルファクトリー	800	778.00	622,400	
テラスカイ	7,700	2,404.00	18,510,800	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	9,200	1,825.00	16,790,000	
ＰＣＩホールディングス	1,600	1,103.00	1,764,800	
アイビーシー	600	587.00	352,200	
ネオジャパン	5,900	1,911.00	11,274,900	
ＰＲ　ＴＩＭＥＳ	3,600	1,762.00	6,343,200	
ラクス	84,000	2,436.50	204,666,000	
ランドコンピュータ	1,900	756.00	1,436,400	
ダブルスタンダード	5,400	1,591.00	8,591,400	
オープンドア	10,400	781.00	8,122,400	
アカツキ	8,700	2,077.00	18,069,900	
ベネフィットジャパン	200	1,121.00	224,200	
Ｕｂｉｃｏｍホールディングス	5,700	1,368.00	7,797,600	
カナミックネットワーク	22,300	509.00	11,350,700	
ノムラシステムコーポレーション	4,300	123.00	528,900	
チェンジホールディングス	39,000	1,408.00	54,912,000	
シンクロ・フード	2,500	484.00	1,210,000	
オークネット	8,200	2,371.00	19,442,200	
キャピタル・アセット・プランニング	800	803.00	642,400	
セグエグループ	3,500	640.00	2,240,000	
エイトレッド	600	1,599.00	959,400	
マクロミル	34,900	799.00	27,885,100	
ビーグリー	700	1,342.00	939,400	
オロ	7,500	2,144.00	16,080,000	
ユーザーローカル	7,500	1,885.00	14,137,500	
テモナ	900	206.00	185,400	
ニーズウェル	4,200	315.00	1,323,000	
マネーフォワード	43,400	5,590.00	242,606,000	
サインポスト	1,500	536.00	804,000	
Ｓｕｎ　Ａｓｔｅｒｉｓｋ	12,600	616.00	7,761,600	
プラスアルファ・コンサルティング	22,400	1,874.00	41,977,600	

電算システムホールディングス	7,900	2,787.00	22,017,300	
Ａｐｐｉｅｒ　Ｇｒｏｕｐ	54,100	1,639.00	88,669,900	
ビジョナル	21,000	8,890.00	186,690,000	
ソルクシーズ	3,100	307.00	951,700	
フェイス	1,100	413.00	454,300	
プロトコーポレーション	19,400	1,466.00	28,440,400	
ハイマックス	5,600	1,364.00	7,638,400	
野村総合研究所	384,700	4,993.00	1,920,807,100	
ＣＥホールディングス	1,800	481.00	865,800	
日本システム技術	16,500	1,715.00	28,297,500	
インテージホールディングス	20,100	1,543.00	31,014,300	
東邦システムサイエンス	8,300	1,545.00	12,823,500	
ソースネクスト	81,300	210.00	17,073,000	
シンプレクス・ホールディングス	27,000	2,450.00	66,150,000	
ＨＥＲＯＺ	7,000	1,089.00	7,623,000	
ラクスル	43,000	1,210.00	52,030,000	
メルカリ	86,700	2,230.00	193,341,000	
ＩＰＳ	5,100	2,236.00	11,403,600	
ＦＩＧ	4,500	344.00	1,548,000	
システムサポート	6,900	1,900.00	13,110,000	
イーソル	11,900	758.00	9,020,200	
東海ソフト	600	1,262.00	757,200	
ウイングアーク１ｓｔ	18,500	2,930.00	54,205,000	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	5,900	873.00	5,150,700	
サーバーワークス	3,600	2,874.00	10,346,400	
東名	400	2,801.00	1,120,400	
ヴィッツ	400	809.00	323,600	
トビラシステムズ	1,100	770.00	847,000	
Ｓａｎｓａｎ	58,300	2,337.00	136,247,100	
Ｌｉｎｋ－Ｕグループ	800	529.00	423,200	
ギフティ	15,600	1,266.00	19,749,600	
メドレー	19,500	3,530.00	68,835,000	
ベース	8,700	3,125.00	27,187,500	
ＪＭＤＣ	30,300	4,303.00	130,380,900	
フォーカスシステムズ	11,900	1,159.00	13,792,100	

クレスコ	29,200	1,252.00	36,558,400	
フジ・メディア・ホールディングス	170,600	1,743.50	297,441,100	
オービック	59,400	25,945.00	1,541,133,000	
ジャストシステム	25,500	3,505.00	89,377,500	
ＴＤＣソフト	33,300	1,214.00	40,426,200	
ＬＩＮＥヤフー	2,529,300	403.20	1,019,813,760	
トレンドマイクロ	93,300	8,636.00	805,738,800	
ＩＤホールディングス	12,000	1,312.00	15,744,000	
日本オラクル	34,000	13,005.00	442,170,000	
アルファシステムズ	4,700	2,849.00	13,390,300	
フューチャー	44,200	1,795.00	79,339,000	
ＣＡＣ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	10,900	1,772.00	19,314,800	
トーセ	1,100	666.00	732,600	
オービックビジネスコンサルタント	25,000	6,951.00	173,775,000	
アイティフォー	22,700	1,348.00	30,599,600	
東計電算	5,000	4,335.00	21,675,000	
エックスネット	500	1,442.00	721,000	
大塚商会	201,400	3,474.00	699,663,600	
サイボウズ	24,500	1,748.00	42,826,000	
電通総研	17,300	5,920.00	102,416,000	
ＡＣＣＥＳＳ	18,500	1,179.00	21,811,500	
デジタルガレージ	28,400	2,959.00	84,035,600	
ＥＭシステムズ	29,600	573.00	16,960,800	
ウェザーニューズ	5,500	5,760.00	31,680,000	
ＣＩＪ	44,300	408.00	18,074,400	
ビジネスエンジニアリング	4,200	4,255.00	17,871,000	
日本エンタープライズ	4,100	123.00	504,300	
ＷＯＷＯＷ	13,400	1,100.00	14,740,000	
スカラ	16,500	468.00	7,722,000	
インテリジェント　ウェイブ	2,000	952.00	1,904,000	
ＡＮＹＣＯＬＯＲ	25,400	2,591.00	65,811,400	
ＩＭＡＧＩＣＡ　ＧＲＯＵＰ	17,800	493.00	8,775,400	
ネットワンシステムズ	69,200	3,397.00	235,072,400	
システムソフト	62,000	68.00	4,216,000	
アルゴグラフィックス	16,300	5,150.00	83,945,000	
マーベラス	28,900	614.00	17,744,600	

エイベックス	30,300	1,429.00	43,298,700	
ＢＩＰＲＯＧＹ	58,100	4,654.00	270,397,400	
都築電気	9,400	2,335.00	21,949,000	
ＴＢＳホールディングス	89,300	4,110.00	367,023,000	
日本テレビホールディングス	157,300	2,481.50	390,339,950	
朝日放送グループホールディングス	16,600	662.00	10,989,200	
テレビ朝日ホールディングス	43,100	2,013.00	86,760,300	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	138,000	866.00	119,508,000	
テレビ東京ホールディングス	12,800	3,945.00	50,496,000	
日本ＢＳ放送	1,400	905.00	1,267,000	
ビジョン	26,600	1,311.00	34,872,600	
スマートバリュー	1,100	306.00	336,600	
Ｕ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	19,900	5,590.00	111,241,000	
ワイヤレスゲート	1,900	268.00	509,200	
日本通信	174,900	181.00	31,656,900	
クロップス	500	969.00	484,500	
日本電信電話	52,840,200	155.20	8,200,799,040	
ＫＤＤＩ	1,306,600	4,886.00	6,384,047,600	
ソフトバンク	2,838,000	2,038.00	5,783,844,000	
光通信	17,600	30,840.00	542,784,000	
エムティーアイ	12,200	1,050.00	12,810,000	
ＧＭＯインターネットグループ	57,900	2,557.50	148,079,250	
ファイバーゲート	9,600	1,137.00	10,915,200	
アイドママーケティングコミュニケーション	1,100	228.00	250,800	
ＫＡＤＯＫＡＷＡ	93,900	2,991.00	280,854,900	
学研ホールディングス	32,500	1,037.00	33,702,500	
ゼンリン	30,400	894.00	27,177,600	
昭文社ホールディングス	1,700	373.00	634,100	
インプレスホールディングス	3,900	146.00	569,400	
アイネット	10,800	1,598.00	17,258,400	
松竹	9,200	9,737.00	89,580,400	
東宝	98,800	5,614.00	554,663,200	
東映	29,300	4,240.00	124,232,000	
ＮＴＴデータグループ	464,500	2,201.00	1,022,364,500	
ピー・シー・エー	10,200	2,093.00	21,348,600	
ビジネスブレイン太田昭和	7,000	1,930.00	13,510,000	

ＤＴＳ	35,100	4,125.00	144,787,500	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	81,200	5,350.00	434,420,000	
シーイーシー	22,400	1,898.00	42,515,200	
カプコン	317,700	3,141.00	997,895,700	
アイ・エス・ビー	8,300	1,521.00	12,624,300	
ＳＣＳＫ	124,300	2,832.00	352,017,600	
ＮＳＷ	7,900	2,909.00	22,981,100	
アイネス	13,900	1,553.00	21,586,700	
ＴＫＣ	31,700	3,915.00	124,105,500	
富士ソフト	49,100	8,980.00	440,918,000	
ＮＳＤ	62,700	3,185.00	199,699,500	
コナミグループ	66,500	12,865.00	855,522,500	
福井コンピュータホールディングス	11,000	2,652.00	29,172,000	
ＪＢＣＣホールディングス	11,800	4,440.00	52,392,000	
ミロク情報サービス	16,100	1,829.00	29,446,900	
ソフトバンクグループ	876,300	8,345.00	7,312,723,500	
リョーサン菱洋ホールディングス	35,200	2,737.00	96,342,400	
高千穂交易	7,400	3,965.00	29,341,000	
オルバヘルスケアホールディングス	700	1,918.00	1,342,600	
伊藤忠食品	4,200	7,210.00	30,282,000	
エレマテック	16,800	1,780.00	29,904,000	
あらた	28,700	3,520.00	101,024,000	
トーメンデバイス	2,700	6,080.00	16,416,000	
東京エレクトロン　デバイス	18,700	3,835.00	71,714,500	
円谷フィールズホールディングス	30,300	1,978.00	59,933,400	
双日	208,600	3,404.00	710,074,400	
アルフレッサ　ホールディングス	188,100	2,370.00	445,797,000	
横浜冷凍	47,100	1,031.00	48,560,100	
ラサ商事	9,500	1,518.00	14,421,000	
アルコニックス	24,700	1,411.00	34,851,700	
神戸物産	145,000	4,295.00	622,775,000	
ハイパー	900	337.00	303,300	
あい　ホールディングス	30,000	2,582.00	77,460,000	
ディーブイエックス	1,100	960.00	1,056,000	
ダイワボウホールディングス	83,000	2,727.00	226,341,000	
マクニカホールディングス	44,300	5,814.00	257,560,200	

ラクト・ジャパン	8,000	3,165.00	25,320,000	
グリムス	7,900	2,640.00	20,856,000	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	28,400	1,268.00	36,011,200	
八洲電機	15,200	1,572.00	23,894,400	
メディアスホールディングス	10,900	796.00	8,676,400	
レスター	15,900	2,835.00	45,076,500	
ジオリーブグループ	900	1,156.00	1,040,400	
大光	2,100	614.00	1,289,400	
ＯＣＨＩホールディングス	900	1,407.00	1,266,300	
ＴＯＫＡＩホールディングス	101,800	989.00	100,680,200	
黒谷	1,100	665.00	731,500	
Ｃｏｍｉｎｉｘ	800	895.00	716,000	
三洋貿易	19,200	1,445.00	27,744,000	
ビューティガレージ	5,900	1,535.00	9,056,500	
ウイン・パートナーズ	12,100	1,152.00	13,939,200	
ミタチ産業	1,100	1,138.00	1,251,800	
シップヘルスケアホールディングス	67,300	2,161.00	145,435,300	
明治電機工業	7,000	1,463.00	10,241,000	
デリカフーズホールディングス	1,800	561.00	1,009,800	
スターティアホールディングス	1,100	2,120.00	2,332,000	
コメダホールディングス	45,900	2,682.00	123,103,800	
ピーバンドットコム	500	377.00	188,500	
アセンテック	7,200	555.00	3,996,000	
富士興産	1,100	1,566.00	1,722,600	
協栄産業	400	2,329.00	931,600	
フルサト・マルカホールディングス	15,000	2,258.00	33,870,000	
ヤマエグループホールディングス	16,500	1,892.00	31,218,000	
小野建	18,900	1,530.00	28,917,000	
南陽	1,700	1,089.00	1,851,300	
佐鳥電機	13,100	2,006.00	26,278,600	
エコートレーディング	800	926.00	740,800	
伯東	10,700	5,000.00	53,500,000	
コンドーテック	14,400	1,299.00	18,705,600	
中山福	2,200	372.00	818,400	
ナガイレーベン	23,700	2,519.00	59,700,300	
三菱食品	17,300	5,320.00	92,036,000	

松田産業	14,300	3,185.00	45,545,500	
第一興商	72,500	1,650.50	119,661,250	
メディパルホールディングス	190,500	2,571.00	489,775,500	
ＳＰＫ	8,300	2,178.00	18,077,400	
萩原電気ホールディングス	8,000	3,540.00	28,320,000	
アズワン	58,100	3,033.00	176,217,300	
スズデン	6,600	1,927.00	12,718,200	
尾家産業	1,000	2,032.00	2,032,000	
シモジマ	12,500	1,274.00	15,925,000	
ドウシシャ	17,300	2,220.00	38,406,000	
小津産業	900	1,610.00	1,449,000	
高速	11,100	2,371.00	26,318,100	
たけびし	7,200	2,478.00	17,841,600	
リックス	4,700	2,938.00	13,808,600	
丸文	16,700	1,092.00	18,236,400	
ハピネット	15,900	3,750.00	59,625,000	
橋本総業ホールディングス	7,400	1,208.00	8,939,200	
日本ライフライン	50,200	1,139.00	57,177,800	
タカショー	16,300	477.00	7,775,100	
ＩＤＯＭ	49,600	1,144.00	56,742,400	
進和	11,500	2,509.00	28,853,500	
エスケイジャパン	1,000	762.00	762,000	
ダイトロン	8,100	2,762.00	22,372,200	
シークス	26,700	1,130.00	30,171,000	
田中商事	1,200	679.00	814,800	
オーハシテクニカ	9,800	1,796.00	17,600,800	
白銅	5,300	2,579.00	13,668,700	
ダイコー通産	400	1,127.00	450,800	
伊藤忠商事	1,259,700	7,317.00	9,217,224,900	
丸紅	1,554,400	2,427.00	3,772,528,800	
高島	2,700	1,319.00	3,561,300	
長瀬産業	83,700	3,148.00	263,487,600	
蝶理	11,700	3,455.00	40,423,500	
豊田通商	492,500	2,710.50	1,334,921,250	
三共生興	26,000	597.00	15,522,000	
兼松	78,400	2,422.00	189,884,800	

ツカモトコーポレーション	600	1,212.00	727,200	
三井物産	2,807,300	3,022.00	8,483,660,600	
日本紙パルプ商事	9,000	6,290.00	56,610,000	
カメイ	19,900	2,069.00	41,173,100	
東都水産	400	6,410.00	2,564,000	
ＯＵＧホールディングス	600	2,590.00	1,554,000	
スターゼン	12,900	2,779.00	35,849,100	
山善	56,800	1,355.00	76,964,000	
椿本興業	11,600	1,873.00	21,726,800	
住友商事	1,134,200	3,378.00	3,831,327,600	
内田洋行	7,600	7,440.00	56,544,000	
三菱商事	3,598,400	3,000.00	10,795,200,000	
第一実業	17,600	2,413.00	42,468,800	
キヤノンマーケティングジャパン	43,400	4,550.00	197,470,000	
西華産業	7,300	3,985.00	29,090,500	
佐藤商事	13,000	1,446.00	18,798,000	
東京産業	17,100	732.00	12,517,200	
ユアサ商事	14,600	5,200.00	75,920,000	
神鋼商事	4,700	7,620.00	35,814,000	
トルク	2,900	219.00	635,100	
阪和興業	33,600	5,030.00	169,008,000	
正栄食品工業	12,500	4,815.00	60,187,500	
カナデン	14,100	1,471.00	20,741,100	
ＲＹＯＤＥＮ	15,100	2,576.00	38,897,600	
岩谷産業	42,700	8,814.00	376,357,800	
ナイス	1,300	1,946.00	2,529,800	
ニチモウ	1,300	1,908.00	2,480,400	
極東貿易	11,200	1,608.00	18,009,600	
アステナホールディングス	35,300	518.00	18,285,400	
三愛オブリ	43,700	2,014.00	88,011,800	
稲畑産業	37,000	3,350.00	123,950,000	
ＧＳＩクレオス	10,000	2,047.00	20,470,000	
明和産業	22,200	684.00	15,184,800	
クワザワホールディングス	1,500	711.00	1,066,500	
ワキタ	31,000	1,617.00	50,127,000	
東邦ホールディングス	50,600	4,756.00	240,653,600	

サンゲツ	43,100	2,904.00	125,162,400	
ミツウロコグループホールディングス	23,900	1,693.00	40,462,700	
シナネンホールディングス	5,200	5,610.00	29,172,000	
伊藤忠エネクス	46,500	1,611.00	74,911,500	
サンリオ	152,200	3,512.00	534,526,400	
サンワテクノス	9,600	2,061.00	19,785,600	
新光商事	25,200	945.00	23,814,000	
トーホー	7,300	2,866.00	20,921,800	
三信電気	7,600	2,048.00	15,564,800	
東陽テクニカ	17,300	1,569.00	27,143,700	
モスフードサービス	27,600	3,495.00	96,462,000	
加賀電子	17,100	5,220.00	89,262,000	
ソーダニッカ	19,800	1,155.00	22,869,000	
立花エレテック	12,400	2,713.00	33,641,200	
フォーバル	7,400	1,402.00	10,374,800	
ＰＡＬＴＡＣ	25,000	4,455.00	111,375,000	
三谷産業	32,800	328.00	10,758,400	
西本Ｗｉｓｍｅｔｔａｃホールディングス	11,400	1,432.00	16,324,800	
ヤマシタヘルスケアホールディングス	300	2,710.00	813,000	
コーア商事ホールディングス	13,900	629.00	8,743,100	
ＫＰＰグループホールディングス	48,500	672.00	32,592,000	
ヤマタネ	8,300	3,180.00	26,394,000	
丸紅建材リース	300	2,929.00	878,700	
泉州電業	12,900	5,090.00	65,661,000	
トラスコ中山	39,400	2,313.00	91,132,200	
オートバックスセブン	65,200	1,511.50	98,549,800	
モリト	14,900	1,374.00	20,472,600	
加藤産業	23,200	4,315.00	100,108,000	
北恵	1,000	926.00	926,000	
イエローハット	29,800	2,534.00	75,513,200	
ＪＫホールディングス	14,400	1,026.00	14,774,400	
日伝	12,300	3,415.00	42,004,500	
北沢産業	2,500	397.00	992,500	
杉本商事	9,100	2,923.00	26,599,300	
因幡電機産業	48,600	3,780.00	183,708,000	
東テク	18,800	2,406.00	45,232,800	

ミスミグループ本社	283,100	2,714.00	768,333,400	
アルテック	2,200	231.00	508,200	
タキヒヨー	900	1,281.00	1,152,900	
蔵王産業	700	2,510.00	1,757,000	
スズケン	66,900	5,195.00	347,545,500	
ジェコス	11,200	942.00	10,550,400	
サンエー	14,400	5,060.00	72,864,000	
カワチ薬品	14,800	2,714.00	40,167,200	
エービーシー・マート	82,100	3,003.00	246,546,300	
ハードオフコーポレーション	8,500	2,071.00	17,603,500	
アスクル	45,400	2,137.00	97,019,800	
ゲオホールディングス	21,300	1,605.00	34,186,500	
アダストリア	22,700	3,610.00	81,947,000	
くら寿司	22,000	3,840.00	84,480,000	
キャンドゥ	6,800	3,980.00	27,064,000	
ＩＫホールディングス	2,200	361.00	794,200	
パルグループホールディングス	36,900	2,386.00	88,043,400	
エディオン	74,400	1,848.00	137,491,200	
サーラコーポレーション	39,800	839.00	33,392,200	
ワッツ	2,200	743.00	1,634,600	
ハローズ	8,600	4,380.00	37,668,000	
あみやき亭	4,600	5,610.00	25,806,000	
大黒天物産	5,800	11,810.00	68,498,000	
ハニーズホールディングス	16,900	1,612.00	27,242,800	
ファーマライズホールディングス	1,500	604.00	906,000	
アルペン	15,600	2,215.00	34,554,000	
ハブ	1,700	773.00	1,314,100	
クオールホールディングス	26,000	1,477.00	38,402,000	
ジンズホールディングス	14,400	5,130.00	73,872,000	
ビックカメラ	112,400	1,701.00	191,192,400	
ＤＣＭホールディングス	97,300	1,486.00	144,587,800	
ＭｏｎｏｔａＲＯ	265,800	2,290.50	608,814,900	
東京一番フーズ	1,800	511.00	919,800	
きちりホールディングス	1,100	853.00	938,300	
Ｊ．フロント　リテイリング	215,300	1,458.00	313,907,400	
ドトール・日レスホールディングス	33,400	2,229.00	74,448,600	

マツキヨココカラ&カンパニー	341,100	2,306.00	786,576,600	
ブロンコビリー	11,100	3,605.00	40,015,500	
ＺＯＺＯ	119,500	4,756.00	568,342,000	
トレジャー・ファクトリー	13,100	1,922.00	25,178,200	
物語コーポレーション	31,400	3,565.00	111,941,000	
三越伊勢丹ホールディングス	310,400	2,158.00	669,843,200	
Ｈａｍｅｅ	7,900	1,132.00	8,942,800	
マーケットエンタープライズ	700	908.00	635,600	
ウエルシアホールディングス	97,400	2,019.50	196,699,300	
クリエイトＳＤホールディングス	26,700	3,280.00	87,576,000	
丸善ＣＨＩホールディングス	5,800	326.00	1,890,800	
ミサワ	1,400	619.00	866,600	
ティーライフ	800	1,221.00	976,800	
チムニー	1,200	1,353.00	1,623,600	
シュッピン	17,200	1,434.00	24,664,800	
オイシックス・ラ・大地	25,500	1,296.00	33,048,000	
ネクステージ	43,000	2,021.00	86,903,000	
ジョイフル本田	52,200	2,182.00	113,900,400	
エターナルホスピタリティグループ	7,000	3,430.00	24,010,000	
ホットランド	14,500	2,195.00	31,827,500	
すかいらーくホールディングス	256,300	2,271.50	582,185,450	
ＳＦＰホールディングス	9,100	2,109.00	19,191,900	
綿半ホールディングス	14,700	1,788.00	26,283,600	
ヨシックスホールディングス	4,900	3,105.00	15,214,500	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	52,800	900.00	47,520,000	
ＢＥＥＮＯＳ	11,300	2,781.00	31,425,300	
あさひ	17,600	1,598.00	28,124,800	
日本調剤	12,600	1,273.00	16,039,800	
コスモス薬品	15,900	14,175.00	225,382,500	
トーエル	2,200	830.00	1,826,000	
セブン&アイ・ホールディングス	1,897,700	2,100.00	3,985,170,000	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	126,900	1,060.00	134,514,000	
ツルハホールディングス	39,400	8,796.00	346,562,400	
サンマルクホールディングス	15,300	2,105.00	32,206,500	
フェリシモ	1,300	939.00	1,220,700	

トリドールホールディングス	52,700	3,726.00	196,360,200	
ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ	21,500	263.00	5,654,500	
ウイルプラスホールディングス	1,100	1,224.00	1,346,400	
ＪＭホールディングス	14,300	3,015.00	43,114,500	
サツドラホールディングス	2,000	808.00	1,616,000	
アレンザホールディングス	14,300	1,136.00	16,244,800	
串カツ田中ホールディングス	5,900	1,484.00	8,755,600	
バロックジャパンリミテッド	15,100	790.00	11,929,000	
クスリのアオキホールディングス	56,500	3,322.00	187,693,000	
力の源ホールディングス	12,000	1,136.00	13,632,000	
ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥＳ	100,100	2,743.50	274,624,350	
メディカルシステムネットワーク	21,200	455.00	9,646,000	
はるやまホールディングス	2,500	585.00	1,462,500	
ノジマ	54,600	1,676.00	91,509,600	
カッパ・クリエイト	29,500	1,765.00	52,067,500	
ライトオン	3,000	414.00	1,242,000	
良品計画	223,300	2,746.00	613,181,800	
パリミキホールディングス	5,900	336.00	1,982,400	
アドヴァングループ	16,400	939.00	15,399,600	
アルビス	6,300	2,744.00	17,287,200	
コナカ	4,800	252.00	1,209,600	
ハウス　オブ　ローゼ	700	1,537.00	1,075,900	
Ｇ－７ホールディングス	20,700	1,619.00	33,513,300	
イオン北海道	55,500	927.00	51,448,500	
コジマ	36,500	998.00	36,427,000	
ヒマラヤ	1,800	917.00	1,650,600	
コーナン商事	23,100	3,885.00	89,743,500	
エコス	7,100	2,030.00	14,413,000	
ワタミ	19,800	901.00	17,839,800	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	378,600	3,705.00	1,402,713,000	
西松屋チェーン	37,000	2,566.00	94,942,000	
ゼンショーホールディングス	95,500	7,532.00	719,306,000	
幸楽苑ホールディングス	13,900	1,258.00	17,486,200	
ハークスレイ	1,700	764.00	1,298,800	
サイゼリヤ	27,800	5,260.00	146,228,000	

ＶＴホールディングス	73,800	500.00	36,900,000	
魚力	6,700	2,480.00	16,616,000	
フジ・コーポレーション	9,100	2,296.00	20,893,600	
ユナイテッドアローズ	22,200	2,197.00	48,773,400	
ハイデイ日高	27,900	2,725.00	76,027,500	
京都きもの友禅ホールディングス	4,900	102.00	499,800	
コロワイド	80,500	1,750.00	140,875,000	
壱番屋	74,400	1,041.00	77,450,400	
ＰＬＡＮＴ	1,100	1,579.00	1,736,900	
スギホールディングス	113,400	2,620.50	297,164,700	
薬王堂ホールディングス	9,300	2,599.00	24,170,700	
スクロール	28,300	992.00	28,073,600	
ヨンドシーホールディングス	17,900	1,898.00	33,974,200	
木曽路	28,500	2,551.00	72,703,500	
ＳＲＳホールディングス	31,200	1,306.00	40,747,200	
千趣会	37,900	303.00	11,483,700	
リテールパートナーズ	28,100	1,428.00	40,126,800	
上新電機	18,700	2,842.00	53,145,400	
日本瓦斯	99,500	2,323.50	231,188,250	
ロイヤルホールディングス	33,000	2,414.00	79,662,000	
いなげや	18,300	1,238.00	22,655,400	
チヨダ	18,300	873.00	15,975,900	
ライフコーポレーション	19,700	3,575.00	70,427,500	
リンガーハット	24,200	2,330.00	56,386,000	
ＭｒＭａｘＨＤ	24,200	695.00	16,819,000	
ＡＯＫＩホールディングス	40,500	1,256.00	50,868,000	
オークワ	27,000	924.00	24,948,000	
コメリ	28,900	3,845.00	111,120,500	
青山商事	40,300	1,422.00	57,306,600	
しまむら	44,100	7,922.00	349,360,200	
はせがわ	2,900	336.00	974,400	
高島屋	119,400	2,281.50	272,411,100	
松屋	31,800	928.00	29,510,400	
エイチ・ツー・オー　リテイリング	95,600	2,101.00	200,855,600	
近鉄百貨店	8,200	2,144.00	17,580,800	
丸井グループ	124,400	2,512.00	312,492,800	

アクシアル　リテイリング	51,500	953.00	49,079,500	
イオン	635,300	3,715.00	2,360,139,500	
イズミ	33,200	3,470.00	115,204,000	
平和堂	31,400	2,431.00	76,333,400	
フジ	28,800	1,964.00	56,563,200	
ヤオコー	22,200	9,577.00	212,609,400	
ゼビオホールディングス	25,700	1,282.00	32,947,400	
ケーズホールディングス	126,100	1,586.50	200,057,650	
Ｏｌｙｍｐｉｃグループ	2,400	514.00	1,233,600	
日産東京販売ホールディングス	6,700	468.00	3,135,600	
シルバーライフ	5,500	919.00	5,054,500	
Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ	16,500	3,810.00	62,865,000	
ナルミヤ・インターナショナル	900	1,285.00	1,156,500	
ブックオフグループホールディングス	13,900	1,363.00	18,945,700	
ギフトホールディングス	9,400	2,674.00	25,135,600	
アインホールディングス	25,900	5,376.00	139,238,400	
Ｇｅｎｋｉ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｄｉｎｉｎｇ	10,700	4,080.00	43,656,000	
ヤマダホールディングス	577,200	456.00	263,203,200	
アークランズ	56,000	1,770.00	99,120,000	
ニトリホールディングス	68,200	22,430.00	1,529,726,000	
グルメ杵屋	15,500	1,129.00	17,499,500	
愛眼	3,000	163.00	489,000	
ケーユーホールディングス	9,100	1,128.00	10,264,800	
吉野家ホールディングス	69,100	3,099.00	214,140,900	
松屋フーズホールディングス	8,900	5,730.00	50,997,000	
サガミホールディングス	28,300	1,679.00	47,515,700	
王将フードサービス	13,900	8,070.00	112,173,000	
ミニストップ	13,700	1,682.00	23,043,400	
アークス	34,500	2,606.00	89,907,000	
バローホールディングス	35,900	2,293.00	82,318,700	
ベルク	9,400	6,190.00	58,186,000	
大庄	11,600	1,135.00	13,166,000	
ファーストリテイリング	105,400	46,200.00	4,869,480,000	
サンドラッグ	63,300	4,173.00	264,150,900	
サックスバー　ホールディングス	16,300	816.00	13,300,800	
ヤマザワ	1,100	1,301.00	1,431,100	

やまや	900	3,035.00	2,731,500	
ベルーナ	45,600	737.00	33,607,200	
いよぎんホールディングス	207,600	1,331.00	276,315,600	
しずおかフィナンシャルグループ	384,200	1,312.50	504,262,500	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	146,900	1,557.00	228,723,300	
楽天銀行	80,900	3,245.00	262,520,500	
京都フィナンシャルグループ	219,600	2,319.50	509,362,200	
島根銀行	1,100	517.00	568,700	
じもとホールディングス	3,300	315.00	1,039,500	
めぶきフィナンシャルグループ	808,400	567.20	458,524,480	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	22,300	4,445.00	99,123,500	
九州フィナンシャルグループ	337,600	762.00	257,251,200	
ゆうちょ銀行	1,916,900	1,385.50	2,655,864,950	
富山第一銀行	55,400	1,208.00	66,923,200	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	928,000	829.20	769,497,600	
西日本フィナンシャルホールディングス	97,600	1,741.00	169,921,600	
三十三フィナンシャルグループ	15,600	1,837.00	28,657,200	
第四北越フィナンシャルグループ	27,400	5,390.00	147,686,000	
ひろぎんホールディングス	248,300	1,146.50	284,675,950	
おきなわフィナンシャルグループ	14,900	2,458.00	36,624,200	
十六フィナンシャルグループ	22,600	4,295.00	97,067,000	
北國フィナンシャルホールディングス	17,100	5,040.00	86,184,000	
プロクレアホールディングス	19,900	1,849.00	36,795,100	
あいちフィナンシャルグループ	35,800	2,444.00	87,495,200	
あおぞら銀行	125,400	2,689.00	337,200,600	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	10,618,600	1,509.50	16,028,776,700	
りそなホールディングス	2,017,400	1,031.00	2,079,939,400	
三井住友トラスト・ホールディングス	620,800	3,632.00	2,254,745,600	
三井住友フィナンシャルグループ	1,221,600	9,604.00	11,732,246,400	
千葉銀行	486,100	1,216.50	591,340,650	
群馬銀行	338,500	926.90	313,755,650	
武蔵野銀行	24,300	2,916.00	70,858,800	
千葉興業銀行	41,200	1,045.00	43,054,000	
筑波銀行	76,600	271.00	20,758,600	
七十七銀行	50,800	4,150.00	210,820,000	
秋田銀行	11,700	2,377.00	27,810,900	

山形銀行	19,400	1,121.00	21,747,400	
岩手銀行	11,000	2,550.00	28,050,000	
東邦銀行	138,000	278.00	38,364,000	
東北銀行	1,800	1,184.00	2,131,200	
ふくおかフィナンシャルグループ	151,900	3,849.00	584,663,100	
スルガ銀行	130,600	1,159.00	151,365,400	
八十二銀行	374,300	952.00	356,333,600	
山梨中央銀行	19,500	1,778.00	34,671,000	
大垣共立銀行	33,200	1,994.00	66,200,800	
福井銀行	15,600	1,961.00	30,591,600	
清水銀行	6,900	1,518.00	10,474,200	
富山銀行	600	1,695.00	1,017,000	
滋賀銀行	29,000	3,385.00	98,165,000	
南都銀行	26,200	3,275.00	85,805,000	
百五銀行	164,100	580.00	95,178,000	
紀陽銀行	62,400	1,845.00	115,128,000	
ほくほくフィナンシャルグループ	108,000	1,743.00	188,244,000	
山陰合同銀行	109,200	1,300.00	141,960,000	
鳥取銀行	1,300	1,319.00	1,714,700	
百十四銀行	17,200	2,718.00	46,749,600	
四国銀行	25,600	1,021.00	26,137,600	
阿波銀行	24,500	2,600.00	63,700,000	
大分銀行	10,500	3,415.00	35,857,500	
宮崎銀行	10,500	2,944.00	30,912,000	
佐賀銀行	10,200	2,362.00	24,092,400	
琉球銀行	37,100	1,089.00	40,401,900	
セブン銀行	546,800	285.00	155,838,000	
みずほフィナンシャルグループ	2,354,600	3,016.00	7,101,473,600	
高知銀行	1,300	856.00	1,112,800	
山口フィナンシャルグループ	171,000	1,711.50	292,666,500	
名古屋銀行	11,100	6,960.00	77,256,000	
北洋銀行	264,300	432.00	114,177,600	
大光銀行	1,200	1,461.00	1,753,200	
愛媛銀行	23,500	1,130.00	26,555,000	
トマト銀行	1,300	1,248.00	1,622,400	
京葉銀行	71,800	783.00	56,219,400	

栃木銀行	87,100	289.00	25,171,900	
北日本銀行	5,700	2,545.00	14,506,500	
東和銀行	32,000	633.00	20,256,000	
福島銀行	3,900	265.00	1,033,500	
大東銀行	1,600	716.00	1,145,600	
トモニホールディングス	165,100	393.00	64,884,300	
フィデアホールディングス	18,000	1,522.00	27,396,000	
池田泉州ホールディングス	242,000	362.00	87,604,000	
ＦＰＧ	62,200	2,310.00	143,682,000	
ジャパンインベストメントアドバイザー	28,300	1,153.00	32,629,900	
マーキュリアホールディングス	1,700	913.00	1,552,100	
ＳＢＩホールディングス	280,200	3,588.00	1,005,357,600	
ジャフコ　グループ	52,000	2,003.50	104,182,000	
大和証券グループ本社	1,351,400	1,062.50	1,435,862,500	
野村ホールディングス	2,933,600	836.80	2,454,836,480	
岡三証券グループ	153,200	650.00	99,580,000	
丸三証券	58,100	1,012.00	58,797,200	
東洋証券	46,400	434.00	20,137,600	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	207,200	528.00	109,401,600	
光世証券	1,000	463.00	463,000	
水戸証券	48,000	449.00	21,552,000	
いちよし証券	32,700	735.00	24,034,500	
松井証券	85,900	808.00	69,407,200	
マネックスグループ	170,900	673.00	115,015,700	
極東証券	23,900	1,548.00	36,997,200	
岩井コスモホールディングス	19,900	2,095.00	41,690,500	
アイザワ証券グループ	25,200	2,027.00	51,080,400	
マネーパートナーズグループ	4,100	223.00	914,300	
スパークス・グループ	19,500	1,414.00	27,573,000	
かんぽ生命保険	177,700	2,808.00	498,981,600	
ＦＰパートナー	7,700	2,974.00	22,899,800	
ＳＯＭＰＯホールディングス	787,300	3,334.00	2,624,858,200	
アニコム　ホールディングス	59,200	658.00	38,953,600	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	1,171,600	3,298.00	3,863,936,800	
第一生命ホールディングス	820,200	4,215.00	3,457,143,000	

東京海上ホールディングス	1,703,200	5,395.00	9,188,764,000	
Ｔ＆Ｄホールディングス	468,400	2,409.00	1,128,375,600	
アドバンスクリエイト	13,400	988.00	13,239,200	
ＮＥＸＹＺ．Ｇｒｏｕｐ	2,000	653.00	1,306,000	
全国保証	45,700	5,933.00	271,138,100	
あんしん保証	4,300	189.00	812,700	
イントラスト	2,200	749.00	1,647,800	
日本モーゲージサービス	3,400	412.00	1,400,800	
Ｃａｓａ	2,100	846.00	1,776,600	
ＳＢＩアルヒ	17,500	860.00	15,050,000	
プレミアグループ	29,800	2,075.00	61,835,000	
ネットプロテクションズホールディングス	60,200	301.00	18,120,200	
クレディセゾン	110,700	3,237.00	358,335,900	
芙蓉総合リース	16,100	11,270.00	181,447,000	
みずほリース	146,700	1,009.00	148,020,300	
東京センチュリー	130,800	1,546.50	202,282,200	
日本証券金融	64,400	2,051.00	132,084,400	
アイフル	258,700	337.00	87,181,900	
リコーリース	16,700	5,120.00	85,504,000	
イオンフィナンシャルサービス	100,600	1,372.50	138,073,500	
アコム	313,000	378.40	118,439,200	
ジャックス	18,700	3,945.00	73,771,500	
オリエントコーポレーション	57,600	956.00	55,065,600	
オリックス	1,046,300	3,564.00	3,729,013,200	
三菱ＨＣキャピタル	777,900	1,046.50	814,072,350	
九州リースサービス	2,100	1,058.00	2,221,800	
日本取引所グループ	449,900	3,364.00	1,513,463,600	
イー・ギャランティ	28,900	1,423.00	41,124,700	
アサックス	2,400	747.00	1,792,800	
ＮＥＣキャピタルソリューション	8,700	3,910.00	34,017,000	
ｒｏｂｏｔ　ｈｏｍｅ	52,300	163.00	8,524,900	
大東建託	63,900	18,200.00	1,162,980,000	
サムティホールディングス	34,200	2,643.00	90,390,600	
いちご	178,800	380.00	67,944,000	
日本駐車場開発	210,900	210.00	44,289,000	
スター・マイカ・ホールディングス	19,100	644.00	12,300,400	

ＳＲＥホールディングス	7,700	4,820.00	37,114,000	
ＡＤワークスグループ	9,500	208.00	1,976,000	
ヒューリック	407,400	1,514.00	616,803,600	
野村不動産ホールディングス	97,300	4,111.00	400,000,300	
三重交通グループホールディングス	38,500	515.00	19,827,500	
ディア・ライフ	30,400	968.00	29,427,200	
地主	15,700	2,067.00	32,451,900	
プレサンスコーポレーション	23,400	1,947.00	45,559,800	
ハウスコム	1,200	1,036.00	1,243,200	
ＪＰＭＣ	10,600	1,212.00	12,847,200	
サンセイランディック	1,800	983.00	1,769,400	
フージャースホールディングス	26,900	1,060.00	28,514,000	
オープンハウスグループ	64,000	5,819.00	372,416,000	
東急不動産ホールディングス	525,100	1,032.00	541,903,200	
飯田グループホールディングス	167,400	2,286.50	382,760,100	
イーグランド	1,000	1,480.00	1,480,000	
ムゲンエステート	3,300	1,396.00	4,606,800	
Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス	10,500	1,073.00	11,266,500	
シーアールイー	8,200	1,466.00	12,021,200	
ケイアイスター不動産	8,600	3,660.00	31,476,000	
グッドコムアセット	15,000	848.00	12,720,000	
ジェイ・エス・ビー	7,500	3,010.00	22,575,000	
ロードスターキャピタル	10,200	2,413.00	24,612,600	
テンポイノベーション	1,800	933.00	1,679,400	
フェイスネットワーク	1,400	1,577.00	2,207,800	
霞ヶ関キャピタル	7,200	14,520.00	104,544,000	
パーク２４	136,400	1,736.00	236,790,400	
パラカ	5,800	1,899.00	11,014,200	
三井不動産	2,420,400	1,547.00	3,744,358,800	
三菱地所	1,094,900	2,483.00	2,718,636,700	
平和不動産	28,500	4,075.00	116,137,500	
東京建物	152,700	2,438.00	372,282,600	
京阪神ビルディング	33,000	1,640.00	54,120,000	
住友不動産	252,400	4,932.00	1,244,836,800	
テーオーシー	32,100	657.00	21,089,700	
レオパレス２１	174,500	559.00	97,545,500	

スターツコーポレーション	25,200	3,330.00	83,916,000	
フジ住宅	22,900	724.00	16,579,600	
空港施設	25,700	588.00	15,111,600	
明和地所	13,100	997.00	13,060,700	
ゴールドクレスト	14,500	2,858.00	41,441,000	
エスリード	8,400	4,500.00	37,800,000	
日神グループホールディングス	29,300	505.00	14,796,500	
日本エスコン	32,600	1,053.00	34,327,800	
ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	90,700	516.00	46,801,200	
ＡＶＡＮＴＩＡ	2,800	850.00	2,380,000	
イオンモール	90,800	2,093.00	190,044,400	
毎日コムネット	2,100	735.00	1,543,500	
ファースト住建	2,100	1,092.00	2,293,200	
カチタス	47,300	1,840.00	87,032,000	
トーセイ	29,300	2,374.00	69,558,200	
穴吹興産	1,200	2,028.00	2,433,600	
サンフロンティア不動産	26,200	1,837.00	48,129,400	
ＦＪネクストホールディングス	18,900	1,206.00	22,793,400	
インテリックス	900	688.00	619,200	
ランドビジネス	1,400	214.00	299,600	
サンネクスタグループ	1,800	1,008.00	1,814,400	
グランディハウス	17,400	582.00	10,126,800	
日本空港ビルデング	61,800	4,946.00	305,662,800	
明豊ファシリティワークス	2,200	854.00	1,878,800	
ＬＩＦＵＬＬ	45,700	149.00	6,809,300	
ＭＩＸＩ	39,100	2,769.00	108,267,900	
ジェイエイシーリクルートメント	66,000	751.00	49,566,000	
日本M&Aセンターホールディングス	290,400	691.30	200,753,520	
メンバーズ	6,400	824.00	5,273,600	
中広	900	536.00	482,400	
ＵＴグループ	23,800	2,725.00	64,855,000	
アイティメディア	7,100	1,711.00	12,148,100	
ケアネット	37,600	641.00	24,101,600	
Ｅ・Ｊホールディングス	10,800	1,774.00	19,159,200	
オープンアップグループ	54,800	1,921.00	105,270,800	
コシダカホールディングス	54,700	925.00	50,597,500	

アルトナー	1,700	1,836.00	3,121,200	
パソナグループ	22,200	2,284.00	50,704,800	
ＣＤＳ	1,300	1,810.00	2,353,000	
リンクアンドモチベーション	44,700	595.00	26,596,500	
エス・エム・エス	63,900	2,260.00	144,414,000	
サニーサイドアップグループ	1,600	547.00	875,200	
パーソルホールディングス	1,854,200	285.60	529,559,520	
リニカル	3,000	384.00	1,152,000	
クックパッド	50,700	205.00	10,393,500	
アイ・ケイ・ケイホールディングス	2,900	787.00	2,282,300	
学情	9,400	1,819.00	17,098,600	
スタジオアリス	9,200	2,102.00	19,338,400	
エプコ	1,300	799.00	1,038,700	
ＮＪＳ	4,500	3,700.00	16,650,000	
綜合警備保障	304,300	1,042.00	317,080,600	
カカクコム	118,200	2,455.50	290,240,100	
アイロムグループ	7,400	2,773.00	20,520,200	
セントケア・ホールディング	13,500	774.00	10,449,000	
サイネックス	900	744.00	669,600	
ルネサンス	14,300	1,045.00	14,943,500	
ディップ	27,900	3,000.00	83,700,000	
デジタルホールディングス	9,400	984.00	9,249,600	
新日本科学	16,700	1,226.00	20,474,200	
キャリアデザインセンター	800	1,903.00	1,522,400	
エムスリー	359,900	1,437.00	517,176,300	
ツカダ・グローバルホールディング	3,100	403.00	1,249,300	
ウェルネット	3,700	851.00	3,148,700	
ワールドホールディングス	7,200	1,986.00	14,299,200	
ディー・エヌ・エー	64,800	1,665.00	107,892,000	
博報堂ＤＹホールディングス	232,400	1,245.00	289,338,000	
ぐるなび	34,400	376.00	12,934,400	
タカミヤ	25,100	463.00	11,621,300	
ファンコミュニケーションズ	25,900	405.00	10,489,500	
ライク	6,900	1,425.00	9,832,500	
Ａｏｂａ－ＢＢＴ	2,000	319.00	638,000	
エスプール	58,100	354.00	20,567,400	

ＷＤＢホールディングス	9,400	1,743.00	16,384,200	
ティア	3,000	454.00	1,362,000	
ＣＤＧ	500	1,676.00	838,000	
アドウェイズ	22,800	370.00	8,436,000	
バリューコマース	16,100	1,151.00	18,531,100	
インフォマート	172,500	293.00	50,542,500	
ＪＰホールディングス	46,800	685.00	32,058,000	
エコナックホールディングス	4,800	119.00	571,200	
ＣＬホールディングス	4,500	940.00	4,230,000	
プレステージ・インターナショナル	85,500	771.00	65,920,500	
アミューズ	11,200	1,518.00	17,001,600	
ドリームインキュベータ	5,800	2,275.00	13,195,000	
クイック	12,700	2,178.00	27,660,600	
ＴＡＣ	2,900	178.00	516,200	
電通グループ	196,900	4,519.00	889,791,100	
テイクアンドギヴ・ニーズ	8,900	830.00	7,387,000	
イオンファンタジー	6,600	2,295.00	15,147,000	
シーティーエス	22,700	855.00	19,408,500	
Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	53,400	2,717.50	145,114,500	
アルプス技研	15,900	2,653.00	42,182,700	
日本空調サービス	19,700	1,053.00	20,744,100	
オリエンタルランド	963,600	3,983.00	3,838,018,800	
ダスキン	39,800	3,781.00	150,483,800	
明光ネットワークジャパン	22,300	730.00	16,279,000	
ファルコホールディングス	8,100	2,419.00	19,593,900	
ラウンドワン	171,900	894.00	153,678,600	
リゾートトラスト	79,100	2,730.00	215,943,000	
ビー・エム・エル	22,500	2,779.00	62,527,500	
リソー教育	90,800	246.00	22,336,800	
早稲田アカデミー	10,200	1,585.00	16,167,000	
ユー・エス・エス	408,700	1,327.00	542,344,900	
東京個別指導学院	22,000	410.00	9,020,000	
サイバーエージェント	402,600	1,042.50	419,710,500	
楽天グループ	1,281,300	1,028.50	1,317,817,050	
クリーク・アンド・リバー社	9,300	1,498.00	13,931,400	
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント	35,900	618.00	22,186,200	

テー・オー・ダブリュー	36,200	328.00	11,873,600	
山田コンサルティンググループ	8,000	2,349.00	18,792,000	
セントラルスポーツ	6,900	2,481.00	17,118,900	
フルキャストホールディングス	15,000	1,505.00	22,575,000	
エン・ジャパン	29,700	2,485.00	73,804,500	
リソルホールディングス	400	4,725.00	1,890,000	
テクノプロ・ホールディングス	105,800	2,955.00	312,639,000	
アトラグループ	1,500	151.00	226,500	
アイ・アールジャパンホールディングス	9,600	960.00	9,216,000	
ＫｅｅＰｅｒ技研	11,300	3,995.00	45,143,500	
ファーストロジック	1,500	635.00	952,500	
三機サービス	800	1,078.00	862,400	
Ｇｕｎｏｓｙ	14,600	925.00	13,505,000	
デザインワン・ジャパン	2,500	133.00	332,500	
イー・ガーディアン	8,800	1,918.00	16,878,400	
リブセンス	3,000	189.00	567,000	
ジャパンマテリアル	55,800	1,746.00	97,426,800	
ベクトル	21,900	946.00	20,717,400	
ウチヤマホールディングス	2,200	334.00	734,800	
チャーム・ケア・コーポレーション	15,300	1,449.00	22,169,700	
キャリアリンク	6,700	2,500.00	16,750,000	
ＩＢＪ	14,200	627.00	8,903,400	
アサンテ	9,100	1,667.00	15,169,700	
バリューＨＲ	16,400	1,631.00	26,748,400	
M&Aキャピタルパートナーズ	14,800	2,310.00	34,188,000	
ライドオンエクスプレスホールディングス	7,400	1,003.00	7,422,200	
ＥＲＩホールディングス	1,200	2,033.00	2,439,600	
アビスト	700	3,470.00	2,429,000	
シグマクシス・ホールディングス	24,000	1,468.00	35,232,000	
ウィルグループ	15,400	961.00	14,799,400	
エスクロー・エージェント・ジャパン	6,000	141.00	846,000	
メドピア	14,900	633.00	9,431,700	
レアジョブ	1,200	401.00	481,200	
リクルートホールディングス	1,311,300	8,899.00	11,669,258,700	
エラン	24,300	831.00	20,193,300	
土木管理総合試験所	2,400	317.00	760,800	

日本郵政	1,903,400	1,422.00	2,706,634,800	
ベルシステム２４ホールディングス	19,700	1,509.00	29,727,300	
鎌倉新書	15,900	428.00	6,805,200	
ＳＭＮ	1,400	301.00	421,400	
グローバルキッズＣＯＭＰＡＮＹ	1,000	749.00	749,000	
エアトリ	13,500	1,310.00	17,685,000	
アトラエ	13,500	879.00	11,866,500	
ストライク	9,000	4,405.00	39,645,000	
ソラスト	50,500	590.00	29,795,000	
セラク	5,700	1,398.00	7,968,600	
インソース	39,700	1,042.00	41,367,400	
ベイカレント・コンサルティング	133,900	4,564.00	611,119,600	
Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	4,200	929.00	3,901,800	
アイモバイル	23,500	475.00	11,162,500	
キャリアインデックス	2,300	200.00	460,000	
ＭＳ－Ｊａｐａｎ	8,500	1,032.00	8,772,000	
船場	1,000	1,240.00	1,240,000	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	59,100	2,876.00	169,971,600	
フルテック	700	1,135.00	794,500	
ＧａｍｅＷｉｔｈ	2,400	210.00	504,000	
ＭＳ＆Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ	800	529.00	423,200	
エル・ティー・エス	2,500	1,840.00	4,600,000	
ミダックホールディングス	11,100	1,719.00	19,080,900	
キュービーネットホールディングス	10,600	1,093.00	11,585,800	
オープングループ	25,500	226.00	5,763,000	
スプリックス	1,400	766.00	1,072,400	
マネジメントソリューションズ	9,000	1,351.00	12,159,000	
プロレド・パートナーズ	4,800	531.00	2,548,800	
テノ．ホールディングス	900	413.00	371,700	
フロンティア・マネジメント	5,600	1,126.00	6,305,600	
コプロ・ホールディングス	1,400	1,594.00	2,231,600	
ギークス	900	453.00	407,700	
アンビスホールディングス	39,100	2,694.00	105,335,400	
カーブスホールディングス	50,000	787.00	39,350,000	
フォーラムエンジニアリング	24,900	1,036.00	25,796,400	

Ｆａｓｔ　Ｆｉｔｎｅｓｓ　Ｊａｐａｎ	6,300	1,275.00	8,032,500	
ダイレクトマーケティングミックス	22,900	230.00	5,267,000	
ポピンズ	3,500	1,498.00	5,243,000	
ＬＩＴＡＬＩＣＯ	14,300	1,265.00	18,089,500	
コンフィデンス・インターワークス	400	1,836.00	734,400	
アドバンテッジリスクマネジメント	2,300	588.00	1,352,400	
リログループ	91,300	1,865.50	170,320,150	
東祥	13,000	685.00	8,905,000	
ＩＤ＆Ｅホールディングス	11,000	4,000.00	44,000,000	
ビーウィズ	3,800	1,900.00	7,220,000	
ＴＲＥホールディングス	35,000	1,698.00	59,430,000	
人・夢・技術グループ	7,600	1,815.00	13,794,000	
ＮＩＳＳＯホールディングス	16,000	776.00	12,416,000	
大栄環境	33,100	2,994.00	99,101,400	
日本管財ホールディングス	19,200	2,679.00	51,436,800	
Ｍ＆Ａ総研ホールディングス	19,700	3,245.00	63,926,500	
エイチ・アイ・エス	58,300	1,886.00	109,953,800	
ラックランド	8,300	2,228.00	18,492,400	
共立メンテナンス	57,200	2,380.00	136,136,000	
イチネンホールディングス	19,400	1,820.00	35,308,000	
建設技術研究所	9,400	4,625.00	43,475,000	
スペース	13,400	1,175.00	15,745,000	
燦ホールディングス	16,900	1,176.00	19,874,400	
スバル興業	7,100	2,956.00	20,987,600	
東京テアトル	1,400	1,105.00	1,547,000	
タナベコンサルティンググループ	8,000	1,200.00	9,600,000	
ナガワ	5,700	7,470.00	42,579,000	
東京都競馬	13,400	4,125.00	55,275,000	
カナモト	28,300	2,805.00	79,381,500	
ニシオホールディングス	15,100	4,115.00	62,136,500	
トランス・コスモス	20,400	3,480.00	70,992,000	
乃村工藝社	79,600	851.00	67,739,600	
藤田観光	8,100	9,700.00	78,570,000	
ＫＮＴ－ＣＴホールディングス	10,900	1,289.00	14,050,100	
トーカイ	16,200	2,321.00	37,600,200	
セコム	185,400	10,695.00	1,982,853,000	

セントラル警備保障	9,900	2,740.00	27,126,000	
丹青社	35,500	930.00	33,015,000	
メイテックグループホールディングス	62,100	3,413.00	211,947,300	
応用地質	17,100	2,505.00	42,835,500	
船井総研ホールディングス	36,500	2,321.00	84,716,500	
進学会ホールディングス	1,800	228.00	410,400	
オオバ	2,800	1,055.00	2,954,000	
いであ	1,100	2,334.00	2,567,400	
学究社	7,400	1,999.00	14,792,600	
イオンディライト	19,600	4,070.00	79,772,000	
ナック	15,800	565.00	8,927,000	
ダイセキ	37,200	3,810.00	141,732,000	
ステップ	6,700	2,025.00	13,567,500	
合　計	289,133,300		671,252,357,970	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

外国債券インデックス　マザーファンド

貸借対照表

	2024年 8月 28日現在
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	870,878,250
コール・ローン	2,338,302,234
国債証券	346,616,475,370
派生商品評価勘定	3,653,697
未収入金	6,753,426
未収利息	2,379,592,438
前払金	3,326,943
前払費用	268,577,451
差入委託証拠金	263,349,667

流動資産合計	352,750,909,476
資産合計	352,750,909,476
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	22,110,601
未払金	11,802,969
未払解約金	56,311,219
流動負債合計	90,224,789
負債合計	90,224,789
純資産の部	
元本等	
元本	100,146,995,181
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	252,513,689,506
元本等合計	352,660,684,687
純資産合計	352,660,684,687
負債純資産合計	352,750,909,476

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	2024年 8月 28日現在
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 移動平均法(買付約定後、最初の利払日までは個別法)に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	(1)先物取引 債券先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。
4.収益及び費用の計上基準	(1)派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 (2)為替予約取引による為替差損益

	約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

		2024年 8月 28日現在
1．	計算期間の末日における受益権の総数	100,146,995,181口
2．	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額　3.5214円 (1万口当たり純資産額)　(35,214円)

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	2024年 8月 28日現在
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、債券先物取引及び為替予約取引を行っております。債券先物取引に係る主要なリスクは、債券価格の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2．金融商品の時価等に関する事項

	2024年 8月 28日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	2024年 8月 28日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年 8月 29日
期首元本額	86,879,656,566円
期中追加設定元本額	20,145,025,083円
期中一部解約元本額	6,877,686,468円
期末元本額	100,146,995,181円
期末元本額の内訳	
外国債券オープン（毎月決算型）	1,072,989,580円
グローバル・インカム&プラス（毎月決算型）	452,981,329円
財産四分法ファンド（毎月決算型）	309,732,561円
ＳＢＩ資産設計オープン（資産成長型）	2,365,615,556円
ＳＢＩ資産設計オープン（分配型）	8,965,144円
ＳＭＴ　グローバル債券インデックス・オープン	8,732,501,074円
世界経済インデックスファンド	24,881,837,444円
ＤＣマイセレクション２５	1,821,989,050円
ＤＣマイセレクション５０	1,716,023,946円
ＤＣマイセレクション７５	1,354,740,172円
ＤＣ外国債券インデックス・オープン	2,228,631,741円
ＤＣマイセレクションＳ２５	1,141,569,256円
ＤＣマイセレクションＳ５０	1,024,594,274円
ＤＣマイセレクションＳ７５	660,083,274円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０２５	7,247,384円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０３５	99,775,976円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０４５	56,393,057円
ＤＣ世界経済インデックスファンド	15,845,562,997円
外国債券インデックス・オープン（ＳＭＡ専用）	802,949,378円
マイセレクション５０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	1,029,773円
マイセレクション７５ＶＡ１（適格機関投資家専用）	896,753円
外国債券インデックス・オープンＶＡ１（適格機関投資家専用）	7,661,667円
バランス３０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	22,050,134円
バランス５０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	39,664,392円
バランス２５ＶＡ２（適格機関投資家専用）	51,485,093円
バランス５０ＶＡ２（適格機関投資家専用）	50,419,910円
バランスＡ（２５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	623,291,467円
バランスＢ（３７．５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	344,808,187円
バランスＣ（５０）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	1,445,341,541円
世界バランスＶＡ１（適格機関投資家専用）	49,331,755円
世界バランスＶＡ２（適格機関投資家専用）	24,823,033円
バランスＤ（３５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	317,437,111円
バランスＥ（２５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	119,314,710円
バランスＦ（２５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	161,223,881円
ＦＯＦｓ用外国債券オープン（適格機関投資家専用）	620,655,002円
グローバル債券ファンド・シリーズ１（適格機関投資家専用）	1,465,730,236円
グローバル・バランスファンド・シリーズ１	591,994,936円

外国債券ファンド・シリーズ１	757,830,654 円
分散投資コア戦略ファンドＡ	845,594,890 円
分散投資コア戦略ファンドＳ	1,606,006,912 円
ＤＣ世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	814,936,897 円
ＤＣ世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	4,544,775,872 円
世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	224,241,504 円
世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	105,030,790 円
ＳＭＴ　グローバル債券インデックス・オープン（為替ヘッジあり）	1,295,192,631 円
ＳＭＴ　インデックスバランス・オープン	164,002,695 円
ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン	452,580,561 円
ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン（株式シフト型）	680,844,135 円
ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン（債券シフト型）	1,018,206,796 円
ＳＭＴ　８資産インデックスバランス・オープン	8,816,198 円
グローバル経済コア	1,215,120,406 円
ＳＢＩ資産設計オープン（つみたてＮＩＳＡ対応型）	24,321,409 円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０５５	2,966,734 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０３０	64,983,272 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０４０	103,889,631 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０５０	53,566,223 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０６０	74,912,703 円
Ｍｙ　ＳＭＴ　グローバル債券インデックス（ノーロード）	916,736,264 円
１０資産分散投資ファンド	35,497,936 円
グローバル１０資産バランスファンド	32,546,738 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０３５	24,154 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４０	22,194 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４５	22,322 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５０	22,322 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５５	31,494 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６０	21,345 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６５	21,210 円
ＤＣマイセレクションＳ５０（２０２４－２０２６リスク抑制型）	16,457 円
ＦＯＦｓ用　外国債券インデックス・ファンドＰ（適格機関投資家専用）	13,910,106,657 円
ＦＯＦｓ用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	245,708,747 円
ＳＭＴＡＭ９資産アロケーションファンド（適格機関投資家専用）	288,286,602 円
私募世界経済パッシブファンド（適格機関投資家専用）	138,767,052 円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年 8月 28日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	10,320,556,862
合計	10,320,556,862

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「外国債券インデックス　マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

債券関連

(2024年 8月 28日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引				
	買建	2,562,376,031	－	2,559,049,088	△3,326,943

合計	2,562,376,031	―	2,559,049,088	△3,326,943

(注)1.時価の算定方法

債券先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2.債券先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3.計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

4.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

(2024年 8月 28日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	3,002,410,531	―	2,987,280,570	△15,129,961
	アメリカドル	1,451,087,689	―	1,437,963,597	△13,124,092
	カナダドル	116,512,062	―	116,756,549	244,487
	ユーロ	918,511,816	―	917,544,390	△967,426
	イギリスポンド	174,049,833	―	175,561,668	1,511,835
	オフショア人民元	342,249,131	―	339,454,366	△2,794,765
合計		3,002,410,531	―	2,987,280,570	△15,129,961

(注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

②計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカドル	T 0.25% 07/31/25	7,640,000.00	7,356,970.08	
		T 0.25% 08/31/25	5,250,000.00	5,039,020.24	
		T 0.25% 09/30/25	3,000,000.00	2,872,207.02	
		T 0.25% 10/31/25	3,600,000.00	3,436,875.00	

		T 0.375% 01/31/26	8,000,000.00	7,591,250.00	
		T 0.375% 07/31/27	16,100,000.00	14,616,095.67	
		T 0.375% 09/30/27	2,440,000.00	2,204,101.55	
		T 0.375% 11/30/25	3,000,000.00	2,861,015.64	
		T 0.375% 12/31/25	4,000,000.00	3,804,843.76	
		T 0.5% 02/28/26	4,500,000.00	4,267,265.62	
		T 0.5% 04/30/27	2,940,000.00	2,698,828.12	
		T 0.5% 05/31/27	3,500,000.00	3,204,960.92	
		T 0.5% 06/30/27	6,960,000.00	6,356,573.42	
		T 0.5% 08/31/27	4,660,000.00	4,236,595.28	
		T 0.5% 10/31/27	7,500,000.00	6,783,398.40	
		T 0.625% 03/31/27	7,500,000.00	6,921,679.65	
		T 0.625% 05/15/30	9,100,000.00	7,667,105.44	
		T 0.625% 07/31/26	10,800,000.00	10,148,625.00	
		T 0.625% 08/15/30	11,950,000.00	9,995,521.45	
		T 0.625% 11/30/27	2,500,000.00	2,265,136.72	
		T 0.625% 12/31/27	9,600,000.00	8,676,000.00	
		T 0.75% 01/31/28	8,500,000.00	7,698,144.51	
		T 0.75% 03/31/26	6,000,000.00	5,699,531.28	
		T 0.75% 04/30/26	9,500,000.00	9,005,146.52	
		T 0.75% 05/31/26	4,000,000.00	3,783,437.52	
		T 0.75% 08/31/26	9,630,000.00	9,052,952.28	
		T 0.875% 06/30/26	8,000,000.00	7,570,312.48	
		T 0.875% 09/30/26	2,900,000.00	2,728,775.38	
		T 0.875% 11/15/30	11,150,000.00	9,412,603.54	
		T 1.125% 02/15/31	4,080,000.00	3,484,415.63	
		T 1.125% 02/29/28	8,000,000.00	7,325,937.52	
		T 1.125% 05/15/40	1,710,000.00	1,121,419.33	
		T 1.125% 08/15/40	5,200,000.00	3,380,609.38	
		T 1.125% 08/31/28	12,030,000.00	10,885,270.30	
		T 1.25% 03/31/28	8,480,000.00	7,785,534.38	
		T 1.25% 04/30/28	8,000,000.00	7,330,468.72	
		T 1.25% 05/15/50	5,550,000.00	2,964,046.87	
		T 1.25% 05/31/28	6,000,000.00	5,488,242.18	
		T 1.25% 06/30/28	9,000,000.00	8,215,488.27	
		T 1.25% 08/15/31	9,230,000.00	7,830,717.60	

		T 1.25% 09/30/28	9,500,000.00	8,624,404.28	
		T 1.25% 11/30/26	7,000,000.00	6,614,453.16	
		T 1.25% 12/31/26	7,130,000.00	6,728,380.50	
		T 1.375% 08/15/50	5,700,000.00	3,138,339.85	
		T 1.375% 10/31/28	3,520,000.00	3,206,843.76	
		T 1.375% 11/15/31	12,580,000.00	10,705,285.12	
		T 1.375% 11/15/40	6,000,000.00	4,038,164.04	
		T 1.375% 12/31/28	8,680,000.00	7,880,490.58	
		T 1.5% 01/31/27	6,000,000.00	5,684,414.04	
		T 1.5% 02/15/30	6,470,000.00	5,769,925.81	
		T 1.5% 08/15/26	15,500,000.00	14,802,500.00	
		T 1.5% 11/30/28	7,500,000.00	6,856,787.10	
		T 1.625% 02/15/26	5,600,000.00	5,405,750.00	
		T 1.625% 05/15/26	10,770,000.00	10,353,083.17	
		T 1.625% 05/15/31	10,980,000.00	9,613,290.18	
		T 1.625% 08/15/29	6,750,000.00	6,136,171.87	
		T 1.625% 10/31/26	2,800,000.00	2,671,375.00	
		T 1.625% 11/15/50	6,900,000.00	4,057,253.88	
		T 1.625% 11/30/26	4,780,000.00	4,553,696.87	
		T 1.75% 01/31/29	6,000,000.00	5,528,554.68	
		T 1.75% 08/15/41	7,080,000.00	4,984,900.77	
		T 1.75% 11/15/29	3,000,000.00	2,730,468.75	
		T 1.875% 02/15/32	11,720,000.00	10,292,082.78	
		T 1.875% 02/15/41	7,900,000.00	5,752,033.21	
		T 1.875% 02/15/51	6,600,000.00	4,137,375.00	
		T 1.875% 02/28/27	6,500,000.00	6,205,976.53	
		T 1.875% 02/28/29	8,470,000.00	7,838,720.31	
		T 1.875% 07/31/26	5,190,000.00	4,996,794.15	
		T 1.875% 11/15/51	3,300,000.00	2,059,728.52	
		T 1% 07/31/28	13,000,000.00	11,727,675.83	
		T 2.125% 05/31/26	3,600,000.00	3,488,906.23	
		T 2.25% 02/15/27	5,550,000.00	5,349,679.68	
		T 2.25% 02/15/52	4,300,000.00	2,940,376.93	
		T 2.25% 03/31/26	7,500,000.00	7,295,654.32	
		T 2.25% 05/15/41	6,460,000.00	4,973,064.46	
		T 2.25% 08/15/27	7,530,000.00	7,218,799.25	

		T 2.25% 08/15/46	1,640,000.00	1,170,037.50	
		T 2.25% 08/15/49	5,500,000.00	3,798,330.08	
		T 2.25% 11/15/25	4,400,000.00	4,298,164.06	
		T 2.25% 11/15/27	7,650,000.00	7,311,726.56	
		T 2.375% 02/15/42	5,500,000.00	4,256,054.66	
		T 2.375% 03/31/29	4,900,000.00	4,630,500.00	
		T 2.375% 04/30/26	2,600,000.00	2,532,664.05	
		T 2.375% 05/15/27	11,690,000.00	11,269,662.31	
		T 2.375% 05/15/29	6,010,000.00	5,674,402.56	
		T 2.375% 05/15/51	7,450,000.00	5,255,014.62	
		T 2.375% 11/15/49	4,100,000.00	2,906,435.55	
		T 2.5% 02/15/45	2,810,000.00	2,140,539.44	
		T 2.5% 02/15/46	2,450,000.00	1,845,826.17	
		T 2.5% 03/31/27	7,100,000.00	6,883,255.88	
		T 2.5% 05/15/46	1,450,000.00	1,089,029.30	
		T 2.625% 01/31/26	4,690,000.00	4,595,283.99	
		T 2.625% 02/15/29	7,740,000.00	7,403,642.58	
		T 2.625% 05/31/27	2,400,000.00	2,329,593.74	
		T 2.625% 07/31/29	15,200,000.00	14,483,046.85	
		T 2.625% 12/31/25	5,820,000.00	5,705,987.13	
		T 2.75% 02/15/28	8,550,000.00	8,281,142.59	
		T 2.75% 04/30/27	5,450,000.00	5,311,195.31	
		T 2.75% 05/31/29	5,700,000.00	5,469,662.08	
		T 2.75% 08/15/32	12,900,000.00	12,000,275.43	
		T 2.75% 08/15/42	7,100,000.00	5,806,191.42	
		T 2.75% 08/15/47	4,050,000.00	3,149,033.19	
		T 2.75% 08/31/25	6,900,000.00	6,791,073.90	
		T 2.75% 11/15/42	6,020,000.00	4,904,418.75	
		T 2.75% 11/15/47	3,050,000.00	2,365,894.51	
		T 2.875% 04/30/29	3,300,000.00	3,186,304.70	
		T 2.875% 05/15/28	10,060,000.00	9,768,613.70	
		T 2.875% 05/15/32	10,100,000.00	9,503,666.00	
		T 2.875% 05/15/43	5,050,000.00	4,166,052.74	
		T 2.875% 05/15/49	6,080,000.00	4,784,437.48	
		T 2.875% 05/15/52	10,800,000.00	8,476,101.57	
		T 2.875% 07/31/25	5,460,000.00	5,385,921.06	

		T 2.875% 08/15/28	13,220,000.00	12,817,977.68	
		T 2.875% 08/15/45	2,300,000.00	1,863,089.83	
		T 2.875% 11/15/46	940,000.00	752,789.44	
		T 2.875% 11/30/25	9,000,000.00	8,856,562.50	
		T 2% 02/15/50	2,750,000.00	1,787,177.72	
		T 2% 08/15/25	3,450,000.00	3,372,907.57	
		T 2% 08/15/51	7,850,000.00	5,061,410.11	
		T 2% 11/15/26	6,320,000.00	6,075,593.71	
		T 2% 11/15/41	6,200,000.00	4,534,476.57	
		T 3.125% 02/15/42	1,050,000.00	916,001.95	
		T 3.125% 02/15/43	3,800,000.00	3,267,554.67	
		T 3.125% 05/15/48	4,780,000.00	3,957,877.33	
		T 3.125% 08/15/25	10,200,000.00	10,080,218.34	
		T 3.125% 08/15/44	1,840,000.00	1,564,000.00	
		T 3.125% 08/31/27	6,150,000.00	6,045,257.81	
		T 3.125% 08/31/29	7,150,000.00	6,969,853.53	
		T 3.125% 11/15/28	10,410,000.00	10,177,604.86	
		T 3.25% 05/15/42	4,150,000.00	3,661,564.46	
		T 3.25% 06/30/29	6,500,000.00	6,376,220.69	
		T 3.375% 05/15/33	13,630,000.00	13,195,809.94	
		T 3.375% 05/15/44	3,910,000.00	3,458,364.46	
		T 3.375% 08/15/42	2,300,000.00	2,061,105.46	
		T 3.375% 11/15/48	5,300,000.00	4,576,425.76	
		T 3.5% 01/31/30	4,000,000.00	3,960,468.76	
		T 3.5% 02/15/33	11,200,000.00	10,960,468.73	
		T 3.5% 02/15/39	770,000.00	733,274.61	
		T 3.5% 04/30/30	3,500,000.00	3,463,359.37	
		T 3.5% 09/15/25	2,900,000.00	2,875,597.22	
		T 3.625% 02/15/44	4,890,000.00	4,494,979.68	
		T 3.625% 02/15/53	9,550,000.00	8,700,012.65	
		T 3.625% 05/15/53	2,300,000.00	2,096,189.45	
		T 3.625% 08/15/43	4,700,000.00	4,331,527.33	
		T 3.75% 04/15/26	6,570,000.00	6,543,437.68	
		T 3.75% 06/30/30	3,000,000.00	3,005,742.18	
		T 3.75% 11/15/43	6,130,000.00	5,742,325.37	
		T 3.75% 12/31/30	6,160,000.00	6,167,940.60	

		T 3.875% 01/15/26	6,500,000.00	6,479,687.50	
		T 3.875% 02/15/43	2,500,000.00	2,396,875.00	
		T 3.875% 08/15/33	11,070,000.00	11,116,269.16	
		T 3.875% 08/15/40	1,450,000.00	1,424,455.07	
		T 3.875% 09/30/29	3,540,000.00	3,571,113.27	
		T 3.875% 11/30/29	8,130,000.00	8,202,725.37	
		T 3% 02/15/47	5,920,000.00	4,837,750.00	
		T 3% 02/15/48	1,000,000.00	810,878.91	
		T 3% 02/15/49	1,000,000.00	806,601.56	
		T 3% 05/15/42	2,450,000.00	2,088,625.00	
		T 3% 05/15/45	700,000.00	580,015.62	
		T 3% 05/15/47	1,710,000.00	1,394,919.14	
		T 3% 08/15/48	3,250,000.00	2,626,279.30	
		T 3% 08/15/52	5,200,000.00	4,189,960.94	
		T 3% 09/30/25	4,200,000.00	4,142,742.19	
		T 3% 10/31/25	5,000,000.00	4,930,175.80	
		T 3% 11/15/44	2,800,000.00	2,327,609.36	
		T 3% 11/15/45	2,300,000.00	1,899,925.78	
		T 4.125% 03/31/29	3,350,000.00	3,413,532.21	
		T 4.125% 07/31/31	3,500,000.00	3,583,398.42	
		T 4.125% 08/15/53	4,300,000.00	4,286,562.50	
		T 4.125% 08/31/30	9,200,000.00	9,400,710.97	
		T 4.125% 10/31/27	3,100,000.00	3,137,054.67	
		T 4.125% 11/15/32	8,000,000.00	8,196,562.48	
		T 4.25% 02/15/54	10,050,000.00	10,243,148.43	
		T 4.25% 02/28/31	9,000,000.00	9,269,472.69	
		T 4.25% 05/15/39	900,000.00	928,335.94	
		T 4.25% 10/15/25	6,900,000.00	6,899,326.14	
		T 4.25% 11/15/40	740,000.00	759,439.45	
		T 4.375% 02/15/38	1,000,000.00	1,051,289.06	
		T 4.375% 05/15/34	3,310,000.00	3,454,553.92	
		T 4.375% 05/15/40	1,900,000.00	1,982,976.57	
		T 4.375% 05/15/41	650,000.00	675,289.06	
		T 4.375% 07/15/27	800,000.00	813,843.75	
		T 4.375% 08/15/26	6,000,000.00	6,054,843.72	
		T 4.375% 08/15/43	1,500,000.00	1,533,779.29	

		T 4.375% 08/31/28	14,150,000.00	14,506,789.98	
		T 4.375% 11/15/39	960,000.00	1,002,187.49	
		T 4.375% 11/30/30	4,500,000.00	4,661,191.39	
		T 4.5% 02/15/36	1,090,000.00	1,164,767.18	
		T 4.5% 04/15/27	9,150,000.00	9,316,201.14	
		T 4.5% 05/15/38	550,000.00	584,761.71	
		T 4.5% 07/15/26	10,000,000.00	10,103,906.20	
		T 4.5% 08/15/39	1,700,000.00	1,798,945.30	
		T 4.5% 11/15/33	9,270,000.00	9,754,502.29	
		T 4.625% 02/15/40	1,380,000.00	1,480,696.87	
		T 4.625% 04/30/31	2,900,000.00	3,051,117.20	
		T 4.625% 05/15/54	900,000.00	976,500.00	
		T 4.625% 09/30/30	3,010,000.00	3,157,325.38	
		T 4.625% 10/15/26	9,520,000.00	9,668,378.14	
		T 4.75% 02/15/41	750,000.00	815,361.33	
		T 4.75% 11/15/53	3,880,000.00	4,288,991.41	
		T 4.875% 05/31/26	3,400,000.00	3,451,265.60	
		T 4.875% 10/31/30	2,500,000.00	2,658,007.80	
		T 4% 01/15/27	7,200,000.00	7,231,500.00	
		T 4% 02/15/26	6,500,000.00	6,494,287.08	
		T 4% 02/15/34	8,600,000.00	8,713,546.83	
		T 4% 02/28/30	1,350,000.00	1,370,039.06	
		T 4% 07/31/30	3,980,000.00	4,039,933.18	
		T 4% 10/31/29	6,550,000.00	6,645,179.68	
		T 4% 11/15/52	7,400,000.00	7,205,605.47	
		T 5.0% 05/15/37	400,000.00	445,937.50	
		T 5.25% 11/15/28	1,300,000.00	1,381,046.87	
		T 5.375% 02/15/31	1,950,000.00	2,142,562.50	
		T 5% 08/31/25	6,750,000.00	6,791,530.92	
		T 6.0% 02/15/26	1,700,000.00	1,751,996.09	
		T 6.125% 11/15/27	1,450,000.00	1,557,164.06	
		T 6.25% 05/15/30	1,050,000.00	1,186,623.04	
	アメリカドル 小計		1,228,610,000.00	1,130,471,449.69 (163,093,116,046)	
	カナダドル	CAN 0.25% 03/01/26	1,340,000.00	1,279,102.88	
		CAN 0.5% 09/01/25	3,010,000.00	2,916,216.25	

		CAN 0.5% 12/01/30	2,320,000.00	1,999,165.99	
		CAN 1.25% 03/01/27	1,880,000.00	1,797,787.78	
		CAN 1.25% 06/01/30	3,950,000.00	3,600,271.77	
		CAN 1.5% 06/01/26	910,000.00	883,032.12	
		CAN 1.5% 06/01/31	4,110,000.00	3,742,250.83	
		CAN 1.5% 12/01/31	3,620,000.00	3,271,320.65	
		CAN 1.75% 12/01/53	2,920,000.00	2,141,770.53	
		CAN 1% 06/01/27	810,000.00	768,511.45	
		CAN 1% 09/01/26	1,530,000.00	1,466,374.67	
		CAN 2.25% 06/01/29	240,000.00	233,702.77	
		CAN 2.5% 12/01/32	2,300,000.00	2,215,364.20	
		CAN 2.75% 06/01/33	1,200,000.00	1,175,498.43	
		CAN 2.75% 09/01/27	1,600,000.00	1,588,507.02	
		CAN 2.75% 12/01/48	980,000.00	914,475.46	
		CAN 2.75% 12/01/55	1,990,000.00	1,833,325.94	
		CAN 2.75% 12/01/64	620,000.00	573,819.77	
		CAN 2% 06/01/28	410,000.00	396,664.03	
		CAN 2% 06/01/32	1,520,000.00	1,415,345.15	
		CAN 2% 12/01/51	3,750,000.00	2,957,676.25	
		CAN 3.25% 09/01/28	1,890,000.00	1,910,802.83	
		CAN 3.25% 12/01/33	2,370,000.00	2,410,523.36	
		CAN 3.25% 12/01/34	440,000.00	446,621.44	
		CAN 3.5% 03/01/28	1,160,000.00	1,180,223.53	
		CAN 3.5% 08/01/25	920,000.00	918,361.10	
		CAN 3.5% 09/01/29	990,000.00	1,016,007.93	
		CAN 3.5% 12/01/45	960,000.00	1,012,085.39	
		CAN 3% 04/01/26	1,340,000.00	1,332,194.79	
		CAN 3% 06/01/34	2,280,000.00	2,269,259.48	
		CAN 3% 10/01/25	3,290,000.00	3,269,821.64	
		CAN 4.0% 06/01/41	740,000.00	821,800.14	
		CAN 4.5% 02/01/26	300,000.00	304,252.43	
		CAN 4.5% 11/01/25	1,330,000.00	1,344,148.64	
		CAN 4% 03/01/29	2,180,000.00	2,276,525.34	
		CAN 4% 05/01/26	2,250,000.00	2,272,669.39	
		CAN 4% 08/01/26	1,490,000.00	1,510,851.14	
		CAN 5.75% 06/01/29	1,490,000.00	1,679,410.21	

		CAN 5.75% 06/01/33	1,620,000.00	1,953,536.66	
		CAN 5% 06/01/37	490,000.00	587,210.71	
	カナダドル 小計		68,540,000.00	65,686,490.09 (7,048,817,251)	
	メキシコペソ	MBONO 10% 11/20/36	8,550,000.00	8,827,751.79	
		MBONO 5.5% 03/04/27	33,260,000.00	30,280,017.74	
		MBONO 5.75% 03/05/26	46,850,000.00	43,991,007.32	
		MBONO 7.5% 05/26/33	30,430,000.00	26,772,922.60	
		MBONO 7.5% 06/03/27	33,800,000.00	32,154,865.77	
		MBONO 7.75% 05/29/31	38,870,000.00	35,564,899.83	
		MBONO 7.75% 11/13/42	32,960,000.00	27,119,086.53	
		MBONO 7.75% 11/23/34	15,310,000.00	13,540,185.72	
		MBONO 7% 09/03/26	13,190,000.00	12,492,644.70	
		MBONO 8.5% 03/01/29	14,540,000.00	14,019,322.60	
		MBONO 8.5% 05/31/29	32,230,000.00	31,049,624.26	
		MBONO 8.5% 11/18/38	21,430,000.00	19,389,548.12	
		MBONO 8% 07/31/53	24,870,000.00	20,477,630.45	
		MBONO 8% 11/07/47	24,600,000.00	20,450,649.12	
	メキシコペソ 小計		370,890,000.00	336,130,156.55 (2,454,993,824)	
	ユーロ	BGB 0.1% 06/22/30	1,420,000.00	1,233,815.63	
		BGB 0.35% 06/22/32	1,220,000.00	1,018,772.95	
		BGB 0.4% 06/22/40	660,000.00	433,605.59	
		BGB 0.65% 06/22/71	530,000.00	225,678.24	
		BGB 0.8% 06/22/27	1,510,000.00	1,442,802.23	
		BGB 0.8% 06/22/28	1,600,000.00	1,505,447.84	
		BGB 0.9% 06/22/29	1,790,000.00	1,662,780.67	
		BGB 0% 10/22/27	900,000.00	833,701.94	
		BGB 0% 10/22/31	1,460,000.00	1,211,389.14	
		BGB 1.25% 04/22/33	1,310,000.00	1,165,238.45	
		BGB 1.4% 06/22/53	1,050,000.00	667,883.47	
		BGB 1.45% 06/22/37	800,000.00	666,380.00	
		BGB 1.6% 06/22/47	950,000.00	690,528.87	
		BGB 1.7% 06/22/50	1,100,000.00	786,374.60	
		BGB 1.9% 06/22/38	1,020,000.00	883,891.96	
		BGB 1% 06/22/26	1,560,000.00	1,518,084.36	

		BGB 1% 06/22/31	1,770,000.00	1,593,346.92	
		BGB 2.15% 06/22/66	880,000.00	655,092.46	
		BGB 2.25% 06/22/57	670,000.00	516,824.59	
		BGB 2.7% 10/22/29	480,000.00	483,535.20	
		BGB 2.75% 04/22/39	730,000.00	698,841.77	
		BGB 2.85% 10/22/34	1,110,000.00	1,107,793.97	
		BGB 3.3% 06/22/54	1,020,000.00	991,104.82	
		BGB 3.45% 06/22/43	440,000.00	450,940.60	
		BGB 3.5% 06/22/55	630,000.00	631,962.45	
		BGB 3.75% 06/22/45	930,000.00	991,314.90	
		BGB 3% 06/22/33	1,450,000.00	1,476,371.73	
		BGB 3% 06/22/34	1,030,000.00	1,045,836.25	
		BGB 4.25% 03/28/41	1,680,000.00	1,903,008.24	
		BGB 4.5% 03/28/26	1,140,000.00	1,173,108.45	
		BGB 4% 03/28/32	880,000.00	958,344.90	
		BGB 5.5% 03/28/28	2,040,000.00	2,249,650.80	
		BGB 5% 03/28/35	1,810,000.00	2,147,791.25	
		BKO 2.5% 03/19/26	1,010,000.00	1,009,628.32	
		BKO 2.9% 06/18/26	730,000.00	735,622.24	
		BKO 3.1% 09/18/25	1,360,000.00	1,364,950.53	
		BKO 3.1% 12/12/25	1,820,000.00	1,830,874.50	
		BTPS 0.25% 03/15/28	2,030,000.00	1,851,182.02	
		BTPS 0.45% 02/15/29	1,640,000.00	1,467,010.30	
		BTPS 0.5% 02/01/26	1,910,000.00	1,846,968.09	
		BTPS 0.5% 07/15/28	1,300,000.00	1,186,092.31	
		BTPS 0.6% 08/01/31	1,960,000.00	1,636,077.66	
		BTPS 0.85% 01/15/27	2,340,000.00	2,236,804.83	
		BTPS 0.9% 04/01/31	2,920,000.00	2,514,470.40	
		BTPS 0.95% 03/01/37	1,320,000.00	949,200.12	
		BTPS 0.95% 06/01/32	2,320,000.00	1,939,970.08	
		BTPS 0.95% 08/01/30	2,230,000.00	1,961,954.00	
		BTPS 0.95% 09/15/27	1,640,000.00	1,551,431.80	
		BTPS 0.95% 12/01/31	2,140,000.00	1,815,255.00	
		BTPS 0% 04/01/26	2,240,000.00	2,141,794.07	
		BTPS 0% 08/01/26	3,230,000.00	3,061,424.68	
		BTPS 1.1% 04/01/27	2,350,000.00	2,250,161.04	

		BTPS 1.2% 08/15/25	1,050,000.00	1,031,871.75	
		BTPS 1.25% 12/01/26	1,670,000.00	1,614,748.05	
		BTPS 1.35% 04/01/30	2,250,000.00	2,045,198.25	
		BTPS 1.45% 03/01/36	1,730,000.00	1,362,640.54	
		BTPS 1.5% 04/30/45	1,250,000.00	806,137.50	
		BTPS 1.6% 06/01/26	1,080,000.00	1,057,805.33	
		BTPS 1.65% 03/01/32	2,430,000.00	2,160,883.57	
		BTPS 1.65% 12/01/30	2,540,000.00	2,313,051.00	
		BTPS 1.7% 09/01/51	1,520,000.00	934,637.73	
		BTPS 1.8% 03/01/41	960,000.00	704,208.00	
		BTPS 2.05% 08/01/27	1,280,000.00	1,252,857.60	
		BTPS 2.1% 07/15/26	1,440,000.00	1,421,685.00	
		BTPS 2.15% 03/01/72	690,000.00	424,550.10	
		BTPS 2.15% 09/01/52	1,020,000.00	684,417.45	
		BTPS 2.2% 06/01/27	2,280,000.00	2,244,383.36	
		BTPS 2.25% 09/01/36	1,650,000.00	1,411,656.67	
		BTPS 2.45% 09/01/33	1,510,000.00	1,389,988.97	
		BTPS 2.45% 09/01/50	1,380,000.00	1,010,365.62	
		BTPS 2.5% 11/15/25	1,660,000.00	1,652,548.26	
		BTPS 2.5% 12/01/32	2,520,000.00	2,353,940.82	
		BTPS 2.65% 12/01/27	1,760,000.00	1,749,616.00	
		BTPS 2.7% 03/01/47	1,110,000.00	882,479.41	
		BTPS 2.8% 03/01/67	830,000.00	614,361.02	
		BTPS 2.8% 06/15/29	2,610,000.00	2,580,252.52	
		BTPS 2.8% 12/01/28	1,420,000.00	1,412,322.77	
		BTPS 2.95% 02/15/27	330,000.00	330,855.92	
		BTPS 2.95% 09/01/38	1,380,000.00	1,238,319.54	
		BTPS 2% 02/01/28	2,260,000.00	2,197,141.49	
		BTPS 2% 12/01/25	3,220,000.00	3,185,712.21	
		BTPS 3.1% 03/01/40	1,420,000.00	1,273,575.28	
		BTPS 3.2% 01/28/26	2,000,000.00	2,006,788.40	
		BTPS 3.25% 03/01/38	2,080,000.00	1,937,603.20	
		BTPS 3.25% 09/01/46	2,270,000.00	1,987,748.20	
		BTPS 3.35% 03/01/35	1,890,000.00	1,837,095.12	
		BTPS 3.35% 07/01/29	1,600,000.00	1,619,070.40	
		BTPS 3.4% 04/01/28	2,000,000.00	2,033,408.00	

		BTPS 3.45% 03/01/48	1,820,000.00	1,633,690.24	
		BTPS 3.5% 01/15/26	1,840,000.00	1,854,032.20	
		BTPS 3.5% 02/15/31	2,440,000.00	2,470,134.00	
		BTPS 3.5% 03/01/30	2,360,000.00	2,407,554.00	
		BTPS 3.7% 06/15/30	1,730,000.00	1,774,499.92	
		BTPS 3.8% 04/15/26	1,870,000.00	1,897,366.32	
		BTPS 3.8% 08/01/28	1,760,000.00	1,814,736.00	
		BTPS 3.85% 07/01/34	1,480,000.00	1,506,483.41	
		BTPS 3.85% 09/01/49	1,470,000.00	1,394,340.01	
		BTPS 3.85% 09/15/26	860,000.00	877,198.71	
		BTPS 3.85% 12/15/29	2,860,000.00	2,959,978.45	
		BTPS 3% 08/01/29	1,150,000.00	1,147,441.25	
		BTPS 4.1% 02/01/29	440,000.00	459,419.84	
		BTPS 4.15% 10/01/39	460,000.00	467,068.45	
		BTPS 4.2% 03/01/34	1,920,000.00	2,013,638.40	
		BTPS 4.35% 11/01/33	2,090,000.00	2,220,760.85	
		BTPS 4.4% 05/01/33	1,060,000.00	1,132,440.40	
		BTPS 4.45% 09/01/43	1,560,000.00	1,621,065.72	
		BTPS 4.5% 03/01/26	2,080,000.00	2,129,249.20	
		BTPS 4.5% 10/01/53	1,510,000.00	1,564,980.61	
		BTPS 4.75% 09/01/28	2,630,000.00	2,807,292.24	
		BTPS 4.75% 09/01/44	1,700,000.00	1,842,426.00	
		BTPS 4% 02/01/37	3,070,000.00	3,146,683.99	
		BTPS 4% 04/30/35	880,000.00	906,833.84	
		BTPS 4% 10/30/31	1,250,000.00	1,305,675.00	
		BTPS 4% 11/15/30	2,310,000.00	2,406,384.75	
		BTPS 5.0% 08/01/39	2,680,000.00	2,982,734.14	
		BTPS 5.25% 11/01/29	3,350,000.00	3,699,633.80	
		BTPS 5.75% 02/01/33	2,280,000.00	2,654,284.80	
		BTPS 5% 08/01/34	2,830,000.00	3,156,157.50	
		BTPS 5% 09/01/40	2,740,000.00	3,043,604.33	
		BTPS 6.5% 11/01/27	2,700,000.00	2,999,160.00	
		BTPS 6% 05/01/31	1,140,000.00	1,327,427.40	
		BTPS 7.25% 11/01/26	1,400,000.00	1,530,480.00	
		DBR 0.25% 02/15/27	2,490,000.00	2,372,577.82	
		DBR 0.25% 02/15/29	1,970,000.00	1,814,808.32	

		DBR 0.25% 08/15/28	2,090,000.00	1,942,794.17	
		DBR 0.5% 02/15/26	3,000,000.00	2,916,123.00	
		DBR 0.5% 02/15/28	1,360,000.00	1,285,880.68	
		DBR 0.5% 08/15/27	350,000.00	333,317.68	
		DBR 0% 02/15/30	970,000.00	864,872.85	
		DBR 0% 02/15/31	1,660,000.00	1,449,304.90	
		DBR 0% 02/15/32	3,100,000.00	2,644,718.50	
		DBR 0% 05/15/35	2,380,000.00	1,861,276.62	
		DBR 0% 05/15/36	2,430,000.00	1,846,180.35	
		DBR 0% 08/15/26	2,920,000.00	2,790,483.40	
		DBR 0% 08/15/29	2,950,000.00	2,657,559.61	
		DBR 0% 08/15/30	2,350,000.00	2,074,235.72	
		DBR 0% 08/15/30	1,480,000.00	1,306,829.26	
		DBR 0% 08/15/31	3,990,000.00	3,445,685.18	
		DBR 0% 08/15/50	4,580,000.00	2,412,517.27	
		DBR 0% 08/15/52	3,020,000.00	1,517,689.63	
		DBR 0% 11/15/27	2,820,000.00	2,630,312.70	
		DBR 0% 11/15/28	1,990,000.00	1,820,922.63	
		DBR 1.25% 08/15/48	3,340,000.00	2,576,646.00	
		DBR 1.7% 08/15/32	2,600,000.00	2,511,713.10	
		DBR 1.8% 08/15/53	3,700,000.00	3,155,840.07	
		DBR 1% 05/15/38	2,360,000.00	1,962,101.64	
		DBR 1% 08/15/25	2,430,000.00	2,389,880.70	
		DBR 2.1% 11/15/29	3,430,000.00	3,416,953.99	
		DBR 2.2% 02/15/34	2,900,000.00	2,887,759.10	
		DBR 2.3% 02/15/33	4,320,000.00	4,352,659.20	
		DBR 2.4% 11/15/30	2,000,000.00	2,024,656.99	
		DBR 2.5% 07/04/44	2,930,000.00	2,906,942.36	
		DBR 2.5% 08/15/46	3,010,000.00	2,985,875.51	
		DBR 2.5% 08/15/54	1,460,000.00	1,451,527.24	
		DBR 2.6% 08/15/33	2,440,000.00	2,514,517.60	
		DBR 2.6% 08/15/34	800,000.00	822,620.32	
		DBR 3.25% 07/04/42	2,030,000.00	2,236,688.10	
		DBR 4.0% 01/04/37	2,570,000.00	3,002,932.94	
		DBR 4.25% 07/04/39	1,810,000.00	2,201,941.92	
		DBR 4.75% 07/04/28	1,430,000.00	1,564,613.76	

		DBR 4.75% 07/04/34	2,500,000.00	3,042,446.24	
		DBR 4.75% 07/04/40	2,060,000.00	2,659,315.17	
		DBR 5.5% 01/04/31	3,100,000.00	3,701,721.47	
		DBR 5.625% 01/04/28	2,810,000.00	3,117,343.75	
		DBR 6.25% 01/04/30	1,570,000.00	1,889,298.75	
		DBR 6.5% 07/04/27	2,690,000.00	3,000,957.27	
		FRTR 0.25% 11/25/26	3,700,000.00	3,512,569.50	
		FRTR 0.5% 05/25/26	4,500,000.00	4,338,814.45	
		FRTR 0.5% 05/25/29	4,260,000.00	3,857,640.31	
		FRTR 0.5% 05/25/40	2,690,000.00	1,781,513.02	
		FRTR 0.5% 05/25/72	1,290,000.00	475,083.97	
		FRTR 0.5% 06/25/44	2,030,000.00	1,201,554.76	
		FRTR 0.75% 02/25/28	5,200,000.00	4,882,566.00	
		FRTR 0.75% 05/25/28	6,860,000.00	6,413,359.12	
		FRTR 0.75% 05/25/52	2,940,000.00	1,539,314.91	
		FRTR 0.75% 05/25/53	3,040,000.00	1,551,676.80	
		FRTR 0.75% 11/25/28	4,550,000.00	4,211,561.90	
		FRTR 0% 02/25/26	4,020,000.00	3,862,990.31	
		FRTR 0% 02/25/27	4,000,000.00	3,752,117.46	
		FRTR 0% 05/25/32	3,780,000.00	3,052,042.85	
		FRTR 0% 11/25/29	4,820,000.00	4,202,650.14	
		FRTR 0% 11/25/30	6,120,000.00	5,183,203.92	
		FRTR 0% 11/25/31	5,340,000.00	4,382,906.46	
		FRTR 1.25% 05/25/34	5,510,000.00	4,722,725.69	
		FRTR 1.25% 05/25/36	4,450,000.00	3,650,731.05	
		FRTR 1.25% 05/25/38	2,300,000.00	1,801,072.50	
		FRTR 1.5% 05/25/31	5,280,000.00	4,887,379.83	
		FRTR 1.5% 05/25/50	3,050,000.00	2,044,697.12	
		FRTR 1.75% 05/25/66	1,680,000.00	1,066,871.40	
		FRTR 1.75% 06/25/39	3,570,000.00	2,959,083.75	
		FRTR 1% 05/25/27	4,970,000.00	4,763,199.98	
		FRTR 1% 11/25/25	4,200,000.00	4,110,050.70	
		FRTR 2.5% 05/25/30	5,570,000.00	5,517,790.49	
		FRTR 2.5% 05/25/43	1,710,000.00	1,501,931.47	
		FRTR 2.5% 09/24/26	3,140,000.00	3,131,759.07	
		FRTR 2.5% 09/24/27	1,100,000.00	1,096,620.70	

		FRTR 2.75% 02/25/29	4,370,000.00	4,386,007.31	
		FRTR 2.75% 02/25/30	1,520,000.00	1,522,995.31	
		FRTR 2.75% 10/25/27	5,460,000.00	5,484,133.20	
		FRTR 2% 05/25/48	2,860,000.00	2,200,596.68	
		FRTR 2% 11/25/32	2,900,000.00	2,721,719.60	
		FRTR 3.25% 05/25/45	2,860,000.00	2,800,357.56	
		FRTR 3.25% 05/25/55	490,000.00	461,374.55	
		FRTR 3.5% 04/25/26	4,730,000.00	4,793,501.19	
		FRTR 3.5% 11/25/33	4,100,000.00	4,286,152.70	
		FRTR 3% 05/25/33	4,210,000.00	4,245,126.13	
		FRTR 3% 05/25/54	2,450,000.00	2,209,180.91	
		FRTR 3% 06/25/49	770,000.00	715,231.82	
		FRTR 4.5% 04/25/41	3,490,000.00	4,023,919.04	
		FRTR 4.75% 04/25/35	3,460,000.00	3,999,680.76	
		FRTR 4% 04/25/55	2,540,000.00	2,756,611.20	
		FRTR 4% 04/25/60	1,880,000.00	2,061,271.48	
		FRTR 4% 10/25/38	2,140,000.00	2,331,150.15	
		FRTR 5.5% 04/25/29	5,920,000.00	6,640,760.00	
		FRTR 5.75% 10/25/32	4,370,000.00	5,280,059.05	
		FRTR 6.0% 10/25/25	1,900,000.00	1,967,904.48	
		IRISH 0.2% 05/15/27	670,000.00	631,994.25	
		IRISH 0.2% 10/18/30	910,000.00	797,177.24	
		IRISH 0.35% 10/18/32	450,000.00	378,455.62	
		IRISH 0.4% 05/15/35	690,000.00	543,392.25	
		IRISH 0.55% 04/22/41	410,000.00	283,679.00	
		IRISH 0.9% 05/15/28	770,000.00	730,612.57	
		IRISH 0% 10/18/31	1,120,000.00	939,574.81	
		IRISH 1.1% 05/15/29	980,000.00	925,205.26	
		IRISH 1.3% 05/15/33	430,000.00	388,520.91	
		IRISH 1.35% 03/18/31	370,000.00	345,592.16	
		IRISH 1.5% 05/15/50	800,000.00	588,522.69	
		IRISH 1.7% 05/15/37	740,000.00	653,102.54	
		IRISH 1% 05/15/26	1,000,000.00	974,626.50	
		IRISH 2.4% 05/15/30	930,000.00	929,004.90	
		IRISH 2.6% 10/18/34	200,000.00	198,937.20	
		IRISH 2% 02/18/45	1,010,000.00	860,395.26	

		IRISH 3% 10/18/43	370,000.00	372,085.50	
		NETHER 0.25% 07/15/29	950,000.00	859,140.15	
		NETHER 0.5% 01/15/40	1,470,000.00	1,062,544.95	
		NETHER 0.5% 07/15/26	1,750,000.00	1,689,012.50	
		NETHER 0.5% 07/15/32	1,300,000.00	1,120,417.85	
		NETHER 0.75% 07/15/27	1,060,000.00	1,013,758.03	
		NETHER 0.75% 07/15/28	960,000.00	904,073.04	
		NETHER 0% 01/15/26	1,190,000.00	1,149,184.19	
		NETHER 0% 01/15/27	1,730,000.00	1,636,480.52	
		NETHER 0% 01/15/29	1,770,000.00	1,598,522.40	
		NETHER 0% 01/15/38	1,390,000.00	970,702.65	
		NETHER 0% 01/15/52	1,740,000.00	851,323.25	
		NETHER 0% 07/15/30	1,350,000.00	1,175,912.10	
		NETHER 0% 07/15/31	1,370,000.00	1,163,561.55	
		NETHER 2.5% 01/15/30	1,210,000.00	1,216,753.61	
		NETHER 2.5% 01/15/33	1,550,000.00	1,552,071.73	
		NETHER 2.5% 07/15/33	1,170,000.00	1,169,008.42	
		NETHER 2.5% 07/15/34	1,090,000.00	1,084,007.06	
		NETHER 2.75% 01/15/47	1,900,000.00	1,906,518.90	
		NETHER 2% 01/15/54	1,160,000.00	990,098.28	
		NETHER 3.25% 01/15/44	750,000.00	805,116.89	
		NETHER 3.75% 01/15/42	1,700,000.00	1,931,744.00	
		NETHER 4% 01/15/37	1,660,000.00	1,889,117.35	
		NETHER 5.5% 01/15/28	1,530,000.00	1,684,315.03	
		OBL 0% 04/10/26	3,070,000.00	2,954,515.04	
		OBL 0% 04/16/27	1,830,000.00	1,726,216.12	
		OBL 0% 10/09/26	2,680,000.00	2,553,241.36	
		OBL 0% 10/10/25	4,000,000.00	3,887,268.00	
		OBL 1.3% 10/15/27	3,550,000.00	3,456,541.13	
		OBL 2.1% 04/12/29	2,780,000.00	2,769,500.89	
		OBL 2.2% 04/13/28	3,450,000.00	3,450,156.97	
		OBL 2.4% 10/19/28	4,270,000.00	4,304,175.79	
		RAGB 0.25% 10/20/36	720,000.00	524,005.20	
		RAGB 0.5% 02/20/29	1,800,000.00	1,649,034.00	
		RAGB 0.5% 04/20/27	1,490,000.00	1,415,180.76	
		RAGB 0.7% 04/20/71	420,000.00	192,719.94	

		RAGB 0.75% 02/20/28	880,000.00	829,557.52	
		RAGB 0.75% 03/20/51	780,000.00	455,823.03	
		RAGB 0.75% 10/20/26	1,480,000.00	1,426,261.20	
		RAGB 0.85% 06/30/20	230,000.00	105,996.65	
		RAGB 0.9% 02/20/32	1,120,000.00	986,712.16	
		RAGB 0% 02/20/30	1,480,000.00	1,289,511.03	
		RAGB 0% 02/20/31	1,670,000.00	1,410,615.60	
		RAGB 0% 10/20/28	880,000.00	794,495.89	
		RAGB 0% 10/20/40	580,000.00	356,698.53	
		RAGB 1.2% 10/20/25	1,190,000.00	1,169,862.82	
		RAGB 1.5% 02/20/47	1,080,000.00	802,847.70	
		RAGB 1.5% 11/02/86	400,000.00	246,556.45	
		RAGB 1.85% 05/23/49	660,000.00	518,852.40	
		RAGB 2.1% 09/20/17	650,000.00	502,049.13	
		RAGB 2.4% 05/23/34	930,000.00	900,130.26	
		RAGB 2.9% 02/20/33	1,510,000.00	1,527,327.25	
		RAGB 2.9% 02/20/34	840,000.00	847,352.52	
		RAGB 2.9% 05/23/29	350,000.00	356,248.37	
		RAGB 3.15% 06/20/44	830,000.00	836,063.15	
		RAGB 3.15% 10/20/53	440,000.00	440,715.29	
		RAGB 3.2% 07/15/39	330,000.00	336,334.18	
		RAGB 3.45% 10/20/30	230,000.00	240,951.68	
		RAGB 3.8% 01/26/62	420,000.00	483,975.87	
		RAGB 4.15% 03/15/37	1,550,000.00	1,743,000.10	
		RAGB 4.85% 03/15/26	1,170,000.00	1,207,589.76	
		RAGB 6.25% 07/15/27	1,180,000.00	1,301,888.57	
		RFGB 0.125% 04/15/36	440,000.00	319,932.25	
		RFGB 0.125% 04/15/52	460,000.00	216,959.00	
		RFGB 0.125% 09/15/31	710,000.00	596,583.69	
		RFGB 0.25% 09/15/40	300,000.00	194,519.13	
		RFGB 0.5% 04/15/26	570,000.00	551,293.25	
		RFGB 0.5% 04/15/43	490,000.00	313,408.46	
		RFGB 0.5% 09/15/27	540,000.00	509,517.43	
		RFGB 0.5% 09/15/28	780,000.00	720,836.37	
		RFGB 0.5% 09/15/29	530,000.00	478,930.73	
		RFGB 0.75% 04/15/31	510,000.00	452,872.79	

		RFGB 0.875% 09/15/25	440,000.00	431,339.15	
		RFGB 0% 09/15/26	460,000.00	436,961.13	
		RFGB 0% 09/15/30	720,000.00	616,831.20	
		RFGB 1.125% 04/15/34	640,000.00	551,616.00	
		RFGB 1.375% 04/15/27	350,000.00	340,180.92	
		RFGB 1.375% 04/15/47	570,000.00	416,341.32	
		RFGB 1.5% 09/15/32	570,000.00	521,066.97	
		RFGB 2.625% 07/04/42	470,000.00	443,538.06	
		RFGB 2.75% 04/15/38	400,000.00	388,589.80	
		RFGB 2.75% 07/04/28	680,000.00	687,080.70	
		RFGB 2.875% 04/15/29	320,000.00	324,580.18	
		RFGB 2.95% 04/15/55	350,000.00	341,204.50	
		RFGB 3% 09/15/33	480,000.00	489,304.80	
		RFGB 3% 09/15/34	430,000.00	436,804.75	
		SPGB 0.1% 04/30/31	2,200,000.00	1,846,790.00	
		SPGB 0.5% 04/30/30	3,210,000.00	2,844,514.21	
		SPGB 0.5% 10/31/31	2,570,000.00	2,189,605.30	
		SPGB 0.6% 10/31/29	1,970,000.00	1,775,404.38	
		SPGB 0.7% 04/30/32	2,500,000.00	2,134,912.50	
		SPGB 0.8% 07/30/27	2,440,000.00	2,319,071.77	
		SPGB 0.8% 07/30/29	2,210,000.00	2,021,488.10	
		SPGB 0.85% 07/30/37	1,760,000.00	1,308,128.80	
		SPGB 0% 01/31/26	2,660,000.00	2,559,401.46	
		SPGB 0% 01/31/27	2,910,000.00	2,733,915.15	
		SPGB 0% 01/31/28	3,050,000.00	2,793,525.50	
		SPGB 1.2% 10/31/40	2,110,000.00	1,519,055.46	
		SPGB 1.25% 10/31/30	3,370,000.00	3,087,438.98	
		SPGB 1.3% 10/31/26	2,070,000.00	2,014,312.34	
		SPGB 1.4% 04/30/28	2,230,000.00	2,138,087.76	
		SPGB 1.4% 07/30/28	2,400,000.00	2,294,093.40	
		SPGB 1.45% 04/30/29	2,690,000.00	2,551,707.10	
		SPGB 1.45% 10/31/27	1,960,000.00	1,893,330.60	
		SPGB 1.45% 10/31/71	660,000.00	332,405.70	
		SPGB 1.5% 04/30/27	1,500,000.00	1,458,643.50	
		SPGB 1.85% 07/30/35	2,190,000.00	1,933,053.87	
		SPGB 1.9% 10/31/52	1,890,000.00	1,298,467.80	

		SPGB 1.95% 04/30/26	2,300,000.00	2,273,816.80	
		SPGB 1.95% 07/30/30	2,020,000.00	1,937,404.22	
		SPGB 1% 07/30/42	1,350,000.00	904,019.06	
		SPGB 1% 10/31/50	2,000,000.00	1,119,115.00	
		SPGB 2.15% 10/31/25	1,570,000.00	1,558,376.11	
		SPGB 2.35% 07/30/33	2,190,000.00	2,085,971.16	
		SPGB 2.5% 05/31/27	2,330,000.00	2,322,600.48	
		SPGB 2.55% 10/31/32	2,500,000.00	2,436,998.74	
		SPGB 2.7% 10/31/48	1,710,000.00	1,453,784.71	
		SPGB 2.8% 05/31/26	1,670,000.00	1,673,335.32	
		SPGB 2.9% 10/31/46	1,780,000.00	1,589,088.76	
		SPGB 3.15% 04/30/33	2,170,000.00	2,202,551.08	
		SPGB 3.25% 04/30/34	2,150,000.00	2,185,323.42	
		SPGB 3.45% 07/30/43	1,290,000.00	1,263,459.54	
		SPGB 3.45% 07/30/66	1,440,000.00	1,335,994.56	
		SPGB 3.45% 10/31/34	1,200,000.00	1,236,328.44	
		SPGB 3.5% 05/31/29	1,980,000.00	2,052,654.12	
		SPGB 3.55% 10/31/33	2,270,000.00	2,367,717.82	
		SPGB 3.9% 07/30/39	1,660,000.00	1,747,942.65	
		SPGB 4.2% 01/31/37	1,800,000.00	1,974,939.29	
		SPGB 4.7% 07/30/41	1,780,000.00	2,053,091.16	
		SPGB 4.9% 07/30/40	1,730,000.00	2,028,321.20	
		SPGB 4% 10/31/54	770,000.00	798,343.70	
		SPGB 5.15% 10/31/28	3,710,000.00	4,077,623.90	
		SPGB 5.15% 10/31/44	1,520,000.00	1,858,349.72	
		SPGB 5.75% 07/30/32	2,250,000.00	2,705,886.00	
		SPGB 5.9% 07/30/26	2,310,000.00	2,448,818.29	
		SPGB 6.0% 01/31/29	910,000.00	1,037,523.94	
	ユーロ 小計		695,790,000.00	655,520,415.15 (105,683,001,330)	
	イギリスポンド	UKT 0.125% 01/30/26	1,260,000.00	1,198,158.44	
		UKT 0.125% 01/31/28	1,510,000.00	1,336,692.16	
		UKT 0.25% 07/31/31	2,490,000.00	1,959,249.77	
		UKT 0.375% 10/22/26	2,980,000.00	2,764,814.20	
		UKT 0.375% 10/22/30	2,180,000.00	1,779,915.50	
		UKT 0.5% 01/31/29	2,180,000.00	1,891,525.39	

		UKT 0.5% 10/22/61	2,420,000.00	753,346.00	
		UKT 0.625% 07/31/35	2,250,000.00	1,580,314.50	
		UKT 0.625% 10/22/50	1,450,000.00	605,520.00	
		UKT 0.875% 01/31/46	1,530,000.00	784,415.70	
		UKT 0.875% 07/31/33	3,400,000.00	2,625,548.00	
		UKT 0.875% 10/22/29	1,460,000.00	1,266,959.96	
		UKT 1.125% 01/31/39	2,130,000.00	1,423,266.00	
		UKT 1.125% 10/22/73	1,050,000.00	394,905.00	
		UKT 1.25% 07/22/27	1,250,000.00	1,162,000.00	
		UKT 1.25% 07/31/51	2,610,000.00	1,306,305.00	
		UKT 1.25% 10/22/41	2,030,000.00	1,280,717.15	
		UKT 1.5% 07/22/26	1,990,000.00	1,900,719.84	
		UKT 1.5% 07/22/47	1,540,000.00	891,506.00	
		UKT 1.5% 07/31/53	1,520,000.00	792,832.00	
		UKT 1.625% 10/22/28	1,070,000.00	983,494.56	
		UKT 1.625% 10/22/54	1,340,000.00	715,426.00	
		UKT 1.625% 10/22/71	1,670,000.00	784,399.00	
		UKT 1.75% 01/22/49	1,080,000.00	648,540.00	
		UKT 1.75% 07/22/57	1,900,000.00	1,028,090.00	
		UKT 1.75% 09/07/37	1,890,000.00	1,441,507.53	
		UKT 1% 01/31/32	3,700,000.00	3,026,566.70	
		UKT 2.5% 07/22/65	1,420,000.00	912,066.00	
		UKT 2% 09/07/25	2,380,000.00	2,324,957.64	
		UKT 3.25% 01/22/44	2,310,000.00	1,960,266.00	
		UKT 3.25% 01/31/33	3,960,000.00	3,772,307.08	
		UKT 3.5% 01/22/45	2,000,000.00	1,749,000.00	
		UKT 3.5% 07/22/68	1,470,000.00	1,215,249.00	
		UKT 3.5% 10/22/25	2,350,000.00	2,325,493.68	
		UKT 3.75% 01/29/38	2,430,000.00	2,328,328.57	
		UKT 3.75% 03/07/27	1,770,000.00	1,755,439.68	
		UKT 3.75% 07/22/52	1,150,000.00	1,015,450.00	
		UKT 3.75% 10/22/53	3,060,000.00	2,687,292.00	
		UKT 4.125% 01/29/27	3,340,000.00	3,341,544.08	
		UKT 4.125% 07/22/29	1,210,000.00	1,221,434.50	
		UKT 4.25% 03/07/36	1,730,000.00	1,758,498.29	
		UKT 4.25% 06/07/32	1,320,000.00	1,357,026.00	

		UKT 4.25% 07/31/34	1,250,000.00	1,275,712.75	
		UKT 4.25% 09/07/39	1,270,000.00	1,266,825.00	
		UKT 4.25% 12/07/27	1,800,000.00	1,822,287.42	
		UKT 4.25% 12/07/40	1,450,000.00	1,437,965.00	
		UKT 4.25% 12/07/46	1,770,000.00	1,716,015.00	
		UKT 4.25% 12/07/49	1,510,000.00	1,457,150.00	
		UKT 4.25% 12/07/55	1,700,000.00	1,632,000.00	
		UKT 4.375% 07/31/54	1,390,000.00	1,358,864.00	
		UKT 4.5% 06/07/28	3,370,000.00	3,435,288.00	
		UKT 4.5% 09/07/34	1,390,000.00	1,447,697.51	
		UKT 4.5% 12/07/42	2,290,000.00	2,324,350.00	
		UKT 4.625% 01/31/34	2,230,000.00	2,343,662.87	
		UKT 4.75% 10/22/43	1,600,000.00	1,668,160.00	
		UKT 4.75% 12/07/30	1,710,000.00	1,799,035.42	
		UKT 4.75% 12/07/38	1,800,000.00	1,903,327.55	
		UKT 4% 01/22/60	1,250,000.00	1,148,375.00	
		UKT 4% 10/22/31	490,000.00	493,317.88	
		UKT 4% 10/22/63	1,440,000.00	1,317,312.00	
		UKT 6.0% 12/07/28	2,010,000.00	2,184,884.07	
	イギリスポンド 小計		115,500,000.00	98,083,316.39 (18,757,453,426)	
	スウェーデンクローナ	SGB 0.125% 05/12/31	5,280,000.00	4,705,219.20	
		SGB 0.75% 05/12/28	6,780,000.00	6,530,359.92	
		SGB 0.75% 11/12/29	6,770,000.00	6,411,596.20	
		SGB 1.75% 11/11/33	4,610,000.00	4,532,571.75	
		SGB 1% 11/12/26	7,570,000.00	7,433,454.30	
		SGB 2.25% 06/01/32	5,300,000.00	5,426,517.36	
		SGB 3.5% 03/30/39	3,970,000.00	4,642,716.50	
	スウェーデンクローナ 小計		40,280,000.00	39,682,435.23 (563,887,404)	
	ノルウェークローネ	NGB 1.25% 09/17/31	4,780,000.00	4,185,941.60	
		NGB 1.375% 08/19/30	5,200,000.00	4,690,494.22	
		NGB 1.5% 02/19/26	5,320,000.00	5,164,190.48	
		NGB 1.75% 02/17/27	4,630,000.00	4,468,256.73	
		NGB 1.75% 09/06/29	4,100,000.00	3,827,555.00	
		NGB 2.125% 05/18/32	3,730,000.00	3,443,452.07	

		NGB 2% 04/26/28	4,150,000.00	3,986,573.00	
		NGB 3.5% 10/06/42	1,860,000.00	1,897,134.90	
		NGB 3.625% 04/13/34	3,310,000.00	3,380,668.50	
		NGB 3% 08/15/33	5,180,000.00	5,056,198.00	
	ノルウェークローネ 小計		42,260,000.00	40,100,464.50 (553,386,410)	
	デンマーククローネ	DGB 0.25% 11/15/52	5,940,000.00	3,333,002.29	
		DGB 0.5% 11/15/27	4,990,000.00	4,741,475.54	
		DGB 0.5% 11/15/29	5,290,000.00	4,874,378.29	
		DGB 0% 11/15/31	6,540,000.00	5,633,651.12	
		DGB 1.75% 11/15/25	6,560,000.00	6,508,047.22	
		DGB 2.25% 11/15/26	1,920,000.00	1,921,319.04	
		DGB 2.25% 11/15/33	3,880,000.00	3,892,962.28	
		DGB 4.5% 11/15/39	9,470,000.00	11,921,202.48	
	デンマーククローネ 小計		44,590,000.00	42,826,038.26 (925,470,686)	
	ポーランドズロチ	POLGB 0.25% 10/25/26	4,500,000.00	4,084,931.25	
		POLGB 0% 10/25/25	1,480,000.00	1,408,408.32	
		POLGB 1.25% 10/25/30	3,900,000.00	3,113,095.05	
		POLGB 1.75% 04/25/32	4,610,000.00	3,614,719.44	
		POLGB 2.5% 07/25/26	4,900,000.00	4,695,662.16	
		POLGB 2.5% 07/25/27	4,530,000.00	4,241,210.23	
		POLGB 2.75% 04/25/28	4,250,000.00	3,946,457.55	
		POLGB 2.75% 10/25/29	6,000,000.00	5,386,125.00	
		POLGB 3.75% 05/25/27	2,110,000.00	2,048,802.61	
		POLGB 4.75% 07/25/29	1,650,000.00	1,627,986.15	
		POLGB 5.75% 04/25/29	4,640,000.00	4,771,184.39	
		POLGB 5% 10/25/34	550,000.00	537,224.54	
		POLGB 6% 10/25/33	4,350,000.00	4,569,522.75	
		POLGB 7.5% 07/25/28	3,970,000.00	4,317,812.49	
	ポーランドズロチ 小計		51,440,000.00	48,363,141.93 (1,820,785,240)	
	オーストラリアドル	ACGB 0.25% 11/21/25	1,980,000.00	1,896,840.00	
		ACGB 0.5% 09/21/26	2,390,000.00	2,246,289.30	
		ACGB 1.25% 05/21/32	2,770,000.00	2,298,933.80	
		ACGB 1.5% 06/21/31	2,850,000.00	2,470,123.50	

		ACGB 1.75% 06/21/51	1,860,000.00	1,078,428.00	
		ACGB 1.75% 11/21/32	2,000,000.00	1,706,380.00	
		ACGB 1% 11/21/31	2,780,000.00	2,296,252.20	
		ACGB 1% 12/21/30	1,500,000.00	1,274,310.00	
		ACGB 2.25% 05/21/28	1,730,000.00	1,654,883.40	
		ACGB 2.5% 05/21/30	2,340,000.00	2,203,180.20	
		ACGB 2.75% 05/21/41	1,330,000.00	1,091,996.50	
		ACGB 2.75% 06/21/35	1,680,000.00	1,503,247.20	
		ACGB 2.75% 11/21/27	1,530,000.00	1,495,605.60	
		ACGB 2.75% 11/21/28	1,660,000.00	1,610,565.20	
		ACGB 2.75% 11/21/29	1,780,000.00	1,709,031.40	
		ACGB 3.25% 04/21/29	2,110,000.00	2,082,802.10	
		ACGB 3.25% 06/21/39	940,000.00	847,015.20	
		ACGB 3.5% 12/21/34	1,690,000.00	1,628,754.40	
		ACGB 3.75% 04/21/37	1,440,000.00	1,400,947.20	
		ACGB 3.75% 05/21/34	2,340,000.00	2,310,469.20	
		ACGB 3% 03/21/47	1,350,000.00	1,079,406.00	
		ACGB 3% 11/21/33	1,840,000.00	1,714,088.80	
		ACGB 4.25% 04/21/26	1,770,000.00	1,787,664.60	
		ACGB 4.25% 06/21/34	750,000.00	771,150.00	
		ACGB 4.25% 12/21/35	940,000.00	963,988.80	
		ACGB 4.5% 04/21/33	2,720,000.00	2,848,003.20	
		ACGB 4.75% 04/21/27	2,160,000.00	2,227,219.20	
		ACGB 4.75% 06/21/54	720,000.00	755,733.60	
	オーストラリアドル 小計		50,950,000.00	46,953,308.60 (4,597,667,978)	
	ニュージーランドドル	NZGB 0.25% 05/15/28	1,340,000.00	1,176,799.34	
		NZGB 0.5% 05/15/26	730,000.00	687,687.44	
		NZGB 1.5% 05/15/31	1,000,000.00	852,983.20	
		NZGB 1.75% 05/15/41	460,000.00	308,560.60	
		NZGB 2.75% 04/15/37	630,000.00	528,339.58	
		NZGB 2.75% 05/15/51	600,000.00	426,985.07	
		NZGB 2% 05/15/32	900,000.00	775,117.58	
		NZGB 3.5% 04/14/33	1,320,000.00	1,254,985.80	
		NZGB 3% 04/20/29	940,000.00	907,074.59	
		NZGB 4.25% 05/15/34	750,000.00	751,432.87	

		NZGB 4.5% 04/15/27	930,000.00	945,782.56	
		NZGB 4.5% 05/15/30	490,000.00	504,629.53	
		NZGB 4.5% 05/15/35	440,000.00	448,030.35	
		NZGB 5% 05/15/54	380,000.00	399,819.28	
	ニュージーランドドル 小計		10,910,000.00	9,968,227.79 (898,436,370)	
	シンガポールドル	SIGB 0.5% 11/01/25	790,000.00	768,494.84	
		SIGB 1.25% 11/01/26	870,000.00	844,800.45	
		SIGB 1.625% 07/01/31	560,000.00	523,322.21	
		SIGB 1.875% 03/01/50	730,000.00	602,980.00	
		SIGB 1.875% 10/01/51	420,000.00	343,938.00	
		SIGB 2.125% 06/01/26	830,000.00	821,978.96	
		SIGB 2.25% 08/01/36	760,000.00	722,380.00	
		SIGB 2.375% 07/01/39	380,000.00	361,830.30	
		SIGB 2.625% 05/01/28	720,000.00	719,640.00	
		SIGB 2.625% 08/01/32	460,000.00	457,240.00	
		SIGB 2.75% 03/01/46	820,000.00	810,471.60	
		SIGB 2.75% 04/01/42	630,000.00	623,700.00	
		SIGB 2.875% 07/01/29	990,000.00	999,900.00	
		SIGB 2.875% 08/01/28	140,000.00	141,266.31	
		SIGB 2.875% 09/01/27	420,000.00	422,814.00	
		SIGB 2.875% 09/01/30	840,000.00	850,080.00	
		SIGB 3.25% 06/01/54	210,000.00	227,473.42	
		SIGB 3.375% 05/01/34	160,000.00	168,964.48	
		SIGB 3.375% 09/01/33	880,000.00	925,584.00	
		SIGB 3.5% 03/01/27	740,000.00	755,517.80	
		SIGB 3% 04/01/29	150,000.00	152,319.75	
		SIGB 3% 08/01/72	490,000.00	510,428.78	
	シンガポールドル 小計		12,990,000.00	12,755,124.90 (1,413,778,043)	
	マレーシアリンギット	MGS 2.632% 04/15/31	1,650,000.00	1,547,872.42	
		MGS 3.502% 05/31/27	1,510,000.00	1,516,627.39	
		MGS 3.519% 04/20/28	710,000.00	712,475.20	
		MGS 3.582% 07/15/32	1,310,000.00	1,294,496.46	
		MGS 3.733% 06/15/28	2,930,000.00	2,959,872.22	
		MGS 3.757% 05/22/40	2,950,000.00	2,875,876.02	

		MGS 3.828% 07/05/34	1,770,000.00	1,781,117.37	
		MGS 3.844% 04/15/33	1,830,000.00	1,837,114.30	
		MGS 3.885% 08/15/29	2,160,000.00	2,199,310.27	
		MGS 3.892% 03/15/27	1,130,000.00	1,145,870.39	
		MGS 3.899% 11/16/27	1,970,000.00	2,002,242.00	
		MGS 3.9% 11/30/26	2,470,000.00	2,504,857.62	
		MGS 3.906% 07/15/26	1,210,000.00	1,224,687.70	
		MGS 3.955% 09/15/25	1,690,000.00	1,704,252.78	
		MGS 4.065% 06/15/50	3,070,000.00	3,034,072.25	
		MGS 4.232% 06/30/31	2,490,000.00	2,568,474.34	
		MGS 4.254% 05/31/35	1,750,000.00	1,818,409.25	
		MGS 4.392% 04/15/26	2,340,000.00	2,384,235.36	
		MGS 4.457% 03/31/53	1,090,000.00	1,141,465.11	
		MGS 4.498% 04/15/30	3,070,000.00	3,210,589.42	
		MGS 4.504% 04/30/29	720,000.00	750,928.60	
		MGS 4.642% 11/07/33	2,010,000.00	2,144,610.49	
		MGS 4.696% 10/15/42	1,970,000.00	2,141,062.38	
		MGS 4.736% 03/15/46	980,000.00	1,071,202.91	
		MGS 4.762% 04/07/37	2,780,000.00	3,019,617.93	
		MGS 4.893% 06/08/38	2,130,000.00	2,345,541.93	
		MGS 4.921% 07/06/48	1,680,000.00	1,883,452.03	
		MGS 4.935% 09/30/43	1,030,000.00	1,150,547.90	
	マレーシアリンギット 小計		52,400,000.00	53,970,882.04 (1,792,453,948)	
	イスラエルシェケル	ILGOV 0.5% 02/27/26	1,510,000.00	1,430,227.45	
		ILGOV 1.3% 04/30/32	2,970,000.00	2,340,140.22	
		ILGOV 1.5% 05/31/37	2,880,000.00	1,958,522.39	
		ILGOV 1.75% 08/31/25	3,450,000.00	3,370,980.84	
		ILGOV 1% 03/31/30	3,530,000.00	2,929,689.61	
		ILGOV 2.25% 09/28/28	2,700,000.00	2,484,434.43	
		ILGOV 2.8% 11/29/52	1,520,000.00	976,119.96	
		ILGOV 2% 03/31/27	2,530,000.00	2,389,536.42	
		ILGOV 3.75% 02/28/29	2,690,000.00	2,613,480.52	
		ILGOV 3.75% 03/31/47	2,570,000.00	2,098,762.23	
		ILGOV 3.75% 09/30/27	770,000.00	756,595.14	
		ILGOV 4% 03/30/35	1,210,000.00	1,132,150.53	

		ILGOV 5.5% 01/31/42	1,880,000.00	1,979,557.65	
		ILGOV 6.25% 10/30/26	1,340,000.00	1,394,722.51	
	イスラエルシェケル 小計		31,550,000.00	27,854,919.90 (1,092,893,353)	
	オフショア人民元	CGB 1.67% 06/15/26	34,680,000.00	34,753,705.40	
		CGB 1.85% 05/15/27	2,400,000.00	2,409,071.04	
		CGB 1.99% 03/15/26	25,520,000.00	25,677,318.04	
		CGB 2.04% 02/25/27	41,310,000.00	41,604,511.38	
		CGB 2.05% 04/15/29	36,880,000.00	37,111,303.98	
		CGB 2.12% 06/25/31	14,000,000.00	14,021,879.20	
		CGB 2.18% 08/15/26	28,600,000.00	28,887,981.98	
		CGB 2.18% 08/25/25	17,100,000.00	17,197,387.92	
		CGB 2.22% 09/25/25	32,270,000.00	32,490,346.01	
		CGB 2.27% 05/25/34	19,000,000.00	19,136,326.90	
		CGB 2.28% 03/25/31	29,700,000.00	30,039,295.77	
		CGB 2.28% 11/25/25	30,220,000.00	30,471,672.16	
		CGB 2.3% 05/15/26	47,100,000.00	47,620,506.81	
		CGB 2.33% 12/15/25	35,250,000.00	35,592,548.92	
		CGB 2.35% 02/25/34	19,880,000.00	20,166,236.21	
		CGB 2.37% 01/15/29	19,460,000.00	19,835,790.11	
		CGB 2.37% 01/20/27	43,880,000.00	44,522,324.21	
		CGB 2.39% 11/15/26	42,750,000.00	43,360,213.50	
		CGB 2.4% 07/15/28	42,610,000.00	43,385,173.90	
		CGB 2.44% 10/15/27	17,700,000.00	18,038,163.81	
		CGB 2.46% 02/15/26	29,300,000.00	29,637,459.82	
		CGB 2.48% 04/15/27	20,000,000.00	20,371,710.00	
		CGB 2.48% 09/25/28	26,500,000.00	27,117,654.05	
		CGB 2.5% 07/25/27	26,760,000.00	27,326,651.02	
		CGB 2.52% 08/25/33	58,370,000.00	60,018,608.11	
		CGB 2.54% 12/25/30	30,500,000.00	31,373,294.30	
		CGB 2.55% 10/15/28	27,250,000.00	27,954,537.85	
		CGB 2.6% 09/01/32	32,050,000.00	33,143,779.96	
		CGB 2.6% 09/15/30	30,500,000.00	31,455,653.45	
		CGB 2.62% 04/15/28	34,000,000.00	34,883,785.79	
		CGB 2.62% 06/25/30	36,400,000.00	37,566,117.68	
		CGB 2.62% 09/25/29	20,940,000.00	21,603,494.37	

		CGB 2.64% 01/15/28	38,220,000.00	39,198,393.78	
		CGB 2.67% 05/25/33	34,280,000.00	35,656,818.49	
		CGB 2.67% 11/25/33	23,400,000.00	24,362,268.84	
		CGB 2.68% 05/21/30	30,700,000.00	31,777,388.87	
		CGB 2.69% 08/12/26	32,900,000.00	33,546,425.78	
		CGB 2.69% 08/15/32	19,420,000.00	20,208,824.86	
		CGB 2.75% 02/17/32	14,500,000.00	15,134,235.80	
		CGB 2.75% 06/15/29	25,490,000.00	26,447,256.55	
		CGB 2.76% 05/15/32	13,150,000.00	13,742,692.85	
		CGB 2.79% 12/15/29	30,300,000.00	31,538,730.66	
		CGB 2.8% 03/24/29	23,080,000.00	23,969,300.09	
		CGB 2.8% 03/25/30	39,490,000.00	41,106,546.84	
		CGB 2.8% 11/15/32	4,600,000.00	4,827,642.04	
		CGB 2.85% 06/04/27	31,030,000.00	31,942,942.93	
		CGB 2.88% 02/25/33	11,300,000.00	11,954,363.79	
		CGB 2.89% 11/18/31	24,210,000.00	25,512,742.52	
		CGB 2.91% 10/14/28	24,320,000.00	25,315,904.00	
		CGB 3.01% 05/13/28	12,590,000.00	13,113,478.35	
		CGB 3.02% 05/27/31	27,560,000.00	29,247,683.44	
		CGB 3.02% 10/22/25	49,870,000.00	50,737,872.64	
		CGB 3.03% 03/11/26	18,800,000.00	19,220,225.12	
		CGB 3.12% 10/25/52	12,970,000.00	14,835,695.59	
		CGB 3.19% 04/15/53	18,360,000.00	21,292,215.01	
		CGB 3.27% 11/19/30	6,850,000.00	7,371,171.29	
		CGB 3.28% 12/03/27	14,110,000.00	14,838,155.01	
		CGB 3.29% 05/23/29	35,000,000.00	37,334,790.50	
		CGB 3.32% 04/15/52	18,600,000.00	21,972,447.84	
		CGB 3.39% 03/16/50	20,930,000.00	24,802,160.92	
		CGB 3.53% 10/18/51	8,350,000.00	10,197,171.97	
		CGB 3.72% 04/12/51	15,140,000.00	19,006,098.92	
		CGB 3.81% 09/14/50	21,220,000.00	26,943,519.93	
		CGB 3.86% 07/22/49	18,180,000.00	23,107,118.14	
		CGB 3% 10/15/53	9,330,000.00	10,477,667.43	
		CGB 4.08% 10/22/48	19,370,000.00	25,284,526.83	
	オフショア人民元 小計		1,700,500,000.00	1,774,798,981.27 (35,920,334,061)	

合計		346,616,475,370 (346,616,475,370)	

有価証券明細表注記

1.通貨ごとの小計の欄における( )内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の記載は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

4.外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券　216銘柄	100.0%	47.1%
カナダドル	国債証券　40銘柄	100.0%	2.0%
メキシコペソ	国債証券　14銘柄	100.0%	0.7%
ユーロ	国債証券　368銘柄	100.0%	30.5%
イギリスポンド	国債証券　61銘柄	100.0%	5.4%
スウェーデンクローナ	国債証券　7銘柄	100.0%	0.2%
ノルウェークローネ	国債証券　10銘柄	100.0%	0.2%
デンマーククローネ	国債証券　8銘柄	100.0%	0.3%
ポーランドズロチ	国債証券　14銘柄	100.0%	0.5%
オーストラリアドル	国債証券　28銘柄	100.0%	1.3%
ニュージーランドドル	国債証券　14銘柄	100.0%	0.3%
シンガポールドル	国債証券　22銘柄	100.0%	0.4%
マレーシアリンギット	国債証券　28銘柄	100.0%	0.5%
イスラエルシェケル	国債証券　14銘柄	100.0%	0.3%
オフショア人民元	国債証券　66銘柄	100.0%	10.4%

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

外国株式インデックス　マザーファンド

貸借対照表

	2024年 8月 28日現在
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	19,112,434,227

コール・ローン	675,085,324
株式	708,772,748,806
投資信託受益証券	123,000,208
投資証券	14,020,241,354
派生商品評価勘定	727,593,981
未収入金	3,582,586
未収配当金	843,472,490
未収利息	4,026
差入委託証拠金	7,317,978,981
流動資産合計	751,596,141,983
資産合計	751,596,141,983
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	23,674,171
前受金	705,926,488
未払解約金	67,332,495
流動負債合計	796,933,154
負債合計	796,933,154
純資産の部	
元本等	
元本	116,029,281,760
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	634,769,927,069
元本等合計	750,799,208,829
純資産合計	750,799,208,829
負債純資産合計	751,596,141,983

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	2024年 8月 28日現在
1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)新株予約権証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(金融商品取引所等に上場されるまでの間は、気配相場又は取得価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。 (3)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。

	(4)投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	(1)先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。
4.収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 株式及び投資証券は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2)派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 (3)為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

		2024年 8月 28日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	116,029,281,760口
2.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 6.4708円 (1万口当たり純資産額) (64,708円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	2024年 8月 28日現在
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信

	用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引及び為替予約取引を行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

２．金融商品の時価等に関する事項

	2024年 8月 28日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	2024年 8月 28日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年 8月 29日
期首元本額	113,397,092,534円
期中追加設定元本額	13,356,699,340円
期中一部解約元本額	10,724,510,114円
期末元本額	116,029,281,760円
期末元本額の内訳	
ＳＢＩ資産設計オープン（資産成長型）	1,400,681,282円
ＳＢＩ資産設計オープン（分配型）	5,302,007円

ＳＭＴ　グローバル株式インデックス・オープン	34,611,998,911 円
世界経済インデックスファンド	14,795,704,102 円
外国株式インデックス・オープン	873,825,444 円
ＤＣマイセレクション２５	516,675,435 円
ＤＣマイセレクション５０	2,988,839,435 円
ＤＣマイセレクション７５	3,942,134,273 円
ＤＣ外国株式インデックス・オープン	13,295,199,579 円
ＤＣマイセレクションＳ２５	323,724,691 円
ＤＣマイセレクションＳ５０	1,778,781,121 円
ＤＣマイセレクションＳ７５	1,926,020,942 円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０２５	7,952,072 円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０３５	114,940,898 円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０４５	95,891,528 円
ＤＣ世界経済インデックスファンド	8,446,415,378 円
外国株式インデックス・オープン（ＳＭＡ専用）	848,980,894 円
マイセレクション５０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	1,832,407 円
マイセレクション７５ＶＡ１（適格機関投資家専用）	2,714,147 円
外国株式インデックス・オープンＶＡ１（適格機関投資家専用）	12,072,067 円
バランス３０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	5,186,390 円
バランス５０ＶＡ１（適格機関投資家専用）	22,984,679 円
バランス２５ＶＡ２（適格機関投資家専用）	5,864,170 円
バランス５０ＶＡ２（適格機関投資家専用）	17,234,457 円
バランスＡ（２５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	101,633,046 円
バランスＢ（３７．５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	104,066,191 円
バランスＣ（５０）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	819,788,982 円
世界バランスＶＡ１（適格機関投資家専用）	55,675,476 円
世界バランスＶＡ２（適格機関投資家専用）	12,028,670 円
バランスＤ（３５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	87,857,680 円
バランスＥ（２５）ＶＡ１（適格機関投資家専用）	28,312,193 円
グローバル・バランスファンド・シリーズ１	699,973,311 円
ＦＯＦｓ用外国株式インデックス・オープン（適格機関投資家専用）	679,934,208 円
外国株式ファンド・シリーズ１	1,145,782,544 円
コア投資戦略ファンド（安定型）	106,117,974 円
コア投資戦略ファンド（成長型）	263,824,942 円
分散投資コア戦略ファンドＡ	1,373,514,140 円
分散投資コア戦略ファンドＳ	6,645,092,841 円
ＤＣ世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	1,541,900,078 円
ＤＣ世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	970,169,305 円
コア投資戦略ファンド（切替型）	84,277,565 円
世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	425,156,525 円
世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	22,412,928 円
ＳＭＴ　インデックスバランス・オープン	102,980,162 円
サテライト投資戦略ファンド（株式型）	65,295,576 円
外国株式ＳＭＴＢセレクション（ＳＭＡ専用）	4,941,593,100 円
ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン	268,013,508 円
ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン（株式シフト型）	1,254,694,238 円
ＳＭＴ　世界経済インデックス・オープン（債券シフト型）	203,180,703 円
ＳＭＴ　８資産インデックスバランス・オープン	5,572,834 円
Ｍｙ　ＳＭＴ　グローバル株式インデックス（ノーロード）	2,795,024,228 円
グローバル経済コア	667,157,823 円
ＳＢＩ資産設計オープン（つみたてＮＩＳＡ対応型）	14,861,542 円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０５５	6,671,369 円
コア投資戦略ファンド（切替型ワイド）	95,535,998 円
コア投資戦略ファンド（積極成長型）	29,143,797 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０３０	166,355,654 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０４０	170,940,805 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０５０	77,476,942 円

ＤＣターゲット・イヤーファンド（６資産・運用継続型）２０６０	98,770,683 円
１０資産分散投資ファンド	59,789,984 円
グローバル１０資産バランスファンド	18,957,993 円
ＤＣ世界経済インデックスファンド（株式特化型）	2,420,579 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０３５	22,933 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４０	22,941 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０４５	24,654 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５０	24,654 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０５５	32,690 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６０	14,732 円
ＤＣターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）２０６５	11,713 円
ＤＣマイセレクションＳ５０（２０２４－２０２６リスク抑制型）	1,502 円
ＦＯＦｓ用　外国株式インデックス・ファンドＳ（適格機関投資家専用）	43,633,636 円
外株インデックス・ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	349,613,553 円
外株インデックス・ファンド２（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	675,444,771 円
世界株式ファンド（適格機関投資家専用）	1,459,019,017 円
ＦＯＦｓ用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	112,282,172 円
ダイナミック・リスクコントロール・バランス戦略ファンド（適格機関投資家専用）	52,091,389 円
私募世界経済パッシブファンド（適格機関投資家専用）	73,729,182 円
ファンドラップ運用戦略Ｆ（中庸型）（適格機関投資家専用）	81,701,663 円
ＳＭＴＡＭ海外バランスファンド２０２０－０１（適格機関投資家専用）	148,051,885 円
ＳＭＴＡＭ海外バランスファンド２０２０－０８（適格機関投資家専用）	161,831,680 円
ＳＭＴＡＭ海外バランスファンド２０２０－１１（適格機関投資家専用）	161,134,831 円
ＳＭＴＡＭ海外バランスファンド２０２１－０４（適格機関投資家専用）	144,550,011 円
ＳＭＴＡＭ海外バランスファンド２０２１－０７（適格機関投資家専用）	143,116,935 円
ダイナミック・リスクコントロール・バランス戦略ファンド２０２１－１１（適格機関投資家専用）	66,943,643 円
ＳＭＴＡＭ海外バランスファンド２０２３－０２（適格機関投資家専用）	103,069,147 円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年 8月 28日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	29,536,904,686
投資信託受益証券	△641,678
投資証券	1,845,176,727
合計	31,381,439,735

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「外国株式インデックス　マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

株式関連

(2024年 8月 28日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	株価指数先物取引 買建	28,465,992,633	－	29,171,919,121	705,926,488
合計		28,465,992,633	－	29,171,919,121	705,926,488

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は

最終相場で評価しております。

2.株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3.計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

4.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

(2024年 8月 28日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	2,026,680,700	－	2,024,674,022	△2,006,678
	アメリカドル	1,705,235,500	－	1,703,408,872	△1,826,628
	ユーロ	225,849,200	－	225,670,900	△178,300
	イギリスポンド	95,596,000	－	95,594,250	△1,750
合計		2,026,680,700	－	2,024,674,022	△2,006,678

(注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

②計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式

通貨	銘柄	株式数(株)	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	APA CORP	33,009	28.43	938,445.87	
	BAKER HUGHES CO	77,332	35.40	2,737,552.80	
	CHENIERE ENERGY INC	18,099	184.19	3,333,654.81	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	8,482	72.98	619,016.36	
	CHEVRON CORP	135,746	146.95	19,947,874.70	
	CHORD ENERGY CORP	4,800	147.19	706,512.00	
	CONOCOPHILLIPS	90,345	112.43	10,157,488.35	
	COTERRA ENERGY INC	54,546	24.21	1,320,558.66	
	DEVON ENERGY CORPORATION	50,256	44.65	2,243,930.40	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	13,267	194.71	2,583,217.57	
	EOG RESOURCES INC	45,763	128.56	5,883,291.28	

	EQT CORPORATION	43,539	32.75	1,425,902.25	
	EXXON MOBIL	346,986	117.68	40,833,312.48	
	HALLIBURTON CO	70,302	31.62	2,222,949.24	
	HESS CORP	21,602	137.47	2,969,626.94	
	HF SINCLAIR CORP	13,429	47.28	634,923.12	
	KINDER MORGAN INC	160,038	21.39	3,423,212.82	
	MARATHON OIL CORP	39,344	28.33	1,114,615.52	
	MARATHON PETROLEUM CORP	27,588	169.89	4,686,925.32	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	49,406	56.84	2,808,237.04	
	ONEOK INC	43,535	88.44	3,850,235.40	
	OVINTIV INC	20,398	43.24	882,009.52	
	PHILLIPS 66	32,264	134.38	4,335,636.32	
	SCHLUMBERGER	110,287	45.04	4,967,326.48	
	TARGA RESOURCES CORP	17,298	145.13	2,510,458.74	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,599	858.32	1,372,453.68	
	VALERO ENERGY CORP	26,282	140.93	3,703,922.26	
	WILLIAMS COS	97,655	45.38	4,431,583.90	
	AIR PRODUCTS&CHEMICALS	17,479	277.91	4,857,588.89	
	ALBEMARLE CORP	8,403	88.98	747,698.94	
	AMCOR PLC	110,292	11.16	1,230,858.72	
	AVERY DENNISON CORP	6,638	217.42	1,443,233.96	
	BALL CORP	25,896	64.06	1,658,897.76	
	CELANESE CORP-SERIES A	8,582	130.99	1,124,156.18	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	12,872	81.62	1,050,612.64	
	CLEVELAND-CLIFFS INC	43,000	14.05	604,150.00	
	CORTEVA INC	51,757	55.56	2,875,618.92	
	CRH PLC	52,103	88.12	4,591,316.36	
	CROWN HOLDINGS INC	9,940	89.67	891,319.80	
	DOW INC	56,967	53.77	3,063,115.59	
	DUPONT DE NEMOURS INC	34,119	82.49	2,814,476.31	
	EASTMAN CHEMICAL COMPANY	8,832	100.62	888,675.84	
	ECOLAB INC	20,345	248.65	5,058,784.25	
	FREEPORT-MCMORAN INC	110,698	45.23	5,006,870.54	
	INT'L PAPER CO	25,191	48.99	1,234,107.09	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	19,307	100.82	1,946,531.74	
	LINDE PLC	37,432	472.34	17,680,630.88	

	LYONDELLBASELL INDU-CL A	19,745	97.71	1,929,283.95	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	5,017	518.57	2,601,665.69	
	MOSAIC CO/THE	27,732	28.89	801,177.48	
	NEWMONT CORPORATION	86,194	52.70	4,542,423.80	
	NUCOR CORP	18,727	150.37	2,815,978.99	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	6,221	204.91	1,274,745.11	
	PPG INDUSTRIES INC	17,495	127.11	2,223,789.45	
	RELIANCE INC	4,126	281.78	1,162,624.28	
	RPM INTERNATIONAL INC	10,456	113.24	1,184,037.44	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	18,426	359.98	6,632,991.48	
	SMURFIT WESTROCK PLC	40,860	46.89	1,915,925.40	
	STEEL DYNAMICS INC	11,618	121.41	1,410,541.38	
	VULCAN MATERIALS CO	10,153	240.41	2,440,882.73	
	WESTLAKE CORP	2,222	145.40	323,078.80	
	3 M COMPANY	43,663	131.40	5,737,318.20	
	AECOM	10,456	101.66	1,062,956.96	
	AERCAP HOLDINGS NV	14,679	94.50	1,387,165.50	
	ALLEGION PLC	7,721	137.21	1,059,398.41	
	AMETEK INC	17,753	167.98	2,982,148.94	
	AXON ENTERPRISE INC	5,367	363.43	1,950,528.81	
	BOEING CO	44,809	173.05	7,754,197.45	
	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	9,522	174.62	1,662,731.64	
	CARLISLE COS INC	3,456	416.41	1,439,112.96	
	CARRIER GLOBAL CORP	62,063	71.76	4,453,640.88	
	CATERPILLAR	38,627	351.12	13,562,712.24	
	CNH INDUSTRIAL NV	54,445	10.14	552,072.30	
	CUMMINS INC	10,453	306.37	3,202,485.61	
	DEERE&CO	20,534	375.98	7,720,373.32	
	DOVER CORP	10,657	182.49	1,944,795.93	
	EATON CORP	30,932	296.03	9,156,799.96	
	EMCOR GROUP INC	3,640	380.87	1,386,366.80	
	EMERSON ELECTRIC CO	44,010	103.86	4,570,878.60	
	FASTENAL CO	44,011	67.68	2,978,664.48	
	FERGUSON ENTERPRISES INC	16,260	209.00	3,398,340.00	
	FORTIVE CORP	25,894	73.83	1,911,754.02	
	FORTUNE BRANDS HOME & SECURITY INC	10,310	79.30	817,583.00	

	GE VERNOVA INC	20,868	185.55	3,872,057.40	
	GENERAL DYNAMICS CORP	18,159	290.20	5,269,741.80	
	GENERAL ELECTRIC CO	85,192	170.99	14,566,980.08	
	GRACO INC	13,378	81.76	1,093,785.28	
	GRAINGER (WW) INC	3,363	967.36	3,253,231.68	
	HEICO CORP	3,640	247.39	900,499.60	
	HEICO CORP-CLASS A	5,700	192.81	1,099,017.00	
	HONEYWELL INTL INC	51,027	206.11	10,517,174.97	
	HOWMET AEROSPACE INC	31,648	96.95	3,068,273.60	
	HUBBELL INC	4,458	387.97	1,729,570.26	
	HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES INC	3,433	276.91	950,632.03	
	IDEX CORP	5,916	203.59	1,204,438.44	
	ILLINOIS TOOL WORKS	22,812	249.27	5,686,347.24	
	INGERSOLL-RAND INC	31,562	90.63	2,860,464.06	
	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	12,700	36.55	464,185.00	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATION	54,141	71.45	3,868,374.45	
	L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	14,682	230.06	3,377,740.92	
	LENNOX INTERNATIONAL INC	2,526	578.16	1,460,432.16	
	LOCKHEED MARTIN CORP	16,743	560.41	9,382,944.63	
	MASCO CORP	18,934	79.05	1,496,732.70	
	NORDSON CORP	4,121	255.90	1,054,563.90	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	10,696	512.44	5,481,058.24	
	OTIS WORLDWIDE CORP	30,717	93.13	2,860,674.21	
	OWENS CORNING	6,460	167.22	1,080,241.20	
	PACCAR INC	40,380	94.36	3,810,256.80	
	PARKER HANNIFIN CORP	9,881	590.09	5,830,679.29	
	PENTAIR PLC	14,383	85.82	1,234,349.06	
	QUANTA SERVICES INC	11,573	270.36	3,128,876.28	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	8,466	263.32	2,229,267.12	
	RTX CORP	102,848	119.49	12,289,307.52	
	SMITH (A.O.) CORP	9,016	81.76	737,148.16	
	SNAP-ON INC	4,000	282.13	1,128,520.00	
	STANLEY BLACK&DECKER	12,598	99.79	1,257,154.42	
	TEXTRON	13,876	89.53	1,242,318.28	
	TORO CO	8,812	90.60	798,367.20	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	18,000	352.56	6,346,080.00	

	TRANSDIGM GROUP INC	4,240	1,326.23	5,623,215.20	
	UNITED RENTALS INC	5,364	736.45	3,950,317.80	
	VERTIV HOLDINGS CO-A	29,005	80.21	2,326,491.05	
	WABTEC CORP	13,304	164.81	2,192,632.24	
	WATSCO INC	2,656	472.01	1,253,658.56	
	XYLEM INC	19,668	135.42	2,663,440.56	
	AUTOMATIC DATA PROCESS	31,919	274.68	8,767,510.92	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	9,240	155.75	1,439,130.00	
	BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS LLC	9,640	210.16	2,025,942.40	
	CINTAS CORP	7,043	799.59	5,631,512.37	
	COPART INC	69,100	52.59	3,633,969.00	
	DAYFORCE INC	10,668	58.55	624,611.40	
	EQUIFAX INC	9,160	303.24	2,777,678.40	
	JACOBS SOLUTIONS INC	8,836	149.98	1,325,223.28	
	LEIDOS HOLDINGS	9,314	156.06	1,453,542.84	
	PAYCHEX INC	24,118	130.10	3,137,751.80	
	PAYCOM SOFTWARE INC	4,235	163.10	690,728.50	
	PAYLOCITY HOLDING CORP	3,423	161.73	553,601.79	
	REPUBLIC SERVICES INC	16,455	206.97	3,405,691.35	
	ROLLINS INC	25,466	49.56	1,262,094.96	
	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	15,402	74.28	1,144,060.56	
	TRANSUNION	15,741	96.47	1,518,534.27	
	VERALTO CORP	17,691	111.15	1,966,354.65	
	VERISK ANALYTICS INC	10,738	268.92	2,887,662.96	
	WASTE CONNECTIONS INC	19,775	186.01	3,678,347.75	
	WASTE MANAGEMENT INC	30,660	209.20	6,414,072.00	
	C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	8,367	103.60	866,821.20	
	CSX CORP	152,551	33.58	5,122,662.58	
	DELTA AIR LINES INC	15,193	40.81	620,026.33	
	EXPEDITORS INTL WASH INC	12,280	122.30	1,501,844.00	
	FEDEX CORP	17,725	294.90	5,227,102.50	
	GRAB HOLDINGS LTD - CL A	190,364	3.24	616,779.36	
	HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	5,748	172.10	989,230.80	
	KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	13,623	51.59	702,810.57	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	17,982	248.89	4,475,539.98	
	OLD DOMINION FREIGHT LINE	14,712	192.86	2,837,356.32	

	SOUTHWEST AIRLINES CO	13,533	29.11	393,945.63	
	U-HAUL HOLDING CO	6,606	67.61	446,631.66	
	UBER TECHNOLOGIES INC	144,319	72.56	10,471,786.64	
	UNION PACIFIC CORP	46,736	250.35	11,700,357.60	
	UNITED PARCEL SERVICE B	55,567	127.90	7,107,019.30	
	APTIV PLC	21,896	70.83	1,550,893.68	
	FORD MOTOR COMPANY	290,990	11.14	3,241,628.60	
	GENERAL MOTORS CO	89,296	49.25	4,397,828.00	
	RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	51,336	14.48	743,345.28	
	TESLA INC	221,215	209.21	46,280,390.15	
	DECKERS OUTDOOR CORP	2,103	952.84	2,003,822.52	
	DR HORTON INC	22,973	187.54	4,308,356.42	
	GARMIN LTD	11,170	180.65	2,017,860.50	
	LENNAR CORP-CL A	18,864	182.36	3,440,039.04	
	LULULEMON ATHLETICA INC	8,619	271.18	2,337,300.42	
	NIKE B	94,445	85.29	8,055,214.05	
	NVR INC	247	9,076.03	2,241,779.41	
	PULTE GROUP INC	16,747	131.58	2,203,570.26	
	AIRBNB INC-CLASS A	34,827	116.74	4,065,703.98	
	BOOKING HOLDINGS INC	2,619	3,881.45	10,165,517.55	
	CAESARS ENTERTAINMENT INC	17,560	37.80	663,768.00	
	CARNIVAL CORPORATION	71,810	17.04	1,223,642.40	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	104,450	56.14	5,863,823.00	
	DARDEN RESTAURANTS INC	9,207	156.74	1,443,105.18	
	DOMINO'S PIZZA INC	2,848	418.41	1,191,631.68	
	DOORDASH INC - A	21,857	128.48	2,808,187.36	
	DRAFTKINGS INC	32,654	35.33	1,153,665.82	
	EXPEDIA GROUP INC	9,628	140.80	1,355,622.40	
	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	19,635	218.34	4,287,105.90	
	HYATT HOTELS CORP - CL A	3,787	148.51	562,407.37	
	LAS VEGAS SANDS CORP	30,565	39.94	1,220,766.10	
	MARRIOTT INTL A	19,516	227.62	4,442,231.92	
	MCDONALD'S CORP	55,965	289.64	16,209,702.60	
	MGM RESORTS INTERNATIONAL	15,462	38.01	587,710.62	
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	18,429	169.02	3,114,869.58	
	STARBUCKS CORP	88,273	98.60	8,703,717.80	

	WYNN RESORTS LTD	6,702	77.04	516,322.08	
	YUM BRANDS INC	22,162	134.50	2,980,789.00	
	ALPHABET INC-CL A	455,214	164.68	74,964,641.52	
	ALPHABET INC-CL C	394,786	166.38	65,684,494.68	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	7,192	360.77	2,594,657.84	
	COMCAST CORP-CL A	309,993	40.24	12,474,118.32	
	ELECTRONIC ARTS INC	19,733	149.20	2,944,262.26	
	FOX CORP - CLASS A	21,544	41.04	884,165.76	
	FOX CORP- CLASS B	10,345	38.11	394,247.95	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS	28,511	32.49	926,322.39	
	LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	15,379	77.39	1,190,180.81	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT	11,613	96.59	1,121,699.67	
	MATCH GROUP INC	22,730	37.09	843,055.70	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	169,631	519.10	88,055,452.10	
	NETFLIX INC	33,607	695.72	23,381,062.04	
	NEWS CORP-CLASS A	33,479	27.98	936,742.42	
	OMNICOM GROUP	14,048	99.11	1,392,297.28	
	PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	32,508	10.52	341,984.16	
	PINTEREST INC- CLASS A	45,767	31.53	1,443,033.51	
	ROBLOX CORP -CLASS A	35,113	44.16	1,550,590.08	
	ROKU INC	9,122	69.74	636,168.28	
	SEA LTD-ADR	28,338	82.32	2,332,784.16	
	SNAP INC - A	72,602	9.50	689,719.00	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	12,867	160.78	2,068,756.26	
	THE WALT DISNEY CO	142,615	90.90	12,963,703.50	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	33,583	103.92	3,489,945.36	
	WARNER BROS DISCOVERY INC	177,413	8.11	1,438,819.43	
	AMAZON.COM	724,185	173.12	125,370,907.20	
	AUTOZONE INC	1,368	3,181.85	4,352,770.80	
	BATH & BODY WORKS INC	13,452	34.72	467,053.44	
	BEST BUY COMPANY INC	15,285	88.88	1,358,530.80	
	BURLINGTON STORES INC	5,108	278.99	1,425,080.92	
	CARMAX INC	10,695	84.41	902,764.95	
	DICK'S SPORTING GOODS INC	4,950	236.30	1,169,685.00	
	EBAY	41,952	59.37	2,490,690.24	
	ETSY INC	10,294	55.39	570,184.66	

	GENUINE PARTS CO	9,903	142.71	1,413,257.13	
	GLOBAL-E ONLINE LTD	7,000	34.75	243,250.00	
	HOME DEPOT	77,067	373.18	28,759,863.06	
	LKQ CORP	19,286	42.40	817,726.40	
	LOWES COMPANIES	44,328	248.57	11,018,610.96	
	MERCADOLIBRE INC	3,573	2,036.21	7,275,378.33	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	4,577	1,127.73	5,161,620.21	
	POOL CORP	2,664	351.92	937,514.88	
	ROSS STORES INC	25,425	153.33	3,898,415.25	
	TJX COMPANIES INC	88,680	120.06	10,646,920.80	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	7,846	272.94	2,141,487.24	
	ULTA BEAUTY INC	3,920	371.35	1,455,692.00	
	WILLIAMS-SONOMA INC	8,920	134.33	1,198,223.60	
	ALBERTSONS COS INC - CLASS A	25,000	20.63	515,750.00	
	COSTCO WHOLESALE CORP	34,237	908.90	31,118,009.30	
	DOLLAR GENERAL CORP	16,287	125.12	2,037,829.44	
	DOLLAR TREE INC	16,318	95.40	1,556,737.20	
	KROGER CO	50,664	52.72	2,671,006.08	
	SYSCO CORP	40,090	76.20	3,054,858.00	
	TARGET (DAYTON HUDSON)	35,264	158.68	5,595,691.52	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	51,567	9.45	487,308.15	
	WALMART INC	342,809	76.13	26,098,049.17	
	ALTRIA GROUP INC	132,873	53.01	7,043,597.73	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	40,618	60.56	2,459,826.08	
	BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	14,082	45.10	635,098.20	
	BUNGE GLOBAL SA	11,604	100.32	1,164,113.28	
	CAMPBELL SOUP CO	15,869	49.84	790,910.96	
	CELSIUS HOLDINGS INC	13,069	39.80	520,146.20	
	COCA-COLA CO	316,878	71.50	22,656,777.00	
	COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	15,394	79.99	1,231,366.06	
	CONAGRA BRANDS INC	33,324	31.27	1,042,041.48	
	CONSTELLATION BRANDS INC-A	13,126	239.98	3,149,977.48	
	GENERAL MILLS INC	43,531	71.03	3,092,006.93	
	HERSHEY FOODS CORPORATION	10,942	191.13	2,091,344.46	
	HORMEL FOODS CORP	23,338	32.21	751,716.98	
	JM SMUCKER CO	7,850	120.70	947,495.00	

	KELLANOVA	23,448	80.79	1,894,363.92	
	KEURIG DR PEPPER INC	81,153	36.37	2,951,534.61	
	KRAFT HEINZ CO/THE	68,964	35.74	2,464,773.36	
	LAMB WESTON HOLDINGS INC	11,876	62.24	739,162.24	
	MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	18,092	79.26	1,433,971.92	
	MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	14,669	53.55	785,524.95	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	105,431	71.25	7,511,958.75	
	MONSTER BEVERAGE CORP	58,348	47.59	2,776,781.32	
	PEPSICO INC	107,105	175.30	18,775,506.50	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	118,983	122.41	14,564,709.03	
	TYSON FOODS INC	23,306	63.93	1,489,952.58	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	19,346	101.15	1,956,847.90	
	CLOROX COMPANY	9,570	156.49	1,497,609.30	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	61,938	105.92	6,560,472.96	
	ESTEE LAUDER CO-CL A	18,800	92.87	1,745,956.00	
	KENVUE INC	148,093	21.92	3,246,198.56	
	KIMBERLY-CLARK CORP	26,877	143.54	3,857,924.58	
	PROCTER & GAMBLE CO	181,466	169.25	30,713,120.50	
	ABBOTT LABORATORIES	133,298	113.10	15,076,003.80	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	5,253	236.28	1,241,178.84	
	BAXTER INTERNATIONAL	41,576	37.91	1,576,146.16	
	BECTON DICKINSON & CO	22,142	237.97	5,269,131.74	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	112,121	79.83	8,950,619.43	
	CARDINAL HEALTH	19,151	110.08	2,108,142.08	
	CENCORA INC	14,462	233.50	3,376,877.00	
	CENTENE CORP	40,934	78.00	3,192,852.00	
	COOPER COS INC/THE	12,923	94.35	1,219,285.05	
	CVS HEALTH CORP	99,034	57.46	5,690,493.64	
	DAVITA INC	4,627	154.85	716,490.95	
	DEXCOM INC	28,772	72.24	2,078,489.28	
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	44,930	69.63	3,128,475.90	
	ELEVANCE HEALTH INC	18,232	548.43	9,998,975.76	
	GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	32,998	84.41	2,785,361.18	
	HCA HEALTHCARE INC	15,457	390.18	6,031,012.26	
	HENRY SCHEIN INC	8,755	72.16	631,760.80	
	HOLOGIC INC	18,875	79.71	1,504,526.25	

	HUMANA INC	9,013	353.45	3,185,644.85	
	IDEXX LABORATORIES INC	6,644	482.56	3,206,128.64	
	INSULET CORP	5,246	192.58	1,010,274.68	
	INTUITIVE SURGICAL INC	27,718	482.35	13,369,777.30	
	LABCORP HOLDINGS INC	6,548	230.21	1,507,415.08	
	MCKESSON CORP	10,179	550.72	5,605,778.88	
	MEDTRONIC PLC	102,632	88.80	9,113,721.60	
	MOLINA HEALTHCARE INC	4,545	349.81	1,589,886.45	
	QUEST DIAGNOSTICS	8,679	153.60	1,333,094.40	
	RESMED INC	10,920	242.25	2,645,370.00	
	SOLVENTUM CORP	10,915	60.55	660,903.25	
	STERIS PLC	8,172	236.43	1,932,105.96	
	STRYKER CORP	26,379	358.51	9,457,135.29	
	TELEFLEX INC	3,934	241.81	951,280.54	
	THE CIGNA GROUP	21,946	353.89	7,766,469.94	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	71,401	587.35	41,937,377.35	
	UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	4,672	235.36	1,099,601.92	
	VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	12,491	200.25	2,501,322.75	
	ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	15,254	114.67	1,749,176.18	
	ABBVIE INC	136,294	195.92	26,702,720.48	
	AGILENT TECHNOLOGIES	21,791	141.10	3,074,710.10	
	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	9,643	280.26	2,702,547.18	
	AMGEN	41,885	326.93	13,693,463.05	
	AVANTOR INC	49,647	25.61	1,271,459.67	
	BIO-RAD LABORATORIES-A	1,853	319.37	591,792.61	
	BIO-TECHNE CORP	12,980	71.03	921,969.40	
	BIOGEN INC	10,740	203.30	2,183,442.00	
	BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	14,783	90.46	1,337,270.18	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	155,274	48.12	7,471,784.88	
	CATALENT INC	13,739	59.40	816,096.60	
	CHARLES RIVER LABORATORIES	4,204	203.30	854,673.20	
	DANAHER CORP	54,787	268.82	14,727,841.34	
	ELI LILLY & CO	62,575	954.48	59,726,586.00	
	EXACT SCIENCES CORP	12,208	59.89	731,137.12	
	GILEAD SCIENCES INC	96,270	77.00	7,412,790.00	
	ILLUMINA INC	11,423	130.90	1,495,270.70	

	INCYTE CORP	15,212	65.63	998,363.56	
	IQVIA HOLDINGS INC	13,836	248.60	3,439,629.60	
	JOHNSON & JOHNSON	187,239	162.95	30,510,595.05	
	MERCK & CO	195,618	116.50	22,789,497.00	
	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,627	1,422.59	2,314,553.93	
	MODERNA INC	25,884	78.98	2,044,318.32	
	NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	6,742	152.55	1,028,492.10	
	PFIZER	432,739	28.82	12,471,537.98	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	8,327	1,201.76	10,007,055.52	
	REPLIGEN CORP	4,353	146.03	635,668.59	
	REVVITY INC	8,524	122.44	1,043,678.56	
	ROYALTY PHARMA PLC- CL A	30,083	28.52	857,967.16	
	TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	92,141	18.76	1,728,565.16	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	29,526	610.40	18,022,670.40	
	UNITED THERAPEUTICS CORP	3,618	349.23	1,263,514.14	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	19,876	480.30	9,546,442.80	
	VIATRIS INC	89,720	11.69	1,048,826.80	
	WATERS CORP	4,749	336.77	1,599,320.73	
	WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	5,767	302.63	1,745,267.21	
	ZOETIS INC	35,994	182.10	6,554,507.40	
	BANK OF AMERICA CORP	549,785	39.67	21,809,970.95	
	CITIGROUP	146,698	61.68	9,048,332.64	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	39,522	42.27	1,670,594.94	
	FIFTH THIRD BANCORP	54,420	41.71	2,269,858.20	
	FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	766	1,960.58	1,501,804.28	
	HUNTINGTON BANCSHARES INC	114,112	14.59	1,664,894.08	
	JPMORGAN CHASE & CO	222,518	220.18	48,994,013.24	
	KEY CORP	71,223	16.67	1,187,287.41	
	M & T BANK CORP	13,791	167.40	2,308,613.40	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	31,533	179.15	5,649,136.95	
	REGIONS FINL CORP	70,810	22.76	1,611,635.60	
	TRUIST FINANCIAL CORP	106,342	43.91	4,669,477.22	
	US BANCORP	117,317	45.73	5,364,906.41	
	WELLS FARGO & CO	273,850	56.26	15,406,801.00	
	ALLY FINANCIAL INC	21,529	42.93	924,239.97	
	AMERICAN EXPRESS	45,006	255.03	11,477,880.18	

	AMERIPRISE FINANCIAL INC	7,816	439.33	3,433,803.28	
	APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	29,517	113.58	3,352,540.86	
	ARES MANAGEMENT CORP - A	14,741	146.14	2,154,249.74	
	BANK NEW YORK CO	56,329	67.21	3,785,872.09	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	101,297	460.63	46,660,437.11	
	BLACKROCK INC	11,583	886.13	10,264,043.79	
	BLACKSTONE INC	55,334	141.25	7,815,927.50	
	BLOCK INC	42,352	66.64	2,822,337.28	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	30,097	142.38	4,285,210.86	
	CARLYLE GROUP INC/THE	15,669	40.29	631,304.01	
	CBOE GLOBAL MARKETS INC	8,803	211.35	1,860,514.05	
	CME GROUP INC	27,997	212.40	5,946,562.80	
	COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	14,368	198.30	2,849,174.40	
	COREBRIDGE FINANCIAL INC	19,249	28.87	555,718.63	
	CORPAY INC	4,988	303.57	1,514,207.16	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	18,987	133.33	2,531,536.71	
	EQUITABLE HOLDINGS INC	27,983	41.95	1,173,886.85	
	FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	3,148	411.71	1,296,063.08	
	FIDELITY NATIONAL INFORMATION SERVICES	45,470	81.53	3,707,169.10	
	FISERV INC	46,319	170.17	7,882,104.23	
	FRANKLIN RESOURCES INC	26,070	20.34	530,263.80	
	FUTU HOLDINGS LTD-ADR	4,316	61.52	265,520.32	
	GLOBAL PAYMENTS INC	20,749	109.98	2,281,975.02	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	25,012	507.26	12,687,587.12	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	44,122	160.60	7,085,993.20	
	JACK HENRY & ASSOCIATES INC	5,213	171.39	893,456.07	
	KKR & CO INC	47,919	122.39	5,864,806.41	
	LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	5,490	227.21	1,247,382.90	
	MARKETAXESS HOLDINGS INC	3,207	235.60	755,569.20	
	MASTERCARD INC-CLASS A	64,241	474.99	30,513,832.59	
	MOODY'S CORP	12,577	484.18	6,089,531.86	
	MORGAN STANLEY	93,827	102.08	9,577,860.16	
	MSCI INC	5,952	584.91	3,481,384.32	
	NASDAQ INC	29,020	71.05	2,061,871.00	
	NORTHERN TRUST CORP	15,902	88.90	1,413,687.80	
	PAYPAL HOLDINGS INC	79,286	71.59	5,676,084.74	

	PRICE T ROWE GROUP INC	18,275	107.90	1,971,872.50	
	RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	15,486	117.68	1,822,392.48	
	ROBINHOOD MARKETS INC - A	46,668	21.36	996,828.48	
	S&P GLOBAL INC	24,501	505.39	12,382,560.39	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	117,095	63.91	7,483,541.45	
	SEI INVESTMENTS COMPANY	9,550	66.93	639,181.50	
	STATE STREET CORP	22,335	85.48	1,909,195.80	
	SYNCHRONY FINANCIAL	29,196	48.81	1,425,056.76	
	TOAST INC-CLASS A	31,526	24.75	780,268.50	
	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	9,061	117.21	1,062,039.81	
	VISA INC-CLASS A SHARES	122,188	270.72	33,078,735.36	
	AFLAC	43,196	107.71	4,652,641.16	
	ALLSTATE CORP	20,722	185.14	3,836,471.08	
	AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	6,319	130.94	827,409.86	
	AMERICAN INT'L GROUP	50,875	74.43	3,786,626.25	
	AON PLC	15,249	340.26	5,188,624.74	
	ARCH CAPITAL GROUP LTD	29,737	110.68	3,291,291.16	
	ARTHUR J GALLAGHER & CO	16,294	290.06	4,726,237.64	
	ASSURANT INC	4,726	194.10	917,316.60	
	BROWN & BROWN INC	20,155	103.00	2,075,965.00	
	CHUBB LTD	30,987	277.21	8,589,906.27	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	11,110	133.60	1,484,296.00	
	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	2,166	488.54	1,058,177.64	
	EVEREST GROUP LTD	3,288	388.13	1,276,171.44	
	FNF GROUP	20,461	58.40	1,194,922.40	
	HARTFORD FINANCIAL SVCS	21,873	113.46	2,481,710.58	
	LOEWS CORP	16,402	80.67	1,323,149.34	
	MARKEL GROUP INC	1,007	1,573.25	1,584,262.75	
	MARSH & MCLENNAN COS	38,224	226.32	8,650,855.68	
	METLIFE INC	48,925	75.02	3,670,353.50	
	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	18,536	79.45	1,472,685.20	
	PROGRESSIVE CORP	45,236	245.57	11,108,604.52	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	26,649	117.92	3,142,450.08	
	TRAVELERS COS INC/THE	17,147	223.64	3,834,755.08	
	WILLIS TOWERS WATSON PLC	7,737	288.04	2,228,565.48	
	WR BERKLEY CORP	21,540	58.71	1,264,613.40	

	WEYERHAEUSER CO	52,615	30.60	1,610,019.00	
	ACCENTURE PLC-CL A	48,353	340.38	16,458,394.14	
	ADOBE INC	34,893	567.82	19,812,943.26	
	AKAMAI TECHNOLOGIES,INC	11,484	101.31	1,163,444.04	
	ANSYS INC	6,794	318.41	2,163,277.54	
	APPLOVIN CORP-CLASS A	12,260	90.30	1,107,078.00	
	ASPEN TECHNOLOGY INC	2,394	214.36	513,177.84	
	ATLASSIAN CORP-CL A	11,436	164.32	1,879,163.52	
	AUTODESK INC	17,030	256.99	4,376,539.70	
	BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	14,813	51.95	769,535.35	
	CADENCE DESIGN SYSTEMS	21,140	268.93	5,685,180.20	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	7,058	188.20	1,328,315.60	
	CLOUDFLARE INC - CLASS A	23,067	81.26	1,874,424.42	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	37,006	77.15	2,855,012.90	
	CONFLUENT INC-CLASS A	12,300	21.07	259,161.00	
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	17,478	269.83	4,716,088.74	
	CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	3,100	281.87	873,797.00	
	DATADOG INC - CLASS A	20,780	116.02	2,410,895.60	
	DOCUSIGN INC	14,969	58.46	875,087.74	
	DYNATRACE INC	22,028	49.87	1,098,536.36	
	EPAM SYSTEMS INC	4,768	200.25	954,792.00	
	FAIR ISAAC CORP	2,026	1,714.90	3,474,387.40	
	FORTINET INC	49,270	75.97	3,743,041.90	
	GARTNER INC	5,859	485.77	2,846,126.43	
	GEN DIGITAL INC	43,555	26.35	1,147,674.25	
	GODADDY INC - CLASS A	11,388	164.72	1,875,831.36	
	HUBSPOT INC	3,646	502.01	1,830,328.46	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	71,082	198.73	14,126,125.86	
	INTUIT INC	21,468	626.32	13,445,837.76	
	MANHATTAN ASSOCIATES INC	4,694	261.69	1,228,372.86	
	MICROSOFT CORP	546,006	413.84	225,959,123.04	
	MICROSTRATEGY INC-CL A	12,190	140.01	1,706,721.90	
	MONDAY.COM LTD	2,838	259.41	736,205.58	
	MONGODB INC	5,325	238.85	1,271,876.25	
	OKTA INC	11,505	96.98	1,115,754.90	
	ORACLE CORP	126,564	138.48	17,526,582.72	

	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	146,919	30.84	4,530,981.96	
	PALO ALTO NETWORKS INC	25,444	350.19	8,910,234.36	
	PTC INC	9,741	176.06	1,715,000.46	
	ROPER TECHNOLOGIES INC	8,456	551.20	4,660,947.20	
	SALESFORCE INC	74,662	264.20	19,725,700.40	
	SAMSARA INC-CL A	13,283	41.98	557,620.34	
	SERVICENOW INC	15,986	831.74	13,296,195.64	
	SNOWFLAKE INC-CLASS A	23,538	115.54	2,719,580.52	
	SYNOPSYS INC	11,896	521.78	6,207,094.88	
	TWILIO INC - A	12,842	61.99	796,075.58	
	TYLER TECHNOLOGIES INC	3,339	578.59	1,931,912.01	
	UIPATH INC - CLASS A	28,419	12.86	365,468.34	
	UNITY SOFTWARE INC	16,437	17.26	283,702.62	
	VERISIGN INC	6,723	181.74	1,221,838.02	
	WIX.COM LTD	5,010	166.86	835,968.60	
	WORKDAY INC-CLASS A	16,432	264.68	4,349,221.76	
	ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	20,869	71.90	1,500,481.10	
	ZSCALER INC	7,204	197.22	1,420,772.88	
	AMPHENOL CORPORATION	91,720	66.52	6,101,214.40	
	APPLE INC	1,134,924	228.03	258,796,719.72	
	ARISTA NETWORKS INC	20,702	345.62	7,155,025.24	
	CDW CORP/DE	9,823	226.99	2,229,722.77	
	CISCO SYSTEMS	312,372	50.71	15,840,384.12	
	CORNING	66,604	42.52	2,832,002.08	
	DELL TECHNOLOGIES -C	20,331	111.86	2,274,225.66	
	F5 INC	4,851	199.71	968,793.21	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	97,432	19.10	1,860,951.20	
	HP INC	77,024	35.60	2,742,054.40	
	JABIL INC	9,340	107.60	1,004,984.00	
	JUNIPER NETWORKS INC	25,321	38.85	983,720.85	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	13,838	154.10	2,132,435.80	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	13,159	432.36	5,689,425.24	
	NETAPP INC	15,191	133.12	2,022,225.92	
	PURE STORAGE INC - CLASS A	23,875	61.12	1,459,240.00	
	SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	14,548	100.71	1,465,129.08	
	SUPER MICRO COMPUTER INC	4,216	547.64	2,308,850.24	

	TE CONNECTIVITY LTD	23,161	151.87	3,517,461.07	
	TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	3,320	425.53	1,412,759.60	
	TRIMBLE IMS HOLDINGS	17,718	56.60	1,002,838.80	
	WESTERN DIGITAL CORP	25,790	62.85	1,620,901.50	
	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	4,162	346.04	1,440,218.48	
	AT&T INC	548,004	19.65	10,768,278.60	
	T-MOBILE US INC	41,896	204.03	8,548,040.88	
	VERIZON COMMUNICATIONS	322,255	41.45	13,357,469.75	
	AES CORP	54,375	17.37	944,493.75	
	ALLIANT ENERGY CORPORATION	20,778	57.59	1,196,605.02	
	AMEREN CORPORATION	20,898	81.65	1,706,321.70	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	40,720	98.54	4,012,548.80	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	14,468	140.17	2,027,979.56	
	ATMOS ENERGY CORP	11,302	129.31	1,461,461.62	
	CENTERPOINT ENERGY INC	47,466	27.22	1,292,024.52	
	CMS ENERGY CORP	23,697	67.45	1,598,362.65	
	CONSOLIDATED EDISON INC	27,675	99.59	2,756,153.25	
	CONSTELLATION ENERGY	23,831	196.14	4,674,212.34	
	DOMINION ENERGY INC	62,863	56.03	3,522,213.89	
	DTE ENERGY COMPANY	15,851	123.88	1,963,621.88	
	DUKE ENERGY CORP	60,351	111.90	6,753,276.90	
	EDISON INTL	30,900	84.78	2,619,702.00	
	ENTERGY CORP	16,181	119.08	1,926,833.48	
	ESSENTIAL UTILITIES INC	20,399	38.94	794,337.06	
	EVERGY INC	18,475	58.65	1,083,558.75	
	EVERSOURCE ENERGY	27,450	66.44	1,823,778.00	
	EXELON CORP	81,573	37.68	3,073,670.64	
	FIRSTENERGY CORP	39,425	43.18	1,702,371.50	
	NEXTERA ENERGY INC	160,662	79.61	12,790,301.82	
	NISOURCE INC	32,351	32.72	1,058,524.72	
	NRG ENERGY INC	13,109	83.60	1,095,912.40	
	PG&E CORP	164,187	18.90	3,103,134.30	
	PPL CORPORATION	58,459	31.73	1,854,904.07	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE	40,266	80.59	3,245,036.94	
	SEMPRA	49,744	81.65	4,061,597.60	
	SOUTHERN CO	86,109	85.74	7,382,985.66	

	VISTRA CORP	24,594	84.59	2,080,406.46	
	WEC ENERGY GROUP INC	23,447	92.61	2,171,426.67	
	XCEL ENERGY INC	41,562	60.89	2,530,710.18	
	ADVANCED MICRO DEVICES	124,711	150.50	18,769,005.50	
	ANALOG DEVICES	37,792	231.84	8,761,697.28	
	APPLIED MATERIALS	64,814	195.77	12,688,636.78	
	BROADCOM INC	340,170	161.39	54,900,036.30	
	ENPHASE ENERGY INC	9,617	122.53	1,178,371.01	
	ENTEGRIS INC	12,389	115.54	1,431,425.06	
	FIRST SOLAR INC	7,921	235.42	1,864,761.82	
	INTEL CORP	328,277	20.07	6,588,519.39	
	KLA CORP	10,294	812.79	8,366,860.26	
	LAM RESEARCH CORP	10,237	820.44	8,398,844.28	
	LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	10,978	46.89	514,758.42	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	67,749	69.71	4,722,782.79	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	40,718	80.94	3,295,714.92	
	MICRON TECHNOLOGY	85,302	97.86	8,347,653.72	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	3,911	945.46	3,697,694.06	
	NVIDIA CORP	1,933,750	128.30	248,100,125.00	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	19,310	252.73	4,880,216.30	
	ON SEMICONDUCTOR CORP	32,011	76.06	2,434,756.66	
	QORVO INC	8,678	113.67	986,428.26	
	QUALCOMM	85,755	173.93	14,915,367.15	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	11,242	107.70	1,210,763.40	
	TERADYNE INC	12,318	134.98	1,662,683.64	
	TEXAS INSTRUMENTS	71,015	210.69	14,962,150.35	
	CBRE GROUP INC-A	22,995	115.34	2,652,243.30	
	COSTAR GROUP INC	33,027	77.17	2,548,693.59	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	98,700	3.67	362,229.00	
	ZILLOW GROUP INC-C	11,809	57.32	676,891.88	
アメリカドル 小計		28,536,177		3,733,206,211.23 (538,589,660,094)	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	38,058	25.11	955,636.38	
	CAMECO CORP	31,793	56.34	1,791,217.62	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	165,204	49.67	8,205,682.68	
	CENOVUS ENERGY INC	111,293	25.25	2,810,148.25	

	ENBRIDGE	166,986	53.36	8,910,372.96	
	IMPERIAL OIL	16,202	102.19	1,655,682.38	
	KEYERA CORP	18,607	39.91	742,605.37	
	MEG ENERGY CORP	13,934	27.07	377,193.38	
	PARKLAND CORP	7,149	36.45	260,581.05	
	PEMBINA PIPELINE CORP	45,941	54.05	2,483,111.05	
	SUNCOR ENERGY	98,973	54.90	5,433,617.70	
	TC ENERGY CORP	82,559	61.41	5,069,948.19	
	TOURMALINE OIL CORP	25,009	62.36	1,559,561.24	
	AGNICO EAGLE MINES	40,306	110.59	4,457,440.54	
	BARRICK GOLD CORP	133,727	27.49	3,676,155.23	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	9,322	77.44	721,895.68	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	65,267	17.18	1,121,287.06	
	FRANCO-NEVADA CORP	15,641	167.39	2,618,146.99	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	51,847	18.99	984,574.53	
	KINROSS GOLD CORP	108,451	12.04	1,305,750.04	
	LUNDIN MINING CORP	38,990	14.32	558,336.80	
	NUTRIEN LTD	37,152	65.12	2,419,338.24	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	22,416	28.50	638,856.00	
	TECK RESOURCES LTD-CL B	35,386	65.70	2,324,860.20	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	3,505	119.44	418,637.20	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	36,991	83.90	3,103,544.90	
	CAE INC	25,999	23.91	621,636.09	
	STANTEC INC	9,001	112.61	1,013,602.61	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	5,213	121.80	634,943.40	
	WSP GLOBAL INC	9,951	224.50	2,233,999.50	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORPORATION	32,579	27.57	898,203.03	
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	12,609	56.74	715,434.66	
	RB GLOBAL INC	14,445	117.18	1,692,665.10	
	THOMSON REUTERS CORP	11,495	229.88	2,642,470.60	
	AIR CANADA	13,805	15.81	218,257.05	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	42,237	158.89	6,711,036.93	
	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	73,125	111.86	8,179,762.50	
	TFI INTERNATIONAL INC	5,837	200.51	1,170,376.87	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	20,254	57.12	1,156,908.48	
	BRP INC/CA- SUB VOTING	3,070	95.12	292,018.40	

	GILDAN ACTIVEWEAR INC	9,820	60.34	592,538.80	
	RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	23,073	93.39	2,154,787.47	
	CANADIAN TIRE CORP -CL A	4,513	157.09	708,947.17	
	DOLLARAMA INC	22,000	137.07	3,015,540.00	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	57,865	79.45	4,597,374.25	
	EMPIRE CO LTD 'A'	6,930	38.25	265,072.50	
	LOBLAW COMPANIES LTD	12,913	173.02	2,234,207.26	
	METRO INC	18,840	84.31	1,588,400.40	
	WESTON (GEORGE) LTD	5,226	220.38	1,151,705.88	
	SAPUTO INC	20,898	30.59	639,269.82	
	BANK MONTREAL	56,278	112.04	6,305,387.12	
	BANK NOVA SCOTIA	97,216	67.22	6,534,859.52	
	CANADIAN IMPERIAL BANK	71,075	74.12	5,268,079.00	
	NATIONAL BANK OF CANADA	27,646	119.89	3,314,478.94	
	ROYAL BANK OF CANADA	109,143	156.57	17,088,519.51	
	TORONTO-DOMINION BANK	136,393	80.25	10,945,538.25	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	29,001	56.33	1,633,626.33	
	BROOKFIELD CORP	104,769	66.99	7,018,475.31	
	IGM FINANCIAL INC	7,685	38.82	298,331.70	
	ONEX CORP	6,603	94.84	626,228.52	
	TMX GROUP LTD	23,425	41.95	982,678.75	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,493	1,605.00	2,396,265.00	
	GREAT-WEST LIFECO INC	23,788	44.42	1,056,662.96	
	IA FINANCIAL CORP INC	6,977	102.00	711,654.00	
	INTACT FINANCIAL CORP	13,255	252.81	3,350,996.55	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	135,007	36.84	4,973,657.88	
	POWER CORP OF CANADA	43,577	40.36	1,758,767.72	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	43,614	73.56	3,208,245.84	
	CGI INC - CL A	16,084	149.61	2,406,327.24	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,553	4,291.73	6,665,056.69	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	6,984	136.39	952,547.76	
	OPEN TEXT CORP	20,463	43.87	897,711.81	
	SHOPIFY INC - CLASS A	94,130	100.21	9,432,767.30	
	BCE INC	6,203	47.37	293,836.11	
	QUEBECOR INC -CL B	15,200	32.63	495,976.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS -CL B	27,881	55.29	1,541,540.49	

	TELUS CORP	32,908	21.73	715,090.84	
	ALTAGAS INCOME LTD	24,395	33.88	826,502.60	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	11,295	38.76	437,794.20	
	CANADIAN UTILITIES LTD A	10,324	33.44	345,234.56	
	EMERA INC	25,484	50.42	1,284,903.28	
	FORTIS INC	35,547	58.95	2,095,495.65	
	HYDRO ONE LTD	29,579	44.82	1,325,730.78	
	NORTHLAND POWER INC	17,854	21.92	391,359.68	
	FIRSTSERVICE CORP	2,690	241.37	649,285.30	
カナダドル 小計		3,197,926		217,962,953.62 (23,389,604,552)	
ユーロ	ENI	151,339	14.70	2,224,985.97	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	39,662	19.28	764,881.67	
	NESTE OIL OYJ	32,766	20.79	681,205.14	
	OMV AG	12,549	39.44	494,932.56	
	REPSOL SA	89,536	12.63	1,131,287.36	
	TENARIS SA	40,648	12.69	516,026.36	
	TOTALENERGIES SE	167,596	62.72	10,511,621.12	
	AIR LIQUIDE	44,628	165.52	7,386,826.56	
	AKZO NOBEL	12,357	56.66	700,147.62	
	ARCELORMITTAL	29,208	20.80	607,526.40	
	ARKEMA	4,369	82.00	358,258.00	
	BASF SE	70,406	45.20	3,182,351.20	
	COVESTRO AG	14,454	53.84	778,203.36	
	DSM-FIRMENICH AG	13,707	118.95	1,630,447.65	
	EVONIK INDUSTRIES AG	16,037	19.69	315,768.53	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	10,765	94.00	1,011,910.00	
	OCI NV	7,248	26.67	193,304.16	
	STORA ENSO OYJ R	42,169	11.55	487,262.79	
	SYENSQO SA	5,356	70.87	379,579.72	
	SYMRISE AG	10,018	113.70	1,139,046.60	
	UMICORE	17,605	11.63	204,746.15	
	UPM KYMMENE OYJ	42,324	30.32	1,283,263.68	
	VOESTALPINE AG	7,152	21.88	156,485.76	
	ACS ACTIV. CONST. Y SVCS	17,256	40.56	699,903.36	
	AIRBUS SE	46,092	140.86	6,492,519.12	

	ALSTOM	24,388	18.69	455,933.66	
	BOUYGUES ORD	16,606	31.97	530,893.82	
	BRENNTAG SE	9,500	66.28	629,660.00	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	39,278	34.16	1,341,736.48	
	DASSAULT AVIATION SA	2,130	188.80	402,144.00	
	EIFFAGE	5,924	94.08	557,329.92	
	FERROVIAL SE	37,026	36.60	1,355,151.60	
	GEA GROUP AG	13,382	41.24	551,873.68	
	IMCD NV	4,641	143.45	665,751.45	
	KINGSPAN GROUP PLC	12,398	77.85	965,184.30	
	KNORR-BREMSE AG	5,022	73.20	367,610.40	
	KONE OYJ-B	26,369	47.52	1,253,054.88	
	LEGRAND SA	19,340	98.62	1,907,310.80	
	LEONARDO SPA	31,340	22.25	697,315.00	
	METSO CORPORATION	51,970	9.24	480,514.62	
	MTU AERO ENGINES AG	3,962	267.20	1,058,646.40	
	PRYSMIAN SPA	21,155	61.72	1,305,686.60	
	RATIONAL AG	483	876.00	423,108.00	
	REXEL SA	17,411	22.51	391,921.61	
	RHEINMETALL AG	3,203	535.60	1,715,526.80	
	SAFRAN SA	26,619	196.50	5,230,633.50	
	SAINT-GOBAIN	36,177	77.02	2,786,352.54	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	42,150	225.65	9,511,147.50	
	SIEMENS	58,485	167.12	9,774,013.20	
	SIEMENS ENERGY AG	47,513	25.29	1,201,603.77	
	THALES SA	6,657	149.00	991,893.00	
	VINCI S.A.	39,327	106.65	4,194,224.55	
	WARTSILA OYJ	41,917	19.34	810,674.78	
	BUREAU VERITAS SA	25,073	29.52	740,154.96	
	RANDSTAD NV	10,680	43.60	465,648.00	
	TELEPERFORMANCE	4,734	106.75	505,354.50	
	WOLTERS KLUWER	19,155	149.65	2,866,545.75	
	ADP	2,382	116.70	277,979.40	
	AENA SME SA	5,508	179.50	988,686.00	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	45,343	5.78	262,445.28	
	DHL GROUP	74,810	38.40	2,872,704.00	

	GETLINK	21,115	16.39	346,074.85	
	INPOST SA	15,470	16.55	256,028.50	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	24,617	84.78	2,087,029.26	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	4,991	79.55	397,034.05	
	CONTINENTAL AG	8,168	61.46	502,005.28	
	DR ING HC F PORSCHE AG	10,254	69.86	716,344.44	
	FERRARI NV	10,026	437.70	4,388,380.20	
	MERCEDES-BENZ GROUP AG	63,436	62.56	3,968,556.16	
	MICHELIN	49,034	35.56	1,743,649.04	
	PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	11,745	40.77	478,843.65	
	RENAULT SA	17,081	43.21	738,070.01	
	STELLANTIS NV	166,407	15.02	2,499,433.14	
	VOLKSWAGEN AG-PFD	15,328	96.82	1,484,056.96	
	VOLKSWAGEN STAMM	2,486	104.80	260,532.80	
	ADIDAS AG	12,783	223.70	2,859,557.10	
	HERMES INTERNATIONAL	2,420	2,133.00	5,161,860.00	
	KERING	5,534	259.45	1,435,796.30	
	LVMH	21,429	669.80	14,353,144.20	
	MONCLER SPA	18,908	55.42	1,047,881.36	
	PUMA SE	9,220	38.54	355,338.80	
	SEB SA	2,282	92.10	210,172.20	
	ACCOR	14,436	37.55	542,071.80	
	AMADEUS IT GROUP SA-A SHS	36,772	60.80	2,235,737.60	
	DELIVERY HERO SE	13,414	23.83	319,655.62	
	LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	8,108	36.44	295,455.52	
	SODEXO	6,173	81.90	505,568.70	
	BOLLORE SE	31,761	5.88	186,754.68	
	CTS EVENTIM AG & CO KGAA	4,827	86.00	415,122.00	
	PUBLICIS GROUPE	17,217	97.68	1,681,756.56	
	SCOUT24 SE	7,536	68.00	512,448.00	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	65,826	23.40	1,540,328.40	
	VIVENDI SE	61,243	10.03	614,573.50	
	D'IETEREN GROUP	2,217	213.00	472,221.00	
	INDITEX	87,257	49.24	4,296,534.68	
	PROSUS	112,590	33.14	3,731,232.60	
	ZALANDO SE	17,664	24.63	435,064.32	

	CARREFOUR	39,746	14.61	580,689.06	
	JERONIMO MARTINS	21,861	16.83	367,920.63	
	KESKO OYJ-B SHS	20,083	18.32	367,920.56	
	KONINKLIJKE AHOLD NV	70,900	30.62	2,170,958.00	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	68,097	55.44	3,775,297.68	
	DANONE (GROUPE)	51,810	61.48	3,185,278.80	
	DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	33,863	8.24	279,166.57	
	HEINEKEN HOLDING NV	9,512	68.20	648,718.40	
	HEINEKEN NV	23,160	81.54	1,888,466.40	
	JDE PEET'S BV	7,000	20.84	145,880.00	
	KERRY GROUP PLC-A	10,913	89.45	976,167.85	
	LOTUS BAKERIES	38	10,880.00	413,440.00	
	PERNOD-RICARD	15,339	127.40	1,954,188.60	
	REMY COINTREAU	1,032	72.95	75,284.40	
	BEIERSDORF AG	7,430	128.75	956,612.50	
	HENKEL AG & CO KGAA	8,780	73.95	649,281.00	
	HENKEL AG & CO KGAA -PFD	11,880	81.70	970,596.00	
	LOREAL	18,546	392.25	7,274,668.50	
	AMPLIFON SPA	11,650	28.88	336,452.00	
	BIOMERIEUX	3,044	104.50	318,098.00	
	CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	3,430	65.00	222,950.00	
	DIASORIN ITALIA SPA	2,070	102.60	212,382.00	
	ESSILORLUXOTTICA	22,901	213.40	4,887,073.40	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG	16,985	34.93	593,286.05	
	FRESENIUS SE&CO KGAA	33,689	33.23	1,119,485.47	
	KONINKLIJKE PHILIPS	66,646	26.94	1,795,443.24	
	SIEMENS HEALTHINEERS AG	21,567	51.42	1,108,975.14	
	ARGENX SE	4,935	460.40	2,272,074.00	
	BAYER	78,462	27.54	2,160,843.48	
	EUROFINS SCIENTIFIC	10,220	52.46	536,141.20	
	GRIFOLS SA	27,685	9.77	270,593.19	
	IPSEN	3,532	107.20	378,630.40	
	MERCK KGAA	10,703	171.80	1,838,775.40	
	ORION OYJ-CLASS B	10,139	46.66	473,085.74	
	QIAGEN N.V.	16,526	41.06	678,640.19	
	RECORDATI SPA	6,099	51.40	313,488.60	

	SANOFI	87,091	100.72	8,771,805.52	
	SARTORIUS AG-VORZUG	1,824	245.30	447,427.20	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	2,582	180.40	465,792.80	
	UCB (GROUPE)	9,389	161.90	1,520,079.10	
	ABN AMRO BANK NV-CVA	26,474	15.54	411,405.96	
	AIB GROUP PLC	145,826	5.39	786,731.27	
	BANCO BILBAO VIZCAYA	448,899	9.46	4,249,277.93	
	BANCO BPM SPA	118,197	6.04	714,146.27	
	BANCO DE SABADELL SA	420,800	1.93	812,564.80	
	BANCO SANTANDER SA	1,223,031	4.43	5,425,977.03	
	BANK OF IRELAND GROUP PLC	88,378	10.27	907,642.06	
	BNP PARIBAS	81,615	61.99	5,059,313.85	
	CAIXABANK	275,085	5.44	1,498,112.91	
	COMMERZBANK AG	81,889	13.21	1,082,163.13	
	CREDIT AGRICOLE SA	87,162	13.72	1,195,862.64	
	ERSTE GROUP BANK AG	25,376	48.70	1,235,811.20	
	FINECOBANK SPA	41,585	14.93	620,864.05	
	ING GROEP NV-CVA	256,546	16.15	4,143,217.90	
	INTESA SANPAOLO	1,145,097	3.70	4,236,858.90	
	KBC GROEP NV	18,057	69.50	1,254,961.50	
	MEDIOBANCA	33,860	15.00	507,900.00	
	NORDEA BANK ABP	236,636	10.62	2,513,074.32	
	SOCIETE GENERALE	53,019	21.61	1,145,740.59	
	UNICREDIT SPA	116,219	36.48	4,240,250.21	
	ADYEN NV	1,609	1,310.60	2,108,755.40	
	AMUNDI SA	4,626	67.30	311,329.80	
	DEUTSCHE BANK NAMEN	140,740	14.69	2,068,596.52	
	DEUTSCHE BOERSE	14,123	199.00	2,810,477.00	
	EDENRED	20,131	37.97	764,374.07	
	EURAZEO SA	3,357	71.05	238,514.85	
	EURONEXT NV	6,480	95.95	621,756.00	
	EXOR NV	7,825	99.15	775,848.75	
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	8,515	68.20	580,723.00	
	NEXI SPA	48,458	6.25	303,056.33	
	SOFINA	1,238	216.00	267,408.00	
	AEGON LTD	101,846	5.48	558,116.08	

	AGEAS	11,086	44.50	493,327.00	
	ALLIANZ SE-REG	30,116	276.30	8,321,050.80	
	ASR NEDERLAND NV	11,959	45.01	538,274.59	
	AXA SA	136,349	34.05	4,642,683.45	
	GENERALI	84,111	24.30	2,043,897.30	
	HANNOVER RUECKVERSICHERUNG SE	4,455	255.30	1,137,361.50	
	MUENCHENER RUECKVERSICH.	10,414	481.50	5,014,341.00	
	NN GROUP NV	22,941	43.81	1,005,045.21	
	POSTE ITALIANE SPA	24,923	12.46	310,540.58	
	SAMPO OYJ-A SHS	33,132	40.38	1,337,870.16	
	TALANX AG	5,053	77.70	392,618.10	
	BECHTLE AG	7,659	38.96	298,394.64	
	CAPGEMINI SA	12,235	184.85	2,261,639.75	
	DASSAULT SYSTEMES SA	49,547	34.31	1,699,957.57	
	NEMETSCHEK SE	5,455	91.50	499,132.50	
	SAP SE	81,129	195.26	15,841,248.54	
	NOKIA OYJ	396,129	3.76	1,491,425.68	
	CELLNEX TELECOM SA	34,475	35.34	1,218,346.50	
	DEUTSCHE TELEKOM	253,485	25.33	6,420,775.05	
	ELISA A	10,227	44.66	456,737.82	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	30,375	10.76	326,835.00	
	KPN (KON.)	290,883	3.64	1,059,105.00	
	ORANGE	153,281	10.38	1,591,056.78	
	TELECOM ITALIA ORD	852,552	0.23	202,310.58	
	TELEFONICA	373,259	4.10	1,530,361.90	
	ACCIONA SA	2,181	123.70	269,789.70	
	E.ON SE	166,881	12.70	2,120,223.10	
	EDP RENOVAVEIS SA	21,752	14.06	305,833.12	
	ELIA GROUP SA/NV	987	97.60	96,331.20	
	ENDESA	25,972	18.85	489,702.06	
	ENEL	640,374	6.77	4,335,972.35	
	ENERGIAS DE PORTUGAL SA	235,657	3.77	890,312.14	
	ENGIE	146,393	15.66	2,292,514.38	
	FORTUM OYJ	32,550	14.50	471,975.00	
	IBERDROLA SA	460,303	12.69	5,841,245.07	
	REDEIA CORP SA	30,678	17.02	522,139.56	

	RWE STAMM	52,507	32.12	1,686,524.84	
	SNAM SPA	147,559	4.41	651,177.86	
	TERNA SPA	95,819	7.72	739,722.68	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	49,781	29.34	1,460,574.54	
	VERBUND AG	6,430	77.70	499,611.00	
	ASM INTERNATIONAL NV	3,856	593.00	2,286,608.00	
	ASML HOLDING NV	30,793	794.20	24,455,800.60	
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	6,357	118.20	751,397.40	
	INFINEON TECHNOLOGIES	96,562	32.39	3,127,643.18	
	STMICROELECTRONICS NV	50,286	28.00	1,408,008.00	
	LEG IMMOBILIEN SE	5,275	87.60	462,090.00	
	VONOVIA SE	61,810	31.19	1,927,853.90	
ユーロ 小計		14,206,931		395,023,494.94 (63,685,687,854)	
イギリスポンド	BP PLC	1,315,261	4.32	5,683,900.41	
	SHELL PLC-NEW	491,663	27.25	13,397,816.75	
	ANGLO AMERICAN PLC	101,769	22.79	2,319,315.51	
	ANTOFAGASTA PLC	29,856	19.10	570,398.88	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	10,924	40.55	442,968.20	
	ENDEAVOUR MINING PLC	17,604	16.38	288,353.52	
	GLENCORE PLC	793,369	4.10	3,256,779.74	
	MONDI PLC	37,918	14.67	556,257.06	
	RIO TINTO PLC REG	88,047	48.14	4,238,582.58	
	ASHTEAD GROUP PLC	33,317	52.28	1,741,812.76	
	BAE SYSTEMS PLC	240,047	13.20	3,168,620.40	
	BUNZL PLC	29,337	34.70	1,017,993.90	
	DCC PLC	6,622	53.20	352,290.40	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	101,116	4.76	481,413.27	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	635,909	4.94	3,142,662.27	
	SMITHS GROUP PLC	26,476	17.63	466,771.88	
	SPIRAX GROUP PLC	5,514	73.40	404,727.60	
	EXPERIAN PLC	68,159	36.17	2,465,311.03	
	INTERTEK GROUP PLC	13,890	48.04	667,275.60	
	RELX PLC	145,542	34.92	5,082,326.64	
	RENTOKIL INITIAL PLC	181,834	4.81	874,621.54	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	73,202	5.15	377,429.51	

	BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	6,952	49.80	346,209.60	
	BURBERRY GROUP PLC	29,776	6.92	206,288.12	
	PERSIMMON PLC	25,686	16.32	419,195.52	
	TAYLOR WIMPEY PLC	264,104	1.60	424,547.18	
	COMPASS GROUP PLC	129,701	23.66	3,068,725.66	
	ENTAIN PLC	49,630	6.48	321,701.66	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	13,042	159.20	2,076,286.40	
	INTERCONTINENTAL HOTELS	13,833	75.12	1,039,134.96	
	PEARSON	55,305	10.40	575,448.52	
	WHITBREAD PLC	17,434	28.98	505,237.32	
	AUTO TRADER GROUP PLC	72,462	8.43	610,999.58	
	INFORMA PLC	110,598	8.25	912,433.50	
	WPP PLC	85,821	7.22	619,970.90	
	JD SPORTS FASHION PLC	206,825	1.43	295,966.57	
	KINGFISHER PLC	153,717	2.86	440,860.35	
	NEXT PLC	8,464	101.05	855,287.20	
	SAINSBURY (J) PLC	148,335	2.88	427,204.80	
	TESCO PLC	525,585	3.51	1,848,482.44	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	25,740	24.99	643,242.60	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO	157,980	27.89	4,406,062.20	
	COCA-COLA HBC AG-CDI	17,960	27.42	492,463.20	
	DIAGEO	174,682	25.30	4,419,454.60	
	IMPERIAL BRANDS PLC	68,478	21.52	1,473,646.56	
	HALEON PLC	530,525	3.71	1,972,491.95	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	56,621	43.48	2,461,881.08	
	UNILEVER PLC	193,307	48.41	9,357,991.87	
	SMITH & NEPHEW PLC	68,595	11.73	804,962.32	
	ASTRAZENECA	120,005	131.58	15,790,257.90	
	GSK PLC	319,416	16.18	5,168,150.88	
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	17,910	19.97	357,662.70	
	BARCLAYS	1,129,529	2.30	2,600,175.75	
	HSBC HOLDINGS PLC (GB)	1,446,594	6.60	9,560,539.74	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	4,828,476	0.59	2,858,457.79	
	NATWEST GROUP PLC	506,122	3.49	1,768,390.26	
	STANDARD CHARTERED PLC	161,358	7.71	1,245,038.32	
	3I GROUP PLC	74,757	31.90	2,384,748.30	

	HARGREAVES LANSDOWN PLC	33,079	11.02	364,530.58	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	35,214	101.35	3,568,938.90	
	M&G PLC	131,539	2.12	279,914.99	
	SCHRODERS PLC	39,932	3.45	137,765.40	
	WISE PLC - A	49,048	7.11	348,976.52	
	ADMIRAL GROUP PLC	16,255	29.35	477,084.25	
	AVIVA PLC	193,334	4.98	962,803.32	
	LEGAL & GENERAL GROUP	498,200	2.24	1,119,455.40	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	51,001	5.64	287,645.64	
	PRUDENTIAL	212,226	6.62	1,405,785.02	
	SAGE GROUP PLC	76,660	10.05	770,433.00	
	HALMA PLC	31,069	25.38	788,531.22	
	BT GROUP PLC	464,863	1.37	637,792.03	
	VODAFONE GROUP PLC	1,645,717	0.74	1,230,008.88	
	CENTRICA PLC	453,631	1.27	578,606.34	
	NATIONAL GRID PLC	371,439	9.93	3,689,132.14	
	SEVERN TRENT PLC	17,468	25.11	438,621.48	
	SSE PLC	81,692	18.75	1,531,725.00	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	50,580	9.97	504,586.08	
イギリスポンド 小計		20,715,648		152,879,563.94 (29,236,687,807)	
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	17,398	13.17	229,131.66	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	574	703.00	403,522.00	
	GIVAUDAN-REG	742	4,198.00	3,114,916.00	
	HOLCIM LTD	38,804	80.64	3,129,154.56	
	SIG GROUP AG	26,203	17.50	458,552.50	
	SIKA AG-BR	12,257	266.20	3,262,813.40	
	ABB LTD	124,889	47.83	5,973,440.87	
	GEBERIT AG-REG	2,530	530.80	1,342,924.00	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	2,048	224.00	458,752.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	3,092	229.40	709,304.80	
	VAT GROUP AG	1,956	426.40	834,038.40	
	ADECCO GROUP AG-REG	14,856	29.18	433,498.08	
	SGS SA	12,959	93.58	1,212,703.22	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	3,781	258.90	978,900.90	
	CIE FINANCIERE RICHEMON SA-(REGD)	40,975	134.60	5,515,235.00	

	SWATCH GROUP AG(BEARER)	2,483	180.95	449,298.85	
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	3,938	35.80	140,980.40	
	AVOLTA AG	7,820	33.20	259,624.00	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	280	1,367.00	382,760.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	8	109,200.00	873,600.00	
	LINDT & SPRUENGLI AG-PC	82	10,960.00	898,720.00	
	NESTLE SA - REGISTERED	205,438	89.68	18,423,679.84	
	ALCON INC	38,399	81.08	3,113,390.92	
	SONOVA HOLDING AG-REG	3,887	293.00	1,138,891.00	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	8,540	125.30	1,070,062.00	
	BACHEM HOLDING AG-REG B	1,850	80.25	148,462.50	
	LONZA GROUP AG-REG	5,536	551.60	3,053,657.60	
	NOVARTIS	152,401	100.76	15,355,924.76	
	ROCHE HOLDING AG-BR	2,215	303.20	671,588.00	
	ROCHE HOLDING GENUSS	54,075	282.00	15,249,150.00	
	SANDOZ GROUP AG	30,458	37.69	1,147,962.02	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	2,487	91.05	226,441.35	
	JULIUS BAER GROUP LTD	15,289	49.98	764,144.22	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,825	1,202.50	2,194,562.50	
	UBS GROUP AG	249,657	26.44	6,600,931.08	
	BALOISE HOLDING AG - REG	4,264	160.40	683,945.60	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	2,955	133.30	393,901.50	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	2,119	675.00	1,430,325.00	
	SWISS RE LTD	24,330	115.45	2,808,898.50	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	11,440	489.50	5,599,880.00	
	TEMENOS AG - REG	5,150	58.70	302,305.00	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	12,006	76.52	918,699.12	
	SWISSCOM	1,856	535.50	993,888.00	
	BKW AG	1,744	154.10	268,750.40	
	SWISS PRIME SITE-REG	5,679	95.00	539,505.00	
スイスフラン 小計		1,161,275		114,160,816.55 (19,558,031,091)	
スウェーデンクローナ	BOLIDEN AB	22,252	314.00	6,987,128.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	5,383	412.20	2,218,872.60	
	SCA SV CELLULOSA B	34,763	137.05	4,764,269.15	
	ALFA LAVAL AB	25,134	446.20	11,214,790.80	

	ASSA ABLOY AB-B	75,977	320.20	24,327,835.40	
	ATLAS COPCO A	207,097	182.80	37,857,331.60	
	ATLAS COPCO B	114,624	160.55	18,402,883.20	
	BEIJER REF AB	26,868	174.30	4,683,092.40	
	EPIROC AB-A	53,479	197.00	10,535,363.00	
	EPIROC AB-B	28,804	180.10	5,187,600.40	
	HUSQVARNA AB-B SHS	38,712	69.54	2,692,032.48	
	INDUTRADE AB	22,644	311.00	7,042,284.00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	14,002	297.80	4,169,795.60	
	LIFCO AB-B SHS	17,970	326.00	5,858,220.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	122,848	50.74	6,233,307.52	
	SAAB AB-B	25,552	237.65	6,072,432.80	
	SANDVIK AB	87,594	213.20	18,675,040.80	
	SKANSKA B	25,507	204.30	5,211,080.10	
	SKF AB-B	21,050	190.45	4,008,972.50	
	TRELLEBORG AB-B SHS	16,653	391.80	6,524,645.40	
	VOLVO AB-A SHS	13,514	270.40	3,654,185.60	
	VOLVO B	124,872	266.20	33,240,926.40	
	SECURITAS B	28,375	119.00	3,376,625.00	
	VOLVO CAR AB-B	49,839	29.22	1,456,295.58	
	EVOLUTION AB	13,186	1,065.50	14,049,683.00	
	HENNES & MAURITZ B	40,961	166.95	6,838,438.95	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	49,474	305.40	15,109,359.60	
	GETINGE AB-B SHS	17,796	209.50	3,728,262.00	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	14,335	315.00	4,515,525.00	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN A	114,218	155.60	17,772,320.80	
	SVENSKA HANDELSBK A	120,736	105.00	12,677,280.00	
	SWEDBANK AB-A	71,421	217.70	15,548,351.70	
	EQT AB	31,471	345.50	10,873,230.50	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	11,818	363.20	4,292,297.60	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	11,168	362.00	4,042,816.00	
	INVESTOR AB-B SHS	128,538	300.05	38,567,826.90	
	LUNDBERGS AB-B SHS	7,280	553.00	4,025,840.00	
	ERICSSON (LM) B	214,689	75.48	16,204,725.72	
	HEXAGON AB-B SHS	172,099	103.80	17,863,876.20	
	TELE2 AB-B SHS	46,762	114.40	5,349,572.80	

	TELIA CO AB	123,760	31.40	3,886,064.00	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	56,700	81.14	4,600,638.00	
	SAGAX AB-B	17,402	277.40	4,827,314.80	
スウェーデンクローナ 小計		2,467,327		439,168,433.90 (6,240,583,445)	
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	29,320	262.80	7,705,296.00	
	EQUINOR ASA	66,436	285.35	18,957,512.60	
	NORSK HYDRO	100,517	60.40	6,071,226.80	
	YARA INTERNATIONAL ASA	12,498	305.70	3,820,638.60	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	5,304	1,086.00	5,760,144.00	
	MOWI ASA	31,968	188.00	6,009,984.00	
	ORKLA	39,191	93.10	3,648,682.10	
	SALMAR ASA	5,423	577.00	3,129,071.00	
	DNB BANK ASA	71,795	223.00	16,010,285.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	18,574	181.90	3,378,610.60	
	TELENOR ASA	51,193	129.60	6,634,612.80	
ノルウェークローネ 小計		432,219		81,126,063.50 (1,119,539,676)	
デンマーククローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	30,112	455.00	13,700,960.00	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	755	2,894.00	2,184,970.00	
	VESTAS WIND SYSYEMS A/S	83,415	153.10	12,770,836.50	
	A P MOLLER - MAERSK A/S - A	219	10,120.00	2,216,280.00	
	A P MOLLER-MAERSK A/S-B	306	10,380.00	3,176,280.00	
	DSV A/S	12,386	1,229.50	15,228,587.00	
	PANDORA A/S	6,512	1,156.50	7,531,128.00	
	CARLSBERG AS-B	6,810	783.80	5,337,678.00	
	COLOPLAST-B	9,737	924.20	8,998,935.40	
	DEMANT A/S	8,512	278.00	2,366,336.00	
	GENMAB A/S	4,878	1,862.00	9,082,836.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	253,029	904.10	228,763,518.90	
	DANSKE BANK A/S	53,617	206.10	11,050,463.70	
	TRYG A/S	29,772	147.50	4,391,370.00	
	ORSTED A/S	12,910	388.60	5,016,826.00	
デンマーククローネ 小計		512,970		331,817,005.50 (7,170,565,488)	
オーストラリア	AMPOL LTD	20,629	30.05	619,901.45	

ドル	SANTOS	224,634	7.41	1,664,537.94	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	141,135	27.42	3,869,921.70	
	BHP GROUP LTD	388,318	41.35	16,056,949.30	
	BLUESCOPE STEEL LTD	34,770	20.94	728,083.80	
	FORTESCUE LTD	137,312	18.63	2,558,122.56	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	30,758	54.40	1,673,235.20	
	MINERAL RESOURCES LTD	14,409	45.60	657,050.40	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	88,682	15.22	1,349,740.04	
	ORICA LTD	38,288	17.96	687,652.48	
	PILBARA MINERALS LTD	209,485	3.08	645,213.80	
	RIO TINTO LTD	28,272	111.88	3,163,071.36	
	SOUTH32 LTD	346,773	3.10	1,074,996.30	
	REECE LTD	16,814	26.96	453,305.44	
	SEVEN GROUP HOLDINGS LTD	12,630	40.40	510,252.00	
	BRAMBLES LTD	108,007	17.66	1,907,403.62	
	COMPUTERSHARE LIMITED	44,376	27.99	1,242,084.24	
	AURIZON HOLDINGS LTD	119,591	3.32	397,042.12	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	85,000	6.36	540,600.00	
	TRANSURBAN GROUP	224,973	13.45	3,025,886.85	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	46,210	54.12	2,500,885.20	
	LOTTERY CORP LTD/THE	182,013	4.91	893,683.83	
	CAR GROUP LTD	29,334	38.00	1,114,692.00	
	REA GROUP LTD	3,586	219.44	786,911.84	
	SEEK LTD	28,001	23.51	658,303.51	
	WESFARMERS LTD	82,500	76.70	6,327,750.00	
	COLES GROUP LTD	108,486	18.77	2,036,282.22	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	109,901	5.20	571,485.20	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	92,071	35.46	3,264,837.66	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	63,960	11.90	761,124.00	
	COCHLEAR LIMITED	4,783	300.48	1,437,195.84	
	PRO MEDICUS LTD	3,708	147.83	548,153.64	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	12,107	45.92	555,953.44	
	SONIC HEALTHCARE LTD	41,829	28.27	1,182,505.83	
	CSL LIMITED	37,640	307.92	11,590,108.80	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	238,423	29.62	7,062,089.26	
	COMMONWEALTH BANK OF AUST	130,513	137.43	17,936,401.59	

	NATIONAL AUSTRALIA BANK	240,813	37.36	8,996,773.68	
	WESTPAC BANKING	276,117	30.49	8,418,807.33	
	ASX LTD	14,549	61.94	901,165.06	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	28,241	212.26	5,994,434.66	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	13,812	34.41	475,270.92	
	INSURANCE AUSTRALIA GRP.	166,662	7.46	1,243,298.52	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	232,183	3.82	886,939.06	
	QBE INSURANCE GROUP	127,819	15.69	2,005,480.11	
	SUNCORP GROUP LIMITED	94,864	17.31	1,642,095.84	
	WISETECH GLOBAL LTD	13,801	118.43	1,634,452.43	
	XERO LTD	11,340	140.37	1,591,795.80	
	TELSTRA GROUP LTD	308,467	4.00	1,233,868.00	
	ORIGIN ENERGY LIMITED	155,535	9.91	1,541,351.85	
オーストラリアドル 小計		5,214,124		138,619,147.72 (13,573,586,944)	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	82,461	7.58	625,054.38	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	39,980	35.22	1,408,095.60	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	132,957	3.78	502,577.46	
	MERCURY NZ LTD	64,613	6.48	418,692.24	
	MERIDIAN ENERGY LTD	110,544	6.15	679,845.60	
ニュージーランドドル 小計		430,555		3,634,265.28 (327,556,329)	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	175,996	42.95	7,559,028.20	
	SWIRE PACIFIC A	44,500	66.30	2,950,350.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	107,000	106.10	11,352,700.00	
	MTR CORP	125,000	28.10	3,512,500.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	120,000	18.58	2,229,600.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	174,000	30.80	5,359,200.00	
	SANDS CHINA LTD	198,000	14.98	2,966,040.00	
	WH GROUP LTD	658,301	5.55	3,653,570.55	
	BOC HONG KONG HOLDINGS -R	281,500	23.60	6,643,400.00	
	HANG SENG BANK	59,400	94.95	5,640,030.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	96,300	235.60	22,688,280.00	
	AIA GROUP LTD	864,200	55.65	48,092,730.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	37,500	57.25	2,146,875.00	
	CLP HOLDINGS	136,500	70.35	9,602,775.00	

	HONG KONG & CHINA GAS	904,657	6.40	5,789,804.80	
	POWER ASSETS HOLDINGS LIMITED	112,000	53.65	6,008,800.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	121,996	31.15	3,800,175.40	
	HENDERSON LAND DEVELOPMEN	125,228	23.95	2,999,210.60	
	SINO LAND CO	315,400	8.33	2,627,282.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	105,000	75.30	7,906,500.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	96,200	15.02	1,444,924.00	
	WHARF HOLDINGS	84,000	20.90	1,755,600.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	123,000	22.80	2,804,400.00	
香港ドル 小計		5,065,678		169,533,775.55 (3,134,679,509)	
シンガポールドル	KEPPEL LTD	112,800	6.14	692,592.00	
	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENGINEERING	147,400	4.48	660,352.00	
	SINGAPORE AIRLINES	108,332	6.22	673,825.04	
	GENTING SINGAPORE LTD	292,800	0.81	238,632.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	178,600	3.17	566,162.00	
	DBS GROUP	155,760	35.90	5,591,784.00	
	OCBC BANK	257,100	14.47	3,720,237.00	
	UNITED OVERSEAS BANK	94,000	31.03	2,916,820.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	66,000	10.66	703,560.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	622,143	2.89	1,797,993.27	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	84,100	4.70	395,270.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	260,100	2.62	681,462.00	
シンガポールドル 小計		2,379,135		18,638,689.31 (2,065,912,323)	
イスラエルシェケル	ICL LTD	59,427	16.40	974,602.80	
	ELBIT SYSTEMS LTD	2,146	735.40	1,578,168.40	
	BANK HAPOALIM BM	98,310	35.68	3,507,700.80	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	112,512	34.41	3,871,537.92	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	99,500	19.87	1,977,065.00	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	12,503	137.30	1,716,661.90	
	NICE LTD	4,991	670.60	3,346,964.60	
	AZRIELI GROUP	1,537	244.20	375,335.40	
イスラエルシェケル 小計		390,926		17,348,036.82 (680,653,694)	
合　計		84,710,891		708,772,748,806	

				(708,772,748,806)	

(2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWA WRT	1,490.00	－	
	カナダドル 小計		1,490.00	－ (－)	
新株予約権証券合計				－ (－)	
投資信託受益証券	オーストラリアドル	APA GROUP	83,290	661,322.60	
	オーストラリアドル 小計		83,290	661,322.60 (64,756,708)	
	香港ドル	HKT TRUST AND HKT LTD	315,000	3,150,000.00	
	香港ドル 小計		315,000	3,150,000.00 (58,243,500)	
投資信託受益証券合計			398,290	123,000,208 (123,000,208)	
投資証券	アメリカドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	12,503	1,507,361.68	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	24,974	969,740.42	
		AMERICAN TOWER CORPORATION	36,290	8,207,346.40	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT INC	37,402	746,169.90	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	11,673	2,584,518.93	
		BXP INC	11,259	835,417.80	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	7,749	960,256.08	
		CROWN CASTLE INC	33,735	3,830,271.90	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	23,348	3,516,442.28	
		EQUINIX INC	7,333	5,998,247.34	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	14,090	991,795.10	
		EQUITY RESIDENTIAL PPTY	25,885	1,900,994.40	
		ESSEX PROPERTY TRUST	5,205	1,538,285.70	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	15,693	2,797,748.04	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	18,095	923,387.85	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	54,765	1,220,164.20	
		HOST HOTELS AND RESORTS INC	56,773	982,172.90	
		INVITATION HOMES INC	45,008	1,637,841.12	

		IRON MOUNTAIN INC	23,326	2,678,757.84	
		KIMCO REALTY CORP	47,897	1,109,294.52	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	9,195	1,474,050.45	
		PROLOGIS INC	71,288	9,191,874.72	
		PUBLIC STORAGE	11,847	4,058,663.73	
		REALTY INCOME CORP	64,068	3,981,826.20	
		REGENCY CENTERS CORP	12,511	891,658.97	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	8,933	2,041,279.83	
		SIMON PROPERTY GROUP	25,979	4,365,770.95	
		SUN COMMUNITIES INC	10,890	1,446,518.70	
		UDR INC	23,815	1,039,286.60	
		VENTAS INC	31,565	1,902,738.20	
		VICI PROPERTIES INC	83,762	2,776,710.30	
		WELLTOWER INC	43,994	5,290,718.44	
		WP CAREY INC	16,024	958,715.92	
	アメリカドル 小計		926,874	84,356,027.41 (12,170,044,074)	
	カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	4,887	256,372.02	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	15,490	296,013.90	
	カナダドル 小計		20,377	552,385.92 (59,276,533)	
	ユーロ	COVIVIO(FP)	4,962	253,558.20	
		GECINA SA	3,139	309,505.40	
		KLEPIERRE	17,225	467,486.50	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	10,455	758,196.60	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	12,914	313,293.64	
	ユーロ 小計		48,695	2,102,040.34 (338,890,943)	
	イギリスポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	56,289	357,153.70	
		SEGRO PLC	103,047	907,431.88	
	イギリスポンド 小計		159,336	1,264,585.58 (241,839,346)	
	オーストラリアドル	DEXUS	94,090	676,507.10	
		GOODMAN GROUP	135,303	4,436,585.37	
		GPT GROUP	167,884	814,237.40	
		MIRVAC GROUP	266,683	541,366.49	

		SCENTRE GROUP	381,283	1,307,800.69	
		STOCKLAND	207,412	1,039,134.12	
		VICINITY CENTERS	305,149	656,070.35	
	オーストラリアドル 小計		1,557,804	9,471,701.52 (927,469,012)	
	香港ドル	LINK REIT	166,900	6,116,885.00	
	香港ドル 小計		166,900	6,116,885.00 (113,101,203)	
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	284,138	812,634.68	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	338,529	717,681.48	
	シンガポールドル 小計		622,667	1,530,316.16 (169,620,243)	
投資証券合計			3,502,653	14,020,241,354 (14,020,241,354)	
合計				14,143,241,562 (14,143,241,562)	

有価証券明細表注記

1.券面総額欄の数値は、証券数又は口数を表示しております。

2.通貨ごとの小計の欄における( )内は、邦貨換算額であります。

3.合計金額欄の記載は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

4.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

5.外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入新株予約権 証券 時価比率	組入投資信託 受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 581銘柄	97.8%	—	—	—	74.5%
	投資証券 33銘柄	—	—	—	2.2%	1.7%
カナダドル	株式 85銘柄	99.7%	—	—	—	3.2%
	新株予約権証券 1銘柄	—	—	—	—	—
	投資証券 2銘柄	—	—	—	0.3%	0.0%
ユーロ	株式 217銘柄	99.5%	—	—	—	8.8%
	投資証券 5銘柄	—	—	—	0.5%	0.0%
イギリスポンド	株式 77銘柄	99.2%	—	—	—	4.0%
	投資証券 2銘柄	—	—	—	0.8%	0.0%
スイスフラン	株式 45銘柄	100.0%	—	—	—	2.7%
スウェーデンクロ	株式 43銘柄	100.0%	—	—	—	0.9%

ーナ						
ノルウェークローネ	株式　11銘柄	100.0%	—	—	—	0.2%
デンマーククローネ	株式　15銘柄	100.0%	—	—	—	1.0%
オーストラリアドル	株式　50銘柄	93.2%	—	—	—	1.9%
	投資信託受益証券　1銘柄	—	—	0.4%	—	0.0%
	投資証券　7銘柄	—	—	—	6.4%	0.1%
ニュージーランドドル	株式　5銘柄	100.0%	—	—	—	0.0%
香港ドル	株式　23銘柄	94.8%	—	—	—	0.4%
	投資信託受益証券　1銘柄	—	—	1.8%	—	0.0%
	投資証券　1銘柄	—	—	—	3.4%	0.0%
シンガポールドル	株式　12銘柄	92.4%	—	—	—	0.3%
	投資証券　2銘柄	—	—	—	7.6%	0.0%
イスラエルシェケル	株式　8銘柄	100.0%	—	—	—	0.1%

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

短期金融資産　マザーファンド

貸借対照表

	2024年 8月 28日現在
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,191,138,331
国債証券	6,094,375,800
未収利息	24,998
流動資産合計	10,285,539,129
資産合計	10,285,539,129
負債の部	
流動負債	
未払解約金	10,018

流動負債合計	10,018
負債合計	10,018
純資産の部	
元本等	
元本	10,172,334,024
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	113,195,087
元本等合計	10,285,529,111
純資産合計	10,285,529,111
負債純資産合計	10,285,539,129

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	2024年 8月 28日現在
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 移動平均法(買付約定後、最初の利払日までは個別法)に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		2024年 8月 28日現在
1．	計算期間の末日における受益権の総数	10,172,334,024口
2．	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0111円 (1万口当たり純資産額) (10,111円)

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

	2024年 8月 28日現在
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2．金融商品の時価等に関する事項

	2024年 8月 28日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	2024年 8月 28日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年 8月 29日
期首元本額	10,183,197,408円
期中追加設定元本額	2,869,990,746円
期中一部解約元本額	2,880,854,130円
期末元本額	10,172,334,024円
期末元本額の内訳	
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０２５	4,465,388,112円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０３５	140,150,812円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０４５	79,210,652円
バランスＧ（２５）ＶＡ（適格機関投資家専用）	4,981,334,207円
ＦＯＦｓ用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	3,312,420円
ブラジル高配当株オープン（毎月決算型）	9,880,568円
米国成長株式ファンド	493,486円
ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０５５	4,167,308円
日本株配当戦略投信２０２０－０３（適格機関投資家専用）	221,558,306円
日本株配当戦略投信２０２０－０９（適格機関投資家専用）	266,838,153円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年 8月 28日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	△135,700
合計	△135,700

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「短期金融資産　マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘　柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第１２２０回国庫短期証券	6,100,000,000	6,094,375,800	
合計		6,100,000,000	6,094,375,800	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０２５】

【純資産額計算書】

（2024年 9月 30日現在）

Ⅰ　資産総額	5,155,239,044円
Ⅱ　負債総額	12,441,085円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,142,797,959円
Ⅳ　発行済口数	3,892,171,013口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3213円
（1万口当たり純資産額）	（13,213円）

【ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０３５】

【純資産額計算書】

（2024年 9月 30日現在）

Ⅰ　資産総額	7,207,266,049円
Ⅱ　負債総額	6,863,450円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,200,402,599円
Ⅳ　発行済口数	4,347,156,423口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.6563円
（1万口当たり純資産額）	（16,563円）

【ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０４５】

【純資産額計算書】

（2024年 9月 30日現在）

Ⅰ　資産総額	4,057,902,753円
Ⅱ　負債総額	3,180,091円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,054,722,662円
Ⅳ　発行済口数	2,163,653,323口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.8740円
（1万口当たり純資産額）	（18,740円）

【ＤＣターゲット・イヤー　ファンド２０５５】

【純資産額計算書】

（2024年 9月 30日現在）

Ⅰ　資産総額	215,590,993円
Ⅱ　負債総額	91,556円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	215,499,437円
Ⅳ　発行済口数	136,511,258口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5786円
（1万口当たり純資産額）	（15,786円）

（参考）

国内債券インデックス　マザーファンド

純資産額計算書

（2024年 9月 30日現在）

Ⅰ　資産総額	679,769,917,472円
Ⅱ　負債総額	6,779,378,432円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	672,990,539,040円
Ⅳ　発行済口数	509,858,434,543口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3200円
（1万口当たり純資産額）	（13,200円）

国内株式インデックス　マザーファンド

純資産額計算書

（2024年 9月 30日現在）

Ⅰ　資産総額	674,463,353,960円
Ⅱ　負債総額	1,515,024,887円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	672,948,329,073円
Ⅳ　発行済口数	242,341,869,199口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.7769円
（1万口当たり純資産額）	（27,769円）

外国債券インデックス　マザーファンド

純資産額計算書

（2024年 9月 30日現在）

Ⅰ　資産総額	358,765,531,491円
Ⅱ　負債総額	351,575,139円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	358,413,956,352円
Ⅳ　発行済口数	101,514,169,946口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.5307円
（1万口当たり純資産額）	（35,307円）

外国株式インデックス　マザーファンド

純資産額計算書

（2024年 9月 30日現在）

Ⅰ　資産総額	767,381,193,586円
Ⅱ　負債総額	862,707,918円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	766,518,485,668円
Ⅳ　発行済口数	117,167,283,618口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	6.5421円
（1万口当たり純資産額）	（65,421円）

短期金融資産　マザーファンド

純資産額計算書

（2024年 9月 30日現在）

Ⅰ　資産総額	9,790,987,310円
Ⅱ　負債総額	8,020,013円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	9,782,967,297円
Ⅳ　発行済口数	9,672,642,757口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0114円
（1万口当たり純資産額）	（10,114円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

①受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

②受益権の譲渡

イ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ．上記イ．の申請のある場合には、上記イ．の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ．の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ．上記イ．の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

⑥質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（2024 年 9 月 30 日現在）

資本金の額　　：20 億円

発行可能株式総数　：12,000 株

発行済株式総数　　：3,000 株

最近 5 年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）を 10 名以内、監査等委員である取締役を 5 名以内おきます。取締役は、株主総会において選任され、又は解任されます。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別するものとします。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、監査等委員以外の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行います。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。また、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長１名を選定し、必要あるときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となります。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の 3 日前までに招集通知を発します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

［PLAN（計画）］

運用企画部担当役員を委員長とする運用・リスク委員会において、ファンドの運用戦略や運用スタイルなどを決定します。運用・リスク委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが運用仕様・ガイドラインに基づき、運用の執行に関する方針を運用計画として策定しま

す。

[DO（実行）]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の執行、ファンドの運用状況管理を行います。

各運用部の部長等は、各ファンドマネジャーの運用実施状況を確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

[CHECK（検証・評価）]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用・リスク委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した運用監理部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN－DO－CHECK の PDC サイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

委託会社の機構は 2024 年 11 月 28 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

2024 年 9 月 30 日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	532	15,497,778
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	60	209,691
単位型公社債投資信託	52	175,369
合計	644	15,882,839

3【委託会社等の経理状況】

(1)　委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
　なお、財務諸表の金額については、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2)　委託者は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年６月３日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三　上　和　彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田　中　洋　一

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2024年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要

な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（1）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 （2023年3月31日）		当事業年度 （2024年3月31日）	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		23,067		14,909
金銭の信託		14,693		18,596
前払費用		198		429
未収委託者報酬		9,147		10,943
未収運用受託報酬		5,815		5,967
未収収益		176		185
短期差入証拠金		3,541		3,660
その他		1,566		4,074
流動資産合計		58,207		58,767
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	255	※1	219
器具備品	※1	560	※1	436
有形固定資産合計		816		655
無形固定資産				
ソフトウェア		7,203		7,463
その他		40		61
無形固定資産合計		7,244		7,524
投資その他の資産				
投資有価証券		4,063		5,753
関係会社株式		5,636		6,077
繰延税金資産		1,181		1,196
その他		31		31
投資その他の資産合計		10,911		13,058
固定資産合計		18,972		21,238
資産合計		77,179		80,005

（単位：百万円）

	前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金	49	86
未払金	7,174	8,475
未払収益分配金	0	0
未払手数料	4,586	5,524
その他未払金	2,588	2,951
未払費用	1,089	797
未払法人税等	726	694
賞与引当金	613	719
その他	303	957
流動負債合計	9,958	11,730
固定負債		
退職給付引当金	904	975
資産除去債務	153	154
その他	27	42
固定負債合計	1,086	1,171
負債合計	11,044	12,902
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	17,239	17,239
資本剰余金合計	17,239	17,239
利益剰余金		
利益準備金	500	500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100	2,100
繰越利益剰余金	44,755	45,974
利益剰余金合計	47,355	48,574
株主資本合計	66,595	67,813
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	49	360
繰延ヘッジ損益	△510	△1,071
評価・換算差額等合計	△460	△710
純資産合計	66,134	67,103
負債・純資産合計	77,179	80,005

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	40,724	44,551
運用受託報酬	10,918	11,077
その他営業収益	351	356
営業収益合計	51,993	55,985
営業費用		
支払手数料	20,123	22,341
広告宣伝費	307	342
公告費	2	0
調査費	5,309	5,796
調査費	1,104	1,172
委託調査費	4,191	4,610
図書費	13	14
営業雑経費	5,842	5,887
通信費	77	78
印刷費	419	439
協会費	58	56
諸会費	38	29
情報機器関連費	5,153	5,193
その他営業雑経費	94	89
営業費用合計	31,585	34,369
一般管理費		
給料	6,451	6,981
役員報酬	318	385
給料・手当	5,144	5,432
賞与	987	1,163
退職給付費用	252	278
福利費	671	747
交際費	7	13
旅費交通費	122	191
租税公課	289	276
不動産賃借料	327	328
寄付金	－	0
減価償却費	1,698	2,239
業務委託費	1,277	1,544
諸経費	1,454	1,637
一般管理費合計	12,553	14,239
営業利益	7,854	7,376

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
営業外収益		
受取利息	57	138
収益分配金	4	0
金銭の信託運用益	－	4,007
投資有価証券売却益	738	1
投資有価証券償還益	121	1
デリバティブ利益	565	－
その他	11	12
営業外収益合計	1,499	4,162
営業外費用		
金銭の信託運用損	158	－
投資有価証券売却損	16	33
投資有価証券償還損	－	1
為替差損	1,227	1,273
デリバティブ費用	－	3,613
その他	32	3
営業外費用合計	1,435	4,925
経常利益	7,918	6,613
税引前当期純利益	7,918	6,613
法人税、住民税及び事業税	2,350	1,931
法人税等調整額	119	95
法人税等合計	2,470	2,027
当期純利益	5,448	4,585

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	－	－	－
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	500	2,100	41,948	44,548	63,788
当期変動額					
剰余金の配当			△2,641	△2,641	△2,641
当期純利益			5,448	5,448	5,448
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	2,807	2,807	2,807
当期末残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	941	△509	431	64,219
当期変動額				
剰余金の配当				△2,641
当期純利益				5,448
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△891	△0	△891	△891
当期変動額合計	△891	△0	△891	1,915
当期末残高	49	△510	△460	66,134

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	－	－	－
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595
当期変動額					
剰余金の配当			△3,367	△3,367	△3,367
当期純利益			4,585	4,585	4,585
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,218	1,218	1,218
当期末残高	500	2,100	45,974	48,574	67,813

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	49	△510	△460	66,134
当期変動額				
剰余金の配当				△3,367
当期純利益				4,585
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	310	△560	△250	△250
当期変動額合計	310	△560	△250	968
当期末残高	360	△1,071	△710	67,103

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

２．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

３．金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

４．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

６．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異　：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

７．収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

８．ヘッジ会計の会計処理

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

９．グループ通算制度の適用
　　グループ通算制度を適用しております。

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2023 年 3 月 31 日）		当事業年度 （2024 年 3 月 31 日）	
建　　物	184	百万円	220	百万円
器具備品	681	〃	823	〃
計	866	〃	1,044	〃

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	－	－	3,000

２．自己株式に関する事項
　　該当事項はありません。

３.配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 6 月 23 日 定時株主総会	普通株式	2,641	880,447	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 24 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 23 日 定時株主総会	普通株式	3,367	利益剰余金	1,122,459	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 26 日

当事業年度（自 2023年4月1日　至 2024年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	－	－	3,000

２．自己株式に関する事項
該当事項はありません。

３.配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,367	1,122,459	2023年3月31日	2023年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2024年6月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,943	利益剰余金	981,032	2024年3月31日	2024年6月21日

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、資金運用については、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を金銭の信託及び投資有価証券として保有しているほか、短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため金銭の信託及び投資有価証券の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

これらの必要な資金については、内部留保を充てております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。また、未収運用受託報酬については、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

金銭の信託及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引によりリスクの軽減を図っております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針８．ヘッジ会計の会計処理」をご参照ください。

未払金については、全て１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、リスク管理に係る基本方針を「リスク管理規程」として定め、以下のとおり、リスク・カテゴリー毎に管理しております。

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権の管理については、顧客ごとに決済期日及び残高を管理し、また自己査定要領に基づき定期的に債権内容の検討を行うことにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、取引相手先として高格付けを有する金融機関に限定しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、自己勘定運用方針にて投資限度額や投資期間等を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。投資信託の為替変動リスクに対しては、それらの一部について為替予約を利用してヘッジしております。また、価格変動リスクを軽減するために、株価指数先物等のデリバティブ取引を利用しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２.金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-16 項を適用した組合出資金等及び、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(1) *2、*3 及び（注 2）参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2023年3月31日）

区　分	貸借対照表計上額（百万円）(*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*2)	1,029	12,703	－	13,733
投資有価証券(*3)				
その他有価証券	－	3,844	－	3,844
資産計	1,029	16,547	－	17,577
デリバティブ取引(*4)				
株式関連取引	(10)	－	－	(10)
通貨関連取引	－	(136)	－	(136)
デリバティブ取引計	(10)	(136)	－	(147)

(*1) 負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額960百万円）は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は14,693百万円であります。

(*3) 投資有価証券のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額218百万円）は上記に含めておりません。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度（2024年3月31日）

区　分	貸借対照表計上額（百万円）(*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*2)	1,530	16,048	－	17,579
投資有価証券(*3)				
その他有価証券	－	4,517	－	4,517
資産計	1,530	20,565	－	22,096
デリバティブ取引(*4)				
株式関連取引	(268)	(262)	－	(530)
通貨関連取引	－	21	－	21
デリバティブ取引計	(268)	(241)	－	(509)

(*1) 負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額1,017百万円）は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は18,596百万円であります。

(*3) 投資有価証券のうち、非上場株式（貸借対照表計上額876百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額359百万円）は上記に含めておりません。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（２）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスク

の対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル 1 の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

（注２）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位:百万円）

区分	前事業年度 （2023 年３月 31 日）	当事業年度 （2024 年３月 31 日）
投資有価証券	0	876
関係会社株式	5,636	6,077

（注３） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023 年３月 31 日）　（単位:百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	23,067	－	－	－
未収委託者報酬	9,147	－	－	－
未収運用受託報酬	5,815	－	－	－
投資有価証券				
投資信託	－	594	2,144	38

当事業年度（2024 年３月 31 日）　（単位:百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	14,909	－	－	－
未収委託者報酬	10,943	－	－	－
未収運用受託報酬	5,967	－	－	－
投資有価証券				
投資信託	－	1,829	807	－

（有価証券関係）

１．子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位:百万円）

区分	前事業年度 （2023 年３月 31 日）	当事業年度 （2024 年３月 31 日）
子会社株式	5,636	6,077

２．その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）　（単位:百万円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	986	622	364
小計	986	622	364
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,857	3,150	△292
小計	2,857	3,150	△292
合計	3,844	3,772	71

当事業年度（2024年3月31日）　（単位: 百万円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	3,394	2,593	800
小計	3,394	2,593	800
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,123	1,410	△287
小計	1,123	1,410	△287
合計	4,517	4,004	513

非上場株式及び組合出資金等は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」に含めておりません。
なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位:百万円）

区分	前事業年度（2023年3月31日）	当事業年度（2024年3月31日）
非上場株式	0	876
組合出資金等	218	359

３．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）　（単位:百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	3,429	738	16

当事業年度（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）　（単位:百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	185	1	33

（デリバティブ取引関係）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2023年３月31日）

種類		契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	5,923	－	△21	△21
	英ポンド	256	－	△6	△6
	カナダドル	109	－	△1	△1
	スイスフラン	163	－	△2	△2
	香港ドル	202	－	△0	△0
	ユーロ	651	－	△19	△19
	買建				
	米ドル	152	－	3	3
合計		7,458	－	△48	△48

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2024年３月31日）

種類		契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	6,735	－	4	4
	英ポンド	288	－	0	0
	カナダドル	145	－	△0	△0
	スイスフラン	180	－	0	0
	香港ドル	217	－	0	0
	ユーロ	664	－	3	3
合計		8,231	－	10	10

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

(2) 株式関連

前事業年度（2023年3月31日）

種類		契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引	株価指数先物取引 売建	12,195	－	△9	△9
	債券先物取引 売建	182	－	△0	△0
合計		12,378	－	△10	△10

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2024年3月31日）

種類		契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,306	－	△268	△268
店頭	トータルリターンスワップ取引 売建	4,184	－	△262	△262
合計		14,490	－	△530	△530

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2023年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 売建				
	米ドル	投資有価証券関係会社株式	1,729	－	△6
	英ポンド		3,228	－	△81
	スイスフラン		20	－	△0
	香港ドル		83	－	△0
	ユーロ		21	－	△0
合計			5,082	－	△88

当事業年度（2024年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 売建				
	米ドル	投資有価証券関係会社株式	2,126	－	1
	英ポンド		4,586	－	7
	スイスフラン		28	－	0
	香港ドル		83	－	0
	ユーロ		63	－	0
	シンガポールドル		448	－	1
合計			7,337	－	10

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
退職給付債務の期首残高	820	911
勤務費用	133	149
利息費用	3	3
数理計算上の差異の発生額	6	11
退職給付の支払額	△57	△85
簡便法で計算した退職給付費用	6	1
退職給付債務の期末残高	911	993

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 （2023年3月31日）	当事業年度 （2024年3月31日）
非積立型制度の退職給付債務	911	993
未認識数理計算上の差異	△6	△17
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	904	975
退職給付引当金	904	975
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	904	975

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
勤務費用	133	149
利息費用	3	3
数理差異償却	－	0
簡便法で計算した退職給付費用	6	1
確定給付制度に係る退職給付費用	142	155

(5) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
割引率	0.4%	0.4%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 109 百万円、当事業年度 122 百万円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2023 年 3 月 31 日）		当事業年度 （2024 年 3 月 31 日）	
繰延税金資産				
未払事業税	58	百万円	63	百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	187	〃	220	〃
退職給付引当金損金算入限度超過額	277	〃	298	〃
税務上の費用認識差額	412	〃	256	〃
繰延ヘッジ損益	225	〃	472	〃
その他	75	〃	78	〃
繰延税金資産 合計	1,236	〃	1,390	〃
繰延税金負債				
有価証券評価差額	△21	〃	△159	〃
その他	△32	〃	△35	〃
繰延税金負債 合計	△54	〃	△194	〃
繰延税金資産の純額	1,181	〃	1,196	〃

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、注記を省略しております。

３．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号　2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（資産除去債務関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針７．収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

［関連情報］

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	9,887 百万円

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	10,223 百万円

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（イ）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	三井住友信託銀行㈱	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	―	営業上の取引 役員の兼任	運用受託報酬	9,593	未収運用受託報酬	5,271
							投信販売代行手数料等	9,445	未払手数料	2,029

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

① 運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

② 投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

当事業年度（自 2023年4月1日　至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	三井住友信託銀行㈱	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	―	営業上の取引 役員の兼任	運用受託報酬	9,926	未収運用受託報酬	5,520
							投信販売代行手数料等	10,187	未払手数料	2,482

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
① 運用受託報酬
各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。
② 投信販売代行手数料等
ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

（エ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記
(1) 親会社情報
前事業年度（2023年3月31日）
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（2024年3月31日）
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
1株当たり純資産額	22,044,962円63銭	22,367,677円92銭
1株当たり当期純利益金額	1,816,227円49銭	1,528,527円02銭

(注) １．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
当期純利益	5,448百万円	4,585百万円
普通株主に帰属しない金額	―	―
普通株式に係る当期純利益	5,448百万円	4,585百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2024 年 11 月 28 日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

追加型証券投資信託
DC ターゲット・イヤー ファンド 2025
約款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条にもとづき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を目的に運用を行うことを基本とします。

2.運用方法

(1)投資対象

「国内債券インデックス マザーファンド」、「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国債券インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」および「短期金融資産 マザーファンド」の受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式および公社債等に直接投資することもあります。また、将来の市場構造および市況環境の変化等に応じ、主要投資対象の追加が行われる場合があります。

(2)投資態度

①主として、各マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内の公社債および株式ならびに外国の公社債および株式ならびに国内の短期金融資産等（短期公社債および短期金融商品を含みます。以下同じ。）に実質的に分散投資することでリスクの低減をはかりながら、投資信託財産の長期的な成長を目的に運用を行うことを基本とします。

②当初設定時の各マザーファンド受益証券の基本組入比率は以下のとおりとします。

「国内債券インデックス マザーファンド」受益証券　48%
「国内株式インデックス マザーファンド」受益証券　28%
「外国債券インデックス マザーファンド」受益証券　 5%
「外国株式インデックス マザーファンド」受益証券　14%
「短期金融資産 マザーファンド」受益証券　　5%

③2025年8月の決算日の翌日（第19計算期間開始日）を安定運用開始時期（以下「ターゲット・イヤー」といいます。）とし、当初設定以降、ターゲット・イヤーに近づくにしたがい、定期的に各マザーファンド受益証券の基本組入比率を変更することで、株式の実質組入れを漸減し、公社債および短期金融資産等の実質組入れを漸増することにより、株価等の変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券の基本組入比率の最終決定は、1年に1回、市場構造および市場環境の変化等を考慮した上で行います。

④ターゲット・イヤー以降は、「短期金融資産 マザーファンド」受益証券に原則として 100%投資を行い、より安定的な運用を行うことを基本とします。

⑤各マザーファンド受益証券の各年の基本組入比率には一定の変動幅を設けます。

⑥実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、急激な為替変動等により為替差損の可能性が高いと判断される場合には、一時的に為替ヘッジを行う場合があります。

⑦投資信託財産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引を行うことができます。また、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内にお

いて行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

⑧投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

⑨投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

⑩ただし、資金動向および市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)運用制限

①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 55%以下とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

③同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

④同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑥投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑦外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 30%以下とします。

⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3.収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針にもとづき、分配を行います。

(1)分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2)分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準等を勘案して分配金額を決定します。

(3)留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
DC ターゲット・イヤー ファンド 2025
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条　受託者は、信託法第 26 条第 1 項にもとづく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②第 1 項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的、金額および限度額）

第 3 条　委託者は、当初設定日に金 1,000,000 円を信託し、受託者はこれを引受けます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金 4,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、第 2 項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 52 条第 1 項、同条第 2 項、第 53 条第 1 項、第 54 条第 1 項および第 56 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の分割および再分割）

第 5 条　委託者は、第 3 条第 1 項による受益権については 1,000,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

②（削除）

（受益者）

第 7 条　この投資信託契約締結当初の受益者は委託者のみとします。なお委託者は確定拠出年金法第 86 条に規定される税制上の措置の対象外となります。

②追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 5 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

③受益権取得申込者は、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結するものとします。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第 8 条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た金額とします。

②この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第 28 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③第31条に規定する為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 9 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 10 条　この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第 5 条第 1 項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 11 条　受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受

益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位、価額および手数料）

第 12 条　指定販売会社は、第 5 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②第 1 項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項または第 5 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③第 1 項の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第 4 項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日の取得申込に係る当該価額は、1 口につき 1 円に、第 4 項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④第 3 項の手数料の額は、指定販売会社が別に定めるところによるものとします。

⑤第 3 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、原則として、第 41 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥第 1 項から第 5 項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②第 1 項の申請のある場合には、第 1 項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、第 1 項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条　受益権の譲渡は、第 13 条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

　イ．有価証券

　ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 23 条、第 24 条および第 25 条に定めるものに限ります。）

　ハ．金銭債権

　ニ．約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

　イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第 16 条　委託者は、信託金を主として次に掲げる第 1 号から第 5 号までの三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託(以下総称して「マザーファンド」といいます。)の受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）ならびに第 6 号から第 27 号までの有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国内債券インデックス マザーファンド
2. 国内株式インデックス マザーファンド
3. 外国債券インデックス マザーファンド
4. 外国株式インデックス マザーファンド
5. 短期金融資産 マザーファンド
6. 株券または新株引受権証書
7. 国債証券
8. 地方債証券
9. 特別の法律により法人の発行する債券
10. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。）
11. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
12. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
13. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
14. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
15. コマーシャル・ペーパー
16. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。） および新株予約権証券

17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第6号から第16号までの証券または証書の性質を有するもの
18. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
19. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
20. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
21. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
22. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
23. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
24. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
25. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
26. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
27. 外国の者に対する権利で第26号の有価証券の性質を有するもの

なお、第6号の証券または証書、第17号ならびに第22号の証券または証書のうち第6号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第7号から第11号までの証券および第17号ならびに第22号の証券または証書のうち第7号から第11号までの証券の性質を有するもの、および第19号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第18号の証券および第19号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、第1項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を第2項第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、投資信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の55を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の55を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

⑤委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同

じ。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥委託者は、取得時において、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦第 4 項から第 6 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第 17 条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第 32 条において同じ。）、第 32 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条第 1 項ならびに第 2 項に定める資産への投資を、信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行うことができます。

②第 1 項に定める信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

1. 取引所価格（気配値等を含みます。）等の適正な価格による取引であること。
2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
3. 第 1 号および第 2 号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。

③第 1 項および第 2 項の取扱いは、第 22 条から第 28 条までおよび第 31 条ならびに第 36 条および第 37 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第 18 条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 19 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②第 1 項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第 20 条　委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信

託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

②委託者は、取得時において、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③第 1 項および第 2 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第 21 条　委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

②第 1 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第 22 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②第 1 項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使より取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第 5 号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図、目的および範囲）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項

第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

②委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことを指図することができます。

③委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

（スワップ取引の運用指図、目的、および範囲）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④第 3 項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、目的および範囲）

第 25 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことを指図することができます。

②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決算日が原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能な

ものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④第 3 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が、純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑥第 5 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標

利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑩本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 26 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②第 1 項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図および範囲）

第 27 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算において投資信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（投資信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②第 1 項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、第 2 項の売付けに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れ）

第 28 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②第 1 項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、第 2 項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第 1 項の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

（外貨建資産への投資制限）

第 29 条　委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。有価証券の値上がり等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

②第 1 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 30 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図および範囲）

第 31 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②第 1 項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と、投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

③第 2 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④第 2 項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第 32 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められ

ること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、第 1 項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③第 1 項および第 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券等の保管）

第 33 条　（削除）

（混蔵寄託）

第 34 条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 35 条　信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②第 1 項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第 36 条　委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 37 条　委託者は、第 36 条の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約代金、有価証券の売却代

金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

（資金の借入れ）

第 38 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 39 条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 40 条　投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③第 1 項および第 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 41 条　この信託の計算期間は、毎年 8 月 29 日から翌年 8 月 28 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、平成 19 年 9 月 26 日から平成 20 年 8 月 28 日までとします。

②第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告）

第 42 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成してこれを委

託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第 43 条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、第 41 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額および支弁の方法）

第 44 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第 41 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次に定める率を乗じて得た額とします。

イ. 第 1 計算期間から第 18 計算期間まで　・・・年 10,000 分の 43

ロ. 第 19 計算期間以降　・・・年 10,000 分の 21

2. 第 26 条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額

3. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの投資信託財産に属する品貸料のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額

②第 1 項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ケ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。

③第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 45 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 46 条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 48 条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 48 条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、第 1 項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金の再投資）

第 47 条　受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。

②指定販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付により増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金および一部解約金の支払い）

第 48 条　償還金は、信託終了日後 1 ケ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

②一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から受益者に支払います。

③第 1 項および第 2 項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

④償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑤第 47 条第 3 項および本条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第 47 条第 3 項および本条第 4 項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（償還金の時効）

第 49 条　受益者が、信託終了による償還金について第 48 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 50 条　委託者は、自己に帰属するすべての受益権を、最初に追加信託が行われた日以降、この投資信託契約の円滑な運営に支障がないと判断し次第、すみやかに一部解約します。

②受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

③投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

④委託者は、第 2 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 2 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤第 4 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑥委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 2 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦第 6 項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 5 項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第 51 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（投資信託契約の解約）

第 52 条　委託者は、第 4 条の規定による信託終了前にこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 5 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、第 1 項および第 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④第 3 項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤第 4 項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超え

るときは、第1項および第2項の投資信託契約の解約をしません。

⑥委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦第4項から第6項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第53条　委託者は、監督官庁より、この投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第54条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し信託を終了させます。

②第1項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第55条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第56条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第57条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、第1項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③第2項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④第 3 項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の投資信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第 58 条　第 52 条に規定する投資信託契約の解約または第 57 条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第 52 条第 4 項または第 57 条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を経由して、受託者に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第 58 条の 2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第 59 条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 60 条　この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 19 年 9 月 26 日

委託者　住信アセットマネジメント株式会社

受託者　住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
DC ターゲット・イヤー ファンド 2035
約款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 18 条にもとづき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を目的に運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1)投資対象

「国内債券インデックス マザーファンド」、「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国債券インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」および「短期金融資産 マザーファンド」の受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式および公社債等に直接投資することもあります。また、将来の市場構造および市況環境の変化等に応じ、主要投資対象の追加が行われる場合があります。

(2)投資態度

①主として、各マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内の公社債および株式ならびに外国の公社債および株式ならびに国内の短期金融資産等（短期公社債および短期金融商品を含みます。以下同じ。）に実質的に分散投資することでリスクの低減をはかりながら、投資信託財産の長期的な成長を目的に運用を行うことを基本とします。

②当初設定時の各マザーファンド受益証券の基本組入比率は以下のとおりとします。

「国内債券インデックス マザーファンド」受益証券　33%
「国内株式インデックス マザーファンド」受益証券　38%
「外国債券インデックス マザーファンド」受益証券　 5%
「外国株式インデックス マザーファンド」受益証券　19%
「短期金融資産 マザーファンド」受益証券　　5%

③2035 年 8 月の決算日の翌日（第 29 計算期間開始日）を安定運用開始時期（以下「ターゲット・イヤー」といいます。）とし、当初設定以降、ターゲット・イヤーに近づくにしたがい、定期的に各マザーファンド受益証券の基本組入比率を変更することで、株式の実質組入れを漸減し、公社債および短期金融資産等の実質組入れを漸増することにより、株価等の変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券の基本組入比率の最終決定は、1 年に 1 回、市場構造および市場環境の変化等を考慮した上で行います。

④ターゲット・イヤー以降は、「短期金融資産 マザーファンド」受益証券に原則として 100%投資を行い、より安定的な運用を行うことを基本とします。

⑤各マザーファンド受益証券の各年の基本組入比率には一定の変動幅を設けます。

⑥実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、急激な為替変動等により為替差損の可能性が高いと判断される場合には、一時的に為替ヘッジを行う場合があります。

⑦投資信託財産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引を行うことができます。また、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内にお

いて行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

⑧投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

⑨投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

⑩ただし、資金動向および市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)運用制限

①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 70%以下とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

③同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

④同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑥投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑦外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 35%以下とします。

⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3.収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針にもとづき、分配を行います。

(1)分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2)分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準等を勘案して分配金額を決定します。

(3)留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
DC ターゲット・イヤー ファンド 2035
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条　受託者は、信託法第 26 条第 1 項にもとづく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②第 1 項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的、金額および限度額）

第 3 条　委託者は、当初設定日に金 1,000,000 円を信託し、受託者はこれを引受けます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金 4,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、第 2 項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 52 条第 1 項、同条第 2 項、第 53 条第 1 項、第 54 条第 1 項および第 56 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の分割および再分割）

第 5 条　委託者は、第 3 条第 1 項による受益権については 1,000,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

②（削除）

（受益者）

第 7 条　この投資信託契約締結当初の受益者は委託者のみとします。なお委託者は確定拠出年金法第 86 条に規定される税制上の措置の対象外となります。

②追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 5 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

③受益権取得申込者は、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結するものとします。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た金額とします。

②この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第 28 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③第31条に規定する為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 10 条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第 5 条第 1 項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 11 条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受

益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位、価額および手数料）

第 12 条　指定販売会社は、第 5 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②第 1 項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項または第 5 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③第 1 項の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第 4 項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日の取得申込に係る当該価額は、1 口につき 1 円に、第 4 項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④第 3 項の手数料の額は、指定販売会社が別に定めるところによるものとします。

⑤第 3 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、原則として、第 41 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥第 1 項から第 5 項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②第 1 項の申請のある場合には、第 1 項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、第 1 項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条　受益権の譲渡は、第 13 条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 23 条、第 24 条および第 25 条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第 16 条　委託者は、信託金を主として次に掲げる第 1 号から第 5 号までの三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託(以下総称して「マザーファンド」といいます。)の受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）ならびに第 6 号から第 27 号までの有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．国内債券インデックス マザーファンド
2．国内株式インデックス マザーファンド
3．外国債券インデックス マザーファンド
4．外国株式インデックス マザーファンド
5．短期金融資産 マザーファンド
6．株券または新株引受権証書
7．国債証券
8．地方債証券
9．特別の法律により法人の発行する債券
10．社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権　　付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。）
11．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
12．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
13．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
14．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
15．コマーシャル・ペーパー
16．新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。） および新株予約権証券

17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第6号から第16号までの証券または証書の性質を有するもの
18. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
19. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
20. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
21. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
22. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
23. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
24. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
25. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
26. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
27. 外国の者に対する権利で第26号の有価証券の性質を有するもの

なお、第6号の証券または証書、第17号ならびに第22号の証券または証書のうち第6号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第7号から第11号までの証券および第17号ならびに第22号の証券または証書のうち第7号から第11号までの証券の性質を有するもの、および第19号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第18号の証券および第19号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、第1項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を第2項第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、投資信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の70を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の70を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

⑤委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同

じ。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥委託者は、取得時において、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦第 4 項から第 6 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第 17 条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第 32 条において同じ。）、第 32 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条第 1 項ならびに第 2 項に定める資産への投資を、信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行うことができます。

②第 1 項に定める信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

1. 取引所価格（気配値等を含みます。）等の適正な価格による取引であること。
2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
3. 第 1 号および第 2 号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。

③第 1 項および第 2 項の取扱いは、第 22 条から第 28 条までおよび第 31 条ならびに第 36 条および第 37 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第 18 条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 19 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②第 1 項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第 20 条　委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信

託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

②委託者は、取得時において、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③第 1 項および第 2 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第 21 条　委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

②第 1 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第 22 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②第 1 項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使より取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第 5 号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図、目的および範囲）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項

第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

②委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことを指図することができます。

③委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

（スワップ取引の運用指図、目的、および範囲）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④第 3 項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、目的および範囲）

第 25 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことを指図することができます。

②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決算日が原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能な

ものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④第 3 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が、純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑥第 5 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標

利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑩本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 26 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②第 1 項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図および範囲）

第 27 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算において投資信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（投資信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②第 1 項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、第 2 項の売付けに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れ）

第 28 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②第 1 項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、第 2 項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第 1 項の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

（外貨建資産への投資制限）

第 29 条　委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 35 を超えることとなる投資の指図をしません。有価証券の値上がり等により 100 分の 35 を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

②第 1 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 30 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図および範囲）

第 31 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②第 1 項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と、投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

③第 2 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④第 2 項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第 32 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められ

ること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、第 1 項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③第 1 項および第 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券等の保管）

第 33 条　（削除）

（混蔵寄託）

第 34 条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 35 条　信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②第 1 項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第 36 条　委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 37 条　委託者は、第 36 条の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約代金、有価証券の売却代

金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

（資金の借入れ）

第 38 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 39 条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 40 条　投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③第 1 項および第 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 41 条　この信託の計算期間は、毎年 8 月 29 日から翌年 8 月 28 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、平成 19 年 9 月 26 日から平成 20 年 8 月 28 日までとします。

②第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告）

第 42 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成してこれを委

託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第 43 条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、第 41 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額および支弁の方法）

第 44 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第 41 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次に定める率を乗じて得た額とします。

イ. 第 1 計算期間から第 28 計算期間まで　・・・年 10,000 分の 43

ロ. 第 29 計算期間以降　・・・年 10,000 分の 21

2. 第 26 条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額

3. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの投資信託財産に属する品貸料のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額

②第 1 項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ケ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。

③第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 45 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 46 条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 48 条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 48 条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、第 1 項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金の再投資）

第 47 条　受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。

②指定販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付により増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金および一部解約金の支払い）

第 48 条　償還金は、信託終了日後 1 ケ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

②一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から受益者に支払います。

③第 1 項および第 2 項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

④償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑤第 47 条第 3 項および本条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第 47 条第 3 項および本条第 4 項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（償還金の時効）

第 49 条　受益者が、信託終了による償還金について第 48 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 50 条　委託者は、自己に帰属するすべての受益権を、最初に追加信託が行われた日以降、この投資信託契約の円滑な運営に支障がないと判断し次第、すみやかに一部解約します。

②受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

③投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

④委託者は、第 2 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 2 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤第 4 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑥委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 2 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦第 6 項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 5 項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第 51 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（投資信託契約の解約）

第 52 条　委託者は、第 4 条の規定による信託終了前にこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 5 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、第 1 項および第 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④第 3 項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤第 4 項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超え

るときは、第1項および第2項の投資信託契約の解約をしません。

⑥委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦第4項から第6項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第53条　委託者は、監督官庁より、この投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第54条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し信託を終了させます。

②第1項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第55条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第56条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第57条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、第1項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③第2項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④第 3 項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の投資信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第 58 条　第 52 条に規定する投資信託契約の解約または第 57 条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第 52 条第 4 項または第 57 条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を経由して、受託者に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第 58 条の 2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第 59 条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 60 条　この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 19 年 9 月 26 日

委託者　住信アセットマネジメント株式会社

受託者　住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
DC ターゲット・イヤー ファンド 2045
約款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 18 条にもとづき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を目的に運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1)投資対象

「国内債券インデックス マザーファンド」、「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国債券インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」および「短期金融資産 マザーファンド」の受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式および公社債等に直接投資することもあります。また、将来の市場構造および市況環境の変化等に応じ、主要投資対象の追加が行われる場合があります。

(2)投資態度

①主として、各マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内の公社債および株式ならびに外国の公社債および株式ならびに国内の短期金融資産等（短期公社債および短期金融商品を含みます。以下同じ。）に実質的に分散投資することでリスクの低減をはかりながら、投資信託財産の長期的な成長を目的に運用を行うことを基本とします。

②当初設定時の各マザーファンド受益証券の基本組入比率は以下のとおりとします。

「国内債券インデックス マザーファンド」受益証券　18%
「国内株式インデックス マザーファンド」受益証券　48%
「外国債券インデックス マザーファンド」受益証券　 5%
「外国株式インデックス マザーファンド」受益証券　24%
「短期金融資産 マザーファンド」受益証券　　5%

③2045 年 8 月の決算日の翌日（第 39 計算期間開始日）を安定運用開始時期（以下「ターゲット・イヤー」といいます。）とし、当初設定以降、ターゲット・イヤーに近づくにしたがい、定期的に各マザーファンド受益証券の基本組入比率を変更することで、株式の実質組入れを漸減し、公社債および短期金融資産等の実質組入れを漸増することにより、株価等の変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券の基本組入比率の最終決定は、1 年に 1 回、市場構造および市場環境の変化等を考慮した上で行います。

④ターゲット・イヤー以降は、「短期金融資産 マザーファンド」受益証券に原則として 100%投資を行い、より安定的な運用を行うことを基本とします。

⑤各マザーファンド受益証券の各年の基本組入比率には一定の変動幅を設けます。

⑥実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、急激な為替変動等により為替差損の可能性が高いと判断される場合には、一時的に為替ヘッジを行う場合があります。

⑦投資信託財産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引を行うことができます。また、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内にお

いて行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

⑧投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

⑨投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

⑩ただし、資金動向および市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)運用制限

①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 85%以下とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

③同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

④同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑥投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑦外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 40%以下とします。

⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3.収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針にもとづき、分配を行います。

(1)分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2)分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準等を勘案して分配金額を決定します。

(3)留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
DC ターゲット・イヤー ファンド 2045
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条　受託者は、信託法第 26 条第 1 項にもとづく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②第 1 項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的、金額および限度額）

第 3 条　委託者は、当初設定日に金 1,000,000 円を信託し、受託者はこれを引受けます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金 4,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、第 2 項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 52 条第 1 項、同条第 2 項、第 53 条第 1 項、第 54 条第 1 項および第 56 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の分割および再分割）

第 5 条　委託者は、第 3 条第 1 項による受益権については 1,000,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

②（削除）

（受益者）

第 7 条　この投資信託契約締結当初の受益者は委託者のみとします。なお委託者は確定拠出年金法第 86 条に規定される税制上の措置の対象外となります。

②追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 5 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

③受益権取得申込者は、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結するものとします。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第 8 条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た金額とします。

②この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第 28 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③第31条に規定する為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 9 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第 5 条第 1 項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受

益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位、価額および手数料）

第 12 条　指定販売会社は、第 5 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②第 1 項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項または第 5 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③第 1 項の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第 4 項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日の取得申込に係る当該価額は、1 口につき 1 円に、第 4 項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④第 3 項の手数料の額は、指定販売会社が別に定めるところによるものとします。

⑤第 3 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、原則として、第 41 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥第 1 項から第 5 項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②第 1 項の申請のある場合には、第 1 項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、第 1 項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条　受益権の譲渡は、第 13 条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   - イ．有価証券
   - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 23 条、第 24 条および第 25 条に定めるものに限ります。）
   - ハ．金銭債権
   - ニ．約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   - イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第 16 条　委託者は、信託金を主として次に掲げる第 1 号から第 5 号までの三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託(以下総称して「マザーファンド」といいます。)の受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）ならびに第 6 号から第 27 号までの有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国内債券インデックス マザーファンド
2. 国内株式インデックス マザーファンド
3. 外国債券インデックス マザーファンド
4. 外国株式インデックス マザーファンド
5. 短期金融資産 マザーファンド
6. 株券または新株引受権証書
7. 国債証券
8. 地方債証券
9. 特別の法律により法人の発行する債券
10. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。）
11. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
12. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
13. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
14. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
15. コマーシャル・ペーパー
16. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。） および新株予約権証券

17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第6号から第16号までの証券または証書の性質を有するもの
18. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
19. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
20. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
21. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
22. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
23. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
24. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
25. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
26. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
27. 外国の者に対する権利で第26号の有価証券の性質を有するもの

なお、第6号の証券または証書、第17号ならびに第22号の証券または証書のうち第6号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第7号から第11号までの証券および第17号ならびに第22号の証券または証書のうち第7号から第11号までの証券の性質を有するもの、および第19号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第18号の証券および第19号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、第1項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を第2項第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、投資信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の85を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の85を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

⑤委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同

じ。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥委託者は、取得時において、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦第 4 項から第 6 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第 17 条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第 32 条において同じ。）、第 32 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条第 1 項ならびに第 2 項に定める資産への投資を、信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行うことができます。

②第 1 項に定める信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

1. 取引所価格（気配値等を含みます。）等の適正な価格による取引であること。
2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
3. 第 1 号および第 2 号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。

③第 1 項および第 2 項の取扱いは、第 22 条から第 28 条までおよび第 31 条ならびに第 36 条および第 37 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第 18 条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 19 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②第 1 項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第 20 条　委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信

託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

②委託者は、取得時において、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③第 1 項および第 2 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第 21 条　委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

②第 1 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第 22 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②第 1 項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使より取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第 5 号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図、目的および範囲）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項

第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

②委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことを指図することができます。

③委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

（スワップ取引の運用指図、目的、および範囲）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④第 3 項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、目的および範囲）

第 25 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことを指図することができます。

②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決算日が原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能な

ものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④第 3 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が、純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑥第 5 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標

利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑩本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 26 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②第 1 項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図および範囲）

第 27 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算において投資信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（投資信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②第 1 項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、第 2 項の売付けに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れ）

第 28 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②第 1 項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、第 2 項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第 1 項の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

（外貨建資産への投資制限）

第 29 条　委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 40 を超えることとなる投資の指図をしません。有価証券の値上がり等により 100 分の 40 を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

②第 1 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 30 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図および範囲）

第 31 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②第 1 項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と、投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

③第 2 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④第 2 項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第 32 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められ

ること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、第 1 項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③第 1 項および第 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券等の保管）

第 33 条　（削除）

（混蔵寄託）

第 34 条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 35 条　信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②第 1 項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第 36 条　委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 37 条　委託者は、第 36 条の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約代金、有価証券の売却代

金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

（資金の借入れ）

第 38 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 39 条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 40 条　投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③第 1 項および第 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 41 条　この信託の計算期間は、毎年 8 月 29 日から翌年 8 月 28 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、平成 19 年 9 月 26 日から平成 20 年 8 月 28 日までとします。

②第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告）

第 42 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成してこれを委

託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第 43 条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、第 41 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額および支弁の方法）

第 44 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第 41 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次に定める率を乗じて得た額とします。

イ. 第 1 計算期間から第 38 計算期間まで　・・・年 10,000 分の 43

ロ. 第 39 計算期間以降　・・・年 10,000 分の 21

2. 第 26 条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額

3. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの投資信託財産に属する品貸料のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額

②第 1 項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ケ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。

③第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 45 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 46 条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 48 条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 48 条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、第 1 項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金の再投資）

第 47 条　受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。

②指定販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付により増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金および一部解約金の支払い）

第 48 条　償還金は、信託終了日後 1 ケ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

②一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から受益者に支払います。

③第 1 項および第 2 項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

④償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑤第 47 条第 3 項および本条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第 47 条第 3 項および本条第 4 項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（償還金の時効）

第 49 条　受益者が、信託終了による償還金について第 48 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 50 条　委託者は、自己に帰属するすべての受益権を、最初に追加信託が行われた日以降、この投資信託契約の円滑な運営に支障がないと判断し次第、すみやかに一部解約します。

②受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

③投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

④委託者は、第 2 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 2 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤第 4 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑥委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 2 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦第 6 項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 5 項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第 51 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（投資信託契約の解約）

第 52 条　委託者は、第 4 条の規定による信託終了前にこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 5 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、第 1 項および第 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④第 3 項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤第 4 項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超え

るときは、第 1 項および第 2 項の投資信託契約の解約をしません。

⑥委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦第 4 項から第 6 項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 4 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 53 条　委託者は、監督官庁より、この投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 57 条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 54 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し信託を終了させます。

②第 1 項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 57 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 55 条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 56 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 57 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第 57 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、第 1 項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③第 2 項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④第 3 項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の投資信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第 58 条　第 52 条に規定する投資信託契約の解約または第 57 条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第 52 条第 4 項または第 57 条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を経由して、受託者に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第 58 条の 2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第 59 条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 60 条　この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 19 年 9 月 26 日

委託者　住信アセットマネジメント株式会社

受託者　住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
DC ターゲット・イヤー ファンド 2055
約款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条にもとづき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を目的に運用を行うことを基本とします。

2.運用方法

(1)投資対象

「国内債券インデックス マザーファンド」、「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国債券インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」および「短期金融資産 マザーファンド」の受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式および公社債等に直接投資することもあります。また、将来の市場構造および市況環境の変化等に応じ、主要投資対象の追加が行われる場合があります。

(2)投資態度

①主として、各マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内の公社債および株式ならびに外国の公社債および株式ならびに国内の短期金融資産等（短期公社債および短期金融商品を含みます。以下同じ。）に実質的に分散投資することでリスクの低減をはかりながら、投資信託財産の長期的な成長を目的に運用を行うことを基本とします。

②当初設定時の各マザーファンド受益証券の基本組入比率は以下のとおりとします。

「国内債券インデックス マザーファンド」受益証券 18.75%
「国内株式インデックス マザーファンド」受益証券 47.50%
「外国債券インデックス マザーファンド」受益証券 5.00%
「外国株式インデックス マザーファンド」受益証券 23.75%
「短期金融資産 マザーファンド」受益証券 5.00%

③2055年8月の決算日の翌日（第39計算期間開始日）を安定運用開始時期（以下「ターゲット・イヤー」といいます。）とし、当初設定以降、ターゲット・イヤーに近づくにしたがい、定期的に各マザーファンド受益証券の基本組入比率を変更することで、株式の実質組入れを漸減し、公社債および短期金融資産等の実質組入れを漸増することにより、株価等の変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券の基本組入比率の最終決定は、1年に1回、市場構造および市場環境の変化等を考慮した上で行います。

④ターゲット・イヤー以降は、「短期金融資産 マザーファンド」受益証券に原則として 100%投資を行い、より安定的な運用を行うことを基本とします。

⑤各マザーファンド受益証券の各年の基本組入比率には一定の変動幅を設けます。

⑥実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、急激な為替変動等により為替差損の可能性が高いと判断される場合には、一時的に為替ヘッジを行う場合があります。

⑦投資信託財産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプショ

ン取引を行うことができます。また、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

⑧投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

⑨投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

⑩ただし、資金動向および市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)運用制限

①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 85%以下とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

③同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

④同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑥投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑦外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 40%以下とします。

⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3.収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針にもとづき、分配を行います。

(1)分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2)分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準等を勘案して分配金額を決定します。

(3)留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
DC ターゲット・イヤー ファンド 2055
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条　受託者は、信託法第 28 条第 1 号にもとづく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条第 1 項、第 17 条第 2 項および第 32 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②第 1 項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的、金額および限度額）

第 3 条　委託者は、金 50 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金 4,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

③委託者は、受託者と合意のうえ、第 2 項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 52 条第 1 項、第 52 条第 2 項、第 53 条第 1 項、第 54 条第 1 項および第 56 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（受益者）

第 6 条　この投資信託契約締結当初の受益者は委託者のみとします。なお委託者は確定拠出年金法第 86 条に規定される税制上の措置の対象外となります。

②追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

③受益権取得申込者は、販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条　委託者は、第 3 条第 1 項による受益権については 50 万口を上限として、追加信託によって生じ

た受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第 8 条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た金額とします。

②この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 28 条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③第 31 条に規定する為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 9 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 10 条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 11 条　受託者は、この投資信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 12 条　販売会社は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

②第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第 3 項または第 4 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円とします。

④第 3 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約にもとづいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 40 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤第 1 項から第 4 項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②第 1 項の申請のある場合には、第 1 項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、第 1 項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条　受益権の譲渡は、第 13 条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投

資信託約款第 23 条、第 24 条および第 25 条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第 16 条　委託者は、信託金を主として次に掲げる第 1 号から第 5 号までの三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託(以下総称して「マザーファンド」といいます。)の受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）ならびに第 6 号から第 27 号までの有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．国内債券インデックス マザーファンド

2．国内株式インデックス マザーファンド

3．外国債券インデックス マザーファンド

4．外国株式インデックス マザーファンド

5．短期金融資産 マザーファンド

6．株券または新株引受権証書

7．国債証券

8．地方債証券

9．特別の法律により法人の発行する債券

10．社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。）

11．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

12．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）

13．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）

14．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）

15．コマーシャル・ペーパー

16．新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

17．外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 6 号から第 16 号までの証券または証書の性質を有するもの

18．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

19．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

20. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
21. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
22. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
23. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
24. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
25. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
26. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
27. 外国の者に対する権利で第26号の有価証券の性質を有するもの

なお、第6号の証券または証書、第17号ならびに第22号の証券または証書のうち第6号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第7号から第11号までの証券および第17号ならびに第22号の証券または証書のうち第7号から第11号までの証券の性質を有するもの、および第19号に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第18号の証券および第19号の証券（「投資法人債券」および「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、第1項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で第5号の権利の性質を有するもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を第2項第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、投資信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の85を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の85を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

⑤委託者は、取得時において、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦第 4 項から第 6 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第 17 条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 32 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 28 条まで、第 31 条および第 35 条から第 37 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限にもとづいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 28 条まで、第 31 条および第 35 条から第 37 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④第 1 項から第 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 18 条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 19 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②第 1 項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第 20 条　委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と、マザーファンドの投資信託財

産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

②委託者は、取得時において、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③第 1 項および第 2 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第 21 条　委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

②第 1 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第 22 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②第 1 項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第 5 号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図、目的および範囲）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3

号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

②委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことを指図することができます。

③委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

（スワップ取引の運用指図、目的および範囲）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④第 3 項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、目的および範囲）

第 25 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことを指図することができます。

②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第 4 条に

定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④第 3 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が、純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑥第 5 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約にもとづく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として

定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑩本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 26 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②第 1 項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図範囲）

第 27 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算において投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（第 28 条の規定にもとづき投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②第 1 項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、第 2 項の売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れ）

第 28 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の

提供の指図を行うものとします。

②第 1 項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、第 2 項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第 1 項の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

（外貨建資産への投資制限）

第 29 条　委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 40 を超えることとなる投資の指図をしません。有価証券の値上がり等により 100 分の 40 を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

②第 1 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 30 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図および範囲）

第 31 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②第 1 項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と、投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

③第 2 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④第 2 項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第 32 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、第 1 項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③第 1 項および第 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1．投資信託財産の保存に係る業務
2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 33 条　金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 34 条　信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②第 1 項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第 35 条　委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 36 条　委託者は、第 35 条の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

（資金の借入れ）

第 37 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 38 条　委託者の指図にもとづく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 39 条　投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③第 1 項および第 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 40 条　この信託の計算期間は、毎年 8 月 29 日から翌年 8 月 28 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 30 年 2 月 27 日から平成 30 年 8 月 28 日までとします。

②第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 41 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、第 1 項および第 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第42条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用）

第43条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②投資信託財産の監査費用及び当該監査費用に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額および支弁の方法）

第44条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第 40 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次に定める率を乗じて得た額とします。

イ. 第1計算期間から第38計算期間まで　・・・年10,000分の43

ロ. 第39計算期間以降　・・・年10,000分の21

2. 第26条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）に100分の50未満の率を乗じて得た額
3. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの投資信託財産に属する品貸料のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）に100分の50未満の率を乗じて得た額

②第1項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ケ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。

③第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第45条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を

控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金の再投資）

第46条　受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

②販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金および一部解約金の支払い）

第47条　償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ケ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

②一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から受益者に支払います。

③第 1 項および第 2 項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑤前条第3項および本条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前条第 3 項および本条第 4 項に規定する「各受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第48条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金について

は前条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、第 1 項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の時効）

第 49 条　受益者が、信託終了による償還金について第 47 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 50 条　委託者は、自己に帰属するすべての受益権を、最初に追加信託が行われた日以降、この投資信託契約の円滑な運営に支障がないと判断し次第、すみやかに一部解約します。

②受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

③投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

④委託者は、第 2 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 2 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤第 4 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑥委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 2 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦第 6 項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 5 項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第 51 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（投資信託契約の解約）

第 52 条　委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 5 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができま

す。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、第 1 項および第 2 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④第 3 項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑥第 3 項から第 5 項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から第 5 項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第 53 条　委託者は、監督官庁より、この投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 57 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 54 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し信託を終了させます。

②第 1 項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 57 条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 55 条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 56 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 57 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させ

ます。

（投資信託約款の変更等）

第 57 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、第 1 項の事項（第 1 項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③第 2 項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第 2 項から第 5 項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦第 1 項から第 6 項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第 58 条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第 59 条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 60 条　この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日　　平成 30 年 2 月 27 日

委託者　　三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

受託者　　三井住友信託銀行株式会社